

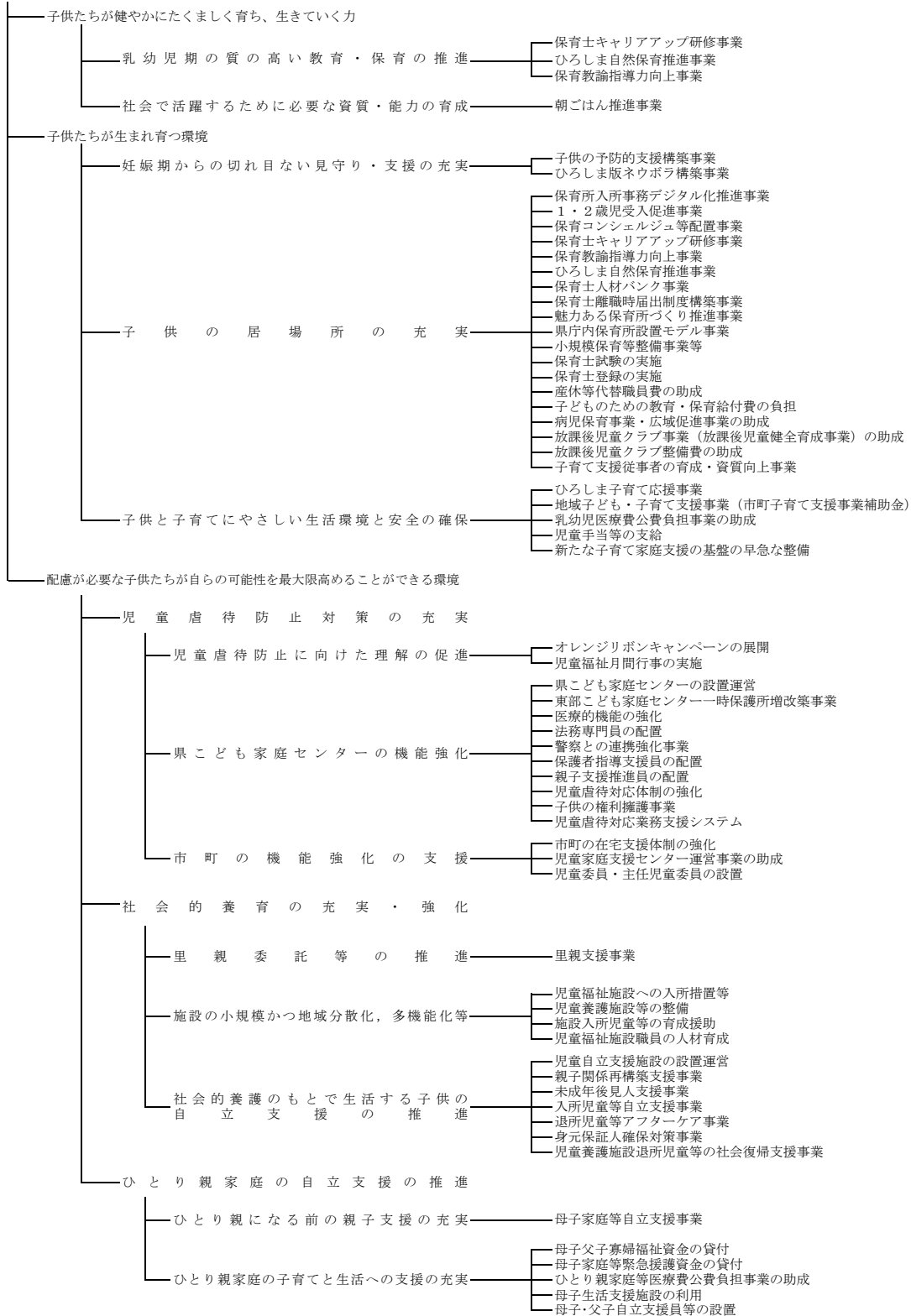
Ⅲ 事業体系

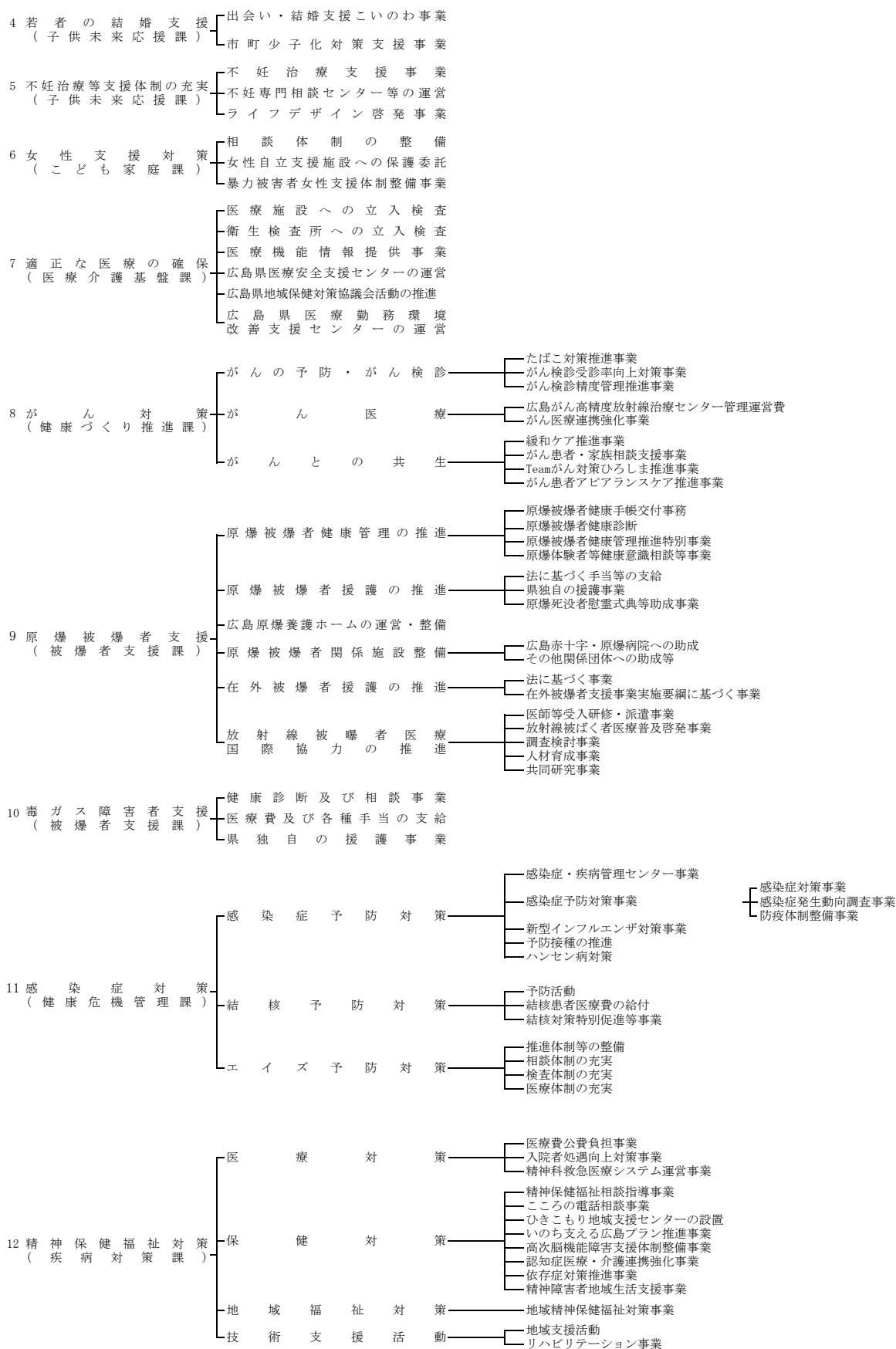
健康福祉局の事業体系

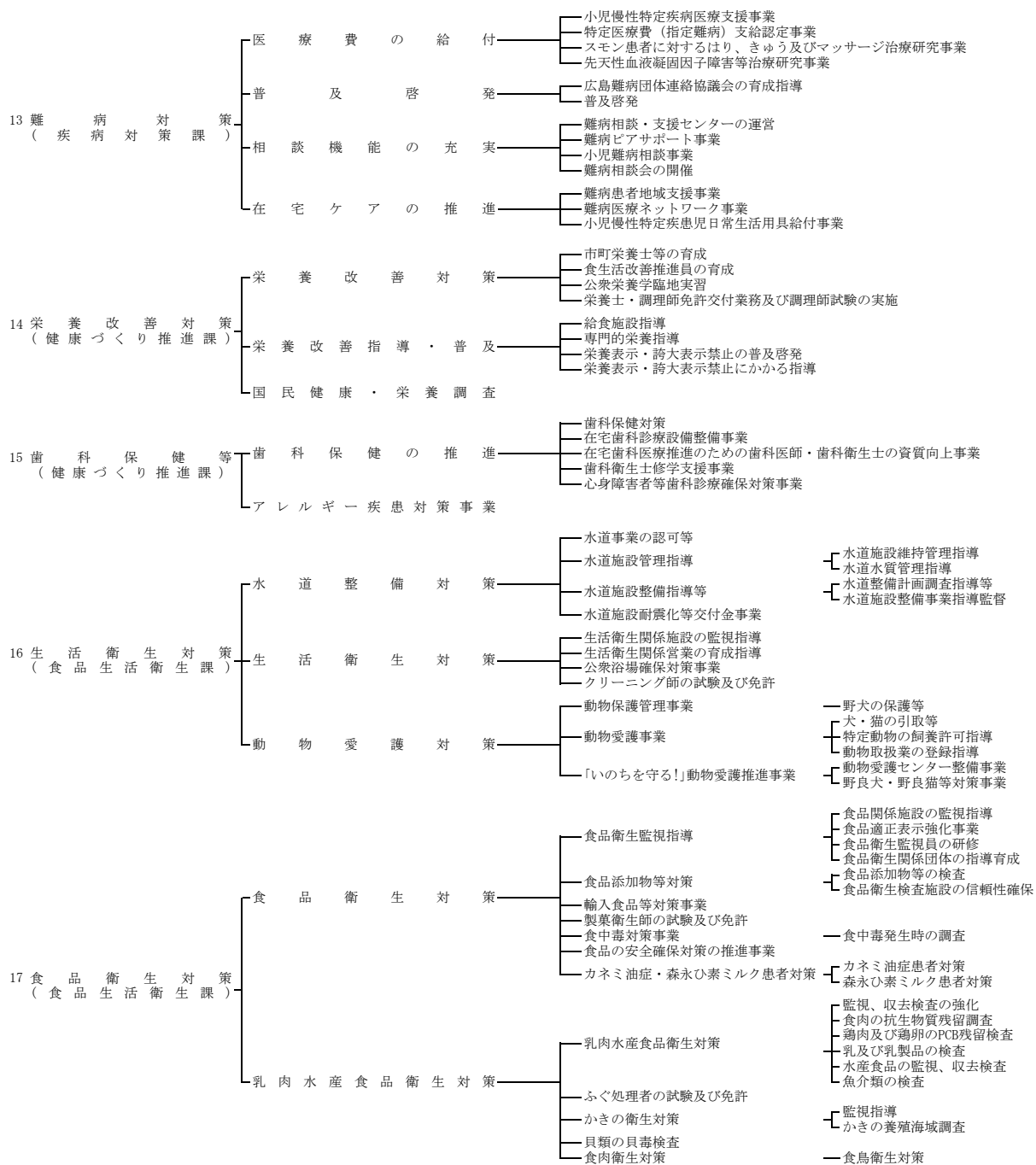
1 地域保健福祉推進対策——地域保健福祉調査研究事業
(健康福祉総務課)

2 大規模社会福祉施設等の整備
(健康福祉総務課)

3 全ての子どもたちの未来を応援（「ひろしま子供の未来応援プラン」の推進）
(子供未来応援課)
(安心保育推進課)
(こども家庭課)



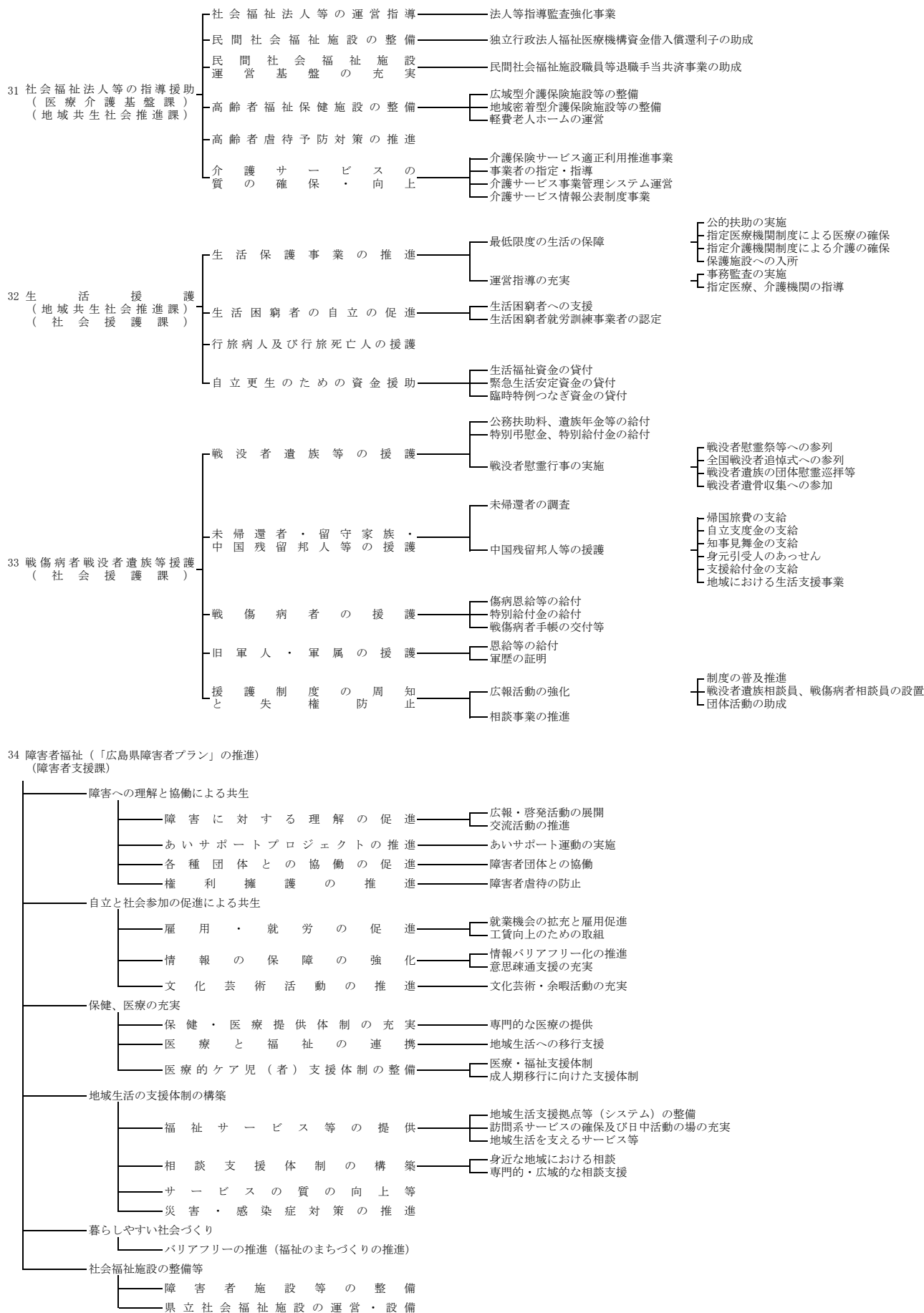






20	医療提供体制の確保 (健康危機管理課) (医療介護政策課) (医療機能強化推進課) (医療介護基盤課) (健康づくり推進課) (医療介護保険課)	総合的な施策の企画・調整	保健医療計画の推進 ひろしま高齢者プランの推進
		医療及び介護の総合的な確保の促進	医療介護総合確保促進法に基づく広島県計画の推進 療養病床転換支援事業 医療情報連携の推進 医療資源偏在解消の推進 病床機能分化・連携の促進 地域医療構想推進事業
		医療の高度化と医師の偏在解消	高度医療・人材育成拠点整備事業 地域医療介護総合確保事業
		救急医療の充実	救急医療コントロール機能を担う広島市民病院の整備等 救命救急センターの運営支援 救急医療施設等の整備 救急医療情報ネットワークの運営 ドクターヘリ事業 メディカルコントロール体制の強化 救急搬送受入体制確保事業
		災害医療体制の充実	
		へき地・中山間地域医療対策の充実	へき地医療施設等の整備・運営費の助成
		周産期・小児医療対策の充実	周産期医療システムの運営 周産期医療情報ネットワークの運営 周産期母子医療センター運営支援事業 小児救急医療体制の充実 県東部小児・周産期医療確保対策事業
		臓器移植・骨髄バンク事業等の啓発・推進	臓器移植啓発活動の推進等 骨髄バンク事業等の推進 骨髄提供の着実な推進
		医療施設の整備・充実	
		オンライン診療活用検討事業 心身障害者(児)及び休日の歯科医療の確保 循環器病対策推進事業 てんかん地域診療連携体制整備	
21	医療人材の確保・育成 (医療介護基盤課)	医師確保対策の推進	広島県医師育成奨学金 女性医師等就労環境整備 広島大学医学部寄附講座の設置 産科医等確保支援事業 包括的過疎地域医師育成・活躍支援システム整備事業
		広島県地域医療支援センター(公益財団法人広島県地域保健医療推進機構)による医師確保等の実施	医師の養成と配置調整 医師の誘致と県内定着 医師の活躍支援 広島県へき地医療支援機構の運営 情報収集・情報発信 センターの運営管理
		看護職員等確保対策	新規養成 復職支援 定着促進 資質向上
22	福祉・介護人材の確保・育成・定着及び生産性向上 (医療介護基盤課)	人材の確保・育成を推進する基盤づくり	総合支援協議会の運営 地域人材確保推進体制整備事業
		福祉・介護人材の確保・イメージ改善	福祉人材育成センターの運営 人材確保の支援 福祉・介護職の魅力発信 福祉・介護職の理解促進 修学資金・再就職準備金の貸付 外国人介護人材の受入支援
		福祉・介護従事者の定着促進・資質向上及び介護現場の生産性向上	介護生産性向上総合相談センター事業 福祉・介護職場改善の促進 資質向上の支援 介護テクノロジー定着支援 ICT・介護ロボット導入普及促進 合同入職式の開催
		介護職員研修指定等事業	介護人材養成施設等指定事業 喀痰吸引等(たんの吸引・経管栄養)従事者・事業者・研修機関登録事業 EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護職員研修支援事業
		介護サービスの質の確保	介護支援専門員の登録 ケアマネジメント機能強化事業
23	高齢者が活躍できる社会づくり (健康づくり推進課) (地域共生社会推進課)	高齢者の生きがい・健康づくり応援事業	全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣等 広島県シルバー作品展 シニア囲碁・将棋大会
		老人クラブ活動の推進	
		社会参加きっかけづくり応援事業	
24	地域支援対策 (地域共生社会推進課)	地域包括ケアの推進	広島県地域包括ケアシステム強化推進事業 在宅医療・介護連携の推進 総合事業・生活支援体制整備の推進 介護保険における自立支援の推進事業
		認知症対策の推進	認知症にやさしい地域づくり支援事業 認知症医療・介護研修事業 認知症地域連携促進事業
		民生委員児童委員協議会への援助	

25 健康増進対策 (健康づくり推進課)	健康ひろしま21推進事業	
	健康づくりの体制整備	市町健康づくり推進協議会の組織育成
		市町健康増進計画推進支援
	普及啓発	健康増進普及啓発の推進
		健康生活応援店制度の推進
	人材の育成・確保	
	健康増進事業等	健康増進事業
		特定健康診査・特定保健指導の推進
26 食育推進対策 (健康づくり推進課)	健康経営の推進	健康データなどを活用した健康づくりの推進
		「健康経営」実践企業の拡大推進
	介護予防	地域づくりによる介護予防推進支援事業
		リハビリテーション専門職等人材育成調整事業
		介護予防活動普及展開事業
		地域リハビリテーションの推進
	高齢者の健康づくり 「通いの場」推進事業	ネットワーク構築
		人材育成の加速
		「通いの場」リーダーの育成等
		多様な「通いの場」の推進
27 医療保険制度の安定的な運営 (医療介護保険課) (国民健康保険課)	国民健康保険事業	被保険者の資格の適用
		保険給付
		保険料(税)の収納
		国庫補助の状況
		保険者の実地指導等
		保険医療機関等の指導監査
		国保事業等の推進
		国民健康保険事業状況データ作成
		市町国保財政助成事業
		国民健康保険事業費特別会計繰出金事業
		広島県国民健康保険審査会の運営
		国民健康保険事業費特別会計
28 介護保険制度の安定的な運営 (医療介護保険課)	後期高齢者医療制度	後期高齢者に係る医療給付費の負担
		後期高齢者医療助成事業
		後期高齢者医療財政安定化基金の運営
		広島県後期高齢者医療審査会の運営
	医療費適正化の推進	医療費適正化計画検討委員会の開催等
		レセプト点検指導の実施
	介護保険制度	介護保険給付費等の負担
		低所得者等の利用者負担の軽減
29 災害救助対策 (健康危機管理課) (疾病対策課) (地域共生社会推進課)	介護給付適正化対策	介護保険財政安定化基金の運営
		広島県介護保険審査会の運営
	被災者生活再建支援制度	被災者生活再建支援制度
		広島県被災者生活再建支援制度
	災害救助法による救助	
	災害弔慰金等の支給及び 災害援護資金の貸付	
	広島県災害見舞金等の支給	
	災害応急救助物資備蓄事業	
30 地域福祉活動の振興 (地域共生社会推進課)	避難所環境改善支援事業	
	災害時メンタルヘルス推進事業	
	災害福祉支援ネットワーク構築推進事業	
	防災と福祉の連携による 個別計画策定促進事業	
	組織の育成	(社福) 広島県社会福祉協議会への指導援助
		(社福) 広島県共同募金会への指導援助
	地域福祉活動推進基盤の整備 (「ふれあい基金」の補助)	
	地域福祉実践活動の振興	福祉サービス利用援助事業
		権利擁護支援体制強化事業
		福祉サービス苦情解決事業
		地域生活定着支援事業
		広島県社会福祉協議会事業
31 ボランティア活動の振興	ボランティア活動の振興	広島県地域医療介護総合確保事業
		ボランティアセンター事業
	災害時における被災者支援体制の構築事業	災害時における被災者支援体制の構築事業
		若い世代・企業との連携、担い手づくり・連携支援事業
	老人保健福祉月間事業	
	地域共生社会の推進	地域共生社会推進事業
		重層的支援体制整備事業交付金



1 地域保健福祉推進対策

〔現況及び施策の方向〕

保健福祉サービス提供システムや行政システムの変革の動きに対応し、地域保健福祉業務の活性化と効果的かつ効率的な推進を図るとともに、職員のスキルアップを図るため、広域的・専門的な技術拠点である厚生環境事務所・保健所等において、調査研究を行う。

また、災害により避難所等に避難している被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な支援を行う。

〔事業の内容〕

地域保健福祉調査研究事業

厚生環境事務所・保健所等において、地域保健福祉に関する調査研究を実施するとともに、その成果を発表することにより、地域保健福祉業務の活性化と効果的かつ効率的な推進を図るとともに、職員のスキルアップを図る。(平成 14 年度創設)

2 大規模社会福祉施設等の整備

〔現況及び施策の方向〕

昭和49年3月に策定した「広島県社会福祉計画」において、社会福祉施設の中核的・指導的役割を担う施設となる「老人福祉団地（ふれあいの里）」、「身体障害者リハビリテーションセンター」及び「心身障害者コロニー」などの大規模社会福祉施設建設構想を策定し、昭和50年度から行っている法人県民税の超過課税収入を大規模社会福祉施設等建設基金に積み立て、これを財源として計画的な施設整備を進めている。

また、少子・高齢化の進行に伴い、保健・医療・福祉の一体的・効果的な施策を推進する必要があることから、社会福祉施設をはじめ医療施設、保健休養施設についても、この基金で整備することとしている。

これらの大規模社会福祉施設については、(社福) 広島県福祉事業団等を指定管理者として運営委託し、効果的な運営に努めている。

〔事業の内容〕

大規模社会福祉施設等の整備

「大規模社会福祉施設等建設基金」の運用

大規模社会福祉施設等の建設資金を確保するため、大規模社会福祉施設等建設基金を設置し、法人県民税の超過課税による県税収入、大規模社会福祉施設等の建設資金として受納した寄附金及びこの基金の運用益金を積み立て、計画的かつ効率的な活用を図ることとしている。

第1表 建設事業の概要（健康福祉局所管）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度（予定）
わかば療育園	改修工事	改修工事	—
若草療育園			—
若草園			改修工事
健康福祉センター	設備更新工事	設備更新工事	設備更新工事
西部こども家庭センター	—	—	—
東部こども家庭センター （一時保護所）	実施設計 増改築工事着手	実施設計 増改築工事	—

第2表 大規模社会福祉施設等建設基金額の状況

（単位 千円）

区 分	積立額	取崩額	年度末基金額
令和6年度（予定）	1,776,627	1,406,716	8,647,231
令和5年度	1,840,009	1,580,089	8,277,320
令和4年度	2,055,377	1,995,834	8,017,400

3 全ての子供たちの未来を応援（「ひろしま子供の未来応援プラン」の推進）

〔現況及び施策の方向〕

人口減少、少子高齢化が進行する一方で、グローバル化やデジタルイゼーションも急速に進んでおり、ますます先を見通すことが難しい時代を迎えている。こうした時代を生きていく子供たちが、それぞれの家庭の経済的事情を含め、生まれ育った環境に関わらず、現在や将来に夢を持ち、その実現に必要な資質・能力を身に付け、一人一人の可能性を最大限高めることができる社会づくりを推進していく必要がある。

この新たなプランの名称にある「子供の未来を応援する」とは、「広島県の未来を創造する」ということであり、明日の広島県を支える子供たちが希望に満ち溢れ、自分の可能性を信じて何事にも果敢にチャレンジし、未来を切り拓いていけるよう、プランの目指す姿の実現に向けて取組を進めていく。

ひろしま子供の未来応援プラン

【将来にわたって目指す社会像】

すべての子供たちが、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことのできる社会の実現

～具体的な社会像～

【領域Ⅰ】

- ◆すべての子供たちに、「乳幼児期から大学・社会人まで」を見据え、学校・家庭・地域などで、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる資質・能力が育成されている。

【領域Ⅱ】

- ◆地域、保育所・幼稚園や学校、職域など、子供を取り巻く社会のすべての人たちが、それぞれの立場と資源を活かして協力し、子供の健やかな育ちを切れ目なく見守り、支援などを行う環境が整っており、すべての子供と子育て家庭が、安心して暮らし、子育てができています。

【領域Ⅲ】

- ◆様々な事情により、社会的な支援の必要性が高い子供たちが、身近な大人に暖かく見守られ、大事にされて育ち、権利を擁護され、必要な支援や配慮を受けながら、安心して暮らし、自らの可能性を最大限高めることができています。

【施策体系】

領域Ⅰ 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

領域Ⅱ 子供たちが生まれ育つ環境

柱1 妊娠期からの切れ目のない見守り・支援の充実

柱2 子供の居場所の充実

柱3 子育てを応援する職場環境の整備

領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境

柱1 児童虐待防止対策の充実

柱2 社会的養育の充実・強化

柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

〔事業の内容〕

1 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

(1) 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

ア 保育士キャリアアップ研修事業（予算額 21,183 千円）

保育士は専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門職であり、その専門性の向上に目標を持って取り組めるよう、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修を構築し、保育の質の向上や新規採用者の人材確保及び保育士の離職防止等を図ることを目的とする。（平成 29 年度創設）

第 1 表 県主催の専門研修の実施状況

（単位 人）

区 分	修了者数
令和 5 年 度	2,605
令和 4 年 度	2,290
令和 3 年 度	1,943

ア 保育教諭指導向上事業（予算額 2,952 千円）

公立幼保連携型認定こども園に配置される保育教諭に対し、職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施する。（平成 27 年度創設）

イ ひろしま自然保育推進事業（予算額 14,617 千円）

子どもの好奇心や想像力、自己肯定感、主体性、レジリエンス（精神的回復力）等を育むことのできる自然保育を行う団体を認証し、活動を支援するとともに、幼児教育・保育の無償化の対象としない認可外の認証団体について、運営費を補助する。（平成 29 年度創設）

第 2 表 ひろしま自然保育認証団体

（単位 団体）

認証区分	認証団体数（令和 6 年度 4 月現在）
I 型（地域の資源を活用した教育・保育を週 10 時間以上実施している団体）	52
II 型（地域の資源を活用した教育・保育を週 5 時間以上実施している団体）	12
合計	64

(2) 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

ア 朝ごはん推進事業（予算額 5,072 千円）

全ての子供が朝食を食べられる環境を整備し、子供の資質や能力を高めるために必要な生活習慣を身に着けるため、学校の敷地内で子供たちに朝ごはんを提供する。

また、市町社会福祉協議会による窓口での生活相談や自立支援事業等を通じて、食材提供が必要な子育て家庭の子供たちが朝ごはんを食べられるよう、食品を提供する取組を実施する。（令和元年度創設）

第 3 表 朝ごはん推進事業（学校敷地内での朝食提供）実施状況

（単位 箇所）

開始年度	実施市町	箇所数
令和元年度	竹原市	1
平成 30 年 度	廿日市市	1
	府中町	1

※竹原市と府中町は令和 2 年度以降、新型コロナの影響で休止中。

2 子供たちが生まれ育つ環境

(1) 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

ア 子供の予防的支援構築事業（予算額 81,627 千円）

福祉や教育など子供の育ちに関係する様々なデータを集約・分析することにより、子供や子育て家庭が抱える様々なリスクの状況を早期に把握し、最適な予防的支援を継続的に行う仕組みを構築する。（令和元年度創設）

イ ひろしま版ネウボラ構築事業（予算額 175,614 千円）

「ひろしまネウボラ」の仕組みの全県展開に向け、あるべき機能や体制を整理した基本型に基づく取組などについて支援を行うとともに、その効果や課題を検証し、取組の強化・改善につなげる。また、ネウボラに必要な専門職人材の育成支援により、ネウボラ業務の質の向上を図るほか、「ひろしまネウボラ」について、県民の共感と信頼を獲得するための戦略的 PR をモデル的に推進する。（平成 29 年度創設）

ウ 出産・子育て応援交付金（予算額 831,740 千円）

市町が主体となっていく伴走型相談支援の実施や出産・子育て応援給付金事業等に対し、県が事業費の一部を負担するとともに、出産・子育て応援給付金事業を広域的かつ電子的に実施するためのプラットフォームの構築・運営を行う。（令和 4 年度創設）

(2) 子供の居場所の充実

ア 保育所入所事務デジタル化推進事業（予算額 166 千円）

待機児童を解消するため、市町の入所調整に係るオンライン化への支援を行う。

イ 1・2 歳児受入促進事業（予算額 19,227 千円）

待機児童が発生している市町の保育施設に対して、新たな 1・2 歳児の受け入れによる公定価格が人件費相当に達しない場合にその差額を補助する。（平成 30 年度創設）

第 4 表 1・2 歳児受入促進事業実施状況

（単位 市町、円）

区 分	市 町 数	補助金額
令 和 5 年 度	5	18,924,000
令 和 4 年 度	4	21,254,000
令 和 3 年 度	5	25,853,000

ウ 保育コンシェルジュ等配置事業（予算額 29,873 千円）

保護者の働き方等に合った保育サービスを紹介するコンシェルジュ（子育て経験者等）を配置する市町への補助を行う。また、コンシェルジュに就業支援員の機能を追加することで、子どもを預けて働く保育士への就業支援を行う。（平成 25 年度創設）

第 5 表 保育コンシェルジュ配置状況

（単位 市町、円）

区 分	市 町 数	配置人数
令 和 5 年 度	3	20 人
令 和 4 年 度	4	21 人
令 和 3 年 度	4	21 人

エ 保育士キャリアアップ研修事業（予算額 21,183 千円）【再掲】

保育士は専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門職であり、その専門性の向上に目標を持って取り組めるよう、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修を構築し、保育の質の向上や新規採用者の人材確保及び保育士の離職防止等を図ることを目的とする。（平成 29 年度創設）

オ 保育教諭指導力向上事業（予算額 2,952 千円）【再掲】

公立幼保連携型認定こども園に配置される保育教諭に対し、職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施する。（平成 27 年度創設）

カ ひろしま自然保育推進事業（予算額 14,617 千円）【再掲】

子どもの好奇心や想像力、自己肯定感、主体性、レジリエンス（精神的回復力）等を育むことのできる自然保育を行う団体を認証し、活動を支援するとともに、幼児教育・保育の無償化の対象としない認可外の認証団体について、運営費を補助する。（平成 29 年度創設）

キ 保育士人材バンク事業（予算額 20,380 千円）

保育士人材バンクを運用し、求職者と求人者のマッチングを行うとともに、合同就職説明会や就職支援セミナー、実地研修を実施する。（平成 24 年度創設）

第 6 表 保育士人材バンクの就業マッチング状況

（単位 件）

区分	求人	求職	紹介	就職
令和 5 年度	435	112	131	127
令和 4 年度	454	134	126	122
令和 3 年度	490	115	115	112

ク 保育士離職時届出事業（予算額 4,157 千円）

令和元年度に構築した届出制度により、保育士として就業していない保育士を把握し、求人情報の提供や保育士人材バンクでの求職活動支援により、保育士の就職を支援する。（令和元年度創設）

第 7 表 保育士離職時届出状況

（単位 人）

区 分	登録者数
令和 5 年度	8
令和 4 年度	15
令和 3 年度	11

ケ 魅力ある保育所づくり推進事業（予算額 4,797 千円）

保育施設の勤務労働条件や職員間の雰囲気などを開示することや社会保険労務士等を活用した職務環境の向上を図ることにより、保育士を目指す学生等が働きたいと思える魅力ある保育所づくりを推進する。（平成 30 年度創設）

コ 県庁内保育所設置モデル事業（予算額 3,150 千円）

子ども・子育て支援新制度において新たな受入枠となる事業所内保育所について、近隣企業との共同設置モデルを県庁自らが実施・例示することにより、県内企業等の設置を促進する。（平成 27 年度創設）

サ 認定こども園等整備補助事業等（広島県安心こども基金の活用）

子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、国から交付された子育て支援対策特例交付金を原資に、平成 20 年度に「広島県安心こども基金」を設置し、平成 26 年度まで（一部は平成 28 年度まで）の間、待機児童の解消等に向けた保育所等の緊急整備や全ての子ども・家庭への支援などを実施する。

第 8 表 基金の状況

(単位 円)

区 分	積 立 額	取 崩 額	基金残高
令 和 5 年 度	15,226,000	163,223,418	1,998,715,803
令 和 4 年 度	1,411,762,394	49,084,000	2,146,682,623
令 和 3 年 度	103,269,413	1,026,089,000	784,004,229

第 9 表 安心こども基金事業一覧（健康福祉局）

区 分	事 業 名
子供の居場所の充実	保育所緊急整備事業
	小規模保育整備事業
	賃貸物件による保育所整備事業
	認定こども園整備事業
	小規模保育設置促進事業
	幼児教育・保育無償化円滑化事業
	子育て家庭支援基盤整備事業
不妊治療等支援体制の充実	不妊に悩む方への特定治療支援事業 (令和 3 年 1 月 1 日以降治療終了分及び不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)
新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援	母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業
	母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業
	子育て世帯訪問支援臨時特例事業
	保護者支援臨時特例事業
	子どもの居場所支援整備事業
	子どもの居場所支援臨時特例事業
	子育て短期支援整備事業
	子育て短期支援臨時特例事業
	一時預かり利用者負担軽減事業
	妊婦訪問支援事業
	特定妊婦等支援整備事業
	特定妊婦等支援臨時特例事業
	社会的養護自立支援整備事業
	社会的養護自立支援実態把握事業
	児童相談所一時保護所等整備事業

<参考 認定こども園>

幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 18 年 10 月 1 日施行）が制定され、都道府県知事による認定制度である認定こども園制度が設けられた。（平成 18 年度創設）

さらに、平成 27 年 4 月から本格施行された子ども・子育て支援新制度において、学校及び児童福祉施設としての位置付けを持つ単一の施設として新たな幼保連携型認定こども園が制度化された。

第10表 認定こども園の概要

機 能 等	認定こども園とは、都道府県知事が定める基準のもと、次の(1)及び(2)の機能を果たすことを目的として設置された施設、又は、幼稚園・保育所等のうち、これらの要件を満たすとして認定を受けた施設である。 (1) 保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能 (2) 地域における子育て支援を行う機能
類 型	認定こども園には、地域の実情に応じて次のような多様なタイプが認められている。 (1) 幼保連携型 学校及び児童福祉施設としての位置付けを持つ単一の施設 (2) 幼稚園型 認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ (3) 保育所型 認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ (4) 地方裁量型 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ
認可又は認定基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、県条例（平成18年10月16日条例第46号、平成26年10月9日条例第41号）で定めている。

第11表 認定こども園の状況

(単位 市町、施設)

区 分	市町数	施設数
令和5年度(4/1現在)	22	245 (168)
令和4年度(4/1現在)	21	228 (162)
令和3年度(4/1現在)	21	215 (158)

(注) 施設数欄の () 書きは、幼保連携型認定こども園の再掲である。

シ 保育士試験の実施

保育士養成施設（学校）を卒業する者以外の者に保育士となる資格を与えるため、平成28年度から年2回保育士試験を実施する。（昭和23年度創設）平成17年度から、県が指定した試験機関が実施。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、1回目については筆記試験が中止となり、実技試験のみの実施となっている。）

第12表 保育士試験の実施状況

(単位 人、%)

区 分	受験者実数	合格者数	合格 率
令和5年度	1,177	359	30.5
令和4年度	1,413	463	32.8
令和3年度	1,423	353	24.8

ス 保育士登録の実施（予算額 8,715 千円）

保育士として業務を行う者の県知事への登録を実施する。（平成 15 年度創設）

登録手数料 申請 4,200 円、書換交付 1,600 円、再交付 1,100 円

第 13 表 保育士登録数

（単位 人）

区 分	新規登録	書換交付	再 交 付
令 和 5 年 度	1,153	569	21
令 和 4 年 度	1,322	573	24
令 和 3 年 度	1,265	705	20

セ 産休等代替職員費の助成（予算額 20,526 千円）

児童福祉施設等の職員の産休又は病休に際して、児童の処遇の確保を図るため代替の保育士等を任用した施設設置者に、その任用に要する費用を助成する。（産休：昭和 37 年度創設、病休：昭和 49 年度創設）

第 14 表 産休等代替職員への助成実績

（単位 施設、人）

区 分	任用施設数	任 用 人 数
令 和 5 年 度	44	59
令 和 4 年 度	43	58
令 和 3 年 度	41	63

ソ 子どものための教育・保育給付費の負担（予算額 15,557,427 千円）

子ども・子育て支援法第 67 条第 1 項に基づき、市町が支弁した私立保育所、私立認定こども園等に係る給付費及び子ども・子育て支援法第 67 条第 2 項に基づき、市町が支弁した私立幼稚園、認可外保育施設等に係る施設利用費の一部を負担する。（平成 27 年度創設）

タ 病児保育事業・広域推進事業の助成（予算額 258,423 千円）

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等において看護師等が預かる事業及び保育所において通園児の体調不良に対応する保育を行う費用を負担する市町に対し助成する。（平成 19 年度創設）

病児保育室の創設等の費用を負担する市町に対して助成する。（平成 29 年度創設）

県境を越えた病児保育相互利用のため、他県を利用した場合に発生する市町への補助金のうち県負担分の県間調整を行う。（平成 29 年度創設）

第 15 表 病児保育事業の状況

（単位 市町、所、千円）

区 分	市 町 数	箇 所 数	補助金額
令 和 5 年 度	20	66	159,100
令 和 4 年 度	20	60	158,900
令 和 3 年 度	19	57	152,511

（注）広島市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/3、県 1/3、市町 1/3〕

チ 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の助成（予算額 2,276,142 千円）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

（平成 3 年度創設）

第16表 放課後児童クラブ事業の状況

(単位 市町、クラブ、千円)

区 分	市 町 数	クラブ数	補助金額
令和5年度	22	630	1,968,581
令和4年度	22	630	1,968,581
令和3年度	22	637	1,828,919

(注) [負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3]

ツ 放課後児童クラブ整備費の助成（予算額 82,352千円）

放課後児童クラブの設置を促進するため、市町が行う施設の整備に対して助成する。（平成13年度創設）

第17表 放課後児童クラブ整備費助成の状況

(単位 所)

区 分	創 設 等
令和5年度	6
令和4年度	7
令和3年度	5

テ 子育て支援従事者の育成・資質向上事業

(ア) 子育て支援員研修事業（予算額 8,854千円）

子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子供が健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保するため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度が創設され、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図るための研修を実施する。（平成27年度創設）

第18表 子育て支援員の養成状況

(単位 人)

区 分	修了者数
令和5年度	286
令和4年度	247
令和3年度	266

(イ) 放課後児童支援員の認定研修事業（予算額 11,908千円）

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）に基づき、放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得し、有資格者となるための研修を実施するとともに、放課後児童支援員に対して資質向上を図るための研修を実施する。（平成27年度創設）

第19表 放課後児童支援員の養成状況

(単位 人)

区 分	修了者数
令和5年度	378
令和4年度	418
令和3年度	567

(3) 子どもと子育てにやさしい生活環境と安全の確保

ア ひろしま子育て応援事業（予算額 50,798 千円）

子育て関連イベントや企業の子育て支援の取組を含めた子育て関連情報を集約し、「イクちゃんネット」等を活用して子育て当事者や支援者等への確に情報提供するとともに、地域の子育て支援団体に対し、コーディネーター派遣等による後方支援を行う。

また、寄付金を活用して、こども食堂の運営補助など、（公財）ひろしまこども夢財団が行う事業に対し助成する。

イ ひろしま子育てもっと応援事業（予算額 105,872 千円）

家庭内において女性に家事・育児負担が偏っている傾向を踏まえ、「共育て」の定着に向けて、男性の家事・育児への参画を促進するため、メディアとタイアップした大型プロモーションの実施により意識啓発を行う。

また、若い世代への子育てに対するポジティブなイメージの浸透に向け、ライフステージに応じた各種支援制度の見える化や、大学生等を対象とした乳幼児とのふれあい体験、ライフデザイン啓発事業を実施する。（令和6年度創設）

ウ 地域子ども・子育て支援事業（市町子育て支援事業補助金）（予算額 551,363 千円）

全ての家庭を対象とした地域子育て支援の充実を図るため、市町が行う事業に対し助成する。（平成25年度創設）

第20表 市町への助成状況

（単位 市町）

事業名	市町数	事業名	市町数
利用者支援事業	19	地域子育て支援拠点事業	19
子育て短期支援事業	16	一時預かり事業	20
乳児家庭全戸訪問事業	22	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	20
養育支援訪問事業	15		
子どもを守る地域ネットワーク強化事業	17		

（令和5年3月31日時点）

- （注）1 利用者支援事業、地域子育て支援事業は令和3年度より順次重層的支援体制整備事業交付金に移行。（R5年度末時点での移行済市町：4市町）
2 平成27年度は子ども・子育て支援交付金で対応。
3 平成26年度は保育緊急確保対策事業で対応。
4 平成25年度は安心こども基金で対応。
5 平成24年度以前は国から市町への交付金事業により実施。

エ 乳幼児医療費公費負担事業の助成（予算額 1,558,235 千円）

乳幼児の健康管理と保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児の医療費を負担する市町（広島市、呉市及び福山市を含む。）に対し助成する。（昭和48年度創設）

第21表 市町への助成状況

区分	内容
対象年齢	入院・通院とも就学前児まで対象
対象世帯	旧児童手当特例給付の所得制限未満の世帯
助成範囲	医療保険各法の規定による療養の給付が行われた場合における保険適用総医療費と保険給付額との差額から、乳幼児医療費における一部負担を控除した額。 【一部負担金】 ・入院：1医療機関あたり1日500円（月14日を限度） ・通院：1医療機関あたり1日500円（月4日を限度）

〔負担割合 県1/2、市町1/2〕

オ 児童手当等の支給（予算額 6,209,417 千円）

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、市町が行う児童手当の支給に要する経費に対し、負担金を交付する。（昭和 46 年度創設）

第 22 表 児童手当の概要

児童手当の概要																								
令和6年9月分まで	支給要件	1 次の全てを満たす場合 (1) 中学校修了までの国内に住所を有する児童（留学中の場合を除く。）を養育していること。 (2) 養育者が国内に住所を有すること。 (3) 父、母の場合は児童と生計が同一。それ以外の養育者の場合は、その児童が父母に養育されず、かつ当該養育者がその児童の生計を維持していること。 2 その他 児童養護施設等に入所している児童についても支給する。																						
	手当額	① 所得制限額未満である者 3歳未満 月額 15,000 円 3歳以上小学校修了前（第1子・第2子） 月額 10,000 円 3歳以上小学校修了前（第3子以降） 月額 15,000 円 中学生 月額 10,000 円 ② 特例給付（所得制限の「所得制限額(1)以上、「所得制限額(2)未満の場合」） 月額 5,000 円 ③ 所得制限額(2)以上 支給なし																						
	所得制限	<table><tr><th>扶養親族等の数 (カッコ内は例)</th><th>所得制限額(1)</th><th>所得制限額(2)</th></tr><tr><td>0人（前年末に児童が生まれていない場合 等）</td><td>622 万円</td><td>858 万円</td></tr><tr><td>1人（児童1人の場合 等）</td><td>660 万円</td><td>896 万円</td></tr><tr><td>2人（児童1人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）</td><td>698 万円</td><td>934 万円</td></tr><tr><td>3人（児童2人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）</td><td>736 万円</td><td>972 万円</td></tr><tr><td>4人（児童3人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）</td><td>774 万円</td><td>1,010 万円</td></tr><tr><td>5人（児童4人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）</td><td>812 万円</td><td>1,048 万円</td></tr></table>		扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得制限額(1)	所得制限額(2)	0人（前年末に児童が生まれていない場合 等）	622 万円	858 万円	1人（児童1人の場合 等）	660 万円	896 万円	2人（児童1人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	698 万円	934 万円	3人（児童2人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	736 万円	972 万円	4人（児童3人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	774 万円	1,010 万円	5人（児童4人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	812 万円	1,048 万円
	扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得制限額(1)	所得制限額(2)																					
0人（前年末に児童が生まれていない場合 等）	622 万円	858 万円																						
1人（児童1人の場合 等）	660 万円	896 万円																						
2人（児童1人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	698 万円	934 万円																						
3人（児童2人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	736 万円	972 万円																						
4人（児童3人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	774 万円	1,010 万円																						
5人（児童4人＋年収103万円以下の配偶者の場合 等）	812 万円	1,048 万円																						
支給月	6月、10月、2月（各前月までの分を支給）																							
令和6年10月分から	支給要件	1 次の全てを満たす場合 (1) 高校生年代 までの国内に住所を有する児童（留学中の場合を除く。）を養育していること。 (2) 養育者が国内に住所を有すること。 (3) 父、母の場合は児童と生計が同一。それ以外の養育者の場合は、その児童が父母に養育されず、かつ当該養育者がその児童の生計を維持していること。 2 その他 児童養護施設等に入所している児童についても支給する。																						
	手当額	3歳未満（第1子・第2子） 月額 15,000 円 3歳以上高校生年代（第1子・第2子） 月額 10,000 円 0歳以上高校生年代（第3子以降） 月額 30,000円 ※令和6年10月支給から、所得制限を撤廃。																						
	支給月	偶数月(各前月までの分を支給)																						

カ 新たな子育て家庭支援の基盤の早急な整備（予算額 43,639 千円）

妊産婦、子育て世帯、子供への一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに、新たな家庭支援（訪問支援等）を推進していくことで、包括的な支援体制の構築を図る。（令和3年度創設）

3 配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境

(1) 児童虐待防止対策の充実

ア 児童虐待防止に向けた理解の促進

(ア) オレンジリボンキャンペーンの展開（予算額 7,162 千円）

児童虐待防止や体罰禁止についての広報啓発を行い、虐待通告及び被害児への支援についての県民の理解促進を図る。

(イ) 児童福祉月間行事の実施

毎年5月を児童福祉月間と定め、この期間に各種行事を実施し、児童福祉の理念の普及啓発を図っている。（昭和53年度創設）

イ 県こども家庭センター（児童相談所）の機能強化

(ア) 県こども家庭センターの設置運営（予算額 368,293 千円）

県内3か所（西部、東部、北部）に県こども家庭センターを設置し、子供と家庭に関する諸問題の相談に応じ、必要な調査・判定を行い、その結果に基づいて児童や保護者を支援する。（昭和22年度創設）なお、平成17年7月に児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所の機能を統合した、子供と家庭に関する総合的な相談支援機関として「県こども家庭センター」を開設した。

第23表 県こども家庭センターの相談対応の状況

（単位 件）

区 分	養 護 (うち虐待)	保 健	障 害	非 行	育 成	そ の 他	計
令和5年度	4,350 (3,541)	4	1,896	167	85	5	6,507
令和4年度	3,967 (3,131)	0	1,738	159	69	26	5,959
令和3年度	3,698 (2,956)	0	1,754	130	57	34	5,673

（注）広島市を除く。

(イ) 東部こども家庭センター一時保護所増改築事業（予算額 20,244 千円）

狭隘化している東部こども家庭センター一時保護所等について増改築を行い、適切に被虐待児等を保護・支援できる体制を整える。

(ウ) 医療的機能の強化（予算額 1,423 千円）

児童の怪我について診察できる法医学医師を配置するほか、広島県歯科医師会から県内2か所の一時保護所に歯科医師等を派遣し、一時保護児童に対して歯科検診及び歯科保健指導を実施する。

(エ) 法務専門員の配置（予算額 22,049 千円）

常勤弁護士を配置し、法的判断や対応をより迅速・的確に行う。

(オ) 警察との連携強化事業（予算額 7,604 千円）

児童虐待の相談件数の増大、内容の複雑化に伴い、警察とのより一層緊密な連携体制を構築するとともに、困難ケース等へ対応するため、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターに現職警察官、警察 OB を配置する。

(カ) 保護者指導支援員の配置（予算額 11,515 千円）

児童福祉司とともに保護者支援等の対応にあたるこども保護者指導支援員を配置する。

(キ) 親子支援推進員の配置（予算額 127,360 千円）

児童虐待の初期対応等強化及び児童虐待防止啓発のためのスタッフを配置する。

(ク) 児童虐待対応体制の強化（予算額 6,852 千円）

職員の資質の向上と専門性を高めるための研修を開催するとともに各種研修会に参加する。

(ケ) 子供の権利擁護事業（予算額 9,179 千円）

社会的養護において子供の最善の利益を考慮した支援を実施するため、一時保護所等に入所する子供の意見を第三者が聞きとり、必要に応じて代弁するアドボカシー制度の仕組みづくりを行う。

(コ) 児童虐待対応業務支援システム（予算額 3,514 千円）

出張先でも安全に情報を確認し、組織へ適宜相談できる仕組みやリスクを適切にアセスメントするための書類作成事務のデジタル化の推進により、業務効率化を図るため、こども家庭センターにタブレット端末を導入し、運用する。

ウ 市町の機能強化の支援

(ア) 市町の在宅支援体制の強化（予算額 1,983 千円）

a 市町職員等の専門性や実践力の向上のため、要保護児童対策地域協議会の実務者会議等に外部の有識者を派遣する。

b 市町職員等を対象とした研修を実施する。

(イ) 児童家庭支援センター運営事業の助成（予算額 97,326 千円）

a 地域の相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの運営費を助成する。（平成 23 年度創設）

b 児童虐待の発生予防の充実を図るとともに、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を行う体制の強化を図るため、児童家庭支援センターに児童や保護者への指導を委託する。

(ウ) 児童委員・主任児童委員の設置

近年の出生率の継続的な低下等に伴い、「健やかに子供を生み育てる環境づくり」が社会全体の課題となっている中で、地域において児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助活動を行う児童委員への期待が高まっているため、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員を設置し、区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより児童委員活動の一層の推進を図る。(児童委員：昭和 23 年度創設、主任児童委員：平成 5 年度創設)

主任児童委員：200 名（広島市及び呉市・福山市を除く。）（令和 6 年 3 月末日現在）

(2) 社会的養育の充実・強化

ア 里親委託等の推進

(ア) 里親支援事業（予算額 53,103 千円）

「里親委託推進員」を各こども家庭センターに配置するとともに、里親制度の普及促進、登録里親の育成、社会的養護を必要とする子供と里親のマッチング、里親委託後の支援など、里親支援業務を、ノウハウを有する民間事業者に委託し、こども家庭センターと連携して里親支援を実施する。(平成 21 年度創設、民間事業者への委託：令和 5 年度創設)

第 24 表 里親委託の状況

(単位 世帯、人)

区 分		登録里親世帯数		児童が委託されている里親世帯数		委託児童数	新規登録里親世帯数	登録解除した里親世帯数
			(再掲) 専門里親世帯数		(再掲) 専門里親世帯数			
令和 6 年	県 分	175	1	48	0	61	20	19
	広島市分	127	7	41	1	48	16	22
	計	302	8	81	1	109	36	41
令和 5 年	県 分	174	2	40	0	51	19	9
	広島市分	133	7	42	2	47	27	7
	計	307	9	82	2	98	46	16
令和 4 年	県 分	164	2	44	0	54	21	9
	広島市分	113	8	40	1	45	16	5
	計	277	10	84	1	99	37	14

(注) 各年とも 3 月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕
 (備考) 里親とは、虐待や親の病気、離婚などの様々な事情を抱える児童を一定期間、家庭的な環境の中で養育するため、県知事又は広島市長が登録した者。専門里親とは、児童虐待等で心身に影響を受けた児童や障害を有する児童を養育する里親のうち専門里親として県知事又は広島市長が登録した者。

第 25 表 小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）への委託の状況

(単位 所、人)

区 分		施 設 数			措 置 人 員		
		公 立	私 立	計	県 分	広島市分	計
令和 6 年	県 所 管	0	4	4	16	2	18
	広島市所管	0	2	2	0	9	9
	その他の所管	0	0	0	0	0	0
	計	0	6	6	16	11	27
令和 5 年	県 所 管	0	4	4	21	2	23
	広島市所管	0	2	2	0	9	9
	その他の所管	0	0	0	0	0	0
	計	0	6	6	21	11	32
令和 4 年	県 所 管	0	4	4	19	2	21
	広島市所管	0	2	2	0	11	11
	その他の所管	0	0	0	0	0	0
	計	0	6	6	19	13	32

(注) 各年とも 3 月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。

イ 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等

(ア) 児童福祉施設への入所措置等（予算額 3,234,538 千円）

家庭での養育が困難な児童について、その児童の健全な育成を図るため、乳児院又は児童養護施設への入所措置や里親への養護委託を行う。（昭和 22 年度創設）

第 26 表 乳児院への入所措置の状況

(単位 所、人)

区 分		施 設 数			措 置 人 員		
		公 立	私 立	計	県 分	広島市分	計
令和 6 年	県 所 管	0	1	1	11	1	12
	広 島 市 所 管	0	1	1	7	21	28
	そ の 他 の 所 管	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	17	22	40
令和 5 年	県 所 管	0	1	1	13	0	13
	広 島 市 所 管	0	1	1	5	10	15
	そ の 他 の 所 管	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	18	10	28
令和 4 年	県 所 管	0	1	1	15	0	15
	広 島 市 所 管	0	1	1	6	5	11
	そ の 他 の 所 管	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	21	5	26

(注) 各年とも 3 月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕

第 27 表 児童養護施設への入所措置の状況

(単位 所、人)

区 分		施 設 数			措 置 人 員		
		公 立	私 立	計	県 分	広島市分	計
令和 6 年	県 所 管	0	9	9	238	59	297
	広 島 市 所 管	0	4	4	48	146	194
	そ の 他 の 所 管	0	0	0	0	0	0
	計	0	13	13	286	205	491
令和 5 年	県 所 管	0	9	9	252	60	312
	広 島 市 所 管	0	4	4	56	140	196
	そ の 他 の 所 管	0	0	0	0	0	0
	計	0	13	13	308	200	508
令和 4 年	県 所 管	0	9	9	258	51	309
	広 島 市 所 管	0	4	4	65	147	212
	そ の 他 の 所 管	0	0	0	2	2	4
	計	0	13	13	325	200	525

(注) 各年とも 3 月末日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕

(イ) 施設入所児童等の育成援助

児童福祉施設入所児童の処遇改善及び健全育成を図るため、次の援助を行う。

a 児童福祉施設等親善事業への支援

b 施設入所児童の相互の理解と親善を深めるため、「なかよし運動会」等の各行事を後援する。

(昭和 35 年創設)

(ウ) 児童福祉施設職員の人材育成（予算額 83,128 千円）

a 児童福祉施設基幹的職員等研修の実施

児童福祉施設における中核職員に対して専門研修を実施することにより基幹的職員などを養成し、施設内虐待の防止及び入所児童への支援の向上を図る。

b 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、入所児童に対するケアの充実を図る。

c 児童養護施設等の職員人材確保事業

(a) 児童福祉施設への就職を希望する学生が実習に来る際に、指導する職員にあたる職員の代替職員を雇うことにより、実習生に対する丁寧な指導を行い、将来の人材確保を図る。

(b) 実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。

d 児童養護施設等体制強化事業

児童指導員等の勤務環境改善に取り組んでいる施設に対し、補助者の雇上げに必要な費用の一部を補助する。

ウ 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

(ア) 児童自立支援施設の設置運営（予算額 259,964 千円）

非行や不良行為を行い、又は行うおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童について、児童自立支援施設（県立広島学園）において、生活指導・学習指導及び職業指導等必要な自立支援を行う。（昭和 23 年度創設）

第 29 表 児童自立支援施設（県立広島学園）入所児童の状況

（単位 人）

区 分	定員 (暫定)	小 学 校						中 学 校			その他	計
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年		
令和 6 年	県 分	16	0	0	0	1	3	1	3	2	1	11
	広島市分	6	0	0	0	0	0	0	2	1	1	4
	県 外 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	22	0	0	0	1	3	1	5	3	2	15
令和 5 年	県 分	16	0	0	0	0	1	2	4	2	0	9
	広島市分	6	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
	県 外 分	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	計	22	0	0	0	0	1	3	5	3	0	12
令和 4 年	県 分	16	0	0	0	0	0	1	3	5	4	13
	広島市分	6	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
	県 外 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	22	0	0	0	0	0	1	3	6	6	16

(注) 各年とも 4 月 1 日現在の数値である。県分に呉市及び福山市を含む。
暫定定員については、各年とも 3 月末日現在の数値である。

〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕

(イ) 親子関係再構築支援事業（予算額 5,647 千円）

児童虐待等の問題が発生している家庭に対し、西部こども家庭センター医監の指導の下、保護者及び児童への支援プログラム等を実施し、親子関係再構築を図る。また、児童養護施設等に入所している被虐待児や発達障害児に心理療法を実施し、心のケアや行動改善を図る。

(ウ) 未成年後見人支援事業（予算額 8,852 千円）

親権を行う者がいない児童の日常生活における権利を守るために選任する後見人に対し費用を助成する。

(エ) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（予算額 41,000 千円）

児童養護施設等に対し、ケア単位の小規模化・地域分散化を図るための施設開設及び職員の業務改善を図るための ICT 化を支援する。

(オ) 退所児童等アフターケア事業（予算額 28,539 千円）

児童養護施設等退所後の生活上の問題への相談に応じ、地域社会における社会的自立の促進を図る。

(カ) 身元保証人確保対策事業（予算額 420 千円）

児童養護施設の長等が身元保証人となった場合の損害保険会社に支払う保険料を補助する。

(キ) 児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業（予算額 2,138 千円）

自立援助ホームに心理担当職員を配置し、自立援助ホームの指導員と連携の上、心理面から入居児童等の自立支援を行う。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

令和 2 年 3 月に策定した「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、就業支援機関との連携強化や施策・制度に関する情報提供を充実するとともに、ひとり親家庭に対する支援を更に拡充する。

ア ひとり親になる前の親子支援の充実

(ア) 母子家庭等自立支援事業

a ひとり親家庭サポートセンター事業（予算額 15,543 千円）

ひとり親家庭の母等に対して、就業相談、就業支援講習会の実施から雇用先の開拓など、一貫した就業支援サービスを提供する。（平成 15 年度創設）

ひとり親家庭等における養育費確保促進のため、ひとり親家庭サポートセンターに専任相談員を配置してケース対応による支援や支援者を対象とした講習会を実施する。また、各市町による自立支援プログラム策定などの支援が促進されるよう、市町の母子・父子自立支援員に対する研修などを実施する。（平成 27 年度創設）

○ 委託先 （一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会

b 日常生活支援事業等の助成（予算額 32,100 千円）

自立促進に必要な事由（技能習得のための通学等）又は疾病等により一時的に生活援助、保育等のサービスが必要なひとり親家庭等の世帯に対して家庭生活支援員を派遣し、必要な生活援助・保育等の事業を行う市町（広島市、呉市及び福山市を除く。）に助成する。（昭和 50 年度～平成 15 年度は（一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会に委託して実施していたものを平成 16 年度から市町への補助事業として再編。）

c ひとり親家庭等生活向上事業（予算額 4,430 千円）

学生等の学習支援ボランティアを募り、ひとり親家庭の児童の学習指導をする。（平成 26 年度創設）ひとり親家庭の児童に、悩み相談を行いつつ、食事の提供や基本的な生活習慣の習得支援を行う。（平成 28 年度創設）

母子父子寡婦福祉資金の貸付における面接の機会等を活用し、ファイナンシャルプランナーによる家計相談を実施する。（令和 2 年度創設）

○ 委託先 （一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会等

〈参考 各種自立援助対策〉

(1) 製造たばこ小売販売業許可の促進

母子家庭の経済的自立を図るため、母子家庭の母に製造たばこの小売販売業制度を周知させるとともに、その者が優先的に許可されるよう関係機関に対して働きかけを行う。（昭和 28 年度創設）

(2) 公共的施設内への売店等の設置許可の促進

母子家庭の母に適当な職場を確保するため、公共的施設内へ売店等の設置が許可されるよう関係機関に対して働きかけを行う。（昭和 28 年度創設）

(3) 特定者資格証明書等の交付

ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当を受給している世帯主又は世帯員に対して、J R の通勤定期券が割引される特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を交付する。（昭和 43 年度創設）

(4) ひとり親世帯等の公営住宅への入居促進

経済的な理由で住宅に困っているひとり親家庭に対する公営住宅の入居について、優先的措置が図られるよう関係者に働きかける。（昭和 28 年度創設）

イ ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

(ア) 母子父子寡婦福祉資金の貸付（予算額 277,472 千円）

ひとり親家庭等に対し、その経済的自立の促進と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行う。

また、母子父子寡婦福祉資金の償還については、借り受け者に対し、償還計画の樹立や償還準備の指導を行い、その償還促進に努める。（昭和 28 年度創設）

第 30 表 母子父子寡婦福祉資金貸付一覧表（令和 6 年 4 月 1 日現在）

貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度	継続資金の貸付期間	据置期間	償還期間 (据置期間経過後)	利 率	違約金
事業開始資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 母子・父子福祉団体等	1 回につき 3,470,000 円 1 回につき 5,220,000 円	—	貸付の日から 1 年	7 年以内	保証人有 無 利子 保証人無 年 1.0%	※納期限から納入の日まで延滞元利金額につき年三・〇パーセント（令和二年三月三十一日までは五・〇パーセント、平成二十七年三月三十一日までは一〇・七五パーセント）
事業継続資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 母子・父子福祉団体	1 回につき 1,520,000 円	—	貸付の日から 6 か月	7 年以内	保証人有 無 利子 保証人無 年 1.0%	
修学資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のいない児童 寡婦の子	学校種別・学校別に貸付限度額が異なる。 高等学校、高等専門学校又は専修学校に修学している児童が、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該修学期間中、当該額を加算した額	修 学 の 期 間 中	修学終了後 6 か月	10 年以内	無利子	
技能習得資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	月 額 68,000 円 必要に応じて、一括して貸付けることもできる。(81 万 6 千円が限度) (自動車運転免許取得 1 回につき 460,000 円)	習得期間中の 5 年以内	習得期間終了後 1 年	20 年以内	保証人有 無 利子 保証人無 年 1.0%	
修業資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のいない児童 寡婦の子	月 額 68,000 円 修業中、児童について 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該修学期間中、当該額を加算した額 (自動車運転免許取得 1 回につき 460,000 円)	習得期間中の 5 年以内	習得期間終了後 1 年	20 年以内	無利子	
就職支度資金	母子家庭の母又は児童・父子家庭の父又は児童・父母のいない児童・寡婦	1 回につき 100,000 円 (自動車購入 1 回につき 330,000 円)	—	貸付けの日から 1 年	6 年以内	※親に係る貸付けの場合 保証人有 無 利子 保証人無 年 1.0% ※児童に係る貸付けの場合 無利子	
医療介護資金	母子家庭の母又は児童・父子家庭の父又は児童 (介護の場合は児童を除く。) ・寡婦	医 療 340,000 円 (所得税非課税 480,000 円) 介 護 500,000 円	—	医療又は介護期間終了後 6 か月	5 年以内	保証人有 無 利子 保証人無 年 1.0%	
生活資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	(技能習得) 月 額 141,000 円 (そ の 他) 月 額 105,000 円	知識・技能 習得期間中の 3 年以内又は医療介護期間中の 1 年以内又は離職した日の翌日から 1 年以内	知識・技能 習得期間又は医療・介護を受ける期間又は失業貸付期間終了後 6 か月	20 年以内 (技能習得) 5 年以内 (医療介護) (失業中)	保証人有 無 利子 保証人無 年 1.0%	

生活資金	母子家庭の母・父子家庭の父となつて7年未満の者	月 額 105,000 円 (貸付合計 252 万円以下)	貸付けを受け始めて概ね 3 か月以内	貸付け期間終了後 6 か月	8 年以内	保証人有 無 利子 保証人無 年 1.0%	
貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度	継続資金の貸付期間	据置期間	償還期間 (据置期間経過後)	利 率	違約金
住宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	1 回につき 1,500,000 円 (災害、老朽等による増改築等の場合 2,000,000 円)	—	貸付けの日から 6 か月	6 年以内 特別 7 年以内	保証人有 無 利子 保証人無 年 1.0%	※納期限から納入の日まで延滞元利金額につき年三・〇パーセント、平成二十七年三月三十一日までは一・〇・七五パーセント(令和二年三月三十一日までは五・〇パーセント)
転宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	1 回につき 260,000 円	—	貸付けの日から 6 か月	3 年以内	保証人有 無 利子 保証人無 年 1.0%	
就学支度資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	小学校 64,300 円 中学校 81,000 円 小・中学校の就学支度資金については所得税非課税世帯の場合に限る。 自宅 自宅外 高等学校等 150,000 円 160,000 円 私立の高等学校等 410,000 円 420,000 円 修業施設 (高校卒業後) 272,000 円 282,000 円 国公立の大学等 410,000 円 420,000 円 私立の大学等 580,000 円 590,000 円 国公立の大学院 380,000 円 380,000 円 私立の大学院 590,000 円 590,000 円	—	小学校・中学校…児童が満15歳に達した日の属する学年を終了後 6 か月を経過するまで その他…就学又は修業の終了後 6 か月を終了するまで	10 年以内 (専修学校 (一般課程) 以外の就学) 5 年以内 (専修学校 (一般課程)) (修業)	無利子	
結婚資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の子	婚姻する者一人につき 320,000 円	—	貸付けの日から 6 か月	5 年以内	保証人有 無 利子 保証人無 年 1.0%	

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

(イ) 母子家庭等緊急援護資金の貸付 (予算額 12,500 千円)

母子家庭、父子家庭、寡婦及び父母のない児童に対して、生活の安定を図るため緊急に必要とする資金を貸し付ける。(昭和 53 年度創設)

○ 委託先 (一財) 広島県ひとり親家庭等福祉連合会

第 31 表 母子家庭等緊急援護資金の概要

資金の種類		貸付理由	貸付限度額	償還期間
生活安定資金	一般	経済的に困難な状態にある母子家庭等が緊急の理由で出費を必要とする場合	30,000 円	3 か月以内
	特別	特に経済的に困難な状態にある母子家庭等が緊急の理由で出費を必要とする場合	50,000 円	6 か月以内
療養資金		母子家庭等の世帯に属する者が負傷し、又は疾病にかかり療養を必要とする場合	50,000 円	3 か月以内 特に必要と認められる場合は、6 か月以内
結婚資金		母子家庭等の世帯に属する者が結婚する場合	100,000 円	1 年以内

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

(ウ) ひとり親家庭等医療費公費負担事業の助成（予算額 489,576 千円）

ひとり親家庭等の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費を負担する市町（広島市、呉市及び福山市を含む。）に助成する。（昭和 54 年度創設）

第 32 表 市町への助成状況

区 分	内 容
対象者（児）	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）を扶養するひとり親家庭の父又は母及び対象児童並びに父母のない対象児童
対 象 世 帯	前年の所得税が非課税の世帯
助 成 範 囲	医療保険の自己負担相当額。ただし、法令又は他の制度によって医療費の給付があるときは、その額を控除した額。 【一部負担金】 ・入院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 14 日を限度） ・通院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 4 日を限度）

〔負担割合 県 1/2 （広島市は 40/100）、市町 1/2 （広島市は 60/100）〕

(エ) 母子生活支援施設の利用

生活上の諸問題を抱えている母と子に対して、その自立と福祉の増進を図るため、母子生活支援施設において、生活、住宅、教育及び就職についての援助指導を行う。（昭和 22 年度創設）

第 33 表 母子生活支援施設の利用の状況

（単位 所、世帯）

区 分		施 設 数			入 所 世 帯 数		
		公 立	私 立	計	県 分	広島市、呉市、福山市及び県外	計
令和 6 年	県 所 管	0	4	4	16	30	46
	広島市所管	0	4	4	1	41	42
	呉 市 所 管	0	1	1	1	6	7
	福山市所管	0	0	0	-	-	-
	計	0	9	9	18	77	95
令和 5 年	県 所 管	0	4	4	17	27	44
	広島市所管	0	4	4	1	50	51
	呉 市 所 管	0	1	1	1	6	7
	福山市所管	0	0	0	-	-	-
	計	0	9	9	19	83	106
令和 4 年	県 所 管	0	4	4	22	29	51
	広島市所管	0	4	4	9	55	64
	呉 市 所 管	0	1	1	1	6	7
	福山市所管	0	0	0	-	-	-
	計	0	9	9	32	90	122

（注）各年とも 4 月 1 日現在の数値である。

(オ) 母子・父子自立支援員等の設置（予算額 21,912 千円）

母子・父子自立支援員をこども家庭課に配置し、ひとり親家庭及び寡婦に対する相談及び自立に必要な情報提供、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、福祉の充実を図る。

また、母子父子寡婦福祉資金（昭和 28 年度創設）等の償還指導を行う福祉債権管理協力員（4 人）を配置し、福祉債権の適正な管理及び確保を図る。（平成 17 年度創設）

第 34 表 母子・父子自立支援員の相談受付状況

(単位 件)

区 分	生活一般	児 童	生活援護	そ の 他	計
令和 5 年度	41	0	18	0	59
令和 4 年度	63	15	25	0	103
令和 3 年度	133	28	32	1	194

(注) 平成 15 年 4 月から「母子相談員」から「母子自立支援員」に名称変更し、市及び福祉事務所を設置する町村も設置主体となり、また平成 26 年 10 月から「母子・父子自立支援員」に名称変更された。

4 若者の結婚支援

〔現況及び施策の方向〕

少子化対策の一環として、結婚や婚活に関する情報提供により若者の結婚活動を支援し、婚活の一步を踏み出しやすい環境を整えるため、出会いの機会創出や機運醸成に取り組み、若者の結婚の後押しを進めている。

〔事業の内容〕

1 出会い・結婚支援こいのわ事業（予算額 16,152 千円）

独身若者を会員登録し、行政の結婚支援事業や民間企業、団体の結婚・婚活イベント等に関する情報を提供することにより、若者の出会いや企業等による出会いの場の創出を支援するため、「こいのわ出会いサポートセンター」の運営を補助する。

また、多様な主体による出会いの場の提供が今後も継続的かつ効果的に実施されるよう、ボランティアの養成を進める。

第1表 ひろしま出会いサポーターズ認定数及びこいのわボランティア登録数
(単位 団体、人)

区 分	ひろしま出会いサポーターズ 認定数	こいのわボランティア 登録数
令和5年度	41	211
令和4年度	39	202
令和3年度	38	198
令和2年度	37	191

2 市町少子化対策支援事業（予算額 19,182 千円）

こども家庭庁地域少子化対策重点推進交付金を活用し、少子化対策のため地域の実情に応じて結婚、妊娠、出産、子育て支援に取り組む市町を支援する。(平成26年度創設)

5 不妊治療等支援体制の充実

〔現況及び施策の方向〕

晩婚化の影響等により、不妊に悩む夫婦や不妊治療を受ける夫婦が年々増加している。子供を持ちたいと願う夫婦が妊娠・出産の希望を叶えるため、早期に適切な治療を開始することを支援するとともに、不妊治療に係る経済的・精神的な不安を軽減することで、妊娠・出産しやすい環境づくりに取り組む。

〔事業の内容〕

(1) 広島県特定不妊治療支援事業（予算額 210,393 千円）

保険適用となった特定不妊治療及び男性不妊治療に併せて行われる先進医療等に要した費用の一部を助成する。（令和4年度新設）

また、先進医療等を併用することにより、本来保険適用となる治療も含め、全額自己負担となった治療に要した費用の一部を助成する。（令和5年度拡充）

第1表 広島県特定不妊治療費助成状況

（単位 件）

区 分	件 数	
	先進医療分	全額自己負担分
令和5年度	1,705	315
令和4年度	1,224	-

(2) 一般不妊治療支援事業（予算額 67,835 千円）

ア 不妊検査・一般不妊治療費の助成

不妊を心配する夫婦に対して、早い段階での不妊検査・治療の開始を促進するため、夫婦が共に不妊検査を受けた場合の検査・一般不妊治療の費用の一部を助成する。（平成27年度創設）

また、Webサイト等のデジタルコンテンツを活用し、若い年齢層の夫婦への啓発や男性の不妊に関する当事者意識を高め、早い段階での不妊検査受診を促すとともに、県の助成事業の利用を促進する。

第2表 不妊検査費・一般不妊治療費助成状況

（単位 件）

区 分	件 数
令和5年度	770
令和4年度	675
令和3年度	955
令和2年度	920

（注1）平成28年10月から助成対象を不妊検査のみから一般不妊治療まで拡大。

（注2）令和3年1月から助成対象を事実婚の夫婦にも拡大。

イ 不育症支援事業

保険適用外の不育症検査に係る自己負担額の一部を助成する。（令和3年度創設）

また、不妊症・不育症支援ネットワーク事業を実施し、不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。

2 性と健康の相談センター等の運営（予算額 12,746 千円）

不妊・不育に悩む夫婦等が気軽に不妊治療に関する適切な情報提供を受け、不妊・不育に関する様々な悩みを相談できるよう、不妊・不育の専門相談等を実施する。（平成 16 年度創設）

また、妊娠に関する相談支援体制の充実のため、望まない妊娠に悩む妊婦等に対し、メールによる相談を実施する。（平成 24 年度創設）

出生前検査（NIPT）に関する相談及び若年妊婦等に対する産科受診同行支援及び一時的な居場所提供を実施する。（令和 4 年度創設）

第 3 表 不妊専門相談センター利用状況

（単位 件）

区 分	相談方法別利用状況					
	電話	F A X	電子メール	面接（医師）	面接（助産師）	計
令和 5 年度	167	0	140	-	28	335
令和 4 年度	211	0	142	-	16	369
令和 3 年度	188	0	160	-	13	361
令和 2 年度	131	0	106	-	4	241

（注）電子メール相談は、平成 20 年 12 月 22 日から開始。

第 4 表 妊娠 110 番メール相談実施状況

（単位 件）

区 分	相談件数
令和 5 年度	166
令和 4 年度	76
令和 3 年度	113
令和 2 年度	86

6 女性支援対策

〔現況及び施策の方向〕

女性支援事業の前身である婦人保護事業は、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に基づき、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある要保護女子について、その転落未然防止と保護更生を図ることを目的とした事業であった。

しかし、その後、社会・経済情勢の変化により、女性を取り巻く環境も大きく変化し、女性を巡る課題が多様化・複雑化・複合化してきたことをうけ、令和 6 年 4 月 1 日から、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）が施行され、困難な状況にある女性の人権を尊重し、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした女性支援事業へ転換することとなった。

本県においても、令和 6 年 3 月に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律等を踏まえた上で、「広島県困難な状況にある女性の支援計画」を策定し、困難な状況にある女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を、総合的かつ計画的に展開することとしている。

特に近年では、配偶者等からの女性に対する暴力が顕在化し、女性相談支援センター（旧：婦人相談所）においても暴力逃避に係る相談件数及び一時保護件数が増加している。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）に基づき、県は平成 14 年 4 月から婦人相談所（現西部こども家庭センター）に配偶者暴力相談支援センターとしての機能を付与することとし、暴力被害者への相談・保護・支援体制の充実を図った。

平成 17 年 7 月には、福山こども家庭センター（現東部こども家庭センター）及び備北こども家庭センター（現北部こども家庭センター）で新たに女性相談を開始するとともに、配偶者暴力相談支援センターの機能を付与した。

配偶者等からの暴力は、家庭などプライベートな状況で生じるため、外部からの発見が困難で潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特性があり、令和 2 年度の内閣府調査では、結婚したことのある人の 22.5%がDVの被害経験があると答えているなど、表面化していないDV事案も推定されるほか、「交際相手がいた（いる）」という女性のうち、12.6%が交際相手からの暴力（デートDV）を受けたことがあると答えており、県民の安心・安全な暮らしづくりを進める上で、依然としてDV対策が大きな課題となっている。

これらを踏まえ、県民に暴力を認めない意識が浸透し、誰もが配偶者や交際相手からの暴力におびえることなく、心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現を目指し、今後必要なDV対策の取組の方向性を示す「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」を令和 3 年 3 月に策定し、毎年度、施策の実施状況を把握するとともに、計画に設定する目標の達成状況を検証し、状況の変化に応じて必要な見直しを図ることとしている。

〔「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」の重点項目と数値目標〕

重点項目	指 標	目標値 (R 7)
(1) DV・児童虐待の総合的な支援体制の確保	DVと児童虐待が同時に起こっている家庭のうち、要対協においてDV対応部門と虐待対応部門の連携による支援を受けている割合	100%
(2) 若年層からの教育・啓発の充実	デートDVに関する精神的暴力の認識率（高校生）	75%以上
(3) 地域での暴力被害の早期発見・相談	DVを受けたことがある人（直近1年間）のうち、どこに相談したらよいか分からなかった人の割合	0% (R 5)
(4) 関係機関との連携による継続的な支援・見守り	一時保護解除後に地域に戻った人のうち、支援計画に基づき支援を受けている人の割合	100%

〔「広島県困難な状況にある女性の支援計画」の重点項目と数値目標〕

重点項目	指 標	目標値 (R 7)
(1) 早期に相談しやすい環境の整備	女性相談に関する情報へのアクセスユーザー数	5,000人
(2) 一時保護機能の見直し	通信機器の使用や通学・通勤等外出の制約が緩和された一時保護委託先の数	3施設
(3) 関係機関の連携による包括的な支援体制の整備	支援調整会議が設置され、支援対象者が包括的で継続的な支援を受けられる体制が整備された市町数	9市町

〔事業の内容〕

1 相談体制の整備（予算額 37,485千円）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、社会生活を営む上で何らかの問題を抱えた女性や暴力被害者などからの相談に応じるため、3か所のこども家庭センターに女性相談支援員（旧：婦人相談員）計8人を配置し、必要な相談及び指導を行うとともに、女性相談支援センターの機能を有する西部こども家庭センターでは一時保護を行っている。（昭和31年度創設）

第1表 こども家庭センター及び市女性相談支援員（旧：婦人相談員）の相談受付状況

（単位 件）

区 分	こども家庭センター		市婦人相談員		計	
		うち暴力逃避		うち暴力逃避		うち暴力逃避
令和5年度	2,945	690	4,233	2,357	7,178	3,047
令和4年度	2,774	637	4,384	2,542	7,158	3,179
令和3年度	2,428	633	4,278	2,341	6,706	2,974

（注）市婦人相談員欄の件数は、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市及び東広島市に配置されている市婦人相談員（計16人）が扱った件数合計〔一部1/2の国庫補助あり〕

2 女性自立支援施設（旧：婦人保護施設）への保護委託（予算額 79,246 千円）

施設入所による保護及び自立支援等が必要な者は、女性自立支援施設にその保護等を委託し、必要な支援を行う。（昭和 32 年度創設）

第 2 表 女性自立支援施設への保護委託状況

（単位 人）

区 分	入 所 実 人 員		入 所 延 人 員		年度末現在入所人員	
	要保護女子	同伴乳幼児	要保護女子	同伴乳幼児	要保護女子	同伴乳幼児
令和 5 年度	9	2	1,616	299	7	0
令和 4 年度	6	2	900	527	5	2
令和 3 年度	16	6	2,862	1,205	2	3

（注）広島市及び福山市を含む。

〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕

3 暴力被害女性支援体制整備事業（予算額 27,510 千円）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としてのこども家庭センターの相談・保護・支援体制のより一層の充実を図る。（平成 13 年度創設）

第 3 表 暴力被害女性支援体制整備事業の内容

区 分	事 業 内 容
発生予防・早期対応	○DV・デートDVに関する意識啓発
発 生 後 の 支 援	○休日・夜間電話相談員の配置 ○通訳の確保 ○職員研修等の充実 ○同伴児童対応職員の配置 ○一時保護の実施等 ○一時避難場所を確保する市町への補助 ○被害者移送交通費等 ○人身取引被害者医療費
アフターフォロー	○カウンセリングの実施 ○関係機関連絡会議の開催 ○民間活動団体への補助

〔一部 1/2 の国庫補助あり〕

7 適正な医療の確保

〔現況及び施策の方向〕

県内の医療施設及び衛生検査所（医療施設等以外で衛生検査を業として行う場所）の状況は、第1表のとおりであるが、これらの施設において適正な医療や良質な検査の実施を確保するため、医療法に基づく立入検査を実施している。

また、県民に対し、医療機関の機能等に関する情報提供や医療に関する相談事業を実施している。

第1表 医療施設及び衛生検査所の状況

（単位 施設、床）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	病 院	233	231	231
	一 般 診 療 所	2,607	2,551	2,528
	うち有床診療所	172	169	157
	歯 科 診 療 所	1,526	1,514	1,478
	衛 生 検 査 所	30	28	28
病床数	病 院	37,593	36,907	36,715
	一 般 診 療 所	2,541	2,497	2,344
	歯 科 診 療 所	0	0	0

（注）広島市、呉市、福山市を含む。

〔事業の内容〕

1 医療施設への立入検査

医療施設における適正な医療の確保を図るため、保健所の所長（医師）、保健師、薬剤師、放射線技師、栄養士等でチームを編成し、医療施設への立入検査を実施する。

第2表 医療施設立入検査実施状況

（単位 施設、件）

区 分	病 院		一 般 診 療 所		歯 科 診 療 所	
	施 設 数	立入検査 延 件 数	施 設 数	立入検査 延 件 数	施 設 数	立入検査 延 件 数
令和5年度	231	243	2,570	164	1,492	42
令和4年度	231	256 (78)	2,489	126 (26)	1,514	41 (11)
令和3年度	233	254 (180)	2,607	188 (24)	1,526	24 (1)

（注）1 広島市、呉市、福山市実施分を含む。

2 カッコ内の数は、延件数のうち国の事務連絡により立入検査をしたとみなせる書面検査の数。

2 衛生検査所への立入検査

衛生検査所における良質の検査を確保し、医療の向上に資するため、保健所の職員等による衛生検査所への立入検査を実施する。

第3表 衛生検査所立入検査実施状況

（単位 施設）

区 分	施設数	立 入 検 査 実 施 施 設 数	
			うち同行検査
令和5年度	28	18	5
令和4年度	28	28	8
令和3年度	30	(29)	0

（注）1 「同行検査」とは、衛生検査所精度管理専門委員が同行して行った検査をいう。

2 広島市、呉市、福山市実施分を含む。

3 カッコ内の数は、国の事務連絡により立入検査をしたとみなせる書面検査の数。

3 医療機能情報提供事業（予算額 601 千円）

患者・家族等が医療に関する情報を入手し、適切な医療を選択できるよう支援するため、法に基づいて医療機関から報告された医療機能情報を集約し、インターネットでわかりやすく公表する。（平成 19 年度創設）

4 広島県医療安全支援センターの運営（予算額 3,637 千円）

医療に関する患者・家族等と医療従事者・医療機関との信頼関係の構築の支援と患者サービスの向上を目的として、患者・家族等からの相談に専門の相談員が応じるとともに、医療安全推進方策の検討等を行う「広島県医療安全支援センター」を運営する。（平成 15 年度創設）

第 4 表 広島県医療安全支援センター相談窓口対応状況

（単位 件）

大項目	小項目	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		件数	比率	件数	比率	件数	比率
1 医療行為・医療内容に関すること	(1) 治療、看護の内容や技術	58	10.7%	59	12.3%	87	17.6%
	(2) 特に医療過誤を疑っているもの	60	11.0%	65	13.5%	62	12.6%
	(3) 転院、退院	25	4.6%	26	5.4%	20	4.0%
	(4) 医療関連法規等に関すること	34	6.3%	20	4.2%	19	3.8%
	(5) その他医療行為・医療内容	15	2.8%	21	4.4%	6	1.2%
2 コミュニケーションに関すること	(1) 説明等に関すること	38	7.0%	54	11.2%	29	5.9%
	(2) 基本的マナーに関すること	43	7.9%	26	5.4%	25	5.1%
	(3) その他コミュニケーションに関すること	5	0.9%	11	2.3%	4	0.8%
3 医療機関の施設・設備・衛生環境	(1) 衛生環境	2	0.4%	0	0.0%	1	0.2%
	(2) その他医療機関の施設に関すること	1	0.2%	1	0.2%	0	0.0%
4 医療情報の取扱い	(1) カルテ開示	15	2.8%	6	1.2%	4	0.8%
	(2) セカンドオピニオン	1	0.2%	5	1.0%	1	0.2%
	(3) 広告	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	(4) 個人情報・プライバシー	1	0.2%	1	0.2%	5	1.0%
	(5) 診断書等の文書	31	5.7%	14	2.9%	9	1.8%
	(6) その他医療情報の取扱いに関すること	0	0.0%	1	0.2%	3	0.6%
5 医療機関の紹介、案内		21	3.9%	10	2.1%	11	2.2%
6 医療費（診療報酬等）、自費診療	(1) 診療報酬等	17	3.1%	19	4.0%	36	7.3%
	(2) 自費診療に関すること	4	0.7%	3	0.6%	2	0.4%
	(3) その他医療費に関すること	5	0.9%	4	0.8%	9	1.8%
7 医療知識等	(1) 健康や病気に関すること	56	10.3%	36	7.5%	53	10.7%
	(2) 薬（品）に関すること	13	2.4%	15	3.1%	11	2.2%
	(3) 制度について尋ねるもの	8	1.5%	14	2.9%	12	2.4%
	(4) その他医療知識を問うもの	10	1.8%	2	0.4%	7	1.4%
8 主訴不明、気持ちの受止め	(1) 主訴不明	5	0.9%	4	0.8%	3	0.6%
	(2) 気持ちの受止め	50	9.2%	45	9.4%	48	9.7%
	(3) その他	26	4.8%	19	4.0%	27	5.5%
計		546	100.0%	481	100.0%	494	100.0%

5 広島県地域保健対策協議会活動の推進（予算額 10,000 千円）

本県の医療及び公衆衛生の向上を期して、地域保健に関する総合的な調査を行うため、県、広島市、広島大学及び（一社）広島県医師会の四者を基本的メンバーとしている広島県地域保健対策協議会の活動を積極的に推進する。（昭和 44 年度創設）

6 広島県医療勤務環境改善支援センターの運営（予算額 8,078 千円）

医療従事者の勤務環境改善に向けた各医療機関の取組を促進し、医療従事者の離職防止や医療安全の確保等を図るため、改正医療法（平成 26 年 10 月施行）に基づき、医療機関のニーズに応じた総合的・専門的な支援を行う「医療勤務環境改善支援センター」を設置し、運営する。（平成 27 年度創設）

8 がん対策

〔現況及び施策の方向〕

第4次「がん対策推進計画」（令和6～令和11年度）に掲げる3つの分野（がん予防・がん検診、がん医療及びがんとの共生）を柱とした総合的な対策を実施する。

〔事業の内容〕

1 がんの予防・がん検診

(1) 生活習慣の改善、感染症対策等によるがん予防（1次予防）（平成23年度創設）

ア たばこ対策推進事業（予算額 100 千円）

がん対策推進条例に規定する受動喫煙防止対策を推進するとともに、「健康増進法の一部を改正する法律」の普及・啓発を通じ、望まない受動喫煙が生じないように、対策の徹底を図る。

イ HPVワクチン普及啓発事業（予算額 436 千円）

子宮頸がんの主な原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染を防ぐHPVワクチンについて、知識の普及啓発を行う。

(2) がんの早期発見、がん検診（2次予防）

ア がん検診受診率向上対策事業（予算額 43,968 千円）

(ア) 職域がん検診推進事業（予算額 16,358 千円）

がん検診を実施していない協会けんぽ加入企業の事業主に対して、企業訪問を行い、検診の実施を促進するなど、職域におけるがん検診の受診勧奨を行う。（平成30年度創設）

(イ) 市町がん検診個別受診勧奨支援事業（予算額 27,610 千円）

職域の被扶養者への勧奨支援など、実際の受診行動につながる取組を推進する。（平成23年度創設）

第1表 がん検診の受診率

（単位 %）

年	区分	胃	肺	大腸	子宮頸	乳
令和4年	広島県	50.4	47.7	44.0	42.5	42.6
	全 国	48.4	49.7	45.9	43.6	47.4
令和元年	広島県	47.5 (41.3)	45.9	41.0	43.6	43.9
	全 国	49.5 (42.4)	49.4	44.2	43.7	47.4

（注）1 対象年齢は40～69歳（胃がん50～69歳、子宮頸がんは20～69歳）

（注）2 胃（令和元年）・肺・大腸がんは過去1年以内・胃（令和4年）・子宮・乳がんは過去2年以内の受診状況

（注）3 胃がん検診の令和元年集計の下段は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正前の対象者（40～69歳、過去1年間の受診）で集計した場合の結果を参考に示している

【出典】国民生活基礎調査〔厚生労働省〕（3年に1度のサンプル調査）

イ がん検診精度管理推進事業（予算額 8,387 千円）

市町が実施するがん検診の精度向上のため、専門家による評価・助言、研修等を実施するほか、比較的侵襲性の高い胃内視鏡検査について、県内の市町が実施する胃がん検診における胃内視鏡検査の精度を一定に保つため、研修を実施する。（平成 23 年度創設）

第 2 表 県内市町が実施するがん検診の精度管理の状況（令和 3 年度）

（単位：%）

部位		胃	肺	大腸	子宮頸	乳
精密検査 受診率	広島県	86.1	73.1	67.5	69.4	88.2
	全 国	84.4	82.5	69.9	77.6	89.9
精密検査 未把握率	広島県	8.7	20.8	20.7	27.1	9.9
	全 国	9.7	11.5	16.8	16.0	7.2

【出典】厚生労働省「令和 4 年度地域保健・健康増進事業報告」

2 がん医療

(1) 広島がん高精度放射線治療センター管理運営費（予算額 256,390 千円）

平成 27 年 10 月に運営を開始した、広島がん高精度放射線治療センターについて、指定管理者による管理運営を実施する。（平成 22 年度創設）

第 3 表 施設利用状況

（単位：人）

利用 状況	年度	目標値（事業計画）	新規患者数	対前年度増減
	令和 5 年度	695	607	▲153
	令和 4 年度	704	760	134
	令和 3 年度	693	626	16
	令和 2 年度	693	610	▲76
	令和 元年度	643	686	109
	平成 30 年度	610	577	21
	平成 29 年度	602	556	27
	平成 28 年度	588	529	357
	平成 27 年度	259	172	—

（注）平成 27 年度は平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月末までの利用状況

(2) がん医療連携強化事業（予算額 88,653 千円）

ア がん診療連携拠点病院機能強化事業（予算額 84,000 千円）

がんの専門的医療の実施、地域のかかりつけ医等に対する研修、がん医療に関する情報提供などを行うがん診療連携拠点病院の機能強化を図るため、相談支援、研修に要する経費等について支援する。（平成 18 年度創設）

第4表 がん診療連携拠点病院機能強化事業の補助状況
(単位 か所、千円)

年 度	施 設 数	補助額 (予算額)
令和6年度	9	84,000
令和5年度	9	84,000
令和4年度	9	84,000
令和3年度	9	92,000
令和2年度	11	96,000
令和元年度	12	96,000
平成30年度	13	100,000
平成29年度	13	100,000
平成28年度	13	100,000
平成27年度	13	100,000

[負担割合：国 1/2、県 1/2]

第5表 がん診療連携拠点病院の指定状況

(令和6年4月1日現在)

指定区分		圏域名	病 院 名	指定年月日
国指定	県がん診療連携拠点病院	広島	広島大学病院	平成18年8月24日
	地域がん診療連携拠点病院	広島	県立広島病院	平成18年8月24日
			広島市立広島市民病院	平成18年8月24日
			広島赤十字・原爆病院	平成18年8月24日
			広島市立北部医療センター安佐市民病院	平成22年4月1日
		広島西	厚生連広島総合病院	平成18年8月24日
		呉	呉医療センター	平成18年8月24日
		広島中央	東広島医療センター	平成18年8月24日
		尾三	厚生連尾道総合病院	令和2年7月1日
		福山・府中	福山市民病院	平成18年8月24日
			福山医療センター	令和2年3月27日
	地域がん診療連携拠点病院 (特例型)	備北	市立三次中央病院	平成18年8月24日
県指定	がん診療連携拠点病院	呉	呉共済病院	平成22年11月16日

イ がん医療ネットワーク機能強化事業 (予算額 4,653 千円)

県民に最適ながん医療を提供するため、がん診療連携拠点病院を中心とした医療ネットワークの普及及び機能強化を図る。(平成23年度創設)

3 がんとの共生

(1) 緩和ケア推進事業（予算額 7,898 千円）

がんと診断された時からの緩和ケア、住み慣れた地域における緩和ケアを受けることができる体制づくりを支援する。（平成 16 年度創設）

第 6 表 緩和ケア研修参加状況

（単位 人）

年度	医療者派遣研修	看護師研修	薬剤師研修	介護・福祉関係者研修
令和 5 年度	6	74	20	447
令和 4 年度	3	54	21	685
令和 3 年度	3	64	31	1,117
令和 2 年度	—	92	48	—
令和元年度	6	134	44	1,136
平成 30 年度	6	146	42	1,334
平成 29 年度	3	352	44	122
平成 28 年度	3	305	50	146
平成 27 年度	3	301	37	131
平成 26 年度	2	290	27	214

(2) がん患者・家族相談支援事業（予算額 15,252 千円）（平成 20 年度創設）

がん患者等と同じ立場で相談支援を行う人材としてがん経験者等をがんピアサポーターとして養成し、がん診療連携拠点病院等と連携した相談支援を実施していくとともに、「広島がんネット」や「がん患者さんご家族のためのサポートブックひろしま」により、がんに関する様々な情報を提供する。

また、企業及び医療機関におけるがん治療と仕事の両立支援体制の構築に向けた検討や、がん患者等の妊孕性（妊娠できる能力）温存療法及び温存後生殖補助医療に係る研究促進事業を行う。

第 7 表 がんピアサポーター養成状況

（単位 人）

年度	研修修了者数 ※（ ）内は累計数
令和 5 年度	—（46）
令和 4 年度	—（46）
令和 3 年度	7（46）
令和 2 年度	—（39）
令和元年度	—（39）
平成 30 年度	8（39）
平成 29 年度	—（31）
平成 28 年度	6（31）
平成 27 年度	10（25）
平成 26 年度	15（10）

第8表 がん患者の妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療治療費助成状況

(単位 人 (実人数))

年度	妊孕性温存療法			温存後生殖補助医療
	女性	男性	合計	
令和5年度	11	19	30	13
令和4年度	10	15	25	8
令和3年度	19	6	25	
令和2年度	10	11	21	
令和元年度	12	6	18	
平成30年度	21	7	28	

(注) 広島県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業(令和3年度以降)及び広島県がん患者妊孕性温存治療費助成事業(平成30～令和2年度)における実績(温存後生殖補助医療の治療費助成は令和4年度から開始)

(3) Teamがん対策ひろしま推進事業(予算額 3,652千円)

がんの予防・検診、治療と仕事の両立支援、患者団体等の支援に取り組む「Teamがん対策ひろしま」登録企業の拡大を図るとともに、その取組を支援し、地域全体でのがん対策を推進する。(平成25年度創設)

第9表 Teamがん対策ひろしま登録状況

(単位 社)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録企業数 ()内は累計数	14 (14)	11 (25)	12 (37)	14 (51)	29* (80)	18 (98)	12 (110)	30 (140)	27 (167)	21 (188)

※登録時は31社。登録企業3社が合併したため、合併後の実数に修正している。

(4) がん患者アピアランスケア推進事業(予算額 54,929千円)

がん患者の心理的負担を軽減し、社会参画を促進するとともに、療養生活の質の向上を図るため、外見の変化を補完するウィッグの購入費用を一部助成するとともに、がん診療連携拠点病院等における相談支援・情報提供を促進する。(令和4年度創設)

第10表 がん患者のウィッグ購入費助成状況

(単位 件、千円)

年 度	件 数	助成金額
令和5年度	1,182	50,507
令和4年度	945	41,298

9 原爆被爆者支援

〔現況及び施策の方向〕

原子爆弾の特異性により、今なお社会的・医学的・精神的後遺症に苦しむ被爆者に対し、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成6年法律第117号）及び県独自の施策により、健康の保持と福祉の向上を図るため、事業を実施する。

また、原爆養護ホームの運営・整備を行うとともに、在外被爆者援護対策の推進などに努める。

その他、被爆者医療の長年の実績及び研究成果を活用して、放射線被曝（爆）者医療に関する国際協力の推進を図る。

第1表 原子爆弾被爆者数

(単位 人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県 分	14,375	14,086	13,457
広島市分	39,590	39,374	37,818
計	53,965	53,460	51,275

- (注) 1 被爆者とは、被爆者健康手帳の交付を受けた者をいう。
 2 被爆者数は、各年度末の人数をいう。
 3 県分とは広島県の手帳交付者数、広島市分とは広島市の手帳交付者数である。

〔事業の内容〕

1 原爆被爆者健康管理の推進（予算額 174,870千円）

(1) 原爆被爆者健康手帳交付事務（予算額 63,164千円）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者に対し、被爆者健康手帳を交付し、同手帳認定に伴う医療費償還払いを行うほか現物給付対象外の医療費等を支給する。（昭和32年度創設）

また、被爆二世の健康管理に資するため、国からの委託により被爆二世健康診断を実施している。（昭和54年度創設、平成13年度以降県実施）

(2) 原爆被爆者健康診断（予算額 97,361千円）

被爆者の健康管理に資するため、毎年定期2回、希望2回を限度とする健康診断（一般検査）を行い、その結果、必要な者に対しては、精密検査を実施している。また、必要に応じて特別検査も行っている。

なお、希望者に対しては、胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん、大腸がん及び多発性骨髄腫のがん検査を、希望による健康診断の振替分として年1回実施している。（昭和32年度創設、順次拡充）

第2表 原子爆弾被爆者健康診断等実施状況及び実施計画

(単位 件)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画)
健康診断受診者証交付者数	県 分	54	48	50
一般健康診断受診者数	県 分	7,674	7,615	8,636
一般健康診断がん検査受診者数	県 分	3,109	2,975	4,908
精密健康診断受診者数	県 分	320	355	391
特別（入院精密）検査受診者数	県 分	27	22	45
交通手当支給件数	県 分	1,264	1,127	1,461

(3) 原爆被爆者健康管理推進特別事業（予算額 1,346千円）

被爆者の様々な不安を払拭するため、健康相談、医療機関との連携、施設入所相談、各種手当・原爆症認定申請の支援等、保健、医療、福祉にわたる総合的な相談を実施する。（平成8年度創設）

(4) 原爆体験者等健康意識相談等事業（予算額 12,999 千円）

原爆による黒い雨を体験した影響で健康不安を持つ者に対して、医師等の専門家による保健指導・健康教育を実施することにより、その症状の改善を図る。（平成 25 年度創設）

2 原爆被爆者援護の推進（予算額 7,094,633 千円）

(1) 法に基づく手当等の支給（予算額 6,310,457 千円）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた被爆者に対して医療特別手当又は特別手当を、原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に対して原子爆弾小頭症手当を、特定の疾病にかかっている被爆者に対して健康管理手当を、爆心地から 2 キロメートル以内の直接被爆者に対して保健手当（身体上に一定の障害や傷痕等のある者又は 70 歳以上の身寄りのない高齢者には手当額を増額）を、一定の障害を有し、介護を受けている被爆者に対して介護手当を支給するほか、被爆者が死亡した場合には、その葬祭を行う者に対して葬祭料を支給する。（昭和 43 年度創設）

第 3 表 法定諸手当支給状況

（単位 円、人）

区 分			医療特別 手 当	特別手当	原子爆弾 小 頭 症 手 当	健康管理 手 当	保健手当		介 護 手 当	葬祭料
							一般分	高額分		
諸 手 当 の 額	令和6年度		150,020	55,400	51,630	36,900	18,500	36,900	費用介護 重度 限度月額 106,820 中度 限度月額 71,200 家族介護 23,550	215,000
	令和5年度		145,420	53,700	50,050	35,760	17,940	35,760	費用介護 重度 限度月額 105,800 中度 限度月額 70,520 家族介護 22,830	212,000
令和4年度		141,900	52,400	48,840	34,900	17,500	34,900	費用介護 重度 限度月額 105,560 中度 限度月額 70,360 家族介護 22,280	212,000	
支 給 状 況 （ 県 分 ）	令和 5 年 度	実人員	418	313	2	11,155	328	91	71	1,327
		延人員	5,535	3,893	24	140,277	4,033	1,142	1,059	—
	令和 4 年 度	実人員	483	316	2	11,704	352	102	54	1,437
		延人員	6,173	3,984	24	144,597	4,366	1,286	1,005	—
	令和 3 年 度	実人員	528	331	2	12,038	377	112	55	1,235
		延人員	6,764	4,022	24	151,041	4,607	1,293	973	—

(2) 県独自の援護事業（予算額 783,495 千円）

県独自事業として、広島県原子爆弾被爆者援護要綱等に基づき、各種手当の支給等の事業を実施している。（昭和 42 年度創設）

また、平成 12 年度から、介護保険制度の実施に伴い、居宅で介護保険の訪問介護や通所介護などのサービスを利用している被爆者や介護老人福祉施設に入所している被爆者に対する利用料等の助成事業を実施している。（平成 12 年度創設）

第4表 県独自諸手当等支給状況

(単位 人)

区 分		令和4年度	令和5年度		令和6年度
		支給延人員	広 島 県 分		手当等の額
			手当等の額	支給延人員	
被爆者特別検査促進手当		14	1日500円	10	1日500円
認定被爆者通院交通費		161	実費	154	実費
被爆身体障害者福祉手当		36	17,940円	36	18,500円
被爆者特別福祉手当		23	4,000円	12	4,000円
介護手当付加金		166	月額43,940円以内	167	月額44,360円以内
認定被爆者死亡弔慰金		93	10,000円	86	10,000円
被爆者訪問介護利用助成事業		8,216	同 右	8,056	介護保険給付の対象となる（介護予防）訪問介護サービス等に要した費用の1割、2割又は3割
被爆者通所介護利用助成事業		23,124	同 右	23,429	介護保険給付の対象となる（介護予防）通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護サービスに要した費用の1割、2割又は3割
被爆者短期入所生活介護等利用助成事業		5,507	同 右	5,472	介護保険給付の対象となる（介護予防）短期入所生活介護サービスに要した費用の1割、2割又は3割
被爆者小規模多機能型居宅介護等利用助成事業		2,011	同 右	2,002	介護保険給付の対象となる（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスに要した費用の1割、2割又は3割
被爆者定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用助成事業		253	同 右	285	介護保険給付の対象となる定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに要した費用の1割、2割又は3割
被爆者複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）利用助成事業		285	同 右	369	介護保険給付の対象となる複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）に要した費用の1割、2割又は3割
認知症対応型共同生活介護利用助成事業		2,640	同 右	2,534	介護保険給付の対象となる（介護予防）認知症対応型共同生活介護に要した費用の1割、2割又は3割
被爆者介護老人福祉施設等利用助成事業		8,742	同 右	8,001	介護保険給付の対象となる（地域密着型）介護老人福祉施設の入所に要した費用の1割、2割又は3割
		614	同 右	521	養護老人ホーム等に入所した場合の費用徴収額
被爆者療養 保養事業	神 田 山 荘	1,222	同 右	1,305	利用料250円助成
	指 定 施 設	35	同 右	25	休憩1人1回250円以内 宿泊1人1泊500円以内 （1人年1,500円を限度）

(3) 原爆死没者慰霊式典等助成事業（予算額 351千円）

原爆死没者を慰霊し、永遠の平和を祈念するため、慰霊式典、追悼出版などを実施する地域・職域の団体に対し助成する。（平成3年度創設）

(4) その他（予算額 330 千円）

広島市、長崎県、長崎市とともに被爆者の援護対策の強化促進を図るため設置している「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協議会）」の費用を負担する。（昭和 42 年度創設）

また、（公財）広島平和文化センターに被爆資料の展示運営を委託し、被爆の実相を幅広く伝承する。（昭和 57 年度創設）

3 広島原爆養護ホームの運営・整備（予算額 662,007 千円）

県と広島市が共同で開設した広島原爆養護ホーム（舟入むつみ園・神田山やすらぎ園・倉掛のぞみ園）に、居宅で日常生活の世話や必要な介護を受けることが困難な被爆者を入所させ、必要な養護を行う。

なお、養護等は、（公財）広島原爆被爆者援護事業団に委託して実施している。（昭和 45 年度創設）

第 5 表 広島原爆養護ホーム入所状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

（単位 人）

区 分	一般養護	特 別 養 護			合 計
	舟入むつみ園	神田山やすらぎ園	倉掛のぞみ園	小 計	
県分入所者数（全体入所者数）	12（47）	18（78）	42（213）	60（291）	72（338）
県 分 定 員（全 体 定 員）	19（100）	20（100）	60（300）	80（400）	99（500）

4 原爆被爆者関係施設整備（予算額 22,667 千円）

(1) 広島赤十字・原爆病院への助成（予算額 16,000 千円）

広島赤十字・原爆病院（原爆医療部門）の医療の近代化を図るための医療機器の整備等に対して補助する。（昭和 43 年度創設）

第 6 表 広島赤十字・原爆病院に対する助成状況

（単位 千円）

年 度	医療機器整備補助		施設整備補助	
	補助額	対象機器	補助額	対象工事
令和 5 年度	14,996	呼吸器内視鏡システム一式等	0	—
令和 4 年度	16,000	心臓超音波診断装置一式	0	—
令和 3 年度	16,000	生化学検査自動分析装置システム一式	0	—

(2) 一般財団法人広島市原爆被爆者協議会（予算額 6,667 千円）

（一財）広島市原爆被爆者協議会が設置している広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）の施設整備事業に対して補助する。（昭和 54 年度創設）

5 在外被爆者援護の推進（予算額 244,063 千円）

在外の被爆者の健康の保持及び増進を図ることを目的として、各種事業を実施する。

第 7 表 在外における被爆者健康手帳所持者数

（厚生労働省 令和 6 年 3 月現在）

国 ・ 地 域 等	所 持 者 数（人）
韓 国	1,678
ア メ リ カ	555
ブ ラ ジ ル	71
そ の 他	84
計	2,388

(1) 法に基づく事業

ア 医療費の支給（予算額 32,128 千円）

韓国を除く国・地域に在住の被爆者の医療費を法に基づき支給する。（平成 27 年度創設）

イ 手帳交付事務（予算額 5,473 千円）

在外からの手帳交付申請に対し、申請者の居住地（地域）へ職員を派遣し、面接調査を行う。（平成 14 年度創設）

(2) 在外被爆者支援事業実施要綱に基づく事業

ア 手帳交付渡日支援事業（予算額 4,849 千円）

新たに手帳の交付を受けようとする者に対し、渡日に必要な旅費等を支給するとともに、渡日できない者には、被爆確認証を交付する。（平成 14 年度創設）

イ 健康相談等事業（予算額 62,822 千円）

在外被爆者の居住する北米及び南米へ専門医等を派遣し、現地で健康相談等を行う。令和 6 年度は、北米及び南米へ派遣する。（平成 14 年度創設）

ウ 現地健康診断事業（予算額 19,230 千円）

令和 6 年度に健康相談等事業を実施しない北米及び南米で健康診断を行う。（平成 25 年度創設）

エ 渡日治療支援事業（予算額 4,194 千円）

渡日して治療を受けようとする在外被爆者に対し、渡日に必要な旅費等を支給するとともに、医療機関のあっせん等を行う。（平成 14 年度創設）

オ 保健医療助成事業（予算額 115,367 千円）

韓国を除く国・地域に在住の被爆者の医療費を助成する。（平成 16 年度創設）

6 放射線被爆者医療国際協力の推進（予算額 17,882 千円）

広島が有する被爆者医療や放射線障害の研究成果を活用して、世界の放射線被ばく者への医療に貢献することにより、広島の世界への貢献と国際協力の推進に資する放射線被爆者医療国際協力推進協議会（H I C A R E : ハイケア）が実施する次の事業に対し負担金（広島県 1/2、広島市 1/2）を交付する。

平成 26 年 5 月に IAEA の協働センターに指定、平成 29 年と、令和 3 年に協働センターの指定が更新され、国際医療研修、共同研究等の協働事業を実施している。（平成 3 年度創設）

(1) 医師等受入研修・派遣事業

(2) 放射線被ばく者医療普及啓発事業

(3) 調査検討事業

(4) 人材育成事業

(5) 共同研究事業

(6) 福島支援事業

第8表 医師等受入研修・派遣状況

(単位 件、人)

区 分			件数	人数	内 容
令和5年度	受入研修	単独受入 (※1)	7	18	韓国 13人 アメリカ 3人 ブラジル 2人
		協働事業受入 (※2)	2	15	イラン2人、インドネシア6人、サウジアラビア1人、シンガポール2人、モンゴル4人
		他団体受入 (※3)	1	2	スイス 2人
		計	10	35	
	派 遣		1	1	アメリカ 1件1人 (ハワイ州での現地被爆者医療研修)
令和4年度	受入研修	単独受入 (※1)	6	15	韓国 10人 アメリカ 2人 ブラジル 3人
		協働事業受入 (※2)	2	21	韓国 3人 モンゴル 7人 タイ 2人 ベトナム 3人 マレーシア 2人 パキスタン 2人 フィリピン 2人
		他団体受入 (※3)	1	2	スイス 2人
		計	9	38	
	派 遣		1	1	ブラジル 1件1人 (サンパウロ州での現地被爆者医療研修)
令和3年度	受入研修		—	—	新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	派 遣		—	—	

※1 HICARE 単独で研修を実施するもの。

※2 IAEA 等と協働で研修を実施し、IAEA 等の費用負担を伴うもの。

※3 JICA 等の他団体が実施する研修において、HICARE が研修の一部を受け持つもの。

10 毒ガス障害者支援

〔現況及び施策の方向〕

旧大久野島毒ガス工場従事者等は、毒ガスの影響により、いまなお健康上特別の状態にある。これら毒ガス従事者等のうち、旧陸軍共済組合員であった者については財務省が、それ以外の者については厚生労働省が、各々救済制度を設けている。

県は、財務省所管事業に関しては健康診断を、厚生労働省所管事業に関しては事業全般を受託しており、国の事業及び県独自の施策により、毒ガス従事者等の健康の保持・増進を図る。

第1表 健康管理手帳所持者数（財務・厚生労働省）

（単位 人）

区 分	財 務 省			厚 生 労 働 省			財務・厚生労働省合計		
	県内 居住者	県外 居住者	小計	県内 居住者	県外 居住者	小計	県内 居住者	県外 居住者	合計
令和5年度	68	26	94	371	134	505	439	160	599
令和4年度	92	31	123	471	156	627	563	187	750
令和3年度	116	38	154	570	200	770	686	238	924

（注）各年度末現在の所持者数である。

第2表 厚生労働省所管手帳・手当等受給者数

（単位 人）

区 分	医 療 手 帳			特 別 手 当			健康管理手当			保 健 手 当		
	県内 居住者	県外 居住者	計	県内 居住者	県外 居住者	計	県内 居住者	県外 居住者	計	県内 居住者	県外 居住者	計
令和5年度	361	115	476	13	2	15	335	87	422	1	1	2
令和4年度	459	135	594	17	2	19	424	103	527	1	1	2
令和3年度	556	171	727	20	5	25	516	121	637	1	1	2

（注）各年度末現在の受給者数である。

〔事業の内容〕

1 健康診断及び相談事業（予算額 35,271 千円）

毒ガス従事者等に対し、健康管理手帳を交付し、一般検査を行い、更に必要な者に対しては精密検査を実施して毒ガス従事者等の健康の保持・増進を図る。（昭和49年度創設）

また、広島県毒ガス障害者相談室（呉共済病院忠海分院敷地内）及び県被爆者支援課に相談員を配置し、毒ガス従事者等の相談に応じる。

第3表 健康診断実施状況

（単位 人）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
一 般 検 査	財 務 省	45	35	27
	厚 生 労 働 省	180	160	122
	計	225	195	149
精 密 検 査	財 務 省	0	1	0
	厚 生 労 働 省	3	1	3
	計	3	2	3

2 医療費及び各種手当の支給（予算額 247,130 千円）

厚生労働省所管の毒ガス従事者等のうち、ガス障害に罹患している者に対し、医療手帳を交付し、医療費（自己負担分）、健康管理手当、保健手当及び介護手当を支給している。

平成 13 年度から、財務省所管の者と同様に、ガス障害者のうち当該ガス障害が毒ガス等の影響を強く受け、かつ、重篤である者に特別手当、医療手当を支給している。

第 4 表 厚生労働省所管手当等の種類及び支給月額

（単位 円）

区 分	医療費	特別手当	医療手当	健康管理手当	保健手当	介 護 手 当			
令和 6 年度	実 費	110,660	39,490 ～ 36,900	36,900	18,500	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	106,820 71,200 23,550
令和 5 年度	実 費	107,260	38,280 ～ 35,760	35,760	17,940	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	105,800 70,520 22,830
令和 4 年度	実 費	104,660	37,350 ～ 34,900	34,900	17,500	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	105,560 70,360 22,320
令和 3 年度	実 費	104,860	37,420 ～ 34,970	34,970	17,540	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	105,560 70,360 22,320

第 5 表 厚生労働省所管手当等の支給状況

（単位 人、千円）

区 分		医 療 費	特別手当	医療手当	健康管理 手当	保健手当	介護手当
令和 5 年度	延人数	3,200	199	176	5,732	21	0
	金 額	8,793	21,973	6,375	205,046	431	0
令和 4 年度	延人数	4,128	263	213	7,002	24	0
	金 額	11,321	27,421	7,483	244,230	420	0
令和 3 年度	延人数	5,196	332	280	8,192	24	0
	金 額	11,209	35,023	10,237	286,474	421	0

3 県独自の援護事業（予算額 1,321 千円）

県独自の援護事業として、死亡弔慰金、通院交通費及び介護手当附加金を支給するとともに、毒ガス従事者等療養保養事業を実施し、国の施策を補完する。（昭和 56 年度創設）

また、大久野島毒ガス障害者対策連絡協議会が行う援護事業（大久野島毒ガス障害死没者慰霊式典）に対して助成を行う。（昭和 42 年度創設）

第 6 表 県独自の援護措置による手当等支給状況

（単位 件、円）

区 分	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	支 給 額
死 亡 弔 慰 金	78	780,000	92	920,000	90	900,000	10,000 円
通 院 交 通 費	245	238,740	183	179,090	167	141,450	認定額支給
介護手当附加金	0	0	0	0	0	0	限度月額 44,360 円
毒ガス従事者等療養保養事業	0	0	0	0	0	0	休憩 1 回 250 円、 宿泊 1 日 500 円以内、 年 1,500 円を限度

1 1 感染症対策

〔現況及び施策の方向〕

1 感染症予防事業

エボラ出血熱、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の新興感染症及びジカウイルス感染症等の蚊媒介感染症も世界的な脅威となっている。本県では、ノロウイルス等の感染性胃腸炎、季節性インフルエンザ、腸管出血性大腸菌、新型コロナウイルス感染症による集団感染が発生している。

重大な感染症の疑いがある場合に、的確で迅速な対応により県民の安全安心を確保するため、平成 25 年 4 月に「感染症・疾病管理センター（ひろしま CDC）」を開設した。

感染症の集団発生時には、平成 31 年 3 月に改正した広島県感染症危機管理マニュアルに基づき、患者に対する医療の提供及びまん延防止対策を講じる。

また、新型コロナウイルス感染症については、令和元（2019）年 12 月以降、世界的に感染が拡大し、本県でも令和 2 年 3 月 7 日に初めての感染者が確認された。その後、繰り返される感染拡大の波に対応するため、PCR 検査の推進や医療機関への患者搬送・入院の調整、ワクチン接種の準備等に取り組んできた。令和 3 年 1 月には、さらなる感染拡大に備えて、感染症・疾病管理センター（ひろしま CDC）を包含した「新型コロナウイルス感染症対策担当」（令和 6 年 4 月に健康危機管理課へ統合）を新設し、複数部署で分担していた業務を一元化するなど体制強化を図っている。

さらに、令和 4 年 12 月に改正感染症法が公布され、令和 5 年 5 月 8 日から 5 類感染症へ移行されたこれまでの新型コロナウイルス感染症への対応等も踏まえ、次なる新興感染症の発生・まん延に備えるため、広島県感染症予防計画（第 5 版）を策定し、総合的な感染症対策を実施することとしている。

2 結核予防事業

本県では、結核の新登録患者数が着実に減少しており、令和 4 年の罹患率（人口 10 万対）は 7.1 であった。平成 29 年 3 月に改定した「結核予防推進プラン」に基づき、高齢者に重点を置いた早期発見・早期治療によるまん延防止や、患者の生活環境に応じた医療・支援（DOTS（直接服薬確認療法）等）、外国人に対する結核の啓発・支援体制の整備、高齢者関係施設等に対する啓発活動等、重点的かつきめ細やかな結核対策を推進する。

3 エイズ予防事業

本県における新規感染者等の数は減少傾向にあるが、近年、エイズを発症して初めて HIV 感染が判明する者の割合が高くなっている。引き続き、早期治療・感染拡大防止に結びつけるため、早期発見の啓発活動への取組や検査体制を強化する。また、抗 HIV 薬の進歩によりエイズが予後不良の疾患から慢性疾患へと移行しつつあり、エイズ患者の長期療養に対する支援等、効果的なエイズ対策を推進する。

4 新型コロナウイルス感染症対策

本県における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、検査体制の強化や医療提供体制の確保、社会福祉施設等への支援など、様々な課題に迅速かつ適切に対処する。

〔事業の内容〕

1 感染症予防対策

(1) 感染症・疾病管理センター事業（予算額 12,478 千円）

平成 25 年 4 月 1 日に設置した広島県感染症・疾病管理センターの各種事業及び運営を行う。（平成 25 年度創設）

(2) 感染症予防対策事業（予算額 245,016 千円）

ア 感染症対策事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症に対する正しい知識の普及啓発、感染症診査協議会の設置及び感染症の患者に対する良質かつ適正な医療の提供等を推進する。（平成 11 年度創設）

イ 感染症発生動向調査事業

コンピューターオンラインを活用して、医療機関・保健所・県による発生動向調査及び病原体検査を実施し、結核発生状況の把握、感染症発生状況の把握、解析と流行予測を行い、効果的な予防対策を推進する。（昭和 61 年度創設）

ウ 防疫体制整備事業

保健所等の防疫にかかる活動体制、検査体制、研修体制の機能強化を図る。（平成 9 年度創設）

エ 協定締結医療機関施設・設備整備事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、本県と医療措置協定を締結する医療機関の新興感染症への対応力の強化を図るため、病室等の感染対策に係る整備等（施設・設備整備）への支援を行う。（令和 6 年度創設）

オ 広島県感染症対策連携協議会運営

感染症法第 10 条の 2 に基づき、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために設置が義務付けられている「都道府県連携協議会」として、感染症予防計画に基づく施策立案や施策の進行管理等を行う。（令和 5 年度創設）

カ 感染症医療人材の派遣

新興感染症等の発生時に医療機関や社会福祉施設等において発生する集団感染（クラスター）の拡大防止を早期に図るとともに、感染症診療を継続するため、感染症に対応できる医療人材を施設に派遣する。（令和 6 年度創設〔令和 2～5 年度は新型コロナウイルス感染症対策として実施〕）

(3) 新興感染症対策事業（予算額 230,423 千円）

新型インフルエンザの感染拡大を可能な限り抑制するとともに、重症患者への適切な医療を確保し、健康被害を最小限にとどめること等を目的に、新型インフルエンザ対策の更なる推進を図るための諸施策を実施する。（平成 18 年度創設）

新興感染症の発生・まん延時において、県民が安心して適切な医療を受けられるよう、医療提供体制の整備を図る。（令和 6 年度創設）

(4) 予防接種の推進（予算額 75,033 千円）

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づいた適切な予防接種の普及啓発を図るとともに、市町村を超えた広域予防接種を推進する。また、予防接種要注意者に対する定期の予防接種や地域のかかりつけ医からの医療相談等を実施する「広島県予防接種相談支援センター」の運営や予防接種法に基づく健康被害について救済給付を行う。（平成 18 年度創設）

また、新型コロナウイルスワクチンの接種後の副反応に係る県民からの相談に対応するコールセンターを委託する。（令和 3 年 3 月創設）

(5) ハンセン病対策（予算額 1,170 千円）

ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、専門医による在宅回復者の検診、療養所入所者に対する訪問、里帰り・社会復帰支援、郷土製品の送付を実施する。（昭和 38 年度創設）

第 1 表 一類～三類感染症患者発生状況

（単位 人）

		令和 3 年		令和 4 年		令和 5 年	
		広島県	全国	広島県	全国	広島県	全国
一類	エボラ出血熱	0	0	0	0	0	0
	クリミア・コンゴ出血熱	0	0	0	0	0	0
	痘そう	0	0	0	0	0	0
	南米出血熱	0	0	0	0	0	0
	ペスト	0	0	0	0	0	0
	マールブルグ病	0	0	0	0	0	0
	ラッサ熱	0	0	0	0	0	0
二類 ※1	急性灰白髄炎	0	0	0	0	0	0
	ジフテリア	0	0	0	0	0	0
	重症急性呼吸器症候群	0	0	0	0	0	0
	中東呼吸器症候群	0	0	0	0	0	0
	鳥インフルエンザ（H5N1）	0	0	0	0	0	0
	鳥インフルエンザ（H7N9）	0	0	0	0	0	0
三類	コレラ	0	0	0	1	0	2
	細菌性赤痢	0	7	0	16	0	47
	腸管出血性大腸菌感染症	101	3,243	71	3,370	51	3,813
	腸チフス	0	4	1	16	0	39
	パラチフス	0	0	0	10	0	9

- （注） 1 広島市、呉市、福山市を含む。
 2 令和 5 年は、速報値である。（無症状病原体保有者を含む。）
 3 ※1：結核を除く。

2 結核予防対策

(1) 予防活動（予算額 16,704 千円）

患者接触者に対する健康診断を実施することにより患者の早期発見に努めるとともに、結核患者に対する良質かつ適正な医療の提供等を推進する。（昭和 26 年度創設）

第 2 表 結核患者等の登録状況

（単位 人）

区 分		活 動 性 肺 結 核			活 動 性 肺外結核	不活動性 そ の 他	計
		登 録 時 咳 痰 塗 抹 陽 性	登 録 時 其 他 の 結 核 菌 陽 性	登 録 時 菌 陰 性 ・ そ の 他			
新登録患者	令和 5 年度	77	34	6	45	—	162
	令和 4 年度	77	42	17	29	—	165
	令和 3 年度	91	55	17	76	—	239
登 録 患 者	令和 5 年度	10	7	1	11	65	94
	令和 4 年度	50	26	14	36	191	317
	令和 3 年度	57	39	17	49	387	549

- （注）1 広島市、呉市、福山市を含む。
2 登録患者は、各年末現在の数である。
3 令和 5 年は、速報値である。

第 3 表 健康診断、管理検診実施状況

（単位 人、％）

区 分		対象人員	実施人員	受 診 率
令和 5 年度	接 触 者 健 診	335	295	88.1
	集 団 健 診	20	20	100
	管 理 検 診	284	276	97.2
令和 4 年度	接 触 者 健 診	339	336	99.1
	集 団 健 診	0	0	0
	管 理 検 診	256	232	90.6
令和 3 年度	接 触 者 健 診	641	621	96.9
	集 団 健 診	17	16	94.1
	管 理 検 診	335	298	89.0

- （注）1 広島市、呉市、福山市を除く。
2 令和 5 年度は、速報値である。

(2) 結核患者医療費の給付（予算額 14,997 千円）

結核患者に対して医療費公費負担を行い、適正医療の確保を図る。（昭和 26 年度創設）

第 4 表 結核医療費公費負担実施状況

（単位 人、千円）

区 分		対 象 人 員	公 費 負 担 額
令和 5 年度	一般患者（37 条の 2）	1,310	1,611
	入 院 患 者（37 条）	86	10,145
	計	1,396	14,281
令和 4 年度	一般患者（37 条の 2）	1,193	1,904
	入 院 患 者（37 条）	63	4,304
	計	1,256	6,208
令和 3 年度	一般患者（37 条の 2）	1,062	3,233
	入 院 患 者（37 条）	118	15,119
	計	1,180	18,352

- （注）広島市、呉市、福山市を除く。

(3) 結核対策特別促進等事業（予算額 12,142 千円）

結核予防思想の普及啓発、直接服薬確認療法（DOTS）の推進など地域の実情に配慮したきめ細かな結核対策特別促進事業（昭和 61 年度創設）を実施するとともに、事業者等が実施した健康診断の費用を補助する等、結核予防対策を推進する。（昭和 49 年度創設）

3 エイズ予防対策

(1) 推進体制等の整備（予算額 231 千円）

行政機関の連携を強化するとともに、経済界、マスコミ等広く関係団体の協力を得て、県民総ぐるみとなったエイズ対策を推進する。

また、予防の徹底と患者・感染者に対する差別や偏見を生まない状況を醸成するため、各種普及啓発資料を活用するとともに、講演会や研修会を通じて正しい知識の普及を図る。（昭和 62 年度創設）

(2) 相談体制の充実（予算額 347 千円）

患者・感染者をはじめ広く県民を対象として、各保健所において、カウンセリングによる相談支援体制を確立している。（平成 4 年度創設）

また、保健所職員に対する研修会等を実施する。

○ 広島県エイズホットライン

日 時：毎週日曜日（ただし、12 月 28 日から 1 月 4 日を除く。）9：00～16：00

電話番号：(082)227-2355

(3) 検査体制の充実（予算額 3,959 千円）

保健所の他、夜間・休日等、受検者にとって利便性の高い検査窓口を開設し、検査体制の充実を図る。（平成 5 年度創設）

○ HIV 抗体検査（無料）

日 時：平日（実施機関で異なるため事前に問い合わせが必要。）

場 所：各保健所（支所）、保健センター

○ 広島県エイズ日曜検査（無料）

日 時：毎月第 3 日曜日、ただし、6・12 月は第 1・3 日曜日（要予約）13：00～16：00

場 所：県立広島病院内（広島市南区宇品神田一丁目 5-54）

予約電話：(082)227-2355

受付時間：毎週日曜日（ただし、12 月 28 日から 1 月 4 日を除く。）9：00～16：00

○ クリニック検査（要検査料）

ア おだ内科クリニック

場 所：広島市中区幟町 13-4

電話番号：(082)502-1051

予約受付時間：9:00～11:00、14:00～17:00

（ただし、水・土曜日の午後、日曜日・祝日を除く。）

イ 藏本内科

場 所：広島市中区大手町三丁目 3-13-6

電話番号：(082)504-7311

予約受付時間：9:00～12:45（ただし、土曜日は～11:45）、15:00～18:45
（ただし、木・土曜日の午後、日曜日・祝日を除く。）

ウ 医療法人おかざき泌尿器科

場 所：東広島市西条栄町 10-30

電話番号：(082) 431-3876

予約受付時間：9:00～12:00（ただし、木曜日は 10:00～）、15:00～18:00（ただし、金曜日は～19:00、土曜日は 13:00～14:00）
（ただし、木曜日の午後、月曜日・日曜日・祝日を除く。）

エ みやの耳鼻咽喉科

場 所：尾道市高須町 5737

電話番号：(0848)47-3387

予約受付時間：9:00～12:30（ただし、土曜日は～12:00）、14:30～18:00
（ただし、木・土曜日の午後、日曜日・祝日を除く。）

オ いそだ病院

場 所：福山市松浜町 1-13-38

電話番号：(084)922-3346

予約受付時間：9:00～12:00、15:00～18:00
（ただし、木・土曜日の午後、日曜日・祝日を除く。）

カ セントラル病院

場 所：福山市住吉町 1-26

電話番号：(084)924-4141

予約受付時間：9:00～12:00、14:00～17:30
（ただし、土曜日の午後、日曜日・祝日を除く。）

○ 広島市エイズ夜間検査（無料）

日 時：毎月第 1・3・5 月曜日（ただし、休日、祝日を除く。要予約）18:00～19:40

場 所：広島市中保健センター（広島市中区大手町四丁目 1-1）

電話番号：(082)504-2528

受付時間：月～金曜日（ただし、休日、祝日を除く。）8:30～17:15

○ 福山市エイズ夜間検査（無料）

日 時：毎月第3木曜日（ただし、休日、祝日を除く。要予約）17：40～20：30

場 所：福山すこやかセンター（福山市三吉町南二丁目11-22）

電話番号：(084)928-1127 ※LINEで予約可能

受付時間：実施月の最初の開所日より予約を受け付け 8：30～17：15

（ただし、実施日が1～3日の場合は、前月の最初の開所日より受け付け）

(4) 医療体制の充実（予算額 90,175 千円）

医療機関との連携を強化し、患者・感染者が安心して適切な医療を受けることができる体制を確立する。（昭和62年度創設）

抗HIV薬の進歩によりエイズが予後不良の疾患から慢性疾患へと移行しつつあることから、エイズ患者の長期療養支援及び緩和ケアなどを取り入れた、エイズ治療中核拠点病院、エイズ治療拠点病院及びエイズ受療協力医療機関による連絡協議会及び医師研修会を開催する。また、中国・四国ブロック拠点病院による研修事業、調査研究事業等により中国・四国ブロックのエイズ医療水準の向上・均てん化を図る。

第5表 エイズ患者・HIV感染者数

（単位 人）

区 分		患 者	感 染 者	計
広島県	令和5年	5	9	14
	令和4年	7	8	15
	令和3年	7	4	11
	累 計	159	278	437
全国累計（令和4年）		10,558	23,863	34,421

（注）1 血液凝固因子製剤によるものを除く。

（注）2 令和5年は速報値。

3 広島県累計は昭和60年から令和5年までの合計値。

4 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 感染拡大防止対策

ア 感染症予防対策事業（予算額 502 千円）

医療機関におけるPCR検査自己負担分の補助を実施する。（令和2年度創設）

イ 感染拡大防止支援事業（予算額 40,730 千円）

感染症診療体制が維持できるよう、医療資材のひっ迫に備え、医療資材の備蓄や配送について、業務委託等を行う。（令和元年度創設）

ウ オンライン診療活用検討事業（予算額 15,000 千円）

新興感染症や災害発生時に活用が見込まれるオンライン診療・服薬指導について、セミナーの開催等により普及を図り、有事においても必要な医療を受けられる体制を構築する。（令和3年度創設）

オ 介護施設等整備事業（予算額 382,664 千円）

高齢者施設における感染拡大防止を図るため、簡易陰圧装置の設置やゾーニング整備等の整備等を行う事業者に対して補助する。（令和2年度創設）

(2) 医療提供体制の確保

ア 医療提供体制確保事業（予算額 400,790 千円）

入院医療費の自己負担分について公費で補助する。（令和2年度創設）

イ 感染症患者搬送車両整備事業（予算額 5,379 千円）

令和2年度以降に整備した搬送車両の車検・整備等を行う。（令和2年度創設）

ウ 危機発生時における医療体制強化事業（予算額 20,050 千円）

広島大学と連携して新興感染症、災害医療及び救命救急医療など、有事に焦点を置いた、県の危機医療の体制強化を図る。（令和2年度創設）

エ 薬局等に対する継続再開支援事業（予算額 4,113 千円）

新型コロナウイルス感染等で業務を行えない薬剤師が勤務する医療機関・薬局への代替薬剤師の派遣や、業務の継続・再開に対して支援する。（令和2年度創設）

オ 在宅障害者医療等提供体制確保事業（予算額 2,962 千円）

在宅の重症心身障害児（者）や、介護者等が感染した場合に、継続した医療的ケアや障害福祉サービスの提供を行うための体制を整備する。（令和2年度創設）

(3) その他（安心・安全な県民生活）

ア 妊産婦総合支援事業（予算額 15,676 千円）

産前や出産直後の母子が心身のケアや家事・育児のサポートを受けやすい環境を整備する。（令和2年度創設）

イ 子育て環境改善事業（相談・交流支援）（予算額 18,912 千円）

子育て家庭が安心して気軽に相談・交流できるよう、市町や地域子育て支援拠点においてオンライン相談・交流の支援体制を確保する。（令和2年度創設）

ウ 障害福祉サービス提供体制確保事業（予算額 11,410 千円）

新型コロナウイルス感染症の影響により、障害福祉サービス等事業所におけるかかり増し経費等に対する支援を行うとともに、緊急時の応援派遣に係る体制を構築する。（令和2年度創設）

1 2 精神保健福祉対策

〔現況及び施策の方向〕

令和6年3月に策定した「第5次広島県障害者プラン」に基づき、「相談体制の充実」、「精神疾患の早期発見、治療体制の充実」、「社会復帰対策等の充実」を柱に、保健、医療、福祉施策の総合的な取組を行っている。

あわせて、依然深刻な自殺問題に対し、令和5年3月に策定した「いのち支える広島プラン（第3次広島県自殺対策推進計画）」に基づき、地域自殺対策強化交付金等を活用した総合的な自殺対策を展開するほか、外傷性脳損傷、脳血管障害等の後遺症により認知障害等を呈する高次脳機能障害者に対する医療・福祉対策を推進している。

第1表 精神疾患を有する者の県内推計値

(単位 人)

血管性及び 詳細不明の 認知症	精神作用 物質使用 による精 神及び行 動の障害	統合失調 症、統合失 調症型障 害及び妄 想性障害	気分〔感情〕 障害（躁う つ病を含 む。）	神経症性 障害、スト レス関連 障害及び 身体表現 性障害	その他の 精神及び 行動の障 害	アルツハ イマー病	てんかん	合 計
4,000	-	11,000	12,000	13,000	20,000	30,000	12,000	102,000

(注) 令和2年の厚生労働省患者調査による。

第2表 精神病床を有する病院及び精神科を標榜する病院・診療所の状況

(単位 床、人、%)

区 分	精神病床を有する病院				その他の病院 ・ 診療所数
	病院数	病床数(床)	入院患者数(人)	病床利用率(%)	
令和5年度	26	5,750	4,822	83.9	80
令和4年度	28	5,850	4,950	84.8	81
令和3年度	28	5,863	4,976	85.0	80

(注) 1 広島市を除く。

(注) 2 各年度とも6月30日現在の数である。

(注) 3 その他の病院・診療所とは、精神科を標榜する病院・診療所のうち精神病床を有しない機関。

第3表の1 精神科病院入院患者の状況（疾患別）

(単位 人)

区 分	症状性を 含む精神 障害	精神作用 物質によ る精神及 び行動の 障害	統合失調 症、統合失 調症型障 害及び妄 想性障害	気分(感情) 障害	神経症性 障害、スト レス関連 障害及び 身体表現 性障害	てんかん	その他の 精神及び 行動の障 害	合 計
令和5年度	1,556	368	2,110	397	53	41	297	4,822
令和4年度	1,574	372	2,198	401	62	42	301	4,950
令和3年度	1,530	414	2,208	400	54	41	329	4,976

(注) 1 広島市内の精神科病院に入院中の者を除く。

(注) 2 6月30日現在の数である。

第3表の2 精神科病院入院患者の状況（入院形態別）

(単位 人)

区 分	措置入院	医療保護入院	任意入院	そ の 他	合 計
令和5年度	46	2,355	2,392	29	4,822
令和4年度	46	2,382	2,483	39	4,950
令和3年度	42	2,284	2,611	39	4,976

(注) 1 広島市内の精神科病院に入院中の者を除く。

(注) 2 各年度とも6月30日現在の数である。

〔事業の内容〕

1 医療対策

精神障害者の人権に配慮した適正な医療を確保する。

(1) 医療費公費負担事業（予算額 228,374 千円）

精神保健福祉法第 27 条による診察の実施及び措置入院者の医療費の公費負担等を行う。

（昭和 25 年度創設）

第 4 表 措置診察及び措置入院実施状況

（単位 件、人）

区 分	診 察 件 数	入院者数
令和 5 年度	121	112
令和 4 年度	144	121
令和 3 年度	142	123

（注）1 広島市を除く。（広島市内の精神科病院に入院中の者を含む。）

（注）2 入院者数は各年度中に新規入院となった数である。

(2) 入院者処遇向上対策事業（予算額 25,111 千円）

精神医療審査会において、精神科病院入院者病状報告等を審査するほか、退院及び処遇改善請求の可否を審査することにより、入院患者の処遇向上を図る。また、「精神保健福祉法」に基づき、精神科病院の業務従事者による虐待を受けた患者に係る通報窓口を設置し、精神科病院における虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応及びその後の適切な支援の確保を図る。（昭和 63 年度創設）

第 5 表 精神医療審査会審査実績

（単位 件）

区 分	医 療 保 護 入 院		措 置 入 院 定 期 報 告	退 院 請 求	処 遇 改 善 請 求
	入 院 届	定 期 報 告			
令和 5 年度	2,340	1,660	76	13	5
令和 4 年度	2,200	1,628	90	32	11
令和 3 年度	2,341	1,659	74	25	7

（注）広島市を除く。

(3) 精神科救急医療システム運営事業（予算額 33,109 千円）

緊急な医療を必要とする精神障害者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するため、365 日 24 時間体制で精神科救急医療システムの運営を行い、精神障害者が安心して地域で生活できる基盤を整備する。

（平成 8 年度創設）

第 6 表 精神科救急医療システム運営状況

◇ 精神科救急情報センター

（単位 人）

区 分	相 談	医療機関等紹介	医 療 相 談	救 急 連 絡	合 計
令和 5 年度	1,840	259	7	97	2,203
令和 4 年度	1,479	37	0	49	1,565
令和 3 年度	1,123	62	0	74	1,259

（注）広島市を含む。

◇ 精神科救急医療施設

（単位 件、人）

区 分	相談のみ	診 療	診療のうち入院	合 計	うち搬送件数
令和 5 年度	3,422	737	296	4,159	244
令和 4 年度	2,576	640	288	3,216	214
令和 3 年度	2,832	744	314	3,576	277

（注）広島市を含む。

◇ 精神科救急医療センター

区 分	入院件数（人）
令和 5 年度	128
令和 4 年度	121
令和 3 年度	168

（注）広島市を含む。

2 保健対策

精神障害者の早期治療を促進するとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図る。

(1) 精神保健福祉相談指導事業（予算額 2,395 千円）

保健所において、専門医や精神保健福祉相談員による一般精神保健や認知症、うつ病等に関する相談・指導のほか、ひきこもりに対する相談・家庭訪問指導等を実施する。

第7表 保健所における精神保健福祉相談支援事業の実施状況

(単位 人)

区 分	来所相談	訪問指導	電話相談等
令和4年度	180	50	2,450
令和3年度	128	61	2,601
令和2年度	198	68	3,319

(注) 1 相談、訪問指導は実人員である。

(注) 2 電話相談等は、電話及び電子メールによる相談で延人員である。

(2) こころの電話相談事業（予算額 1,750 千円）

特定非営利活動法人F O O T & W O R Kに委託して、こころの電話相談事業を実施し、広く県民の心の悩みに対応する。(昭和58年度創設)

・電話番号 (080)8230-6037

・相談時間 水・土曜日(ただし、休日、祝日、12月29日～1月3日を除く。)

9:00～12:00/13:00～16:30

第8表 電話相談事業の実施状況

(単位 件)

区 分	こころの電話相談			
	本 人	家 族	そ の 他	合 計
令和5年度	1,015	17	5	1,037
令和4年度	1,405	83	3	1,491
令和3年度	1,233	79	6	1,318

(3) ひきこもり地域支援センターの設置（予算額 11,346 千円）

ひきこもりに特化した相談窓口を開設。本人や家族の支援を行うとともに、関係機関との連携や情報共有を図り、広域的・専門的なひきこもり支援体制を構築する。(平成24年度創設)

第9表 広島ひきこもり相談支援センター相談事業の実施状況

(単位 件)

区 分	電話相談	メール相談	来所相談	その他(訪問等)	合 計
令和5年度	1,747	1,025	2,169	753	5,694
令和4年度	2,088	1,102	2,174	551	5,915
令和3年度	2,344	715	2,344	1,079	6,482

(4) いのち支える広島プラン推進事業（予算額 87,941 千円）

令和5年3月に策定した「いのち支える広島プラン(第3次広島県自殺対策推進計画)」に基づき、地域自殺対策強化交付金等を活用して、人材育成、相談支援事業や市町の自殺対策への支援などを実施するほか、自殺リスクの高い自殺未遂者への支援を行う。また、自殺対策推進センターによる情報発信及び関係機関連携の強化等により自殺対策の一層の推進を図る。(平成19年度創設)

第10表 自殺者数及び自殺死亡率

区 分	自殺者数（人）	自殺死亡率
令和4年	469	17.3
令和3年	480	17.6
令和2年	401	14.6

(注) 自殺死亡率は人口10万対

【出典】 厚生労働省人口動態統計

(5) 高次脳機能障害支援体制整備事業（予算額 9,144 千円）

県立総合リハビリテーションセンターに、中核的支援機関として高次脳機能センターを設置するとともに、二次医療圏ごとに指定する地域支援センター等と連携することにより、高次脳機能障害に対する医療からリハビリテーション・社会復帰までの一貫した支援を行う体制を整備する。（平成18年度創設）

(6) 認知症医療・介護連携強化事業（予算額 42,848 千円）

早期に専門的な医療が提供できるよう、専門医療相談等を行う「認知症疾患医療センター」を設置・運営する。

また、この取組を通じて医療機関が介護関係機関等と連携することにより、認知症の医療と介護の切れ目のない提供体制を構築する。（平成22年度創設）

(7) 依存症対策推進事業（予算額 4,471 千円）

依存症（アルコール健康障害、ギャンブル等）の発生、進行及び再発・回復の各段階に応じた対策を適切に実施するため、人材育成や相談拠点機関の充実、民間団体等の関係機関と連携した支援体制を整備することで、依存症及び関連する重大な社会問題の発生の低減を図る。（平成29年度創設）

(8) 精神障害者地域生活支援事業（予算額 41,038 千円）

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムを推進する。（平成30年度創設）

- ・保健・医療・福祉関係者による協議会開催
- ・精神障害者の家族支援に係る事業
- ・措置障害者の地域生活支援に係る事業
- ・精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
- ・精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
- ・ピアサポートの活用に係る事業
- ・包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業

3 地域福祉対策

精神障害者は日常生活への援助が必要な福祉の対象者であることから、地域生活に必要な諸施策を推進する。

(1) 地域精神保健福祉対策事業（予算額 14,785 千円）

税制上の優遇措置、県立施設使用料の減免、一部公共交通機関の運賃割引等が受けられる精神障害者保健福祉手帳の交付（平成7年度創設）、地域における障害者の活動を支える家族会への助成、精神障害に対する県民の理解を深めるための普及啓発を行う。（平成15年度創設）

第 11 表 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

(単位 人)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
令和 5 年度	790	12,492	7,826	21,108
令和 4 年度	857	12,360	7,138	20,355
令和 3 年度	929	11,933	6,568	19,430

(注) 広島市を除く。

第 12 表 精神障害者保健福祉手帳新規交付数

(単位 人)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
令和 5 年度	63	855	1,228	2,146
令和 4 年度	59	991	1,094	2,144
令和 3 年度	76	853	948	1,877

(注) 広島市を除く。

4 技術支援活動

総合精神保健福祉センターでは、保健所や市町など地域における関係機関と連携しながら、精神保健の向上及び精神障害者福祉の増進を図っている。

(1) 地域支援活動（予算額 44,652 千円）

精神保健福祉施策の動向を踏まえ、精神保健福祉相談事業のほか、思春期精神保健事業、地域依存症対策事業、自殺対策事業などを実施している。

また、県内の保健所や市町など関係機関を対象とした人材育成や事業の企画運営などの技術指導、調査研究、普及啓発を推進している。

(2) リハビリテーション事業（予算額 29,086 千円）

対象を特化した 2 コースの精神科デイケア（青年期、リカバリー）と併せて、通所者家族への心理教育として家族教室を行っている。

また、令和 2 年度より少人数グループでの活動や学習を行うデイケア等導入試行プログラム（プティパ）を実施している。

ア 青年期コース（定員 35 人、週 4 日：月・火・木・金曜日、火曜日は短期セミナー実施期間のみ）

精神疾患、ひきこもり及び発達障害等により青年期の発達課題達成に困難があり、精神科通院治療を受けている概ね 15 歳から 30 歳までの人を対象に、対人関係や社会生活のスキルを伸ばし、社会参加できることを目標にしたリハビリテーションを行う。

イ リカバリーコース（定員 15 人、週 4 日：月・火・木・金曜日、火曜日は短期セミナー実施期間のみ）

うつ状態や社会不安症等（統合失調症は除く）で精神科通院治療を受けている概ね 25 歳から 55 歳までの人を対象に、対人関係や社会生活のスキルを伸ばし、復職準備、再就職や自立的生活を目標にしたリハビリテーションを行う。

ウ デイケア等導入試行プログラム（プティパ）（月 2 日：第 1・3 水曜日）

対人関係上の不安や難しさ（社会不安障害やコミュニケーション困難）を感じており、主治医と当センター医師が集団活動を有効と判断した人を対象に、小人数で同じ時間を過ごしつつ、ゆっくりと自己表現など様々な活動の体験を重ね自己肯定感を育み、デイケア等へのスムーズな移行を目指す。

第 13 表 総合精神保健福祉センター相談指導状況

(単位 回、人)

区 分		令 和 3 年 度			令 和 4 年 度			令 和 5 年 度		
事 業 名		開設回数	実人数	延人数	開設回数	実人数	延人数	開設回数	実人数	延人数
個別	総 数	484	—	4,494	484	—	4,436	486	248	5,000
	面接相談	242	307	2,008	242	274	2,331	243	248	2,270
	電話相談	242	—	2,486	242	—	2,105	243	—	2,730
集団	総 数	106	212	415	139	117	420	134	112	455
	思春期精神保健事業	6	25	66	13	25	112	9	23	123
	地域依存症対策事業	86	68	222	112	67	264	109	64	291
	自殺対策事業	5	9	17	5	14	23	5	12	18
	デイケア事業	9	110	110	9	11	21	11	13	23

第 14 表 総合精神保健福祉センター活動状況

(単位 回、人)

区 分		令 和 3 年 度		令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
		実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数
センター 部 門	技術指導・技術援助	205	2,367	156	1,249	74	1,056
	教 育 研 修	29	1,089	34	881	48	1,572
	広 報 普 及	0	0	0	0	4	87
	調 査 研 究	5	91	2	31	1	75
	相 談 指 導	57	101	17	53	22	109
	組 織 育 成	3	16	11	159	5	33
	各 種 委 員 会 等	25	487	43	968	36	852
リハビリ 部 門	デ イ ケ ア	84	771	144	1,456	136	914
	家 族 教 室	3	14	9	21	11	23
	0 B 会	4	59	(※)—	—	—	—
	デイケア導入プログラム	3	3	10	11	17	21

(※) 令和3年度に終了

13 難病対策

〔現況及び施策の方向〕

原因が不明で、治療方法が確立されていない、いわゆる難病は、治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となっている。

また、単に経済的な問題のみならず、介護など家族の負担も重く、患者及び家族は精神的にも不安が大きい。

このため、難病患者・家族の負担の軽減を図るため医療費の公費負担を行うとともに、疾病等に関する知識の普及啓発及び相談機能の充実を図りながら、患者・家族の不安解消を図り、在宅ケアを推進する。

〔事業の内容〕

1 医療費の給付（予算額 2,886,637 千円）

(1) 小児慢性特定疾病医療支援事業（予算額 325,815 千円）

治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となり、病気を放置することが児童の健全な育成を阻害することとなる疾病（小児慢性特定疾病）に罹患した者に対し、医療費を公費負担することにより患者・家族の負担軽減を図る。（昭和 49 年度創設）

なお、対象となる疾患は、平成 27 年 1 月から 14 疾患群・704 疾病に、平成 29 年 4 月から 14 疾患群・722 疾病に、平成 30 年 4 月から 16 疾患群・756 疾病に、令和元年 7 月から 16 疾患群・762 疾病に、令和 3 年 11 月からは 16 疾患群・788 疾病に拡充された。

第 1 表 小児慢性特定疾病医療支援事業承認数

（単位 件）

対象疾患群	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
悪性新生物	129 (316)	138 (303)	137 (301)
慢性腎疾患	52 (120)	49 (103)	49 (96)
慢性呼吸器疾患	27 (77)	28 (63)	27 (68)
慢性心疾患	220 (466)	214 (449)	213 (443)
内分泌疾患	262 (759)	253 (704)	229 (630)
膠原病	26 (90)	26 (76)	31 (80)
糖尿病	60 (133)	61 (135)	60 (138)
先天性代謝異常	26 (54)	25 (48)	26 (49)
血液疾患	31 (57)	37 (52)	30 (49)
免疫疾患	10 (22)	8 (20)	8 (24)
神経・筋疾患	100 (231)	101 (230)	106 (226)
慢性消化器疾患	59 (147)	61 (150)	65 (157)
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	23 (53)	25 (57)	24 (61)
皮膚疾患	6 (21)	7 (23)	6 (26)
骨系統疾患	22 (30)	21 (33)	25 (36)
脈管系疾患	2 (9)	3 (12)	3 (14)
計	1,055 (2,585)	1,057 (2,458)	1,039 (2,398)

（注）表中の（ ）内は、広島市、福山市及び呉市承認分で外数である。

(2) 特定医療費（指定難病）支給認定事業（予算額 2,558,570 千円）

原因が不明で、治療方法が確立されていない、いわゆる難病のうち、医療費も高額である特定疾患に罹患した者に対し、特定疾患治療研究事業として指定された 56 疾病について、医療費の公費負担を行い負担の軽減を図る。（昭和 47 年度創設）

なお、平成 27 年 1 月から、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行となり、対象となる疾病は、56 疾病から 110 疾病に拡充され、さらに、平成 27 年 7 月から 306 疾病、平成 30 年 4 月から 331 疾病、令和元年 7 月から 333 疾病、令和 3 年 11 月から 338 疾病、令和 6 年 4 月から 341 疾病が対象となった。

第2表 特定医療費（指定難病）等支給認定承認数

(単位 件)

告示コード	対 象 疾 病	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(001)	球脊髄性筋萎縮症	16 (13)	16 (14)	12 (14)
(002)	筋萎縮性側索硬化症	160 (86)	151 (91)	152 (93)
(003)	脊髄性筋萎縮症	17 (12)	16 (12)	14 (11)
(004)	原発性側索硬化症	0 (2)	0 (2)	0 (2)
(005)	進行性核上性麻痺	165 (65)	164 (67)	165 (76)
(006)	パーキンソン病	2,060 (1,311)	2,084 (1,362)	2,085 (1,372)
(007)	大脳皮質基底核変性症	64 (35)	60 (33)	64 (39)
(008)	ハンチントン病	11 (9)	10 (9)	10 (9)
(009)	神経有棘赤血球症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(010)	シャルコー・マリー・トゥース病	7 (5)	8 (7)	8 (7)
(011)	重症筋無力症	315 (236)	331 (240)	350 (244)
(012)	先天性筋無力症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(013)	多発性硬化症／視神経脊髄炎	256 (209)	274 (227)	282 (242)
(014)	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	53 (39)	56 (39)	55 (42)
(015)	封入体筋炎	6 (10)	11 (9)	13 (7)
(016)	クロウ・深瀬症候群	2 (2)	3 (2)	4 (2)
(017)	多系統萎縮症	144 (79)	156 (75)	151 (77)
(018)	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	357 (214)	375 (226)	375 (218)
(019)	ライソゾーム病	18 (13)	18 (12)	19 (12)
(020)	副腎白質ジストロフィー	6 (1)	6 (1)	5 (1)
(021)	ミトコンドリア病	24 (13)	24 (11)	25 (8)
(022)	もやもや病	226 (191)	216 (197)	210 (214)
(023)	プリオン病	7 (0)	6 (2)	5 (2)
(024)	亜急性硬化性全脳炎	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(025)	進行性多巣性白質脳症	1 (4)	2 (2)	1 (2)
(026)	HTLV-1 関連脊髄症	4 (5)	3 (4)	4 (4)
(027)	特発性基底核石灰化症	0 (1)	1 (0)	2 (0)
(028)	全身性アミロイドーシス	65 (53)	87 (59)	108 (72)
(029)	ウルリッヒ病	1 (0)	1 (0)	0 (1)
(030)	遠位型ミオパチー	1 (5)	1 (5)	1 (5)
(031)	ベスレムミオパチー	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(032)	自己貪食空胞性ミオパチー	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(033)	シュワルツ・ヤンペル症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(034)	神経線維腫症	56 (45)	58 (46)	60 (45)
(035)	天疱瘡	36 (42)	35 (45)	36 (38)
(036)	表皮水疱症	3 (2)	3 (2)	3 (2)
(037)	膿疱性乾癬（汎発型）	36 (16)	31 (16)	30 (15)
(038)	スティーヴンス・ジョンソン症候群	3 (0)	1 (0)	2 (0)
(039)	中毒性表皮壊死症	0 (0)	1 (0)	1 (0)
(040)	高安動脈炎	43 (33)	44 (33)	42 (34)
(041)	巨細胞性動脈炎	26 (15)	36 (17)	43 (20)
(042)	結節性多発動脈炎	21 (25)	19 (23)	17 (22)
(043)	顕微鏡的多発血管炎	146 (57)	159 (61)	171 (68)
(044)	多発血管炎性肉芽腫症	43 (24)	52 (24)	61 (25)
(045)	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	61 (68)	77 (78)	92 (85)
(046)	悪性関節リウマチ	61 (43)	58 (44)	59 (38)
(047)	バージャー病	35 (29)	34 (28)	30 (27)
(048)	原発性抗リン脂質抗体症候群	7 (15)	9 (19)	10 (20)
(049)	全身性エリテマトーデス	794 (592)	792 (599)	796 (614)
(050)	皮膚筋炎／多発性筋炎	332 (175)	356 (194)	369 (211)
(051)	全身性強皮症	363 (243)	357 (235)	369 (239)
(052)	混合性結合組織病	123 (84)	125 (83)	129 (82)
(053)	シェーグレン症候群	132 (110)	148 (117)	167 (128)
(054)	成人発症スチル病	51 (35)	55 (36)	52 (36)
(055)	再発性多発軟骨炎	13 (6)	14 (9)	14 (7)
(056)	ベーチェット病	175 (135)	175 (135)	169 (132)
(057)	特発性拡張型心筋症	219 (133)	220 (137)	220 (135)

告示コード	対 象 疾 病	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
(058)	肥大型心筋症	51 (22)	52 (23)	53 (27)
(059)	拘束型心筋症	3 (0)	2 (0)	1 (0)
(060)	再生不良性貧血	101 (62)	107 (72)	97 (79)
(061)	自己免疫性溶血性貧血	10 (5)	8 (7)	11 (12)
(062)	発作性夜間ヘモグロビン尿症	7 (3)	8 (7)	11 (10)
(063)	特発性血小板減少性紫斑病	206 (137)	206 (146)	209 (141)
(064)	血栓性血小板減少性紫斑病	5 (6)	7 (6)	8 (5)
(065)	原発性免疫不全症候群	28 (21)	29 (23)	32 (25)
(066)	IgA 腎症	231 (223)	241 (233)	231 (223)
(067)	多発性嚢胞腎	150 (103)	156 (117)	167 (125)
(068)	黄色靱帯骨化症	102 (65)	110 (55)	115 (59)
(069)	後縦靱帯骨化症	509 (193)	501 (220)	503 (226)
(070)	広範脊柱管狭窄症	129 (96)	147 (98)	135 (110)
(071)	特発性大腿骨頭壊死症	419 (365)	427 (293)	440 (315)
(072)	下垂体性 ADH 分泌異常症	40 (26)	43 (27)	44 (30)
(073)	下垂体性 TSH 分泌亢進症	2 (2)	2 (1)	4 (1)
(074)	下垂体性 PRL 分泌亢進症	28 (29)	27 (21)	26 (24)
(075)	クッシング病	10 (11)	9 (10)	11 (10)
(076)	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	0 (1)	0 (0)	0 (0)
(077)	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	40 (18)	43 (16)	42 (22)
(078)	下垂体前葉機能低下症	226 (199)	231 (206)	231 (224)
(079)	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	4 (3)	4 (3)	3 (3)
(080)	甲状腺ホルモン不応症	0 (0)	1 (0)	1 (0)
(081)	先天性副腎皮質酵素欠損症	21 (9)	17 (9)	19 (10)
(082)	先天性副腎低形成症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(083)	アジソン病	5 (3)	5 (2)	5 (2)
(084)	サルコイドーシス	139 (92)	148 (84)	160 (95)
(085)	特発性間質性肺炎	240 (144)	267 (162)	298 (161)
(086)	肺動脈性肺高血圧症	64 (48)	77 (40)	73 (39)
(087)	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(088)	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	77 (43)	83 (43)	84 (46)
(089)	リンパ脈管筋腫症	9 (10)	9 (11)	8 (9)
(090)	網膜色素変性症	279 (201)	264 (199)	272 (202)
(091)	バッド・キアリ症候群	6 (2)	3 (2)	3 (2)
(092)	特発性門脈圧亢進症	4 (5)	3 (5)	4 (5)
(093)	原発性胆汁性胆管炎	276 (305)	281 (301)	282 (306)
(094)	原発性硬化性胆管炎	11 (13)	10 (8)	11 (7)
(095)	自己免疫性肝炎	111 (109)	113 (107)	112 (104)
(096)	クローン病	635 (498)	675 (505)	695 (521)
(097)	潰瘍性大腸炎	1,747 (1,295)	1,793 (1,314)	1,828 (1,346)
(098)	好酸球性消化管疾患	19 (19)	27 (18)	27 (17)
(099)	慢性特発性偽性腸閉塞症	3 (2)	4 (3)	4 (3)
(100)	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(101)	腸管神経節細胞僅少症	1 (0)	0 (0)	0 (0)
(102)	ルビンシュタイン・テイビ症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(103)	CFC 症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(104)	コステロ症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(105)	チャージ症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(106)	クリオピリン関連周期熱症候群	1 (0)	1 (1)	1 (1)
(107)	若性特発性関節炎年	16 (9)	15 (17)	18 (15)
(108)	TNF 受容体関連周期性症候群	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(109)	非典型型溶血性尿毒症症候群	2 (0)	2 (0)	2 (0)
(110)	ブラウ症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(111)	先天性ミオパチー	5 (5)	4 (5)	4 (5)
(112)	マリネスコ・シェーグレン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(113)	筋ジストロフィー	51 (68)	51 (73)	58 (76)
(114)	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(115)	遺伝性周期性四肢麻痺	0 (2)	0 (2)	0 (3)
(116)	アトピー性脊髄炎	3 (0)	3 (0)	3 (1)

告示コード	対 象 疾 病	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(117)	脊髄空洞症	7 (5)	7 (7)	5 (6)
(118)	脊髄髄膜瘤	0 (1)	1 (1)	1 (1)
(119)	アイザックス症候群	3 (2)	3 (2)	4 (1)
(120)	遺伝性ジストニア	0 (0)	0 (0)	2 (0)
(121)	脳内鉄沈着神経変性症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(122)	脳表ヘモジデリン沈着症	5 (2)	4 (3)	5 (3)
(123)	HTRA1 関連脳小血管病	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(124)	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	7 (2)	7 (2)	8 (2)
(125)	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	3 (0)	2 (0)	2 (0)
(126)	ペリー病	0 (1)	0 (0)	0 (0)
(127)	前頭側頭葉変性症	14 (17)	15 (17)	17 (20)
(128)	ビッカースタッフ脳幹脳炎	0 (0)	0 (0)	0 (1)
(129)	痙攣重積型（二相性）急性脳症	3 (0)	2 (0)	2 (0)
(130)	先天性無痛無汗症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(131)	アレキサンダー病	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(132)	先天性核上性球麻痺	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(133)	メビウス症候群	1 (1)	1 (1)	1 (1)
(134)	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	0 (0)	0 (0)	1 (0)
(135)	アイカルディ症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(136)	片側巨脳症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(137)	限局性皮質異形成	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(138)	神経細胞移動異常症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(139)	先天性大脳白質形成不全症	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(140)	ドラベ症候群	0 (1)	1 (1)	1 (2)
(141)	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(142)	ミオクロニー欠神てんかん	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(143)	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(144)	レノックス・ガストー症候群	5 (10)	8 (10)	9 (12)
(145)	ウェスト症候群	2 (3)	2 (4)	2 (6)
(146)	大田原症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(147)	早期ミオクロニー脳症	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(148)	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(149)	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(150)	環状 20 番染色体症候群	0 (1)	0 (0)	0 (0)
(151)	ラスムッセン脳炎	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(152)	PCDH19 関連症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(153)	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	0 (0)	0 (0)	1 (0)
(154)	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(155)	ランドウ・クレフナー症候群	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(156)	レット症候群	0 (2)	0 (2)	0 (2)
(157)	スタージ・ウェーバー症候群	0 (1)	0 (1)	0 (2)
(158)	結節性硬化症	17 (10)	17 (14)	18 (15)
(159)	色素性乾皮症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(160)	先天性魚鱗癬	1 (3)	1 (3)	1 (3)
(161)	家族性良性慢性天疱瘡	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(162)	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	27 (27)	28 (29)	27 (29)
(163)	特発性後天性全身性無汗症	6 (5)	8 (8)	5 (10)
(164)	眼皮膚白皮症	0 (0)	0 (2)	0 (1)
(165)	肥厚性皮膚骨膜症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(166)	弾性線維性仮性黄色腫	1 (3)	1 (3)	1 (3)
(167)	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	14 (16)	18 (16)	17 (21)
(168)	エーラス・ダンロス症候群	1 (1)	1 (1)	0 (1)
(169)	メンケス病	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(170)	オクシピタル・ホーン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(171)	ウィルソン病	9 (7)	9 (7)	8 (5)
(172)	低ホスファターゼ症	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(173)	VATER 症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(174)	那須・ハコラ病	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(175)	ウィーバー症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)

告示コード	対 象 疾 病	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(176)	コフィン・ローリー症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(177)	ジュベール症候群関連疾患	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(178)	モワット・ウィルソン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(179)	ウィリアムズ症候群	3 (1)	3 (1)	3 (1)
(180)	ATR-X 症候群	0 (0)	0 (0)	1 (0)
(181)	クルーゾン症候群	1 (1)	1 (1)	1 (1)
(182)	アペール症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(183)	ファイファー症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(184)	アントレー・ビクスラー症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(185)	コフィン・シリス症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(186)	ロスムンド・トムソン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(187)	歌舞伎症候群	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(188)	多脾症候群	2 (1)	1 (1)	1 (1)
(189)	無脾症候群	2 (1)	2 (1)	2 (1)
(190)	鰓耳腎症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(191)	ウェルナー症候群	3 (0)	3 (0)	2 (1)
(192)	コケイン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(193)	ブラダー・ウィリ症候群	1 (1)	1 (1)	1 (1)
(194)	ソトス症候群	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(195)	ヌーナン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(196)	ヤング・シンプソン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(197)	1 p36 欠失症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(198)	4 p 欠失症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(199)	5 p 欠失症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(200)	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(201)	アンジェルマン症候群	0 (1)	0 (1)	1 (1)
(202)	スミス・マギニス症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(203)	22q11.2 欠失症候群	1 (1)	1 (0)	1 (0)
(204)	エマヌエル症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(205)	脆弱 X 症候群関連疾患	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(206)	脆弱 X 症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(207)	総動脈幹遺残症	1 (1)	0 (2)	1 (2)
(208)	修正大血管転位症	1 (3)	1 (3)	1 (5)
(209)	完全大血管転位症	1 (1)	1 (1)	1 (1)
(210)	単心室症	10 (10)	10 (9)	6 (12)
(211)	左心低形成症候群	0 (1)	0 (2)	0 (2)
(212)	三尖弁閉鎖症	2 (0)	2 (0)	1 (0)
(213)	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	2 (0)	2 (0)	1 (3)
(214)	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	1 (2)	2 (2)	4 (2)
(215)	ファロー四徴症	3 (5)	5 (7)	7 (9)
(216)	両大血管右室起始症	1 (3)	1 (6)	4 (5)
(217)	エプスタイン病	0 (2)	0 (1)	0 (1)
(218)	アルポート症候群	3 (3)	4 (4)	4 (4)
(219)	ギャロウェイ・モワット症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(220)	急速進行性糸球体腎炎	24 (16)	27 (21)	30 (27)
(221)	抗糸球体基底膜腎炎	5 (6)	6 (8)	9 (9)
(222)	一次性ネフローゼ症候群	179 (147)	191 (147)	196 (156)
(223)	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	3 (0)	4 (1)	7 (2)
(224)	紫斑病性腎炎	13 (13)	16 (13)	14 (14)
(225)	先天性腎性尿崩症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(226)	間質性膀胱炎（ハンナ型）	13 (13)	15 (16)	20 (17)
(227)	オスラー病	8 (6)	8 (8)	8 (11)
(228)	閉塞性細気管支炎	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(229)	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	2 (0)	3 (0)	3 (1)
(230)	肺胞低換気症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(231)	α1-アンチトリプシン欠乏症	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(232)	カーニー複合	1 (1)	1 (1)	1 (1)
(233)	ウォルフラム症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(234)	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	0 (0)	0 (0)	0 (0)

告示コード	対 象 疾 病	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(235)	副甲状腺機能低下症	2 (2)	2 (3)	2 (4)
(236)	偽性副甲状腺機能低下症	5 (0)	5 (0)	4 (0)
(237)	副腎皮質刺激ホルモン不応症	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(238)	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	9 (4)	8 (3)	10 (3)
(239)	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(240)	フェニルケトン尿症	2 (2)	1 (2)	1 (2)
(241)	高チロシン血症 1 型	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(242)	高チロシン血症 2 型	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(243)	高チロシン血症 3 型	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(244)	メープルシロップ尿症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(245)	プロピオン酸血症	0 (0)	1 (0)	1 (0)
(246)	メチルマロン酸血症	2 (0)	2 (0)	2 (0)
(247)	イソ吉草酸血症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(248)	グルコーストランスポーター1 欠損症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(249)	グルタル酸血症 1 型	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(250)	グルタル酸血症 2 型	0 (0)	1 (0)	1 (0)
(251)	尿素サイクル異常症	3 (0)	4 (0)	4 (1)
(252)	リジン尿性蛋白不耐症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(253)	先天性葉酸吸収不全	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(254)	ポルフィリン症	0 (2)	0 (2)	0 (3)
(255)	複合カルボキシラーゼ欠損症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(256)	筋型糖原病	1 (0)	2 (0)	2 (0)
(257)	肝型糖原病	0 (3)	1 (3)	1 (2)
(258)	ガラクトースー1－リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(259)	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(260)	シトステロール血症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(261)	タンジール病	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(262)	原発性高カイロミクロン血症	0 (0)	1 (0)	1 (0)
(263)	脳髄黄色腫症	4 (0)	4 (0)	4 (0)
(264)	無 β リポタンパク血症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(265)	脂肪萎縮症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(266)	家族性地中海熱	1 (3)	2 (6)	5 (6)
(267)	高 IgD 症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(268)	中條・西村症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(269)	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(270)	慢性再発性多発性骨髄炎	1 (1)	1 (1)	2 (2)
(271)	強直性脊椎炎	45 (41)	49 (39)	53 (43)
(272)	進行性骨化性線維異形成症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(273)	肋骨異常を伴う先天性側弯症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(274)	骨形成不全症	4 (1)	4 (2)	3 (3)
(275)	タナトフォリック骨異形成症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(276)	軟骨無形成症	1 (2)	1 (3)	1 (3)
(277)	リンパ管腫症／ゴーハム病	1 (0)	0 (0)	0 (0)
(278)	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(279)	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(280)	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	2 (2)	1 (1)	1 (2)
(281)	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	4 (1)	5 (1)	4 (2)
(282)	先天性赤血球形成異常性貧血	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(283)	後天性赤芽球癆	8 (5)	6 (4)	7 (5)
(284)	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(285)	ファンコニ貧血	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(286)	遺伝性鉄芽球形貧血	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(287)	エプスタイン症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(288)	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	5 (6)	2 (7)	6 (7)
(289)	クロンカイト・カナダ症候群	1 (0)	3 (0)	3 (0)
(290)	非特異性多発性小腸潰瘍症	2 (1)	2 (0)	2 (0)
(291)	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	0 (1)	0 (1)	0 (1)
(292)	総排泄腔外反症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(293)	総排泄腔遺残	0 (1)	0 (1)	0 (1)

告示コード	対 象 疾 病	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(294)	先天性横隔膜ヘルニア	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(295)	乳幼児肝巨大血管腫	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(296)	胆道閉鎖症	11 (9)	7 (10)	9 (12)
(297)	アラジール症候群	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(298)	遺伝性膵炎	2 (0)	2 (0)	1 (0)
(299)	嚢胞性線維症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(300)	IgG4 関連疾患	45 (32)	56 (33)	55 (31)
(301)	黄斑ジストロフィー	0 (0)	1 (1)	1 (1)
(302)	レーベル遺伝性視神経症	2 (0)	2 (1)	2 (1)
(303)	アッシャー症候群	0 (1)	0 (1)	0 (2)
(304)	若年発症型両側性感音難聴	0 (0)	0 (1)	0 (0)
(305)	遅発性内リンパ水腫	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(306)	好酸球性副鼻腔炎	295 (210)	389 (271)	479 (317)
(307)	カナバン病	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(308)	進行性白質脳症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(309)	進行性ミオクローヌスてんかん	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(310)	先天異常症候群	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(311)	先天性三尖弁狭窄症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(312)	先天性僧帽弁狭窄症	1 (0)	1 (0)	1 (0)
(313)	先天性肺静脈狭窄症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(314)	左肺動脈右肺動脈起始症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(315)	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/L M X 1 B 関連腎症	0 (0)	1 (0)	0 (0)
(316)	カルニチン回路異常症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(317)	三頭酵素欠損症	0 (0)	1 (0)	1 (0)
(318)	シトリン欠損症	0 (0)	0 (1)	0 (1)
(319)	セピアプテリン還元酵素 (S R) 欠損症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(320)	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (G P 1) 欠乏症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(321)	非ケトーシス型高グリシン血症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(322)	β -ケトチオラーゼ欠損症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(323)	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(324)	メチルグルタコン酸尿症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(325)	遺伝性自己炎症疾患	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(326)	大理石骨病	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(327)	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	3 (5)	3 (5)	4 (4)
(328)	前眼部形成異常	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(329)	無虹彩症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(330)	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(331)	特発性多中心性キャッスルマン病	14 (9)	15 (10)	15 (12)
(332)	膠様滴状角膜ジストロフィー	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(333)	ハッチンソン・ギルフォード症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(334)	脳クレアチン欠乏症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(335)	ネフロン癆	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(336)	家族性低 β リポタンパク血症1(ホモ接合体)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(337)	ホモシスチン尿症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(338)	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	指定難病計	13,690 (9,727)	14,196 (9,999)	14,576 (10,365)
—	スモン	32	34	31
—	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	0	0	0
—	重症急性膵炎	1	1	1
	特定疾患計	33	35	32
	合計	13,723 (9,727)	14,231 (9,999)	14,608 (10,365)

(注) 表中の () 内は、広島市承認分で外数である。

令和6年4月から追加された3疾病は、(339) MECP2 重複症候群、(340) 線毛機能不全症候群 (カルタゲナー症候群を含む。)、(341) TRPV4 異常症である。

- (3) スモン患者に対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業（予算額 2,252 千円）
スモン患者に対し、はり、きゅう及びマッサージの施術費用を公費負担し、患者の負担軽減を図る。
（昭和 53 年度創設）

第 3 表 はり、きゅう及びマッサージ治療研究事業対象者数

（単位 人）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数	11	12	12

（注）広島市、福山市を含む。

- (4) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業（予算額 35,481 千円）
先天性血液凝固因子障害等の患者に対し、医療費の公費負担を行い患者の負担軽減を図る。
（平成元年度創設）

第 4 表 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業対象者数

（単位 人）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数	106	124	142

（注）広島市、福山市を含む。

2 普及啓発（予算額 510 千円）

- (1) 広島難病団体連絡協議会の育成指導（予算額 110 千円）
県内の難病患者団体が相互支援を目的として設立した団体であり、活動が円滑に行われるよう支援する。（平成 4 年度創設）
- (2) 難病講演相談会（予算額 400 千円）
一般県民を対象に講演会を開催し、疾患の正しい理解の促進を図る。（平成 4 年度創設、広島難病団体連絡協議会へ事業委託）

3 相談機能の充実（予算額 17,500 千円）

- (1) 難病相談・支援センターの運営（予算額 8,946 千円）
難病患者及びその家族の抱える保健、医療、福祉等に係る各種の心配ごと、悩みごとに対する相談に応じ、患者及び家族の不安の解消を図る。（平成 16 年度創設）
また、難病医療従事者の研修を実施し、難病に関する正しい理解と知識を深め、資質の向上を図る。
- ・ 委 託 先 広島大学
 - ・ 事 業 内 容 相談事業（医療、福祉、生活） 地域交流会等の活動支援
就労支援事業 医療従事者研修事業
 - ・ 相談電話番号 (082)252-3777
 - ・ 相談日時等

区 分	相談日	相談時間	相談員
一般相談	月曜日～金曜日	10 時～16 時	看護師（社会福祉士）

第 5 表 難病相談・支援センターの相談状況

（単位 件）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談件数	729	883	629

(2) 難病ピアサポート事業（予算額 970 千円）

難病患者及び家族の抱える悩みに対して、患者や家族の立場で相談に対応し、患者本人や家族の不安の解消を図る。（平成 27 年度移行）

- ・委 託 先 広島難病団体連絡協議会
- ・相談電話番号 (082)236-3186
- ・相談日時等

区 分	相談日・相談時間	相談員
患者（家族）による相談	定例日（13 時～15 時）	難病患者家族会

第 6 表 広島難病団体連絡協議会の相談状況

（単位 件）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
患者（家族）による相談	187	129	132

(3) 小児難病相談事業（予算額 7,440 千円）

小児難病患者及びその家族の総合的な支援を図るため、広島大学病院内に小児難病相談室を設置し、地域で生活する患者等の日常生活における相談支援等を行う。（平成 17 年度創設）

第 7 表 小児難病相談室の相談状況

（単位 人）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談件数	535	506	586

(4) 難病相談会の開催（予算額 144 千円）

県内各地域の難病患者や家族を支援するため、保健所において難病相談会を開催する。
（昭和 63 年度創設）

第 8 表 難病相談会の実施状況

（単位 回、人）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
開催回数	5	5	8
相談者数	131	131	153

4 在宅ケアの推進（予算額 5,739 千円）

(1) 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業（予算額 237 千円）

在宅人工呼吸器使用特定疾患患者に対し、診療報酬で定められている回数を超える訪問看護を実施することにより、当該患者の在宅療養の実態把握と訪問看護の方法等に関する研究を行う。
（平成 10 年度創設）

(2) 難病患者地域支援事業（予算額 348 千円）

在宅の重症難病患者に対し、各種サービスの効果的な提供を行うための計画策定を行い、訪問指導及び訪問看護により安定した療養生活の確保を図る。

- ・難病対策推進協議会運営事業（176 千円）
- ・在宅療養支援計画策定・評価事業（87 千円）
- ・訪問診療・指導事業（85 千円）

(3) 神経難病患者在宅医療支援事業（予算額 43 千円）

神経難病患者の診断の支援及び在宅医療支援チームの派遣体制を整備し、当該患者の療養上の不安を解消し、安定した療養生活の確保を図る。

(4) 在宅難病患者一時入院事業（予算額 4,581 千円）

在宅で人工呼吸器を使用している難病患者が、家族等介護者の病気治療や冠婚葬祭、休息（レスパイト）等の理由により一時的に在宅での介護等を受けることが困難になった場合に、一時入院が可能な病床を確保する。（平成 30 年度創設）

第 9 表 在宅難病患者一時入院事業の実施状況

（単位 人、日）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	7	9	6
利用日数	86	118	61

(5) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業（予算額 507 千円）

小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。

（平成 17 年度創設）

1 4 栄養改善対策

〔現況及び施策の方向〕

エネルギーの過剰摂取や栄養バランスの偏りなどによる、生活習慣病の増加や、高齢期においても生活習慣病予防のための食生活を必要以上に継続することによる低栄養など、「食」をめぐる課題は多様化している。

人生 100 年時代を健やかに過ごすためには、食に関する適切な判断力、選択力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現するために食育を推進する必要がある。

このため、給食施設に対する栄養管理の指導や市町の栄養改善事業への支援、各種啓発活動、食品の適正表示の推進等を通じ、県民の栄養・食生活の改善や食育の推進を図る。

〔事業の内容〕

1 栄養改善対策（予算額 407 千円）

“食”をめぐる環境が多様化する中で、エネルギーの過剰摂取や栄養バランスの偏りなどにより、肥満、糖尿病、脂質異常症等の生活習慣病が増加している。

このため、給食施設に対する栄養管理の指導や市町の栄養改善事業への支援等を通じて、県民の栄養・食生活の改善や食育の推進を図る。

(1) 市町栄養士等の育成（予算額 291 千円）

地域における栄養指導業務を効果的に展開するために、市町栄養士等の資質向上のための支援を行う。（昭和 53 年度創設）

第 1 表 市町栄養士・非常勤栄養士への指導・支援状況

（単位 回、人）

区 分	保健所(支所)単位研修会等 (保健所栄養士実施)	
	回 数	延 人 員
令和 5 年度	15	26
令和 4 年度	12	26
令和 3 年度	24	37

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

第 2 表 栄養及び食生活改善指導状況

上段：県保健所活動分 下段：市町活動分 （単位 人）

区 分	個 別 指 導											
	指 導 対 象					指 導 内 容						
	妊産婦	乳幼児	20 歳 未 満	20 歳 以 上	計	栄養指導			運動指導		休養指導	禁煙指導
							病態別再掲	訪 問 再 掲		病態別再掲		
令和 5 年度	0	0	0	3	3	3	3	0	0	0	0	0
	688	8,459	114	5,409	14,670	14,670	2,573	840	0	0	0	0
令和 4 年度	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0
	936	8,537	112	2,919	13,504	13,228	1,978	867	0	0	0	0
令和 3 年度	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	685	7,508	15	4,463	12,671	12,671	1,786	701	0	0	0	0

上段：県保健所活動分 下段：市町活動分 (単位 回、人)

区 分	集 団 指 導									
	指 導 対 象									
	妊産婦		乳幼児		20歳未満		20歳以上		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
令和5年度	0	0	0	0	0	0	4	161	4	161
	152	794	623	7,421	57	2,271	1,368	20,776	2,200	31,262
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	123	702	497	5,060	41	3,218	1,363	20,697	2,024	29,697
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	76	499	303	2,904	17	1,195	823	13,064	1,219	17,662

上段：県保健所活動分 下段：市町活動分 (単位 回、人)

区 分	集 団 指 導											
	指 導 内 容											
	栄養指導				運動指導				休養指導		禁煙指導	
			病態別再掲				病態別再掲					
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
令和5年度	4	161	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2,150	30,421	163	2,675	50	841	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1,990	28,202	239	3,582	82	1,349	1	9	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1,190	17,268	151	2,348	28	391	0	0	0	0	0	0

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。

(2) 食生活改善推進員の育成 (予算額 116 千円)

市町との密接な連携を図り、望ましい食生活の実践活動を地域において展開する食生活改善推進員の育成を促進するとともに、市町の推進員組織を構成メンバーとする広島県食生活改善推進員団体連絡協議会が、自主的に組織活動を展開するための研修活動を支援する。

食生活改善推進員は、令和6年4月末現在、14市町(1,130人)で組織化されており、地区組織活動の推進が図られている。(昭和51年度創設)

第3表 食生活改善推進員養成講座開設状況及び研修会等実施状況

(単位 回、人)

区 分	県単位研修 会		保健所(支所)単 位 個別・集団指導		市 町				食生活改善推進員 による地区講習会	
					養成講座		研修会			
	回数	延人員	回数	延人員	開設数	修了者 数	回数	延人員	回数	延人員
令和5年度	2	130	0	0	3	14	201	3,693	3,467	38,292
令和4年度	2	109	0	0	6	55	191	2,872	3,069	27,710
令和3年度	0	0	0	0	3	29	113	1,889	2,018	21,795

(3) 公衆栄養学臨地実習

実践活動の場での課題発見、解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントの実施に必要な専門的知識及び技術の統合を図るため、集合実習を取り入れた2段階の実習を行う。(平成14年度創設)

(4) 栄養士・調理師免許交付業務及び調理師試験の実施（予算額 7,023 千円）

栄養士・調理師の免許事務、調理師試験の実施及び栄養士・調理師養成施設の指導を行う。

第4表 免許交付状況

(単位 件)

年 度	栄養士	調理師	管理栄養士
令和5年度	540	373	305
令和4年度	563	387	314
令和3年度	601	488	301

第5表 調理師試験実施状況

(単位 人)

年 度	受験者	合格者	合格率(%)
令和5年度	274	166	60.6
令和4年度	421	224	53.2
令和3年度	404	273	67.6

2 栄養改善指導・普及（予算額 229 千円）

(1) 給食施設指導（予算額 55 千円）

給食施設における栄養管理の充実及び食育の推進を図るため、個別巡回指導及び研修会等の集団指導を実施するとともに、管理栄養士等の配置促進についても指導する。（昭和27年度創設）

第6表 給食施設の栄養指導状況

(単位 施設、回)

区 分	特 定 給 食 施 設			その他の給食施設			集 団 指 導	
	施設数	個 別 指 導		施設数	個 別 指 導		回数	延施設数
		栄養士の いる施設数	栄養士の いない施設 数		栄養士の いる施設数	栄養士の いない施設 数		
令和5年度	319	188	43	482	79	32	9	253
令和4年度	332	180	12	465	123	49	4	306
令和3年度	340	103	15	432	78	41	3	73

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。

(2) 専門的栄養指導

アレルギー疾患、難病、小児療育等の対象者に対する保健指導と連携を図り、専門的栄養指導を実施する。（昭和22年度創設）

(3) 栄養表示・誇大表示禁止の普及啓発（予算額 15 千円）

栄養表示等の望ましい運用を図るため、消費者及び食品関係業者に対して普及啓発を図る。（平成8年度創設）

(4) 食品表示・誇大表示禁止にかかる監視指導（予算額 30 千円）

食品表示を規制する食品表示法、健康増進法等を所管する関係機関が連携し、食品関係事業者に対する一斉点検の他、表示の監視を実施し、食品表示の適正化を推進する。（平成15年度創設）

(5) 栄養成分の検査（予算額 129 千円）

食品表示の適正化と、食品の安全・安心確保のため、栄養成分表示に係る買上検査を実施する。
県内3保健所（支所）で実施。

3 国民健康・栄養調査（予算額 4,062 千円）

国が指定する調査地区において、住民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を調査する。

15 歯科保健等

〔現況及び施策の方向〕

平成 23 年 3 月 14 日施行の「広島県歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、関連分野の施策と連携して、総合的・計画的に歯と口腔の健康づくりを推進するため、「第 3 次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画」（以下「計画」という。）を令和 6 年 3 月に策定した。

この計画の目的である 8020 の実現のため、市町が実施する歯科疾患の予防等各種事業を支援するとともに、広島県歯科衛生連絡協議会など関係機関とも連携しながら、普及啓発事業など地域における歯科保健活動の充実を図る。

また、高齢者や障害のある人の生活の質の向上をめざした口腔ケアの充実が重要であり、このための歯科保健体制の拡充を図る。

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患により医療機関を受診する患者数は、全国的に増加傾向にあり、乳幼児から高齢者まで国民の約 2 人に 1 人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われている。

すべての県民が、住居地域にかかわらず適正なアレルギー疾患医療を受けられ、適正なアレルギー疾患情報の入手ができる体制及びアレルギー疾患の発症や重症化に影響する様々な生活環境を維持向上するための支援体制の構築を図る。

〔事業の内容〕

1 歯科保健の推進（予算額 45,779 千円）

(1) 歯科保健対策（予算額 8,131 千円）

「生涯を通じた歯と口腔の健康づくり」を推進するため、80 歳で 20 本以上の歯を保つことを目標として厚生労働省及び日本歯科医師会が提唱している 8020（ハチマル・ニイマル）運動を推進する。（平成 5 年度創設）

このため、「8020 運動推進事業」（一部広島県歯科衛生連絡協議会委託、平成 15 年度創設）等を実施し、8020 運動の積極的な展開等を図るとともに、「歯と口の健康週間（6 月 4 日～10 日）」を実施し、表彰等の普及啓発事業を行う。

さらに、歯科口腔保健に関する普及啓発を行うため、広島県口腔保健支援センター（平成 24 年 3 月 1 日設置）を運営する。

(2) 在宅歯科診療設備整備事業（予算額 8,005 千円）

「地域医療介護総合確保基金」を活用して、在宅歯科診療に必要な設備整備費を補助する。（平成 26 年度創設）

(3) 在宅歯科医療推進のための歯科医師・歯科衛生士の資質向上事業（予算額 13,229 千円）

「地域医療介護総合確保基金」を活用して、認知症高齢者を含む要介護者等への特別な配慮（スペシャルニーズ）に対応できる歯科医師・歯科衛生士の養成研修会の開催経費を補助する。（平成 30 年度創設）

(4) 歯科衛生士修学支援事業（予算額 125 千円）

「地域医療介護総合確保基金」を活用して、中山間地域等に就業する歯科衛生士を確保するため、それらの地域に就業を希望する歯科衛生士への奨学金貸与等の経費を補助する。（平成 30 年度創設、令和 5 年度以降新規貸与廃止）

(5) 心身障害者等歯科診療確保対策事業（予算額 12,408 千円）

心身障害者及び休日の歯科医療を確保するため、広島口腔保健センターで行う診療業務に対して助成する。（平成 17 年度創設）

(6) 歯科衛生士就業継続等支援事業（予算額 3,881 千円）

歯科衛生士の確保に向けた復職や就業継続を希望する歯科衛生士の就労促進のため、相談窓口の設置や研修会を実施する。（令和 6 年度新規創設予定）

2 アレルギー疾患対策事業（予算額 1,262 千円）

(1) アレルギー疾患医療連絡協議会の開催（予算額 368 千円）

地域の実情に応じたアレルギー疾患対策を推進するため、アレルギー疾患医療拠点病院を中心とした診療連携体制、情報提供及び人材育成等の施策の企画・立案を行う。（平成 30 年度創設）

(2) アレルギー疾患対策研修事業（予算額 894 千円）

医療従事者等の知識や技術の向上に資する人材育成研修を行う。（平成 30 年度創設）

16 生活衛生対策

〔現況及び施策の方向〕

1 水道整備対策

本県における水道普及率は、令和4年度末 95.2%で、全国平均の 98.3%に比べ 3.1 ポイント下回っている。

このため、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、事業者とする。）が水道未普及地域解消のために行う水道施設整備については、国庫補助及び交付金制度の活用により促進を図る。

また、水の安全・安心や安定給水を確保するため、地震や渇水など災害に強い水道施設整備の促進を図るとともに、水道施設等の立入検査を実施し、適正な施設管理、水質管理等について指導を行う。

第1表 水道普及率の推移

(単位 ٪)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普及率	県	94.5	94.8	94.9	95.1	95.2
	全 国	98.0	98.1	98.1	98.2	98.3

2 生活衛生対策

県民の日常生活に密接な関係がある生活衛生関係施設の衛生環境を確保するため、監視指導を実施するとともに、公益財団法人広島県生活衛生営業指導センターを通じて生活衛生関係営業者の経営の健全化を促進し、併せて、消費者の利益の擁護に努める。

公衆浴場は住民の保健衛生上欠くことのできない施設であるため、設備改善資金などの助成を行うことにより、経営の安定化と公衆浴場の確保に努める。

3 動物愛護対策

動物愛護思想の普及啓発、動物による人身等への危害防止、野犬の保護、動物取扱業の監視指導及び危険な動物（特定動物）の飼養施設の監視指導等を行い、住み良い生活環境づくりを図る。

〔事業の内容〕

1 水道整備対策（予算額 5,550,737 千円）

(1) 水道事業の認可等

県内の水道事業（給水人口5万人以下に限る。）の創設認可、変更認可及び廃止許可を行う。

また、事業内容の軽微な変更、事業全ての譲り受けに伴う事前届出及び事業の譲り渡しに伴う事業廃止届の受理を行う。

第2表 水道事業の認可等の状況（令和6年3月31日現在）

(単位 件)

区 分	上 水 道					簡 易 水 道				
	創設	変 更		廃 止		創設	変 更		廃 止	
		認可	届出	許可	届出		認可	届出	許可	届出
令和5年度	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
令和4年度	10	0	0	10	0	1	0	0	3	0
令和3年度	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0

(2) 水道施設管理指導（予算額 4,909 千円）

ア 水道施設維持管理指導

水道施設等の適正な維持管理を行い、安全な水の安定供給を確保するため、立入検査等を計画的に実施し、衛生対策や危機管理対策の強化を図る。

（ア）水道施設の適正管理指導

水道水の安全性と安定的な供給の確保を図るため、水道施設（専用水道を含む。）に対する立入検査を実施し、適正な施設の維持管理及び水道法の遵守について指導する。

（イ）簡易専用水道の適正管理指導

適正な維持管理を確保するため、簡易専用水道に対する立入検査及び定期検査の受検指導を実施する。

（ウ）飲用井戸等の衛生対策指導

水道法の規制対象とならない飲用に供する井戸及び小規模水道施設の衛生確保を図るため、市町と協力して啓発・指導を実施する。

イ 水道水質管理指導

水道水質基準の確保等を図るため、広島県水道水質管理計画（平成 16 年 2 月改定）に基づく水質の監視、県と水道事業者との化学物質情報共有体制の整備など、円滑な水質管理を指導する。

(3) 水道施設整備指導等（予算額 1,662 千円）

ア 水道整備計画調査指導等

水道普及の促進を図るため、水道整備計画等に係る事業者への助言・指導を行う。

（ア）水道整備基本構想及び広域的水道整備計画調査指導等

事業者等に対し、水道を整備するための基本計画、施設形態、建設財源等について技術的な助言・指導を行う。

（イ）水道普及促進指導等

衛生的な飲用水の確保が必要な地域において、水道施設の整備を推進しようとする事業者に対し、水道法上の手続きや国庫補助及び交付金制度の活用等について助言・指導を行う。

イ 水道施設整備事業指導監督

事業者等が実施する国庫補助及び交付金対象施設整備事業の円滑・適切な執行を図るため、指導監督を行う。

（ア）簡易水道等施設整備事業

a 一般簡易水道等施設整備事業

事業者が簡易水道等施設の新設、拡張等を行う事業（昭和 27 年度創設）

対象：2 事業体（4 事業）

b 離島簡易水道等施設整備事業

離島事業者が簡易水道等施設の新設、拡張等を行う事業（昭和 32 年度創設）

対象：なし

第3表 簡易水道等施設整備事業実施状況（令和6年3月31日現在）

（単位 件、千円）

区 分	簡易水道等施設整備事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
令和6年度	4	102,982	38,427
令和5年度	4	59,295	23,105
令和4年度	3	76,049	30,419

〔負担割合 国 1/3～4/10、事業者 6/10～2/3〕

（イ）水道水源開発等施設整備事業

a 水道水源開発施設整備事業（昭和42年度創設）

ダム等水道水源開発のための施設及び関連施設の整備事業

対象：なし

b 高度浄水施設等整備事業（平成3年度創設、平成7年度改正）

対象：なし

c 水道施設機能維持整備事業（平成30年度創設）

(a) 浸水対策事業 対象 なし

(b) 土砂対策事業 対象 なし

(c) 停電対策事業 対象 2事業体（2事業）

第4表 水道水源開発等施設整備事業（令和6年3月31日現在）

（単位 件、千円）

区 分	水道水源開発等施設整備事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
令和6年度	2	163,070	40,767
令和5年度	4	260,254	65,063
令和4年度	3	83,378	26,830

〔負担割合 国 1/4～1/3、事業者 2/3～3/4〕

（ウ）防災・安全交付金（令和6年度創設）

a 水道施設等耐震化事業

(a) 水道未普及地域解消事業

対象：なし

(b) 簡易水道再編推進事業

対象：なし

(c) 生活基盤近代化事業

対象：なし

(d) 高度浄水施設等整備事業

対象：なし

(e) 緊急時給水拠点確保等事業

対象：なし

(f) 水道管路耐震化等推進事業

対象：1事業体（1事業）

b 水道事業運営基盤強化推進等事業

(a) 水道事業運営基盤強化推進事業

対象：1事業体（2事業）

- (b) 水道広域化施設整備費
対象：なし
- (c) 水道水源自動監視施設等整備事業
対象：なし

第5表 防災・安全交付金（令和6年3月31日現在）
（単位 件、千円）

区 分	防災・安全交付金		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
令和6年度	3	5,316,228	1,772,096

[負担割合 国 1/3、事業者 2/3]

(エ) 生活基盤施設耐震化等交付金事業（平成28年度創設）

- a 水道施設等耐震化事業
- (a) 水道未普及地域解消事業
対象：なし
- (b) 簡易水道再編推進事業
対象：なし
- (c) 生活基盤近代化事業
対象：1事業体（1事業）
- (d) 高度浄水施設等整備事業
対象：なし
- (e) 緊急時給水拠点確保等事業
対象：2事業体（3事業）
- (f) 水道管路耐震化等推進事業
対象：2事業体（3事業）
- b 水道事業運営基盤強化推進等事業
- (a) 水道事業運営基盤強化推進事業
対象：なし
- (b) 水道広域化施設整備費
対象：なし
- (c) 水道水源自動監視施設等整備事業
対象：なし
- c 水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業
対象：なし
- d 官民連携等基盤強化推進事業
対象：なし
- e 生活基盤施設耐震化等効果促進事業
対象：なし

(4) 水道施設耐震化等交付金事業（予算額 5,550,737 千円）

水道施設の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援するため、国から交付される生活基盤施設耐震化等交付金を事業者に補助する。

なお、水道行政移管に伴い、令和 7 年度以降は防災・安全交付金へ完全移行する見込みである。

第 6 表 水道施設耐震化等交付金事業実施状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

（単位 件、千円）

区 分	水道事業運営基盤強化推進等事業			水道施設等耐震化事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
令和 6 年度	0	0	0	7	974,785	226,703
令和 5 年度	3	5,081,951	1,693,983	29	7,665,219	2,918,535
令和 4 年度	1	2,376,624	792,208	21	2,750,443	880,515

区 分	水道事業における IoT 活用推進モデル事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
令和 6 年度	0	0	0
令和 5 年度	2	612,303	204,101
令和 4 年度	3	2,193	731

（注）1. 負担割合 国 1/4～4/10、事業者 6/10～3/4

2. 令和 6 年度水道施設耐震化等交付金事業の実施事業者数等は、「(3)水道施設整備指導等」イ(エ)に記載。

2 生活衛生対策（予算額 43,623 千円）

(1) 生活衛生関係施設の監視指導（予算額 14,678 千円）

理容所、美容所、興行場、旅館、届出住宅、公衆浴場、クリーニング所、特定建築物及び墓地等の監視指導を計画的に実施し、衛生水準の向上を図る。

なかでも、レジオネラ症の発生を防止するため、公衆浴場、旅館業の入浴施設について、重点的に指導することとする。（昭和 22 年度創設）

第 7 表 生活衛生関係施設監視指導状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

（単位 か所、件）

年度	区 分	理 容 所	美 容 所	興 行 場	旅 館	公衆浴場	ク リ ー ニ ン グ 所	特 建 定 物	墓 所 の 他
R5	施 設 数	138	302	1	38	16	57	40	4,340
	監視指導延件数	11	30	1	26	14	0	2	9
R4	施 設 数	138	294	1	36	15	57	38	4,348
	監視指導延件数	2	15	0	32	16	16	7	8
R3	施 設 数	138	286	1	36	16	62	40	4,332
	監視指導延件数	0	11	0	14	8	8	1	7

（注）1 大竹市、府中町、海田町、熊野町、坂町及び安芸太田町が対象。ただし、墓地その他には、大竹市を含まない。

（注）2 その他とは、火葬場及び納骨堂をいう。

(2) 生活衛生関係営業の育成指導（予算額 24,768 千円）

生活衛生関係営業の経営の健全化、振興等を通じて、その衛生水準の向上を図るとともに、消費者等の利益を擁護するため、（公財）広島県生活衛生営業指導センターが行う事業に対し助成する。（昭和 56 年度創設）

○ 生活衛生営業指導センター補助金

（公財）広島県生活衛生営業指導センターが生活衛生営業相談室を設置し、経営指導員、経営特別相談員による経営、融資、衛生面等の相談指導を行うとともに、講習会の開催、消費者からの苦情処理、広報紙の発行による情報提供等を行う事業に助成する。

第8表 生活衛生営業指導センターへの補助金交付状況（令和6年3月31日現在）
（単位 千円）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （予定）
生活衛生営業指導センター 補助金	23,988	24,692	24,654

〔負担割合 県1/2、国1/2〕

（ただし、補助額のうち900千円については、単県補助分である。）

(3) 住宅宿泊事業対策費（予算額 273千円）

住居を使用した宿泊営業をしようとする者に対し、住宅宿泊事業法に基づく届出と衛生管理、危機管理に係る指導を行い、施設の衛生確保と業に関係するトラブルの防止に努める。

第9表 住宅宿泊事業法に基づく届出施設数（令和6年3月31日現在）
（単位 件）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末時点の届出施設数	97	113	137

(4) 公衆浴場確保対策事業（予算額 3,734千円）

公衆浴場の確保を図るため、設備改善補助、施設整備資金利子補給費補助等の措置を講じ、経営の安定化、衛生水準の維持向上に努める。（昭和48年度創設）

第10表 一般公衆浴場利用者及び入浴料金状況（令和6年3月31日現在）
（単位 施設、人、円）

区 分	施設数	平均入浴 人 員	入 浴 料 金（円）			
			大 人	中 人	小 人	施行日
令和5年度	43	133.8	480	200	100	R4.11.1
令和4年度	42	110.9	480	200	100	R4.11.1
令和3年度	46	108.7	450	200	100	R1.10.1

（注）1 広島市、呉市、福山市を含む。

（注）2 施設数は年度末数を示す。

（注）3 入浴人員は、1施設1日当たりの平均人員（前年度実績）

第11表 一般公衆浴場施設整備資金利子補給費補助金交付状況（令和6年3月31日現在）
（単位 件、円）

区 分	件 数	補助金額
令和6年度（予定）	15	550,000
令和5年度	3	248,831
令和4年度	4	421,299

第12表 一般公衆浴場設備改善補助金交付状況（令和6年3月31日現在）
（単位 円）

区 分	件数	補助金額	摘 要
令和6年度 （予定）	9	3,184,000	給湯用ボイラー1件 ろ過器2件 温水器4件 煙突1件 配管設備2件 浴室タイル3件 空調設備1件 パーナー1件 熱交換器2件
令和5年度	8	1,680,000	ろ過器2件 温水器1件 配管設備1件 空調設備3件 熱交換器1件
令和4年度	2	246,000	配管設備1件 空調設備1件

（注）広島市、呉市、福山市を含む。

〔負担割合 県1/4、市町1/4、設置者1/2〕

(5) クリーニング師の試験及び免許（予算額 170 千円）

クリーニング師の免許取得に係る試験を実施するとともに、合格者に免許を与える。（昭和 26 年度創設）

第 13 表 クリーニング師試験結果及び年度別新規免許交付者数

（単位 人、％）

区 分	受 験 者	合 格 者	合 格 率	免許交付者
令和 5 年度	24	12	50.0	12
令和 4 年度	22	14	63.6	13
令和 3 年度	28	24	85.7	22

3 動物愛護対策（予算額 370,689 千円）

令和 3 年 9 月に改定した「広島県動物愛護管理推進計画」に基づき、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に努める。

(1) 動物保護管理事業

ア 野犬の保護等

野犬の保護業務により、犬による危害防止に努めるとともに、負傷疾病犬等の収容措置を実施する。

第 14 表 負傷疾病犬等収容措置の状況 （令和 5 年 3 月 31 日現在）

（単位 頭）

区 分	犬	猫	計
令和 5 年度	8	58	66
令和 4 年度	56	147	203
令和 3 年度	17	70	87

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

(2) 動物愛護事業

ア 犬・猫の引取等

動物愛護センター（昭和 55 年度創設）において、犬・猫の引取りを実施し、動物の適正な取扱いの徹底を期する。また、動物愛護思想の普及啓発を図るため、動物愛護教室を拡充強化する。

第 15 表 犬・猫引取等実施状況 （令和 6 年 3 月 31 日現在）

（単位 頭）

区 分		定点	持参	センター動物保護		合 計	返 還	譲 渡	その他※
				保護	引取				
令和 5 年度	犬		161	89	371	621	31	588	59
	猫		303		66	369	1	334	36
	計		464	89	437	990	32	922	95
令和 4 年度	犬		308	178	503	989	37	863	73
	猫		220		64	284	1	252	12
	計		528	178	567	1,273	38	1,115	85
令和 3 年度	犬		463	178	460	1,101	26	986	48
	猫		230		63	293	5	240	22
	計		693	178	523	1,394	31	1,226	70

（注）広島市、呉市、福山市を除く。なお、定時定点引取りについては、平成 27 年 3 月 31 日で廃止した。

（注）※譲渡することが適切でない（治癒見込がない病気や、攻撃性がある等）ため安楽死した犬猫、収容中に自然死した犬猫等の計

イ 特定動物の飼養許可指導

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づき、特定動物の飼養を許可するとともに、適切な飼養を指導する。（平成 18 年度創設）

第 16 表 特定動物飼養状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

（単位 件、頭）

区 分	おながざる科	かみつきがめ科	にしきへび科	ボア科	どくとかげ科	計
許可件数	2	7	1	1	1	12
飼養頭数	1	6	1	1	2	11

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

ウ 動物取扱業の登録指導

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づき、動物取扱業者に対し、動物の適正な取扱いを指導する。（平成 12 年度創設）

第 17 表 第一種動物取扱業登録施設数（令和 6 年 3 月 31 日現在）

（単位 件、施設）

区 分	販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養	実施施設数
令和 5 年度	178	234	9	39	48	2	381
令和 4 年度	173	227	8	38	44	1	375
令和 3 年度	175	224	7	36	40	1	367

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

第 18 表 第二種動物取扱業登録施設数（令和 6 年 3 月 31 日現在）

（単位 件、施設）

区 分	譲渡	保管	貸出し	訓練	展示	実施施設数
令和 5 年度	22	8	1	0	2	26
令和 4 年度	20	6	1	0	1	21
令和 3 年度	16	6	1	0	2	17

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

(3) 「いのちを守る！」動物愛護強化推進事業

ア 動物愛護センター整備事業

犬猫の収容頭数削減対策及び返還譲渡促進対策の実施に必要な施設機能を強化するため、P F I 手法により令和 5 年 8 月に移転・開庁した動物愛護センターについて、P F I 事業者による維持管理及び一部運營業務（譲渡）等の適切な遂行を確認する。

イ 野良犬・野良猫等対策事業

動物愛護センターに収容される犬猫の削減対策を強化する。定時定点引取を廃止して全ての引取り依頼に動物愛護センターが相談・対応できる体制を確保する（平成 27 年度創設）とともに、野良犬・野良猫対策に取り組む市町に対する助成（平成 27 年度創設）及び地域猫活動の不妊支援制度（平成 28 年度創設）により、地域・自治会単位で行う野良犬・野良猫対策を促進する。

また、返還促進対策のため、個人に譲渡する全ての犬猫に対しマイクロチップ装着（平成 30 年度開始）を行う。

第 19 表 野良犬・野良猫対策市町補助金交付状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

（単位 件、千円）

区 分	利用市町数	補助金額	補助対象事業			
			野良対策 普及啓発	野良猫対策 協議会	猫忌避対策 道具貸出	その他※
令和 5 年度	15	2,263	3	1	2	12
令和 4 年度	14	2,046	1	1	1	14
令和 3 年度	14	2,168	5	1	1	8

（注）広島市、呉市、福山市を除く。予算額 4,000 千円（1 市町 200 千円）

※保護機（大型サークル）購入、犬猫譲渡会の開催、地域猫活動補助等

第 20 表 地域猫活動実施状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

（単位 件、頭）

区 分	承認箇所数	手術頭数
令和 5 年度	52	595
令和 4 年度	47	904
令和 3 年度	31	721

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

第 21 表 マイクロチップ装着の状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

（単位 頭）

区 分	犬	猫	計
令和 5 年度	171	75	246
令和 4 年度	181	56	237
令和 3 年度	155	72	227

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

17 食品衛生対策

〔現況及び施策の方向〕

1 食品衛生対策

食品の製造加工技術の高度化、多様化、国際化が進む中で、食品衛生対策は、ますますその重要性を増している。

腸管出血性大腸菌 0157、ノロウイルス等による食中毒など、食品による危害を未然に防止するため、食品関係営業施設の監視指導の強化や、食品等の収去検査による不良食品の排除に努めるとともに、食品関係事業者や消費者に対する注意喚起及び講習会等の開催やマスメディアを介しての食品衛生意識の普及・啓発を行う。

2 乳肉水産食品衛生対策

乳・乳製品、食肉とその加工品及び水産食品による食中毒等の危害防止のため、監視指導及び収去検査の徹底を図るとともに、乳肉水産食品における抗菌性物質、PCB等の検査を実施し、食品衛生上の安全性の確保に努める。

〔事業の内容〕

1 食品衛生対策（予算額 204,489 千円）

(1) 食品衛生監視指導（予算額 45,380 千円）

ア 食品関係施設の監視指導

食品製造業、仕出し・弁当製造業等の主要な営業施設の監視指導を行うほか、夏期、年末等の時期に集中的な監視を実施し、食品の安全確保に努める。（昭和 22 年度創設）

第 1 表 監視指導の状況

（単位 施設、件）

区 分	食品関係施設数	監視延件数
令和 5 年度	21,867	17,055
令和 4 年度	20,713	14,332
令和 3 年度	29,434	14,672

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

第 2 表 行政処分状況

（単位 件）

区 分	総 数	営業の 禁・停止	廃棄命令	改善命令	その他
令和 5 年度	9	9	—	—	—
令和 4 年度	6	6	—	—	—
令和 3 年度	4	4	—	—	—

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

イ 食品適正表示強化事業

表示に関する各法令を所管する県、国、市町担当者による対策チームを編成し、食品不適正表示事案発生時における立入調査、広域流通食品製造施設に対する合同監視を行うとともに、食品適正表示推進者育成講習会を開催し、食品事業者の自主管理を推進する人材を育成する。（平成 21 年度創設）

ウ 食品衛生監視員の研修

広島県食品衛生監視員等業績発表会、中国地区食品衛生監視員研究発表会、全国食品衛生監視員研修会、HACCP監視員養成講習会への参加等により食品衛生監視員の資質向上を図る。(昭和 35 年度創設)

エ 食品衛生関係団体の指導育成

食品関係営業者の自主的な衛生管理を推進するため、一般社団法人広島県食品衛生協会の指導育成を図る。(昭和 24 年度創設)

(2) 食品添加物等対策 (予算額 118,454 千円)

ア 食品添加物等の検査

食品添加物の使用基準及び食品の成分規格検査を実施し、違反品の排除に努める。(昭和 22 年度創設)

イ 食品衛生検査施設の信頼性確保

食品衛生検査施設の業務管理基準に基づき、保健所、県立総合技術研究所保健環境センター及び食肉衛生検査所の食品等に係る検査体制及び精度の管理・運営を行う。(平成 10 年度創設)

第 3 表 食品等の収去検査結果

(単位 件)

区 分		収去検査 検 体 数	不 良 検 体 数	不 良 理 由 (延 数)			
				大腸菌 (群)	異 物	添加物使用基準	その他
令和 5 年度	添加物等	2,589	7	4	-	-	3
	残留農薬	141	0	-	-	-	-
令和 4 年度	添加物等	2,671	3	1	-	1	1
	残留農薬	134	0	-	-	-	-
令和 3 年度	添加物等	2,771	4	-	-	2	2
	残留農薬	130	0	-	-	-	-

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。

(3) 輸入食品等対策事業 (予算額 2,263 千円)

市場に流通している輸入食品の成分規格検査を実施し、違反品の排除に努める。(昭和 59 年度創設)

第 4 表 輸入食品の収去検査結果 (再掲)

(単位 件)

区 分		収去検査 検 体 数	不 良 検 体 数	不 良 理 由 (延 数)			
				大腸菌 (群)	異 物	添加物使用基準	その他
令和 5 年度	添加物等	211	0	-	-	-	-
	残留農薬	47	0	-	-	-	-
令和 4 年度	添加物等	179	0	-	-	-	-
	残留農薬	41	0	-	-	-	-
令和 3 年度	添加物等	116	2	-	-	2	-
	残留農薬	40	0	-	-	-	-

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。

(4) 製菓衛生師の試験及び免許（予算額 1,345 千円）

製菓衛生師の試験を実施及び製菓衛生師免許事務を行う。（昭和 42 年度創設）

第 5 表 製菓衛生師試験結果及び年度別新規免許交付者数

（単位 人、％）

区 分	受 験 者	合 格 者	合 格 率	免許交付者
令和 5 年度	184	150	81.5	134
令和 4 年度	198	137	69.2	129
令和 3 年度	190	146	76.8	127

(5) 食中毒対策事業（予算額 9,594 千円）

食中毒発生時に被害の拡大防止と原因究明のため、疫学調査、微生物学的調査及び理化学的調査等を実施する。（昭和 22 年度創設）

第 6 表 食中毒の発生件数

（単位 件、人）

区 分	発生件数	有症者数	死 亡
令 和 5 年	3	45	0
集団事例	3	45	0
散発事例	0	0	0
令 和 4 年	4	15	0
集団事例	1	11	0
散発事例	3	4	0
令 和 3 年	1	76	0
集団事例	1	76	0
散発事例	0	0	0

（注）1 有症者数が 6 人以上の事案を集団事例として計上。

（注）2 広島市、呉市、福山市を除く。

(6) 食品の安全確保対策の推進事業（予算額 5,070 千円）

「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」に基づき、生産から消費に至る総合的な食品の安全確保に努める。（平成 14 年度創設）

(7) カネミ油症・森永ひ素ミルク患者対策（予算額 22,383 千円）

ア カネミ油症患者対策

認定患者及び潜在患者を対象に検診を実施し、油症治療法解明の研究と治療の促進を図るとともに、健康実態調査を実施し、カネミ油症患者への支援を行う。（昭和 44 年度創設）

油症相談支援員を設置し、認定患者等に対する相談体制の充実を図る。（平成 28 年度創設）

イ 森永ひ素ミルク患者対策

公益財団法人ひかり協会が実施している患者救済事業等に対し、指導助言等を行うとともに、飲用申立者の認定促進に努める。（昭和 49 年度創設）

2 乳肉水産食品衛生対策（予算額 39,977 千円）

(1) 乳肉水産食品衛生対策

ア 監視、収去検査の強化

乳肉水産食品関係施設の監視指導及び収去検査を実施し、違反食品の排除に努める。（昭和 22 年度創設）

イ 食肉の抗生物質残留調査

食肉の抗生物質残留検査により実態を把握し、食肉の安全確保に努める。

第7表 食肉の抗生物質残留調査

(単位 検体)

区 分	抗 生 物 質	
	検 体 数	結 果
令和5年度	3	不検出
令和4年度	3	不検出
令和3年度	3	不検出

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。

ウ 鶏肉及び鶏卵のPCB残留検査

鶏肉及び鶏卵のPCB検査を実施し、その実態を把握するとともに、これらの安全性の確保に努める。(昭和47年度創設)

第8表 鶏肉及び鶏卵のPCB検査結果

(単位 検体)

区 分	鶏 肉	鶏 卵	検 査 結 果
令和5年度	2	1	いずれも不検出
令和4年度	2	1	いずれも不検出
令和3年度	2	1	いずれも不検出

(注) 1 暫定的規制は鶏肉 0.5ppm、鶏卵 0.2ppm

(注) 2 広島市、呉市、福山市を除く。

エ 乳及び乳製品の検査

「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」に基づき、乳等関係施設を対象に収去検査を実施し、違反食品の排除に努める。(昭和26年度創設)

第9表 乳及び乳製品等の検査結果(学校給食を含む)

(単位 件)

区 分	件 数	違 反 件 数	営業禁・停止件数
令和5年度	116	0	0
令和4年度	117	0	0
令和3年度	140	0	0

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。

オ 魚介類の検査

県内主要魚介類卸売市場に入荷する魚介類について、水銀、PCBの検査を行い、その実態を継続調査するとともに、県内に流通する魚類について、抗生物質、合成抗菌剤の薬剤残留検査を実施する。(昭和54年度創設)

第10表 魚介類の検査結果

(単位 検体)

区 分	総 水 銀			P C B			抗 生 物 質			合 成 抗 菌 剤		
	検体数	≤0.4	0.4<	検体数	≤0.5	0.5<	検体数	+	-	検体数	+	-
令和5年度	3	3	0	3	3	0	2	0	2	2	0	2
令和4年度	5	5	0	5	5	0	3	0	3	3	0	3
令和3年度	5	5	0	5	5	0	3	0	3	3	0	3

(注) 1 暫定的規制値 総水銀 0.4ppm, PCB 遠洋沖合魚介類 0.5ppm, 内海内湾魚介類 3ppm

(注) 2 広島市、呉市、福山市を除く。

(2) かきの衛生対策

本県特産のかきは全国生産量の約6割を占めていることから、食品衛生上の安全確保のため、養殖海域の安全と、かきの清浄化対策を強力に推進し、かきの衛生及び品質の向上に努める。(昭和33年度創設)

ア 監視指導

かきによる危害防止のため、かき作業場の監視指導の徹底を図る。

また、かき作業場及び販売店において収去検査を行い、違反品の排除に努める。

第11表 監視指導状況

(単位 件)

区 分	対象施設数	監視延件数	規 格 基 準 違 反 件 数		
			成 分 規 格	加 工 基 準	保 存 基 準
令和5年度	199	885	2	—	—
令和4年度	205	661	2	—	—
令和3年度	201	622	1	—	—

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。

第12表 かきの収去検査結果

(単位 検体)

区 分		検体数	E. coli 最確数 (/100g)		細菌数 (/g)		腸炎ビブリオ最確数 (/g)	
			≤230	230<	≤50,000	50,000<	≤100	100<
令和5年度	生食用	20	20	0	20	0	12	0
	加熱調理用	263	256	7	260	3	95	0
令和4年度	生食用	41	41	0	41	0	23	0
	加熱調理用	247	244	3	245	2	105	0
令和3年度	生食用	14	14	0	14	0	10	0
	加熱調理用	113	111	2	107	6	43	3

(注) 1 広島市、呉市、福山市を除く。

(注) 2 生食用かき成分規格 E. coli 最確数 230/100g 以下 細菌数 50,000/g 以下 腸炎ビブリオ最確数 100/g 以下

イ かきの養殖海域調査

養殖海域の衛生状態を把握するため、海水等の細菌検査、食中毒起因菌検査を行い、かきの衛生及び品質の向上に資する。

また、かき採取作業を巡視し、適正出荷の指導を行う。

第13表 かきの養殖海域調査結果

(単位 日、検体)

区 分	調査及び 巡視日数	海水の大腸菌群最確数			かきの重金属(7項目)	
		検体数	≤70	70<	検体数	検査結果
令和5年度	28	438	393	45	12	いずれも通常値
令和4年度	28	421	385	36	12	いずれも通常値
令和3年度	23	410	385	25	12	いずれも通常値

(3) 貝類の貝毒検査

広島県海域における貝毒による貝類の毒化状況の検査を行い、毒化した貝類の流通を防止するとともに衛生上の危害防止を図る。(平成2年度創設)

第14表 貝類の貝毒検査結果(令和5年度実績)

(単位 検体、MU/g)

区 分		3 月		4 月		5 月		10 月		11 月		12 月	
		検体	結果	検体	結果	検体	結果	検体	結果	検体	結果	検体	結果
麻痺性貝毒	カ キ	25	ND	39	ND	13	ND	12	ND	14	ND	14	ND
	ア サ リ	6	ND	11	ND	5	ND	2	ND	2	ND	2	ND
	ムラサキイガイ	2	ND	3	ND ～ 3.22	2	ND ～ 2.03	—	—	—	—	—	—

(注) 1 広島市を除く。

(注) 2 NDは、不検出を示す。—は、欠測を示す。

(注) 3 下痢性貝毒は不検出(計16検体)

(4) ふぐ処理者の試験及び免許

ふぐ処理者の試験を実施及びふぐ処理者免許事務を行う。(令和4年度創設)

第15表 ふぐ処理者試験結果及び年度別新規免許交付者数

(単位 人、%)

区 分(実施自治体)	受 験 者	合 格 者	合 格 率
令和5年度(広島市)	11	3	27.3
令和4年度(県)	14	11	78.6

(5) 食肉衛生対策

ア と畜衛生対策

管内と畜場の廃止に伴い、平成30年度からと畜検査の「と畜場内と畜検査」「食肉衛生検査所と畜試験室内検査」「牛海綿状脳症スクリーニング検査」実績はない。

イ 食鳥衛生対策

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づいて、食鳥肉による危害防止のため食鳥検査体制の充実を図り、より厳正で最新の科学技術に立脚した食鳥検査を実施するとともに、食鳥処理場の整備を推進し、監視、指導及び収去検査の徹底を図り、食鳥肉の衛生及び安全確保に努める。

第16表 食鳥検査羽数及び処分羽数

(単位 羽)

区 分			ブロイラー	成 鶏
令和5年度	検 査 羽 数		3,832,385	0
	処 分 実 羽 数	禁 止	0	0
		全 部 廃 棄	83,532	0
		一 部 廃 棄	107,463	0
令和4年度	検 査 羽 数		3,812,462	0
	処 分 実 羽 数	禁 止	0	0
		全 部 廃 棄	69,371	0
		一 部 廃 棄	105,277	0
令和3年度	検 査 羽 数		3,731,279	0
	処 分 実 羽 数	禁 止	0	0
		全 部 廃 棄	81,743	0
		一 部 廃 棄	133,270	0

(注) あひる及び七面鳥の検査はなかった。

18 薬事衛生対策

〔現況及び施策の状況〕

1 医薬品、医療機器等の安全性確保対策

医薬品、医療機器等は、医療に不可欠なものである反面、副作用もあるため、その品質、有効性及び安全性の確保が非常に重要である。

県民が安全な医薬品、医療機器等を安心して使用できるように、関係施設等に対する監視指導の徹底を図るとともに、医薬品の適正使用の推進、緊急医薬品の確保及び在宅医療の推進などに努める。

2 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ発生時に備え、平成18年度から抗インフルエンザウイルス薬を備蓄している。抗インフルエンザ薬の備蓄については、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」において、全り患者（被害想定において全人口の25%が患すると想定）の治療その他の医療対応に必要な量が目標とされ、これに基づき国と各都道府県の備蓄目標が設定されている。本県においても、国から示された都道府県別の備蓄薬及び備蓄量を目標として備蓄を進める。

3 薬物乱用防止対策

覚醒剤等の薬物の乱用は、暴力団関係者のみならず、一般県民にまで広がっており、特に大麻の乱用が若者を中心に増加が懸念されるなど、深刻な社会問題となっているため、関係機関と連携して啓発活動や薬物依存者等の相談業務などに取り組む。

4 血液事業対策

輸血用血液製剤は国内自給で賄えるようになったが、血漿分画製剤は一部の製剤を除き未だに輸入に頼っている。また、少子化の進展による献血可能人口の減少を考えると、将来の献血を支える若年層への対策が、これまで以上に重要となっている。このため、若年層への献血思想の普及啓発や献血組織の育成強化など、献血者の確保対策に積極的に取り組むとともに、貴重な血液を大切に使うための適正使用の推進に努める。

5 温泉事業対策

現在、広島県内には369の源泉（令和5年3月31日現在）がある。近年、健康志向の高まりから温泉に対する需要が増大しており、温泉資源の保護と適正利用の推進に努める。

6 シックハウス対策

住宅の高気密化や化学物質を放散する建材・内装材の使用などにより、新築・改装後の住宅やビルにおいて、化学物質による室内空気汚染が原因とみられる様々な体調不良が居住者に生じている状態（シックハウス症候群）が報告されている。

症状が多様で、症状発生の仕組みをはじめ、未解明な部分も多く、また様々な複合要因が考えられることから、情報収集に努め、関係機関と連携して県民からの相談に応じるとともに、広報啓発を推進する。

7 新たな感染症の感染拡大防止にむけた医療資材の備蓄

令和6年度「新型インフルエンザ対策等行動計画」が改訂される予定であり、医療資材（ガウン、マスク等）についても、都道府県別の備蓄量目標が設定される。国から示された備蓄計画に基づき、医療資材の備蓄方法を決定の上、必要数を購入、備蓄する。

〔事業の内容〕

1 医薬品、医療機器等の安全性確保対策（予算額 36,214千円）

(1) 薬事等監視指導事業（予算額 4,605千円）

ア 医薬品、医療機器等の監視指導

薬局、医薬品販売業、医療機器販売業、再生医療等製品販売業及び医薬品等を業務上取り扱う施設の立入検査、収去検査を実施し、医薬品等の適正な管理、取扱い等を指導する。また、医薬品等製造販売業及び製造業の施設の立入検査、収去検査を実施し、医薬品等の有効性・安全性の確保に努める。（昭和35年度創設）

第1表 薬事監視指導状況

（単位 施設、件）

区 分	対 象 施 設 数	監 視 延 件 数
令 和 5 年 度	18,587	3,860
令 和 4 年 度	18,212	3,375
令 和 3 年 度	18,695	2,528

イ 無承認無許可医薬品等の監視指導

いわゆる健康食品について、容器包装やチラシ、パンフレット等の監視指導を行うとともに、試買検査を実施し、国及び他都道府県と連携して無承認無許可医薬品に該当するものを排除する。（昭和52年度創設）

また、平成19年から規制対象となった指定薬物についても、販売店等に対して監視指導を行っており、平成24年度には指定薬物が検出されたことから販売中止等の指示を行った。

今後も関係機関と連携して排除に努める。

第2表 無承認無許可医薬品の監視指導状況

（単位 件）

区 分	店 頭 等 調 査		
	監 視 件 数	不 適 正 数	違 反 件 数
令 和 5 年 度	1,830	0	0
令 和 4 年 度	6,120	0	0
令 和 3 年 度	2,520	1	0

ウ 毒物劇物の監視指導

毒物劇物の製造業、輸入業、販売業及び業務上取扱施設等の立入検査、収去検査を実施し、毒物劇物による危害の防止等安全確保に努める。（昭和25年度創設）

第3表 毒物劇物監視指導状況

（単位 施設、件）

区 分	対 象 施 設 数	監 視 延 件 数
令 和 5 年 度	1,789	732
令 和 4 年 度	1,879	1,298
令 和 3 年 度	1,742	723

エ 農薬の危害防止

6月1日から8月31日までを農薬危害防止運動月間とし、農林水産局と連携して広報活動、講習会、立入検査及び現地講習を実施し、農薬に対する正しい知識を普及して、農薬による危害を防止する。(昭和44年度創設)

第4表 農薬による事故発生状況

(単位 件)

区 分	自 殺	事 故	自殺未遂	そ の 他	計
令和5年度	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0

オ 家庭用品の監視指導

規制対象家庭用品の試買検査を実施し、不良製品の排除に努める。(昭和45年度創設)

(2) 薬事等許可登録事務事業 (予算額 21,029千円)

薬務課及び各保健所・支所において医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法等に基づく許可及び登録等を行う。(昭和35年度創設)

一般用医薬品の販売制度の改正に伴う登録販売者試験を行うとともに、その合格者の登録を行う。(平成20年度創設)

(3) 医薬品の適正使用推進事業 (予算額 356千円)

ア 薬事関係の啓発

県民に対し、薬の正しい知識の普及を図るため、(公社)広島県薬剤師会が「くすりと健康の週間」の行事の一環として行う「くすりと健康の相談窓口事業」に対し助成する。また、同会が地域の保健衛生の向上を図るための制度として設けている、薬事衛生指導員の資質向上と育成に努める研修会活動に助成する。(昭和48年度創設)

イ 医薬品の適正使用の推進

医薬品の適正使用を普及、推進するため、「かかりつけ薬局」の機能を活用し、県民が安心して医薬品等を使用できる体制を構築するため、広島県地域保健対策協議会において、医薬品の適正使用について検討する。(平成14年度創設)

ウ 適正な医薬分業の推進

近年の医薬分業の進展など薬局を取り巻く環境の変化をふまえ、薬局の地域住民に信頼される「かかりつけ薬局」としての機能を充実するため、平成29年度に改訂した「広島県薬局業務運営ガイドライン」に基づいた指導を行い、良質な医療の提供に寄与する。(平成6年度創設)

(4) 薬剤師の在宅チーム医療連携事業 (予算額 4,754千円)

地域包括ケアシステムの深化を図るため、地域医療介護総合確保基金を活用し、在宅医療を担う薬剤師の更なる資質向上を図る。(令和3年度創設)

(5) 薬局機能情報提供事業 (予算額 1,400千円)

薬局から報告を受けた薬局機能情報を県ホームページで公表し、県民・患者による薬局の適切な選択を支援する。令和6年度の全国統一システムへの移行に向け準備を行う。(平成19年度創設)

- (6) 予防医材需給調整事業（予算額 2,922千円）
医療機関に対して感染症の予防に必要なワクチン及び緊急時用の治療血清等の円滑な供給を行う。
また、そのための需給量調査を行う。（昭和53年度創設）
- (7) 毒物中毒治療薬備蓄事業（予算額 1,148千円）
毒物中毒患者発生時に、速やかに治療薬を医療機関に供給する。（平成10年度創設）

2 医薬品等関連産業の活性化対策（予算額 4,910千円）

- (1) 医薬品等関連産業活性化対策推進事業（予算額 4,621千円）
医薬品等関連産業の育成振興のため、各種事業を行う。

第5表 医薬品等製造販売（製造）業者施設数（令和5年度末）

（単位 施設）

実 態 \ 業 種	製造販売業	製造業	計
医 薬 品	10	27	37
医 薬 部 外 品	10	16	26
化 粧 品	34	38	72
医療機器（医療機器修理業）	31 (215)	64	95 (215)
体外診断用医薬品	1	1	2
計	87 (210)	142	229 (210)

ア 薬事指導機能の強化

県内医薬品等製造販売（製造）業者を対象として、保健環境センターの協力を得てバリデーション適合性等の実地指導を実施するとともに、全国薬事指導協議会へ参画する。（昭和39年度創設）

第6表 実地指導実施状況（令和5年度）

実 施 回 数	調 査 品 目 数	対 象 施 設
0 回	0 品目	0 施設

（注）実地指導：医薬品の製造管理及び品質管理等の方法が適正である旨の検証の正確性に関する指導

イ 講演会、講習会の開催

医薬品等製造販売（製造）業者を対象に、最新かつ適正な薬事情報を提供するため、講習会を開催する。（昭和61年度創設）

第7表 講習会の開催状況（令和5年度）

開 催 回 数	対 象 者	参 加 者 数
1	医薬品等製造販売・製造業者	85

※Web（オンデマンド方式）で実施

- (2) 薬事経済調査事業（予算額 289 千円）
医薬品等の適正な生産と健全で円滑な流通を確保するため、厚生労働省の委託を受け、各種調査を実施する。（昭和55年度創設）
- ア 医薬品価格信頼性調査（他計調査）
薬価本調査及び経時変動調査の信頼性を確保するため、医薬品を販売している卸売販売業者に対して、実勢価格及び取引数等を調査する。

第8表 医薬品価格信頼性調査の状況

(単位 件)

区 分	調 査 対 象	調 査 品 目 数
令和5年度	2	400

イ 医薬品価格調査客体精密化調査

医療用医薬品価格調査の調査客体を的確に把握するため、事業所名称、所在地、電話番号等を調査する。

第9表 医薬品価格調査客体精密化調査の状況

(単位 件)

区 分	調 査 客 体
令和5年度	184
令和4年度	190

ウ 材料価格・再生医療等製品経時変動調査（他計調査）

市場の実勢価格を的確に材料価格基準に反映させるために、特定保険材料・再生医療等製品の販売業者を対象とし、市場価格の変動を調査する。

第10表 材料価格・再生医療等製品経時変動調査の状況

(単位 件)

区 分	調 査 対 象	調 査 品 目 数
令和5年度	3	4

エ 材料価格・再生医療等製品調査客体精密化調査

材料価格本調査の調査客体を的確に把握するため、事業所名称、所在地、電話番号等を調査する。

第11表 材料価格・再生医療等製品調査客体精密化調査の状況

(単位 件)

区 分	調 査 客 体	
	医科向販売業者	歯科向販売業者
令和5年度	275	19
令和4年度	221	18

3 新型インフルエンザ対策（予算額 181,850千円）

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（予算額 181,850千円）

新型インフルエンザ発生時に備え、国の備蓄方針に基づき、本県においても当該薬を行政備蓄している。

令和4年7月に示された国の備蓄方針（タミフル11.32万人分、タミフルドライシロップ6.54万人分、リレンザ2.65万人分、ラピアクタ1.01万人分、イナビル14.14万人分、ゾフルーザ3.19万人分）に基づき、既存の備蓄薬の使用期限切れになる時期を勘案しながら順次切り換えを進める。

第12表 抗インフルエンザウイルス薬備蓄状況（年度末数量）

（単位 万人分）

区分	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (予定)
タミフル	30.1	15.0	15.0	10.55	10.55	10.55	10.55	10.55
タミフルドライシロップ	1.23	2.98	5.08	5.08	5.08	5.08	5.08	6.54
リレンザ	12.0	10.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	2.65
イナビル	0	3.5	6.88	12.33	12.5	12.5	12.5	13.96
ラピアクタ	2.13	2.13	2.13	2.13	1.96	1.96	1.96	1.96
ゾフルーザ						0	0	3.19
計	45.46	50.71	39.09	39.09	39.09	39.09	39.09	38.85

4 薬物乱用防止対策（予算額 11,135 千円）

(1) 麻薬覚醒剤等監視指導事業（予算額 5,517千円）

ア 麻薬取扱者への監視指導

家庭麻薬製造業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設等に対する監視指導を行い、医療用麻薬の適正な保管・管理等の徹底を図る。（昭和28年度創設）

第13表 麻薬取扱者監視指導状況

（単位 施設、件）

区 分	対 象 施 設 数	監視指導延件数
令和 5 年度	3,039	1,209
令和 4 年度	3,054	1,107
令和 3 年度	3,064	885

イ 向精神薬取扱者への監視指導

向精神薬卸売業者、向精神薬試験研究施設、医療機関、薬局等に対する監視指導を行い、向精神薬の保管・管理等の徹底を図る。（平成2年度創設）

第14表 向精神薬取扱者監視指導状況

（単位 施設、件）

区 分	対 象 施 設 数	監視指導延件数
令和 5 年度	6,563	1,206
令和 4 年度	6,647	1,136
令和 3 年度	6,689	853

ウ 覚醒剤等取扱者への監視指導

覚醒剤等取扱者への監視指導を行い、覚醒剤等の適正な保管・管理等の徹底を図る。（昭和26年度創設）

第15表 覚醒剤等取扱者監視指導状況

（単位 施設、件）

区 分	対 象 施 設 数	監視指導延件数
令和 5 年度	6,267	931
令和 4 年度	6,337	840
令和 3 年度	6,367	698

エ 薬物中毒者等に対する指導

麻薬中毒者の早期発見と精神保健指定医による診療及び措置入院等、中毒者の医療保護に努める。

また、広島刑務所における薬物事犯による受刑者に対して、薬物精神衛生講座を実施し、再犯防止に努める。（昭和38年度創設）

オ 不正大麻・けし及び自生けし撲滅運動の実施

大麻及び麻薬成分を含むけしは一般に栽培が禁止されており、不正栽培防止の徹底を図る。特に、鑑賞を目的としたけしの不正栽培を撲滅するため、開花期に合わせて栽培防止に努めるとともに、自生けしの撲滅にも努める。(昭和35年度創設)

〔 不正大麻・けし撲滅運動 令和6年4月1日から6月30日まで 〕

第16表 けし・大麻除去状況

(単位 本)

区 分	不正けし	不正大麻	自生けし	自生大麻
令和5年度	0	0	26,235	0
令和4年度	0	0	45,206	0
令和3年度	0	0	27,128	0

カ 薬物乱用対策推進本部の設置・運営

薬物乱用対策を効果的、効率的に推進するため、県内の関係機関・団体(21機関・2団体)で構成する広島県薬物乱用対策推進本部を設置し、総合的、一体的な広報啓発活動、取締活動等を行う。(昭和28年度創設)

(2) 覚醒剤等薬物乱用防止対策事業(予算額 5,618千円)

ア 薬物乱用防止広報強化等の月間の実施

次の期間を啓発月間等と定め、この期間に各種啓発事業を実施し、薬物乱用による弊害の恐ろしさを広く訴える。(昭和28年度創設)

第17表 啓発月間等の期間

区 分	期 間
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	令和6年6月20日から7月19日まで
麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動	令和6年10月1日から11月30日まで

- ・啓発用ポスターの掲示
薬物乱用防止を訴えるポスターを掲示し、啓発に努める。
- ・懸垂幕の掲示
関係機関の庁舎に懸垂幕を掲示し、薬物乱用防止を訴える。
- ・ラジオ等の広報媒体を利用した啓発活動
ラジオ等を利用して、薬物乱用の弊害を広く訴える。
- ・キャンペーン
ポスターの掲示、リーフレットの配架を行うとともに、「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金に協力する。
令和5年度626ヤング街頭キャンペーンは、雨天中止となった2地区を除く7地区で実施。
- ・注射器販売業者等に対する指導
注射器販売業者に対して、注射器等の適正な保管管理を指導する。

イ 保護者対象薬物乱用防止教室の開催

中学生の保護者を対象とした薬物乱用防止教室を開催し、家庭における薬物乱用防止機能の強化を図る。(平成14年度創設)

ウ 啓発用資料の作成・配布及び啓発用視聴覚教材の整備・貸出

県内の中学生、高校生等から募集した図案を採用してポスター、チラシを作成し、配布するとともに、ビデオ等を整備し、県民に貸出しを行う等広く啓発に努める。(昭和62年度創設)

エ 薬物専門講師の養成

地域、学校、家庭における薬物乱用防止教育啓発事業の質的向上を図るため、薬物乱用防止指導員、学校薬剤師等から薬物専門講師を養成する。(平成11年度創設)

令和5年度専門講師講習会は開催していない。

オ 薬物乱用防止指導員の配置

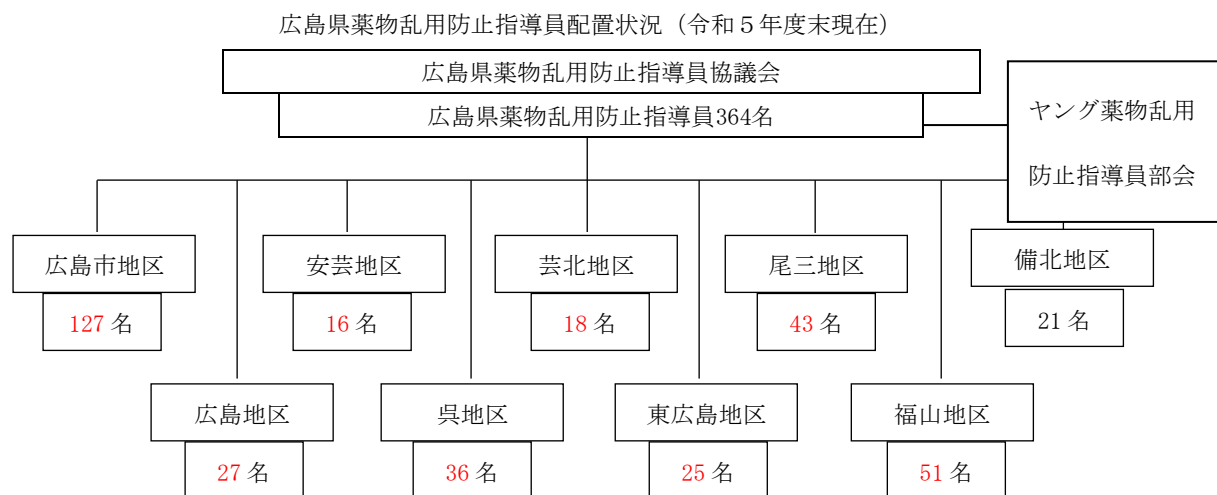
地域で保健衛生や健全な社会環境づくりを推進するため、薬物乱用防止に熱意と理解のある県民に広島県薬物乱用防止指導員を委嘱し、地域に根差した啓発活動の展開を図る。

また、平成元年度に県内5地区に協議会を設置し、その後4地区を加え、地域の実情に応じた啓発活動を展開してきた。

なお、平成11年度から指導員の活動に相談指導を加え、薬物乱用者及びその家族に対する相談指導の充実強化を図っている。(昭和62年度創設)

カ ヤング薬物乱用防止指導員の委嘱

大学からの推薦に基づき、要件を満たす学生をヤング指導員として委嘱し、ライオンズクラブ及び広島県薬物乱用防止指導員と連携し、薬物乱用防止教室の開催をはじめとした種々の薬物乱用防止啓発活動を行う。(平成29年度創設)



キ 薬物依存者等再乱用防止

(ア) 県立総合精神保健福祉センター等における薬物相談

県立総合精神保健福祉センター等において、薬物依存者及びその家族に対する相談指導等を実施する。(平成11年度創設)

・薬物相談事業推進連絡会議の設置

相談窓口を有する関係機関による、相談・指導業務のネットワーク化を図る。(平成11年度創設)

・家族教室の開催

薬物依存者の家族に対して、薬物依存・中毒に対する正しい知識を普及するとともに、依存者の回復を支援するための基本的・具体的な対応方法について指導する。(平成12年度創設)

・個別相談窓口の設置

薬物依存者及びその家族に対し、精神科医等の専門家による継続的な個別指導を行う。(平成11年度創設)

・再乱用防止対策

薬物乱用経験者に対し、再乱用防止プログラムを実施する。(平成21年度創設)

(イ) 保健所等における薬物相談

県保健所・支所に覚醒剤等相談窓口を設置し、地域住民からの薬物乱用に関する相談に応じ、正しい知識の普及に努める。(昭和63年度創設)

なお、広島市、呉市、福山市保健所にも同様に相談窓口が設置されている。

(ウ) 薬物依存症専門医療機関等の選定

薬物依存症に関する治療を行う専門医療機関及び治療機関となる医療機関を選定し、依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようにする。(平成29年度創設)

5 血液事業対策（予算額 6,139千円）

(1) 献血思想普及啓発事業（予算額 6,110千円）

各種事業を展開し、医療に必要な血液の確保に努める。(昭和40年度創設)

第18表 保健所（支所）及び政令市等献血実績

(単位 人)

区分	年度別実績		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	保健所・保健所支所				
移動血 献	西	部	2,785	3,017	3,157
	西	部 広 島 支 所	5,700	4,892	4,869
	西	部 呉 支 所	756	810	714
	西	部 東	6,153	6,134	5,813
	東	部	3,880	3,854	4,266
	東	部 福 山 支 所	679	731	769
	北	部	1,044	1,109	1,070
	広	島 市	25,406	25,550	25,805
	呉	市	5,212	4,939	5,008
	福	山 市	6,857	6,393	6,366
		計	58,472	57,429	57,837
献 血 ル ー ム	本通出張所（献血ルーム「もみじ」）		31,546	30,199	30,343
	紙屋町出張所（献血ルーム「ピース」）		31,567	30,167	29,429
	計		63,113	60,366	59,772
合 計			121,585	117,795	117,609

ア 広島県献血推進功労者等表彰伝達式の開催

毎年7月の「愛の血液助け合い運動」と1月及び2月の「はたちの献血」キャンペーンに呼応して、市町等の協力を得て、ポスター、チラシ等の作成・配布や県ホームページ、SNSを含むインターネット等の各広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。

また、「愛の血液助け合い運動」の一環として、県、日本赤十字社広島県支部及び広島県赤十字血液センターが共催し、献血功労者及び献血推進ポスター入賞者の表彰を行うなど献血意識の高揚に努める。(昭和47年度創設)

イ 広島県献血推進審議会の開催

昭和39年8月の閣議決定に基づき、昭和40年2月に献血推進協議会が設置された。平成26年4月1日からは県の附属機関設置条例に基づいた献血推進審議会として、翌年度の広島県献血推進計画の策定等を協議する。

ウ 献血推進担当者会議の開催

市町等の献血推進担当者を対象に会議を開催し、移動献血計画の策定及び関係団体との意見交換を積極的に行い、地域における献血推進運動の活性化を図る。(昭和61年度創設)

エ 若年層への普及啓発

若年層への普及啓発の一環として、献血への理解を促す啓発資材を作成し、教育委員会等と連携して県内の高校3年生に配付する。

また、献血の正しい知識の普及啓発を図るため、血液センター開催の「献血セミナー」への協力について依頼するとともに、献血への関心を高めるため県内の中学校・高等学校及び特別支援学校(中学部・高等部)の生徒を対象に、献血推進ポスターの図案を募集する。(平成12年度創設)

オ 複数回献血の推進

献血者に対して次の献血を促す啓発資材の作成及び配布等を通じて、採血業者による複数回献血への呼びかけ等に協力する。

カ 献血推進組織の活動支援

各市町献血推進協議会と協力して、県内各地で開催されている行事と連動した献血のイベントを啓発資材の提供等を通じて支援するとともに、参加団体の拡大に向けた取組に協力する。

(2) 血液製剤使用適正化事業(予算額 29千円)

昭和61年度から行っているこの事業を発展させ、平成23年度から医療関係者、医療関係団体及び学識経験者からなる県合同輸血療法委員会を設置し、医療機関における輸血療法委員会相互の情報交換を図り県内輸血医療の標準化に取り組む。(昭和61年度創設)

6 温泉事業対策(予算額 340千円)

(1) 温泉指導事業(予算額 340千円)

ア 温泉掘削等許可・監視指導

温泉の保護及びその利用の適正を図るため、掘削等の許可を行うとともに、監視指導を行う。
(昭和23年度創設)

第19表 温泉掘削等許可・監視指導状況

(単位 施設、件)

区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
源泉	総	数	368	373	337
	許可数	掘 削	1	5	—
		増 掘	—	—	—
		動力装置	1	—	3
	立 入	検 査 回 数	5	5	3
利用施設	総	数	164	167	141
	利 用	許 可 数	21	17	6
	立 入	検 査 回 数	81	63	87

イ 温泉分析機関の登録

温泉の分析機関の登録を行うとともに監視指導を行う。

令和5年度末現在の登録分析機関数は、2件である。(平成14年度創設)

7 シックハウス対策

(1) 保健所等におけるシックハウスに関する相談

県保健所・支所及び薬務課を窓口として、県民からのシックハウスに関する相談に応じ、健康被害の予防及び軽減を図る。(平成12年度創設)

(2) 広報啓発の推進

室内空気汚染による健康被害の予防及び軽減を図るため、県のホームページを活用し、広報啓発を推進する。(平成14年度創設)

第20表 相談受理件数

(単位 件)

区 分	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
相 談	12	4	5

19 肝炎対策

〔現況及び施策の方向〕

肝炎ウイルス持続感染者（以下「キャリア」という。）はB型、C型合わせて国内に200万人から250万人程度存在すると推定され、長期間の経過の後に肝硬変や肝細胞がんに移行することが指摘されている。

しかし、自覚症状に乏しいことから、肝機能に異常が出てから医療機関を受診すると既に肝硬変・肝がんに移行しているケースが少なくなく、県民への正しい知識の普及啓発、検診受診率の向上、検査で要診療と診断された者への保健指導、専門医療機関の整備が必要となっている。

このため、広島県では肝疾患の専門医等で構成する肝炎対策協議会を設置し、広島県の現状と課題を整理し、肝炎対策の諸施策を推進する。

〔事業の内容〕

1 肝炎対策事業（予算額 14,338千円）

肝炎対策協議会の設置、肝疾患診療支援ネットワーク体制の充実、肝疾患診療連携拠点病院の運営及び県民への普及啓発等、総合的な肝炎対策を推進する。（平成19年度創設）

区 分	内 容
総合的な推進体制の強化	治療・検査・普及啓発に係る総合的な肝炎対策を推進するため「肝炎対策協議会」を設置
肝疾患診療連携拠点病院の機能強化	○肝疾患診療連携拠点病院等連絡会の運営 ○肝疾患相談室の整備
普及啓発活動	○肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及啓発 ○肝炎ウイルス検査の受検促進

第1表 肝炎対策協議会の開催状況

区 分	開催回数	主 な 議 題
令和5年度	2	第4次広島県肝炎対策計画の進捗状況等について
令和4年度	3	第4次広島県肝炎対策計画の策定等について
令和3年度	2	第4次広島県肝炎対策計画の策定方針（案）等について

第2表 肝疾患相談室における相談件数

（単位 件）

区 分	広島大学病院	福山市民病院	合計
令和5年度	4,248	576	4,824
令和4年度	4,904	706	5,610
令和3年度	5,021	898	5,919

2 肝炎ウイルス検査・治療費助成事業（予算額 383,169千円）

- 早期発見・早期治療体制を充実させるために、保健所で実施している検査に加え、医療機関に委託し肝炎ウイルス検査を実施する。（平成20年度創設）
- B型・C型ウイルス性肝炎は、抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）により、肝硬変及び肝がんへの進行を防ぐことが可能な疾患であるが、治療費が高額となることから、治療費の一部を助成してアクセスを改善することにより、早期治療の促進を図る。（平成20年度創設）

- (3) B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の医療費の一部を助成して患者の負担軽減を図るとともに治療の研究促進を図る。(平成30年度創設)

区 分	内 容
制度に係る説明会	○肝炎治療費助成制度及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、各種関係機関に説明会を実施(対象:保健所・市町、医療機関、患者)
受給資格の審査・受給者証の発行	○当該制度の受給者認定に係る経費 ・認定協議会の開催 ・申請受付業務等
肝炎ウイルス検査の実施	○無料検査の実施 (実施場所:保健所(支所)、委託医療機関)
医療費助成等	○患者の所得階層に応じた一定の自己負担額の上限を超えた額の助成等

第3表 肝炎治療受給者証交付件数

(単位 件)

区 分	インターフェロン 治療	インターフェロン フリー治療	核酸アナログ製剤 治療		合計
			新規	更新	
令和5年度	3	198	183	3,256	3,440
令和4年度	0	220	180	3,290	3,690
令和3年度	1	315	211	3,176	3,703

第4表 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付件数

(単位 件)

区 分	肝がん		非代償性肝硬変		肝がん・非代償性 肝硬変併発		合計	
	新規	更新	新規	更新	新規	更新	新規	更新
令和5年度	18	24	3	2	0	3	21	29
令和4年度	23	27	2	0	4	4	29	31
令和3年度	44	13	0	1	8	1	52	15

第5表 肝炎ウイルス検査受検者数

(単位 人)

区 分	県保健所(支所)	県委託医療機関	合計
令和5年度	9	3,006	3,015
令和4年度	4	1,065	1,069
令和3年度	5	1,077	1,082

3 ウイルス性肝炎対策(予算額 11,778千円)

- 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や陽性者に対する医療機関への受診勧奨を一層強化するため、市町の保健師、医療機関の看護師及び企業の健康管理担当者等を対象に肝炎に関する研修を実施し、肝炎患者等の適切な肝炎治療をコーディネートできる者を養成し、「ひろしま肝疾患コーディネーター」として認定する。既に認定を受けた者に対しても継続的に研修を行い、最新の知見を習得させる。(平成23年度創設)
- 「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」を活用した継続的な受診勧奨及び慢性肝炎患者等に対する定期検査費用等の助成により肝炎重症化・肝がん移行を予防する。

平成27年度は定期検査費用の助成回数を年1回から2回に拡大し、平成28年度は所得制限を緩和した。平成29年度は自己負担限度額を減額、令和元年度は初回精密検査費用の助成対象者に職域で実施する肝炎ウイルス検査陽性者を追加、令和2年度は初回精密検査費用の助成対象者に妊婦健診の肝炎ウイルス検査、手術前の肝炎ウイルス検査陽性者を追加するなど、制度利用の促進を図った。(平成

26 年度創設)

区 分	内 容
肝疾患コーディネーターの養成・活用	○養成講座（2会場（広島、福山）、各2日）200名養成 ○継続研修（2会場（広島、福山）、各1日 広島会場は2回） ※コロナウイルスの感染状況などにより開催方法は変更する
肝炎重症化・肝がん予防推進事業	○肝炎ウイルス陽性者のデータベース登録及び受診勧奨 ○慢性肝炎患者等に対する定期検査費用等を助成

第6表 肝疾患コーディネーター養成者数

(単位 人)

区 分	養成者数
令和5年度	249
令和4年度	177
令和3年度	117

第7表 フォローアップシステム新規登録者数・検査費用助成利用者数

(単位 人)

区 分	フォローアップシステム 新規登録者数	初回精密検査費用助成 利用者数	定期検査費用助成 利用者数 (※)
令和5年度	127	20	295
令和4年度	88	12	311
令和3年度	82	17	315

※定期検査費用助成利用者数は延べ人数

20 医療提供体制の確保

〔現況及び施策の方向〕

「広島県保健医療計画」及び「ひろしま高齢者プラン」に基づき、質が高く安心できる保健医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を一体的に推進し、医療及び介護の総合的な確保を促進していくとともに、健康寿命の延伸に向け「重症化予防、再発予防」や「介護予防」等の取組を進める。

〔事業の内容〕

1 総合的な施策の企画・調整（予算額 37,098 千円）

(1) 保健医療計画の推進（予算額 24,818 千円）

医療及び介護の総合的な確保を推進するため、地域関係者による協議の場である地域医療構想調整会議を開催し、地域医療構想の実現に向けた協議・検討を行う。

また、7つの二次保健医療圏ごとに策定した広島県保健医療計画の地域計画の着実な推進に向け、各圏域に設置された圏域地域保健対策協議会において必要な調査及び事業を実施するとともに、圏域ごとの連携強化のための合同研修会を実施する。（昭和53年度創設）

(2) 第9期ひろしま高齢者プランの推進（予算額 1,690 千円）

「第9期ひろしま高齢者プラン」（令和6～令和8年度）に基づき、高齢者の健康寿命の更なる延伸や、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの充実を図るための取組を着実に推進していく。（平成12年度創設）

2 医療及び介護の総合的な確保の促進（予算額 3,202,969 千円）

(1) 医療介護総合確保促進法に基づく広島県計画の推進

地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するために県が策定する計画に基づく地域医療介護総合確保基金を活用した事業を実施する。（平成26年度創設）※毎年度策定

【対象事業】

- 1-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 1-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業
- 6 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
- 7 その他の事業

(2) 療養病床転換支援事業（予算額 62,400 千円）

療養病床の再編成により、現に療養病床へ入院している人の行き場が失われることのないよう、患者の状態に配慮した受入施設の整備を促進する。（平成19年度創設）

(3) 医療情報連携の推進（予算額 106,400 千円）

医療機関の連携や機能分担を進め、効率的な医療連携体制を全県で構築するため、診療情報や画像情報などの医療情報を複数の医療機関で共有できるよう、基盤となる「ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）」を整備する。（平成 23 年度創設）

(4) 医療資源偏在解消の推進（予算額 22,860 千円）

地域医療の維持・確保に向けて、医療・介護の提供、受給状況等を把握することができる医療・介護・保健情報総合分析システムによるデータ把握・分析を行い、各種施策への活用を図る。（平成 23 年度創設）

(5) 病床機能分化・連携の促進（予算額 2,885,914 千円）

地域の実態に応じた医療機能の配置を実現するため、医療機関が実施する病床機能の転換やダウンサイジング、複数医療機関の再編に係る施設・設備整備等への支援や、二次保健医療圏毎の医療機能分析、経営・資金調達に係る相談支援を実施する。（平成 29 年度創設）

(6) 高度医療・人材育成拠点整備事業（予算額 438,779 千円）

少子高齢化の進展とともに疾患構造や医療需要等の急速な変化が見込まれる中、本県の医療を将来にわたり持続可能とするための「高度医療・人材育成拠点基本計画」に基づく新病院の整備に向け基本設計及び組織体制の構築等を進める。（令和 3 年度創設）

3 救急医療の充実（予算額 623,556 千円）

(1) 救急医療コントロール機能を担う広島市民病院の整備等（予算額 3,241 千円）

救急搬送患者の受入困難事案を解消するため、広島市民病院に救急医療コントロール機能を整備し、その運営費を助成するとともに、コントロール機能を支援する医療機関に搬送等を行うことにより、広島都市圏の救急医療体制を確保する。（平成 22 年度創設）

(2) 救命救急センターの運営支援（予算額 218,139 千円）

重篤な救急患者に対する医療を 24 時間体制で確保するため、独立行政法人国立病院機構呉医療センターの救命救急センター並びに厚生連広島総合病院及び厚生連尾道総合病院の地域救命救急センターの運営を支援する。（平成 22 年度創設）

(3) 救急医療施設等の整備

ア 初期（一次）救急医療体制の確保

軽症の救急患者に対応する初期救急医療として、市町が設置する休日夜間急患センターや市郡地区医師会による在宅当番医制の充実を図り、休日・夜間における救急医療体制を確保する。

第1表 休日夜間急患センター整備状況

(令和6年4月1日現在)

名 称	開設年月	診 療 科 目					診 療 体 制		
		内科	小児科	外科	眼科	歯科	休日	準夜	終夜
広島市医師会 千田町夜間急病センター	H21. 3	○		○	○		○	○	
安佐医師会 可部夜間救急センター	H23. 3	○						○	
呉市医師会 休日急患センター 〔小児夜間救急センター 内科夜間救急センター〕	S48. 9 〔小児科夜間 H15. 10 内科夜間 H22. 4〕	○	○	○			○	○ (外科除く)	
竹原市休日診療所	S49. 5 (H2. 12移転)	○	○				○		
三原市医師会 休日夜間急患診療所	S49. 3 (S57. 12移転)	○	○	○			○ (小児科除く)	○	○ (小児科除く)
尾道市立夜間救急診療所	S51. 10 (H26. 4移転)	○		○			○	○	
福山夜間小児診療所	H12. 4		○				○	○	
福山夜間成人診療所	H25. 5	○		○				○	
三次市休日夜間急患センター	H26. 4	○					○	○	
庄原市休日診療センター	H25. 4	○					○		
大竹市休日診療所	H7. 10	○		○			○		
東広島市休日診療所	S50. 5 (H3. 4移転)	○	○			○	○		
廿日市休日夜間急患センター	H14. 4 (R2. 4移転)	○		○			○	○	
高田地区休日夜間救急診療所	H7. 1	○		○			○		○

イ 二次救急医療体制の確保

初期救急医療施設で対応することが困難な重症救急患者を受け入れ、治療することを主たる目的として、病院群輪番制病院及び救急告示医療機関による二次救急医療体制を確保する。

第2表 二次救急医療施設整備状況

(令和6年4月1日現在)

区 分	地 区	医 療 機 関 名
病 院 群 輪番制病院	1 広 島 地 区	広島市立舟入市民病院・荒木脳神経外科病院・一ノ瀬病院 慈恵会いまだ病院・太田川病院・加川整形外科病院 翠清会梶川病院・広島記念病院・広島市立広島市民病院 曙会シムラ病院・広島赤十字・原爆病院・あかね会土谷総合病院 おると会浜脇整形外科病院・J R広島病院・吉島病院 マツダ病院・五日市記念病院・安芸市民病院 広島厚生病院・一陽会原田病院・ヒロシマ平松病院 県立広島病院・榎殿順記念病院
	2 安佐・山県・高田地区	広島市立安佐市民病院・広島共立病院・メリィホスピタル 野村病院・サカ緑井病院・日比野病院・長久堂野村病院 高陽ニュータウン病院・広島心臓血管病院・山崎整形外科内科クリニック
	3 佐 伯 ・ 大 竹 地 区	厚生連広島総合病院・国立病院機構広島西医療センター
	4 呉 地 区	呉共済病院・済生会呉病院・中国労災病院
	5 東 広 島 地 区	西条中央病院・本永病院・国立病院機構東広島医療センター 井野口病院・八本松病院
	6 竹 原 地 区	県立安芸津病院・安田病院・馬場病院
	7 三 原 地 区	興生総合病院・三原城町病院・三原赤十字病院
	8 尾 道 地 区	尾道市立市民病院
	9 因 島 地 区	厚生連尾道総合病院
	10 御 調 ・ 世 羅 地 区	公立みつぎ総合病院・世羅中央病院
	11 福 山 地 区	国立病院機構福山医療センター・神原病院・セントラル病院 大田記念病院・日本鋼管福山病院・中国中央病院 楠本病院・福山第一病院・寺岡整形外科病院 沼隈病院・山陽病院・藤井病院 三宅会グッドライフ病院・西福山病院・小島病院
	12 府 中 地 区	寺岡記念病院・府中市市民病院
	13 三 次 地 区	市立三次中央病院
	14 庄 原 地 区	庄原赤十字病院・庄原市立西城市民病院
小児救急医療 支 援 事 業	1 庄 原 地 区	庄原赤十字病院
	2 呉 地 区	国立病院機構呉医療センター・中国労災病院
	3 東 広 島 地 区	国立病院機構東広島医療センター
小児救急医療 拠 点 病 院	広島市立舟入市民病院 (H14.10)・厚生連尾道総合病院 (H15.5)・市立三次中央病院 (H16.7) 福山市民病院 (R3.4)	

第3表 救急告示医療機関

(令和6年4月1日現在)

保健所（支所）、市	施 設 数			保健所（支所）、市	施 設 数		
	病 院	診 療 所	計		病 院	診 療 所	計
広 島 市	43	7	50	福 山 市	24	4	28
呉 市	10	1	11	東 部	16	1	17
西 部	10	1	11	(うち福山支所)	(4)	(1)	(5)
(うち広島支所)	(7)	(0)	(7)	北 部	4	1	5
(うち呉支所)	(1)	(1)	(2)				
西 部 東	11	1	12	計	118	16	134

ウ 三次救急医療体制の確保

救急患者のうち、二次救急医療施設では対応が困難な重症及び複数の診療科領域にわたる重篤患者に対応する救急医療を確保する。

第4表 三次救急医療施設整備状況

(令和6年4月1日現在)

区 分	病 院 名	運営開始年月
高度救命救急センター	広島大学病院	H17. 4
救命救急センター	広島市立広島市民病院	S52. 7
	国立病院機構呉医療センター	S54. 10
	県立広島病院	H8. 11
	福山市民病院	H17. 4
地域救命救急センター	厚生連広島総合病院	H23. 4
	厚生連尾道総合病院	H27. 4
	広島市立北部医療センター安佐市民病院	R4. 5

(4) 救急医療情報ネットワークの運営（予算額 41,617 千円）

救急患者をその症状に適した医療機関へ迅速に搬送するための情報提供を目的として、昭和55年度（平成4年度・平成9年度・平成13年度・平成18年度・平成26年度一部更新）から救急医療情報ネットワークを運営し、県民への医療機関情報の提供、災害時の医療支援等も行っている。

救急搬送業務の迅速化・効率化につながるための救急搬送に係る新たな支援システムの構築に向けた実証実験（令和5年10月～令和7年9月予定）を行い、デジタル化による救急搬送業務の迅速化・効率化を図るとともに、その結果をもとに、新たな支援システムの構築に向けた検討を進める。（昭和55年度創設）

(5) ドクターヘリ事業（予算額 320,805 千円）

ドクターヘリの運航により、事故・災害現場等に医師等を搬送し、迅速に救命医療行為を開始することで、救命率の向上や後遺障害の軽減を図り、広域的な救急医療体制を強化する。（平成23年度創設）

(6) メディカルコントロール体制の強化（予算額 14,388 千円）

救急救命士の特定行為に指示を行うメディカルコントロール（MC）指示医師、及び事後それを検証するMC検証医師を育成、再教育し、救急医療の向上を図る。（平成20年度創設）

(7) 救急搬送受入体制確保事業（予算額 25,366 千円）

救急搬送時における受入困難事案患者を確実に受け入れる医療機関を確保することにより、円滑な救急搬送受入体制を構築する。（平成23年度創設）

4 災害医療体制の充実（予算額 35,866 千円）

大規模災害等での医療救護体制の確立を図るため、災害拠点病院と他の関係機関との連携体制や広域搬送体制のあり方等について検討するための会議を開催するとともに、各種訓練を実施する。

第5表 災害医療救護体制整備の状況

(単位 千円)

年 度	予 算 額	事 業 内 容
令和6年度	35,866	中国地区DMAT連絡協議会実動訓練の実施、DMAT連絡会議、二次保健医療圏別「医療機関災害対応研修」、防災訓練への参加支援、DMAT、医療関係者及び保健師等への研修実施、災害派遣者の保険料
令和5年度	29,923	DMAT連絡会議、二次保健医療圏別「医療機関災害対応研修」、防災訓練への参加支援、DMAT、医療関係者及び保健師等への研修実施、災害派遣者の保険料、災害拠点病院本部訓練の実施
令和4年度	26,784	災害時医療救護訓練の実施、災害拠点病院連絡会議、防災訓練への参加支援、DMAT連絡会議、DMAT、医療関係者及び保健師等への研修実施、災害派遣者の保険料、保健医療調整本部訓練の実施

5 ヘき地・中山間地域医療対策の充実（予算額 146,427 千円）

「広島県保健医療計画」（第8次（令和6年3月中間見直し））を踏まえた医療支援事業や医療資源に恵まれない中山間地域等における医療を確保するため、当該地域の市町が実施する医療確保事業に対する援助を行う。

(1) ヘき地医療拠点病院の整備・運営費の助成（予算額 116,507 千円）

ヘき地医療支援機構の調整・指導の下で、所属する二次保健医療圏を越えて、ヘき地診療所等に対する代診医派遣、無医地区等への巡回診療等による診療支援等を実施する機関として12病院を指定（令和6年4月1日現在）し、その施設・設備整備費及び運営費を助成する。（平成14年度創設）

また、医療機器を搭載した移動診療車を5つのヘき地医療拠点病院が共同利用し、無医地区等へ巡回診療等を実施する。（平成24年度創設）

第6表 ヘき地医療拠点病院の状況

病 院 名	二次保健医療圏	ヘき地医療活動	指 定
県立広島病院	広島	代診医派遣 (随時)	平成14年
厚生連吉田総合病院	広島	ヘき地診療所等医師派遣	平成14年
安芸太田病院	広島	代診医派遣 (随時)	平成15年
広島市立安佐市民病院	広島	ヘき地診療所等医師派遣	平成24年
国立病院機構広島西医療センター	広島西	代診医派遣 (随時)	平成14年
厚生連広島総合病院	広島西	ヘき地診療所等医師派遣	平成23年
厚生連尾道総合病院	尾三	ヘき地診療所等医師派遣 代診医派遣	令和2年
神石高原町立病院	福山・府中	無医地区巡回診療 代診医派遣 (随時)	平成21年
府中市病院機構府中市民病院	福山・府中	無医地区巡回診療	平成27年
市立三次中央病院	備北	ヘき地診療所等医師派遣 代診医派遣 (随時)	平成14年
庄原赤十字病院	備北	無医地区巡回診療 ヘき地診療所等医師派遣	平成14年
庄原市立西城市民病院	備北	無医地区巡回診療	平成27年

第7表 ヘき地医療拠点病院助成実施・予定状況

(単位 か所)

年 度	整 備		運 営
	施 設	設 備	
令和6年度（予定）	—	6	9
令和5年度	—	6	9
令和4年度	—	7	9

〔負担割合 国1/2、県1/2〕

(2) へき地医療拠点病院の維持・強化

へき地医療対策の中核を担うへき地医療拠点病院の維持・強化を図る支援体制を構築するため、へき地医療拠点病院を支援する「へき地医療支援病院指定制度」を創設し、1病院を指定。

第8表 へき地医療支援病院の状況

病院名	二次保健医療圏	へき地医療活動	指定
福山市民病院	福山・府中	へき地医療拠点病院への医師派遣（月4回）	平成30年

(3) へき地診療所の整備・運営費の助成（予算額 24,420千円）

無医地区等における地域住民の医療を確保するため、市町等が整備するへき地診療所に対し、その施設・設備整備費及び運営費を助成する。（昭和31年度創設）

第9表 へき地診療所の状況

（単位 か所）

（単位：カ所）

二次保健医療圏	公立						公立以外
	補助を受けて設置した診療所		国民健康保険直営診療所		—		
広島	1	安芸高田市川根診療所	2	北広島町雄鹿原診療所、北広島町八幡診療所	—		3 似島診療所 佐々部診療所 津田医院
広島西	1	廿日市市吉和診療所	—		—		2 栗谷診療所、 阿多田診療所
尾三	—		—		—		2 佐木島診療所、 百島診療所
福山・府中	—		—		1	神石高原町神石へき地診療所	—
備北	2	庄原市口和診療所、 庄原市高野診療所	4	三次市国保川西診療所、庄原市国保総領診療所、三次市国保君田診療所、三次市国保作木診療所	—		—

第10表 へき地診療所助成実施・予定状況

（単位 か所）

年 度	整 備		運 営
	施 設	設 備	
令和6年度（予定）	0(0)	6(0)	1
令和5年度	0(0)	4(0)	1
令和4年度	0(0)	5(0)	1

（注）（ ）内は、過疎地域特定診療所数（内数）
 負担割合 整備：国1/2、事業者1/2
 運営：（国庫補助事業）国2/3、事業者1/3等

(4) へき地患者輸送車（艇）の整備状況

市町が行う患者輸送事業に対して、その整備費を助成する等により、無医地区等における地域住民の受療機会を確保する。（昭和38年度創設）

第11表 へき地患者輸送車（艇）の状況

（単位 台、艇）

二次保健医療圏	輸 送 車		輸 送 艇	
広島	1	広島市	—	—
広島中央	1	大崎上島町	1	大崎上島町
広島西	—	—	1	大竹市
尾三	—	—	2	三原市、尾道市

(5) 離島巡回診療の実施（予算額 5,500 千円）

社会福祉法人恩賜財団済生会による離島巡回診療に対し、その運営費を助成する。（昭和 48 年度創設）

第 12 表 離島巡回診療実施状況

（単位 市町、地区、日、千円）

年 度	市 町 数	地 区 数	日 数	県 費 補 助 額
令和 6 年度（予定）	5	19	44	5,500
令和 5 年度	5	19	39	5,500
令和 4 年度	5	19	43	5,500

6 周産期・小児医療対策の充実（予算額 389,305 千円）

母体・胎児から新生児に至る周産期医療の総合的・体系的な体制の確保・充実を図るとともに、周産期医療を側面的に支援する周産期医療情報ネットワークを運営する。

〔※ 周産期：妊娠 22 週から出産後 7 日未満の期間で、この期間の母体、胎児及び新生児を総合的に〕
ケアする医療を周産期医療という。

(1) 周産期医療システムの運営（予算額 2,856 千円）

県内の周産期医療体制の確保・充実に向け、関係者が協議や調整などを行う広島県周産期医療協議会を設置するとともに、医療現場での問題点等を協議、調査するため、総合周産期母子医療センター（県立広島病院）へ病院部会を設置する。また、周産期医療従事者（医師、看護師、助産師等）を対象とした研修を実施し、周産期医療にかかる知識・技能の向上を図る。（平成 11 年度創設）

〔※ 総合周産期母子医療センター：高度な医療設備をもち、合併症妊娠、妊娠高血圧症候群（旧重症妊娠中毒症）などリスクの高い妊娠に対する周産期医療を行うことのできる医療機関。〕

(2) 周産期医療情報ネットワークの運営（予算額 5,829 千円）

県内のNICU（新生児集中治療室）保有病院を中心として、NICU病床への受入れ可否、緊急母体搬送の受入可否などの情報提供・交換を行う周産期医療情報ネットワークを運営し、周産期医療体制を側面的に支援する。（平成 9 年度創設）

(3) 周産期母子医療センター運営支援事業（予算額 137,378 千円）

ハイリスクの妊娠・出産に対し高度な医療を提供する、周産期母子医療センターに対して運営費を補助する。（平成 22 年度創設）

(4) 小児救急医療体制の充実（予算額 243,242 千円）

在宅当番医や小児救急医療拠点病院の運営事業により一定の小児救急医療体制は確保されているが、患者の増加に伴う待ち時間の延引や勤務小児科医の労働過重などの課題に対応するため、小児救急医療体制の充実への支援を行う。

ア 小児救急医療支援事業（予算額 19,643 千円）

休日・夜間の当番日に小児科医が当直し、受け入れ体制を確保する医療機関に対して、その運営費を補助する。（平成 11 年度創設）

イ 小児救急医療拠点病院事業（予算額 157,784 千円）

365 日 24 時間体制で広域的に二次の小児救急患者を受け入れる小児救急医療拠点病院に対して運営費を補助する。（平成 14 年 10 月 1 日に広島市立舟入市民病院を指定、平成 15 年 5 月 1 日に厚生連尾道総合病院を指定、平成 16 年 7 月 1 日に市立三次中央病院を指定、令和 3 年 4 月 1 日に福山市民病院を指定）（平成 14 年度創設）

ウ 小児救急医療電話相談事業（予算額 44,815 千円）

休日夜間の軽度小児救急患者の不安等を軽減するとともに、小児救急を受診する患者の減少と小児科医の負担の軽減を図ることを目的として、看護師等が電話で相談対応する小児救急医療電話相談事業（令和 6 年度から土日祝の受付時間延長）を実施する。（平成 14 年度創設）

エ 県東部小児・周産期医療体制確保事業（予算額 21,000 千円）

広島県内の小児・周産期医療体制の偏在解消を図るため、福山・府中二次医療圏域の小児救急医療・周産期体制の高度拠点化を図ることとし、その構築に必要な小児科医及び産科医の育成・配置を行う。また、効果的な小児・周産期医療体制に関する研究や地域住民への普及・啓発を行うために、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科に小児救急及び周産期に関する寄附講座を設置する。（平成 25 年度創設）

7 臓器移植・骨髄バンク事業等の啓発・推進（予算額 7,916 千円）

(1) 臓器移植啓発活動の推進等（予算額 6,000 千円）

臓器の移植に関する法律（平成 9 年 10 月 16 日施行）に基づき、臓器提供意思表示カード配布等による普及啓発活動を推進するとともに、「公益社団法人日本臓器移植ネットワーク」及び「公益財団法人ひろしまドナーバンク」など関係機関の協力を得ながら、公正かつ公平な臓器移植体制の確立を図る。（平成 9 年度創設）

(2) 骨髄バンク事業等の推進（予算額 700 千円）

骨髄移植に関する正しい知識の普及啓発及び骨髄ドナー登録者の確保を目的として、公益財団法人ひろしまドナーバンクが実施する骨髄バンク事業（医師や骨髄提供経験者が講師を務める出前講座等）に対し助成するとともに、経済界、ボランティア、医療関係者等による協議の場を確保し、県民運動としてのそれぞれの取組を強化する。（平成 4 年度創設）

第 13 表 骨髄ドナー登録者数

（単位 人）

年 度	広 島 県	全 国
令和 5 年度	10,983	554,123
令和 4 年度	10,597	544,305
令和 3 年度	10,233	537,820

(3) 骨髄提供の着実な推進（予算額 1,156 千円）

骨髄提供の推進及びドナー登録者の増加を目的として、骨髄ドナーの休業等による経済的負担の軽減を図るために市町が行うドナーへの助成事業に対する支援を行う。（平成 30 年度創設）

8 医療施設の整備・充実（予算額 641,413 千円）

医療施設の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等を改善するため、地域の病院等が行う施設・設備の整備に要する経費の一部を助成する。（平成 5 年度創設）

第 14 表 医療施設・設備整備費の助成状況

（単位 千円）

年 度	施 設 数	補助額	摘 要
令和 6 年度（予定）	32	641,413	医療施設等近代化施設整備 へき地医療拠点病院設備整備等
令和 5 年度	28	228,541	医療施設等近代化施設整備 へき地医療拠点病院設備整備等
平成 4 年度	27	353,605	医療施設等耐震整備 へき地診療所設備整備等

9 オンライン診療活用検討事業（予算額 15,000 千円）

オンライン診療・服薬指導の実施状況に関する調査を行うとともに、医師等に対し、オンライン診療に必要な情報セキュリティ等に関する知識や患者との円滑なコミュニケーションスキルの習得に資する研修の実施等により、オンライン診療の安全で適切な利活用の推進を図る。（令和 3 年度創設）

10 心身障害者（児）及び休日の歯科医療の確保（予算額 12,408 千円）

心身障害者（児）及び休日の歯科医療を確保するため、（一社）広島県歯科医師会、広島市歯科医療福祉対策協議会、（一社）福山市歯科医師会、（一社）呉市歯科医師会、（一社）尾道市歯科医師会及び三次市歯科医師会が行う診療業務に対して助成する。（平成 17 年度創設）

11 糖尿病対策（予算額 17,008 千円）

「広島県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき実施する市町の重症化予防の取組を支援するとともに、広島大学に「ひろしまDMステーション」を設置し、専属医療スタッフによる糖尿病医療過疎地域の患者への生活指導（遠隔医療）及び現地の医療スタッフへの助言等（デリバリー医療）を行い、県内全域の糖尿病診療の補完と均一化を図る。（令和元年度創設）

12 循環器病対策（予算額 14,371 千円）

(1) 循環器病対策推進事業（予算額 6,766 千円）

「広島県循環器病対策推進計画」（令和 4 年 3 月策定）に基づき、循環器病の発症予防・重症化予防（予防）、循環器病に係る質が高く適切な保健医療提供体制の確保（医療）、循環器病の患者が尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築（共生）に係る施策の推進を図る。（令和 2 年度創設）

(2) 心不全患者包括ケアネットワーク連携支援事業（予算額 7,605 千円）

「心不全患者在宅支援体制構築事業」により整備した心不全患者在宅支援施設に、新たに回復期を担う病院を加え、有機的かつ効率的に連携できる体制を構築し、高齢化の進行により増加することが見込まれる心不全患者が、退院後も安心して在宅療養を行える環境を整備する。（令和 3 年度創設）

13 てんかん地域診療連携体制整備（予算額 2,038 千円）

「てんかん支援拠点機関」に広島大学病院を指定し、てんかんの専門的な知見を集積し、てんかん診療における地域連携体制モデルを構築する。（平成 27 年度創設）※平成 29 年度まではモデル事業

2 1 医療人材の確保・育成

〔現況及び施策の方向〕

「広島県保健医療計画」（第8次（令和6年3月））に基づき、質が高く効率的な地域医療体制を確保していくための事業を着実に推進する。

〔事業の内容〕

1 医師確保対策の推進（予算額 514,142 千円）

利用者側の立場を重視したより安全で質の高い効率的な地域医療体制を確保するため、医師の確保対策を推進する。

(1) 広島県医師育成奨学金（予算額 319,200 千円）

ア 広島大学ふるさと枠、岡山大学地域枠

国の緊急医師確保対策による大学医学部入学定員の増員として、地域医療を担う医師の育成を目的として設けられた広島大学ふるさと枠及び岡山大学地域枠について、各々の入学生を対象に奨学金を貸与し、中長期的な医師確保を図る。（平成21年度創設）

・奨学金額：20万円／月、予定人数：116名

（令和6年度新規枠：広島大学18名・岡山大学2名、既存分：広島大学90名・岡山大学6名）

イ 一般募集

将来、広島県内の公的医療機関等に従事する意向のある医学専攻の大学生、大学院生、後期研修医を対象に広く奨学生を募集し、奨学金を貸与する。（平成18年度創設、平成20年度制度見直し）

・奨学金額：20万円／月、予定人数：16名（令和6年度新規枠：4名、既存分：12名）

(2) 女性医師等就労環境整備（予算額 47,956 千円）

女性医師等の就労環境整備の一環として、医療機関が実施する女性医師等の短時間正規雇用制度やベビーシッター等保育サービス活用支援制度の導入、女性医師等の宿直等への代替職員の活用、復職研修の受入に対して助成する。また、育児支援を行うための人員確保や派遣調整を行う「保育サポーターバンク」の運営に対して助成する。（平成22年度創設、一部令和元年度創設）

(3) 広島大学医学部寄附講座の設置（予算額 40,000 千円）

国立大学法人広島大学との協定に基づき設置した「地域医療システム学講座」において、地域医療体制の確保と地域医療に携わる医師の養成を図る。（平成22年度創設）

(4) 産科医等確保支援事業（予算額 70,068 千円）

過酷な勤務環境にある産科医等の処遇改善を図り、地域の産科等医療体制を確保するため、医療機関が支給する分娩手当や研修医手当、新生児医療手当の一部を助成する。（平成21年度創設）

第1表 産科医等確保支援事業の概要

区 分	①分娩手当・②研修医手当・③新生児医療手当
事業内容	① 産科医等に分娩手当を支給する医療機関に対し、手当の一部を助成。 ② 産科を選択する後期臨床研修医に手当を支給する医療機関に対し、手当の一部を助成。 ③ 新生児集中治療室の新生児担当医に新生児医療手当を支給する医療機関に対し、手当の一部を助成。
補助先 負担割合	○周産期母子医療センター 県 2/3 事業主 1/3 ○その他 県 1/2 市町・事業主 1/2 ※ 公立病院は、県 1/3、事業主 2/3
手 当 額	①分 娩 手 当 10,000 円/件 ②研 修 医 手 当 50,000 円/月 ③新生児医療手当 10,000 円/件

(5) 包括的過疎地域医師育成・活躍支援システム整備事業（予算額 11,768 千円）

中山間地域の勤務医を対象とした各種研修機会の提供や代診医派遣等を行う広域的ネットワークの構築を支援することで、中山間地域における医師の確保・定着を図る。（平成 26 年度創設）

(6) 総合診療専門医確保・育成事業（予算額 4,150 千円）

医学生や若手医師等を対象とした座談会やセミナー等を開催するとともに、指導医を対象としたスキルアップの機会を提供することで、県内の総合診療医の確保・育成を図る。（令和 4 年度創設）

(7) 県東部小児・周産期医療体制確保事業（予算額 21,000 千円）

広島県内の小児・周産期医療体制の偏在解消を図るため、福山・府中二次医療圏域の小児救急医療・周産期医療体制の高度拠点化を図ることとし、その構築に必要な小児科医及び産科医の育成・配置や効果的な小児・周産期医療体制に関する研究、地域住民への普及・啓発を行う。

2 広島県地域医療支援センター（公益財団法人広島県地域保健医療推進機構）による医師確保等の実施（予算額 120,344 千円）

医療法に基づき、広島県地域医療支援センターとして、県、市町、一般社団法人広島県医師会、国立大学法人広島大学等で構成する公益財団法人広島県地域保健医療推進機構において、県内の地域医療の確保に向けて、医師の地域偏在解消のための配置調整や医師確保、人材育成等に総合的かつ機動的に取り組む。

(1) 医師の養成と配置調整（予算額 4,628 千円）

ア 地域医療セミナー等の実施

地域医療を志す医学生等を対象にセミナーを実施し、中山間地域等の医療現場の体験を通じて地域医療に対する理解を深め、将来の広島県の地域医療を支える人材を育成する。（平成 23 年度創設）

イ 医師の配置調整

国立大学法人広島大学、一般社団法人広島県医師会、県、市町等で構成する会議での検討を通じ、自治医科大学及び広島大学ふるさと卒・岡山大学地域卒の卒業医師、並びに広島県医師育成奨学金貸与医師の県内医療機関等への派遣・配置の調整を行い、地域医療を担う医師の確保と定着を促進する。（平成 23 年度創設）

(2) 医師の誘致と県内定着（予算額 10,626 千円）

ア 無料職業紹介事業（求人・求職あっせん）

就業を希望する医師を対象に、無料職業紹介事業による求職登録医師と求人登録医療機関との個別調整を行い、県内就業を促進する。（女性医師、ベテラン医師の就業支援含む。）（平成 23 年度創設）

イ 県外医師の県内誘致・就業支援（UIJ ターン等の支援）

「ふるさとドクターネット広島」等を活用し、県外医師の招致活動を行い、県内就業を支援する。（平成 23 年度創設）

ウ 臨床研修病院の支援

臨床研修病院の魅力向上とネットワーク化を図るとともに、県内への研修医の招致活動支援を行うことにより、より多くの臨床研修医を確保する。（平成 23 年度創設）

(3) 医師の活躍支援（予算額 7,489 千円）

ア 子育て中の女性医師等の支援

女性医師の活躍のためには、結婚・子育てを理由とする離職が多い女性医師の保育支援、勤務環境の整備、復職支援等が重要である。

このため、女性医師の保育支援、就労環境改善により復職・就業継続の環境を整備するとともに、「ふるさとドクターネット広島」の活用、相談窓口など、幅広い女性医師サポートを行う。（平成 23 年度創設）

イ 若手医師等の支援

若手医師の資質向上及びキャリア形成と県内定着のため、基幹病院や大学病院の指導医等のグループが行う複数の医療機関の若手医師に対する研修会等の活動に対して支援を行う。（平成 23 年度創設）

(4) 広島県へき地医療支援機構の運営（予算額 457 千円）

へき地医療の確保に資するための「広島県へき地医療支援機構」事務局を運営し、「運営委員会」において、実施事業に関する協議、検討を行う。（平成 23 年度創設）

(5) 情報収集・情報発信（予算額 6,495 千円）

医療機関のニーズや医療情報の把握と魅力ある医療情報等を県内外に発信する。（平成 23 年度創設）

(6) センターの運営管理（予算額 90,649 千円）

3 看護職員等確保対策（予算額 743,342 千円）

(1) 新規養成（予算額 474,306 千円）

看護職員の養成を質、量ともに充実させるため、県立看護専門学校を運営するとともに、民間立の看護師等養成所に対し運営費を助成するほか、看護職員の養成に当たって重要な役割を果たす実習指導者を養成するため、保健師助産師看護師実習指導者養成講習会の実施や、看護職員養成力の向上を図るため、専任教員の成長段階（新人・一人前・中堅・熟達・教務主任）に応じた到達目標に基づき研修や看護教員の実践力を向上するための演習中心の研修等を実施する。

また、助産師養成施設の学生に対する修学資金の貸与（平成 21 年度創設）を行うとともに、コーディネーターによる施設間の出向希望調整を行う助産師出向支援導入事業（平成 28 年度創設）を実施する。

さらに、県内看護師等学校養成所の県内就業率を向上させるため、県内医療機関のインターンシップ情報を提供する病院情報検索サイトの運営や就職活動講座を実施する。（平成 26 年度創設）

その他、国の経済連携協定に基づく、インドネシア、フィリピン、ベトナムからの外国人看護師候補者の受入施設に対し、日本語能力及び看護分野の専門知識習得の研修経費の一部を助成する。（平成 22 年度創設）

第 2 表 広島県保健師助産師看護師実習指導者養成講習会実施状況
(単位 人)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受講者数	20	40	29
修了者数	20	40	29

第 3 表 広島県保健師助産師看護師実習指導者養成講習会（特定分野）実施状況
(単位 人)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受講者数	20	20	30
修了者数	20	20	30

第 4 表 助産師確保対策事業実施状況
(単位 人)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
助産師修学資金貸与者数	8	7	8
助産師出向支援導入事業派遣者数	2	2	2

(2) 復職支援（予算額 55,601 千円）

ア 無料職業紹介事業

就業を希望する看護職員及び求人を希望する医療機関に対して、「広島県ナースセンター」のコンピューターシステムを活用して、迅速できめ細かな就業斡旋紹介を行う。（平成 4 年度創設）

イ 離職者支援事業

離職した看護職員の潜在化防止のため、早期離職者対象のカフェの開催や市町へのナースセンター職員の出張相談等を実施する。（平成 27 年度創設）

また、県東部の再就業希望者が相談しやすいように、ナースセンターサテライトを福山に設置する。（令和元年度創設）

さらに、離職者を就業に結び付けるため、求人施設から求職者が直接話を聞ける就業相談会を実施する。（令和 2 年度創設）

ウ 復職支援事業

病院等への就業を希望する未就業看護職員の復職を支援するため、病院等において就業に向けた実践的な研修を実施する。（平成 20 年度創設）

第7表 未就業看護職員の求職・求人・相談状況

(単位 件)

種別 年度 区分	保健師			助産師			看護師			准看護師			計		
	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5
相談件数	253	343	316	97	83	97	5,451	5,433	5,036	430	666	720	6,231	6,525	6,169

第8表 未就業看護職員のナースセンター事業による再就職状況

(単位 人)

種別 年度 区分	保健師			助産師			看護師			准看護師			計		
	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5
就業者数	32	22	24	10	7	11	2,565	1,417	839	59	59	58	2,666	1,505	932

(3) 定着促進 (予算額 186,414 千円)

看護職員のために保育施設を運営する事業者に対して助成する。(昭和49年度創設)

また、看護の質の向上及び早期離職防止を図るため、新人看護職員に基本的な臨床実践力を養うための研修体制を充実する。(平成22年度創設)

さらに、医療機関等における多様な勤務形態導入に向けた相談窓口の設置等、働きやすい職場環境づくりへの支援を行い、ワークライフバランスの推進に向けた取組を行う。

第5表 院内保育事業実施状況

(単位 施設)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A 型 特 例	7	9	6
A 型	26	27	25
B 型	11	10	4
B 型 特 例	2	0	0
計	46	46	35

第6表 新人看護職員研修事業実施状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新人看護職員研修事業 (OJT) 補助実績	74 施設	75 施設	75 施設
集合研修受講者数 再掲 (助産師集合研修修了者数)	延べ430人 再掲 (102人)	延べ542人 再掲 (113人)	延べ411人 再掲 (69人)
研修責任者研修修了者数	52人	47人	23人
教育担当者研修修了者数	73人	78人	104人
実地指導者研修修了者数	76人	99人	104人

(4) 資質向上 (予算額 27,021 千円)

医療機関における看護の質の向上を図るため、中小病院等に対して、認定看護師教育機関派遣支援事業 (平成24年度創設) を行うとともに、感染看護認定看護師 (ICN) が圏域ごとに研修や訪問指導を行うことにより、地域の感染症対応力向上を図るための事業を実施する。(令和5年度創設)

さらに、在宅医療等への移行に向けて、担い手となる高度かつ専門的な知識と技術を身につけた看護師の育成のため、看護師の特定行為研修受講に対する支援を行う。(平成30年度創設)

また、訪問看護ステーションの機能強化をするとともに、各専門領域に幅広く対応できる質の高い訪問看護師を養成するための研修等を実施する。(平成26年度創設)

2 2 福祉・介護人材の確保・育成・定着及び生産性向上

〔現況及び施策の方向〕

超高齢社会を迎え、福祉・介護需要が今後さらに増大していくことが見込まれる中で、これらのサービスを担う人材の安定的な確保や育成・定着とともに、生産性の向上が求められている。

このため、「広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会」と連携しながら、①魅力発信、②人材のマッチング・資質向上、③職場改善・生産性向上等の施策を総合的に実施し、福祉・介護分野への幅広い人材の参入促進等を推進している。

これらの取組については、高齢者等ができるだけ住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの質の向上を図る観点からも、市町や関係団体等と連携し、県内全域でも展開していく。

〔事業の内容〕

1 人材の確保・育成を推進する基盤づくり（予算額 19,295 千円）

(1) 総合支援協議会の運営（予算額 5,044 千円）（平成 24 年度創設）

「広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会」（経営者団体、職能団体、教育関係者、労働関係機関等 23 の団体等で構成）において、福祉・介護人材の確保、育成及び定着に向けた全県的な取組を計画、実施するとともに、年度ごとに評価・改善を行う。※事務局：（社福）広島県社会福祉協議会

(2) 地域人材確保推進体制整備事業（予算額 14,251 千円）（平成 27 年度創設）

地域の実情に応じた人材確保策を図るため、市町ごとの「地域人材確保推進体制整備事業」を支援するとともに、二次保健医療圏単位での市町間連携や全体の底上げを視野に入れた情報共有を図る。

また、介護助手の普及推進にモデル的に取り組む市町を支援する。（令和 4 年度創設）

2 福祉・介護人材の確保・イメージ改善（予算額 609,468 千円）

(1) 社会福祉人材育成センターの運営（予算額 13,697 千円）

福祉・介護業務に係る求人・求職のマッチングを支援するため、無料職業紹介や面談会、就職相談会等を実施する。（（社福）広島県社会福祉協議会へ委託）

広島県社会福祉人材育成センター	
場 所	広島市南区比治山本町 12-2（広島県社会福祉会館内）
電話・ファクシミリ	tel (082) 256-4848 fax (082) 256-2228
U R L	http://www.fukushikaigo.net
業務時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分（ただし 12 時～午後 1 時は閲覧のみ）
休 日	土曜日、日曜日、休・祝日、12 月 29 日～1 月 3 日

第 1 表 求人・求職等の状況

（単位 人、件）

区 分	新規求人・求職		有効求人・求職		就職	相談	
	求人※1	求職者	求人※2	求職者※2	就職者※3	求人相談	求職相談
令和 5 年度	1,636	763	11,411	2,988	142	691	598
令和 4 年度	1,673	741	12,372	2,132	85	406	421
令和 3 年度	1,852	499	12,870	1,811	50	337	715

※1 求人登録の有効期限が登録月の翌々月末までであり、求人が充足しない場合には、再度新規の求人として登録されるため、延べ数である。

※2 各年度 3 月末現在の数値である。

※3 広島県社会福祉人材育成センターにおいて把握している数値である。

(2) 人材確保の支援（予算額 5,196 千円）

無料職業紹介や合同求人面談会、介護福祉士の再就職を支援するための研修・相談会を実施し、福祉・介護人材のマッチングを総合的に行う。（平成 24 年度創設）

(3) 福祉・介護職の魅力発信（予算額 4,261 千円）

福祉・介護のイベントの開催等を通じて、県民に福祉・介護職の魅力を発信し、イメージアップを図る。（平成 24 年度創設）

(4) 福祉・介護職の理解促進（予算額 10,660 千円）

将来、福祉・介護職へ就業する可能性のある者の進路決定に当たって、誤った情報や先入観による選択が行われないよう、小・中・高校生・大学生、保護者、教員等に対し、福祉・介護業務や就業環境等に関する情報提供・啓発を実施する。（平成 24 年度創設）

第 2 表 小中高大学への出前授業状況

（単位 校、人）

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
小 学 校	27 校 2,165 人	42 校 3,810 人	58 校 5,707 人
中 学 校	24 校 3,375 人	47 校 6,237 人	51 校 7,645 人
高 等 学 校	31 校 3,419 人	27 校 2,965 人	23 校 3,535 人
大 学	13 校 248 人	1 校 7 人	2 校 320 人

(5) 修学資金・再就職準備金・就職支援金の貸付（貸付原資 571,337 千円）

県内の介護福祉士・社会福祉士養成施設や実務者研修機関に在学する学生に対する修学資金の貸付けや、離職した福祉・介護人材のうち一定の経験を有する者に対する再就職準備金の貸付により、介護人材等の育成・質の向上を図る。

また、他業種で働いていた者が、実務者研修を修了し、介護または障害福祉分野に就職する際に必要な費用を貸し付け、多様な人材の確保につなげる。

（（社福）広島県社会福祉協議会へ補助、修学資金：平成 21 年度～、再就職準備金：平成 28 年度～、就職支援金：令和 3 年度～）

(6) 外国人介護人材の受入支援（予算額 4,317 千円）

外国人介護人材について、制度説明や実際の受入れ事例、受入に対するノウハウを共有するセミナーを開催し、外国人介護従事者を対象として資質向上を図るための研修を実施する。（令和元年度創設）

また、令和 6 年度より、介護福祉士の資格取得を希望する外国人介護人材に対し、各受入施設において、資格取得に向けた適切な学習支援が行われるよう指導者を養成し、施設へ派遣する。

3 介護現場の生産性向上及び福祉・介護従事者の定着促進・資質向上（予算額 398,719 千円）

(1) 介護生産性向上総合相談センターの運営（予算額 25,000 千円）

介護事業所の業務効率化、生産性向上、介護テクノロジー導入等に関する取組が促進されるよう、相談・支援するため、相談窓口を設置し、助言・専門家派遣・関係機関へのつなぎ等の支援を実施する。（（社福）広島県社会福祉協議会へ委託）（令和 6 年度創設）

介護職場サポートセンターひろしま（通称：介サポひろしま）	
場 所	広島市南区比治山本町 12-2（広島県社会福祉会館内）
電話・ファクシミリ	tel (082) 207-2423 fax (082) 256-2228
メールアドレス	kai-sc@hiroshima-fukushi.net
ホームページ URL	https://care-robot.org/
相談フォーム URL	(https://care-robot.org/inquiry/index.html)
業務時間	午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分
休 日	土曜日、日曜日、休・祝日、12 月 29 日～1 月 3 日

(2) 福祉・介護職場改善の促進（予算額 9,389 千円）

一定の基準をクリアした法人を認証する「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」への登録を促進し、利用者や職員を大切にする法人の取組を広く県民に周知することにより、業界全体の底上げとイメージアップにつなげる。（魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま制度：平成 27 年度創設）

第 3 表 魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま認証状況
(単位 法人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
認証法人 (累計)	210	288	343	409

(3) 資質向上の支援（予算額 25,589 千円）

法人・事業所の経営者・管理職等を対象とした、職員育成・労務管理・業務改善等の経営マネジメントセミナーや研修を実施し、就業環境の改善に向けた取組を支援する。

また、小規模事業所向けの階層別研修や県標準マニュアルを活用した技術向上研修等を実施し、福祉・介護職員の資質向上やキャリアアップを支援する。（平成 24 年度創設）

(4) 介護テクノロジー定着支援・導入普及促進（予算額 336,095 千円）

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化を図るため、事業所への介護ロボットの導入支援を行う。（平成 28 年度創設）

また、介護分野の生産性向上を図るため、介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化につながる ICT の導入支援を行う。（令和 2 年度創設）

ICT・介護ロボットの先進事例の紹介や機器の体験会など活用方法について理解を深めるセミナーを開催し、介護事業所への普及促進を図る。（令和 4 年度創設）

第 4 表 ICT・介護ロボット導入支援状況

(単位 事業所)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護ロボット導入支援	52	40	49	47
ICT 導入支援	29	38	49	52

(5) 合同入職式の開催（予算額 2,646 千円）

県内で新たに福祉・介護職に従事する職員を激励し、研修を通じて資質の向上やモチベーションアップを図り、新人職員同士が絆を深めることにより、離職防止を図る。（平成 29 年度創設）

第5表 合同入職式参加状況

(単位 人、%)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合同入職式参加者	86	71	51	252
参加者の1年後の離職率	8.1	9.8	18.8	—

4 介護職員研修指定等事業（予算額 21,374 千円）

(1) 介護人材養成施設等指定事業（予算額 3,617 千円）

介護保険法等の規定に基づき、介護職員の初任者研修・生活援助従事者研修事業者や実務者養成施設等を指定する。（平成11年度創設、生活援助従事者研修は令和元年度開始）

第6表 初任者研修事業者等の指定状況

(単位 事業所、件)

区 分	研修事業者数 (4月1日現在)	研修数 (4月1日現在)
令和5年度	14	24
令和4年度	13	28
令和3年度	18	38

第7表 実務者養成施設の指定状況（令和6年4月1日現在）

(単位 事業所、件)

区分	養成施設数
令和5年度	69
令和4年度	67
令和3年度	68

第8表 介護員養成研修（初任者研修等）修了者の状況

(単位 人)

区 分	介護職員 初任者研修		生活援助 従事者研修	
	県内	県外	県内	県外
令和4年度	1,101	17	11	0
令和3年度	1,250	11	39	0
令和2年度	883	0	1	0

(2) 喀痰吸引等（たんの吸引・経管栄養）従事者・事業者・研修機関登録事業（予算額 3,639 千円）

社会福祉士及び介護福祉士法等の規定に基づき、喀痰吸引等を行える介護職員、事業所及び研修機関を登録する。（平成24年度創設）

第9表 喀痰吸引等の登録事業者・研修機関・従事者の実施状況（令和6年4月1日現在）

(単位 事業所、件)

登録特定 行為事業者	登録研修機関			認定特定行為業務従事者認定件数			
	第1号	第2号	第3号	第1号	第2号	第3号	経過措置
862	18	38	16	573	3,173	2,348	4,387

(3) E P A（経済連携協定）に基づく外国人介護職員研修支援事業（予算額 14,165 千円）

国の経済連携協定に基づく、インドネシア、フィリピン、ベトナムからの外国人介護福祉士候補者の受入施設に対し、日本語能力及び介護分野の専門知識習得の研修経費の一部を助成する。（平成22年度創設）

(単位 人)

第10表 E P A介護福祉士候補者の受入状況
(令和6年4月1日現在)

受入年度	H20 ～ H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	延 計	内訳				
										試験 合格者		不 合 格 帰 国 等	途 中 帰 国	候 補 者
										就 労 中	帰 国			
インドネシア	25	9	6	4	0	14	11	5	74	12	8	15	9	30
フィリピン	24	6	3	6	0	12	7	3	61	7	8	16	8	22
ベトナム	9	4	4	3	7	8	2	3	40	11	5	0	5	19
計	58	19	13	13	7	34	20	11	175	30	21	31	22	71

5 介護サービスの質の確保（予算額 38,732 千円）

- (1) 介護支援専門員（以下「ケアマネ」という。）の登録（予算額 15,911 千円）

ケアマネの登録・管理及びケアマネ証の交付を行う。（平成12年度創設）

第11表 ケアマネの養成状況

(単位 人、%)

区 分	試 験			実務研修修了者	登録者数 (令和6年6月現在)
	受験者	合格者	合格率		
令和5年度	1,361	287	21.1	284	20,182 人
令和4年度	1,504	284	21.7	283	
令和3年度	1,497	353	26.3	237	

(注) 実務研修修了者には、前年度からの繰越による修了者及び他都道府県からの受講地変更による修了者を含む。

- (2) ケアマネジメント機能強化事業（予算額 22,821 千円）

ケアマネの法定研修の実施に必要な講師や指導者を養成するとともに、ケアマネの資質向上のための研修機会を提供する。

また、地域の主任ケアマネを中心に地域のケアマネ組織を強化し、ケアプランの作成力の向上や多職種連携を推進することで、地域包括ケアシステムの強化につなげる。（平成27年度創設）

2 3 高齢者が活躍できる社会づくり

〔現況及び施策の方向〕

生涯現役として活躍し続けられるよう現役世代からの早めの準備を促すとともに、高齢期になっても生きがいをもって就業や地域活動ができる環境づくりを進める。

〔事業の内容〕

1 高齢者が活躍できる社会づくり（予算額 69,462 千円）

(1) 高齢者の生きがい・健康づくり応援事業（予算額 37,064 千円）

「ゆとりある明るい長寿社会」構築のための意識啓発等、各種の事業を実施し、高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加を推進する。（平成2年度創設）

- 委託先 社会福祉法人広島県社会福祉協議会
- 委託期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 事業内容

事業	事業内容
全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣等	全国健康福祉祭（ねんりんピック）の派遣選手選考及び派遣 〔広島県シニア総合スポーツ大会（派遣選手選考）〕 【会場】R5 東広島市・呉市 〔全国健康福祉祭（ねんりんピック）（選手派遣）〕 【会場】R6 県（R5 愛媛県）
広島県シルバー作品展	高齢者による作品（日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真）の募集と優秀作品の展示等 ※次年度の全国健康福祉祭（ねんりんピック）美術展の選考を兼ねる。
シニア囲碁・将棋大会	高齢者を対象とする将棋及び囲碁の大会の開催 ※次年度の全国健康福祉祭（ねんりんピック）の予選会を兼ねる。

(2) 老人クラブ活動の推進（予算額 23,879 千円）

公益財団法人広島県老人クラブ連合会が行う地域支援活動の推進や地域づくり活動について支援する。また、市町を単位とする研修、健康づくりなど、広域的な事業を展開する市町老人クラブ連合会に対し助成を行うとともに、県老人クラブ連合会に対して助成する。

第1表 老人クラブの状況

(単位 団体、人)		
区分	クラブ数	会員数
県 分	896	39,129
広島市・呉市・福山市分	890	48,774
計	1,786	87,903

(注) クラブ数、会員数は令和5年度末現在の適正クラブ数である。

(3) 社会参加きっかけづくり応援事業（予算額 8,519 千円）

高齢者や高齢期に入る前の年齢層の人が、社会参加への意識づけや、地域活動のきっかけづくりとなる事業を支援する取組を行うことで、高齢期になっても、孤立することなく、役割と居場所、つながりを持ち続け、地域で活躍できる人や場の拡充を進める。（令和6年度創設）

(単位 千円)

事業	事業内容	予算額
社会参加きっかけづくり応援事業	・広島県社会福祉協議会に委託して実施。 ・市町や市町社協等が実施する関係事業と連携・調整の上、プログラム内容を企画し、協働で実施する。	8,519

2 4 地域支援対策

〔現況及び施策の方向〕

「高齢期になっても 健やかに 自分らしく輝き 住み慣れた地域で 安心して暮らし続けることができる 広島県づくり」を基本理念とし、県内 125 全ての日常生活圏域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスが包括的に提供される体制を強化させ、県民のニーズに応じた質の高いサービスを提供できる体制を整備していきます。

〔事業の内容〕

1 地域包括ケアの推進

(1) 広島県地域包括ケアシステム強化推進事業（予算額 70,230 千円）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を強化するため、平成 24 年 6 月に設置した「広島県地域包括ケア推進センター」及び県において、適切な役割分担と連携のもと、専門職派遣等により関係団体や市町への支援、助言を行う。

《広島県地域包括ケア推進センターの概要》

委 託 先	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構
実施場所	広島県医師会館（広島市東区二葉の里三丁目 2 番 3 号）
主な事業	市町、地域包括支援センター、専門職等への支援 ＜主な支援内容＞ ・ 地域包括支援センターの機能強化、住民主体の通いの場の充実、生活支援の体制整備の推進、地域リハビリテーション専門職等の育成、自立支援型ケアマネジメントの推進、認知症介護相談、高齢者虐待対応 等

〈上記と関連した主な取組〉

ア 地域包括ケアシステムの構築

県内の日常生活圏域を類型化（大都市型、都市型、団地型、中山間地域型、島嶼・沿岸部型）し、平成 26 年度からは毎年度、日常生活圏域の中から集中支援を行う圏域を選定し、県地域包括ケア推進センター、県本庁及び県保健所が一体となって、専門職派遣等による集中支援を行った結果、平成 29 年度末に、県内 125 全ての日常生活圏域で地域包括ケアシステムが概ね構築された。

イ 地域包括ケアシステムの評価指標の活用

地域包括ケアシステムの評価指標（以下「県指標」という。）は、平成 26 年度に国における指標等の導入に先駆け県独自で作成し、県内全域における体制構築、質の向上に用いてきた。

県指標作成後は、定期的な見直しを図りながら継続して評価を行い、令和 2 年度には、地域包括ケアに携わる関係者が共通認識のもとで、同じ方向に向かって取り組むことができるよう「コアコンセプト」を県において設定し周知を図るとともに、市町支援を実施してきた。

令和 5 年度評価から適用する県指標においては、社会情勢の変化に伴う課題に対応するため、分野の改編に伴い評価指標及び評価方法の見直しを行い、市町における更なる取組の推進を図っている。

地域包括ケアシステム評価の変遷

評価年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6～
構築圏域数	21	49	98	125(＝全県域)							
県の評価											
	60指標			68指標	68指標 (177基準)	35指標 (66基準)				24指標 (64基準)	

【体制構築・質の向上】

●体制構築：平成 29 年度末に県内 125 全ての日常生活圏域で概ね構築

●質の向上：

・平成 30 年度適用県指標見直し、よりきめ細かな基準を再設定

・令和元年度適用県指標見直し、コアコンセプトの設定とともに、35 指標 66 基準を再設定

・令和 5 年度適用県指標見直し、分野の改編による 24 指標 64 基準に再設定

※ 5 分野：「保健・介護予防」「医療・介護」「住まい・生活支援等」「地域包括ケアにおける地域共生社会」「目指す姿の共有・連携」

(2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地区医師会や地域の中核病院を拠点とし在宅医療の推進拠点を整備してきた(平成 25 年度及び平成 26 年度補助事業)。この取組などを基盤に、医療機関と介護サービス事業者などの多職種の連携が、円滑に図られるよう推進する。

また、県医師会と協力して、新たに在宅医療に取り組む医師、介護支援専門員、訪問看護師、介護職員等に対し、在宅医療を推進する上で直面する困難事例に対して、座学・グループワークで対処方法等を学ぶノウハウ連携研修の実施や在宅医療に関する啓発ツール作成による県民への普及啓発を実施する。

(3) 総合事業・生活支援体制整備の推進

ア 介護保険法改正により、要支援者に対する予防給付のうち訪問介護・通所介護については、市町が実施主体の地域支援事業(新しい介護予防・日常生活支援総合事業(以下「新しい総合事業」という。))へ移行した。新しい総合事業の法施行期日は平成 27 年度からであるが、各市町が条例で定めることにより平成 29 年 4 月まで実施を猶予できることとされていた。平成 29 年 4 月からは県内全市町で新しい総合事業を開始している。

市町が円滑かつ効果的・効率的に新しい総合事業を実施できるよう、実務的な研修会を実施する等の支援を行う。

イ 市町において生活支援サービスの体制整備を促進する事業を円滑に実施できるよう、「生活支援コーディネーター」の養成及び育成を支援する。

(4) 介護相談員の育成

介護施設・サービス事業所や有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅での虐待の未然防止や介護サービスの質の向上等を図るため、介護相談員を育成する市町を支援する。

2 認知症対策の推進（予算額 32,094 千円）

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができるよう、「第8期ひろしま高齢者プラン」に掲げる「普及啓発・本人発信の支援」、「予防」、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援」、「市町における認知症施策の取組促進」などの認知症施策に係る取組の方向性に沿い、認知症の人と家族を支える地域支援体制の構築と充実を促進するための総合的な認知症対策を推進する。

(1) 認知症にやさしい地域づくり支援事業（予算額 15,985 千円）

県民に対し、認知症の理解促進を図るため、世界アルツハイマーデー（9月21日）からの一週間を「オレンジリング週間（認知症理解促進強化週間）」として位置付け、オレンジリング・イベント等を開催するとともに、認知症対策の総合的推進に資するため、有識者等から多角的・総合的見地から意見を聴取する「認知症地域支援体制推進会議」を開催する。

また、若年性認知症の人が、その状態に応じた適切な支援を受けられるよう、平成29年10月に設置した若年性認知症支援コーディネーターによる相談支援、若年性認知症自立支援ネットワークの構築、若年性認知症自立支援ネットワーク研修を実施する。（平成19年度創設）

(2) 認知症医療・介護研修事業（予算額 15,252 千円）

認知症の早期診断の推進と適切な医療の提供や、認知症ケアの質の確保と向上を図るため、病院の医療従事者や、介護保険施設等の認知症介護従事者等に対して、認知症に関する研修を実施するとともに、市町の地域支援事業（認知症総合支援事業）の従事者を養成するための研修を実施する。（平成13年度創設）

事業名	事業内容
認知症介護基礎研修	認知症介護に必要な基礎的な知識・技能の修得を図る新任の介護職員等を対象とした研修
認知症介護実践研修	介護職員等を対象とした認知症介護の基本知識等の修得を図る「実践者研修」、「実践リーダー研修」
認知症介護指導者養成研修	認知症介護実践研修等の講師等の役割を担う認知症介護指導者を養成するための研修とその修了者を対象としたフォローアップ研修
広島県認知症介護アドバイザー養成研修	認知症介護に関する地域での身近な相談役を養成するため、上記「実践リーダー研修」に認知症介護アドバイザー養成課程を追加して実施する研修
地域密着型サービス指定要件研修	「認知症対応型サービス事業管理者研修」、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」及び「認知症対応型サービス事業開設者研修」
認知症初期集中支援チーム員研修	認知症が疑われる時点で、訪問等による早期対応・支援を行う「認知症初期集中支援チーム」（市町事業）のチーム員を養成するための研修
認知症地域支援推進員研修	認知症患者やその家族への相談支援や関係機関へのつなぎ等を行う「認知症地域支援推進員」（市町事業）を養成するための研修
チームオレンジ・コーディネーター研修	チームオレンジの整備・活動を推進するために市町が配置する「コーディネーター」（市町事業）を養成するための研修
認知症サポート医養成研修	認知症医療に関する地域での身近な相談役である「認知症サポート医」を養成するための研修とその役割を適切に果たすためのフォローアップ研修
かかりつけ医認知症対応力向上研修	認知症診療に関する基本知識や、患者本人と家族を支える社会資源や方法等の修得を図る診療所等の主治医を対象とした研修
認知症対応力向上研修（歯科医師、薬剤師、看護職員）	認知症への適切な対応法の修得等を行う「歯科医師認知症対応力向上研修」、「薬剤師認知症対応力向上研修」、「看護職員認知症対応力向上研修」
病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	認知症ケアの原則や留意点等の修得、医療と介護の連携の重要性等への理解促進を図る一般病院等の医療従事者を対象とした研修
病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修	認知症ケアの原則や留意点等の修得、医療と介護の連携の重要性等への理解促進を図る病院勤務以外の看護師等を対象とした研修

(3) 認知症地域連携促進事業（予算額 857 千円）

認知症の人に適切な医療とケアを提供できるよう、医療・介護の関係者が連携して認知症患者の情報を共有する地域連携パス「ひろしまオレンジパスポート」（ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）の活用を含む。）の利用促進及び拡大を図るための支援等を実施する。（平成 24 年度創設）

3 民生委員児童委員協議会活動への援助

広島県民生委員児童委員協議会及び各地区民生委員児童委員協議会に対し活動費を助成し、民生委員児童委員活動の充実強化に努める。（民生児童委員研修等事業費補助金：昭和 52 年度創設、民生委員協議会運営費県費負担金：昭和 48 年度創設）

第 1 表 民生委員・児童委員活動に対する補助等の状況

（単位 千円）

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
県 民 児 協 補 助	2,286	2,294	2,295
地区民協運営費補助	23,582	23,778	25,840

民生委員・児童委員の報償費の支払いについては、平成 17 年度から順次市町へ権限移譲
移譲事務交付金 民生委員・児童委員 1 人当たり年額 60,200 円 負担割合 県 10/10

第2表 民生委員・児童委員定数の推移

(単位 人)

区 分	県分	広島市分	福山市分	呉市分	合 計	摘 要
令和4年12月1日	2,548 (203)	1,996 (203)	887 (68)	633 (52)	6,064 (526)	一斉改選
令和元年12月1日	2,540 (203)	1,985 (203)	887 (68)	633 (52)	6,045 (526)	一斉改選
平成28年12月1日	2,539 (203)	1,971 (202)	887 (69)	633 (52)	6,030 (526)	一斉改選
平成28年4月1日	2,530 (203)	1,964 (200)	887 (69)	633 (52)	6,014 (524)	呉市が中核市に移行
平成25年12月1日	3,163 (255)	1,964 (200)	887 (69)	—	6,014 (524)	一斉改選
平成25年4月1日	3,144 (250)	1,964 (200)	887 (69)	—	5,995 (519)	古田地区2名増、五日市南地区1名増
平成24年4月1日	3,144 (250)	1,961 (200)	887 (69)	—	5,992 (519)	安佐南区伴地区2名増、安佐北区落合地区1名増、口田地区1名増、佐伯区五日市南地区1名増
平成23年4月1日	3,144 (250)	1,956 (200)	887 (69)	—	5,987 (519)	安佐南区安地区1名増、安佐北区真亀地区1名増、三入地区1名増、安芸区瀬野地区1名増
平成22年12月1日	3,144 (250)	1,952 (200)	887 (69)	—	5,983 (519)	一斉改選
平成22年4月1日	3,142 (250)	1,952 (200)	887 (69)	—	5,981 (519)	東区牛田地区の区域2分割により主任児童委員2名増、西区古田地区2名増、安佐南区大町東地区1名増、山本地区2名増、安芸区矢野地区の区域2分割により2名増及び主任児童委員1名増、佐伯区湯来地区の区域2分割により主任児童委員2名増
平成21年4月1日	3,142 (250)	1,940 (195)	887 (69)	—	5,969 (514)	安佐南区原地区1名増、大塚・伴南地区1名増
平成20年4月1日	3,142 (250)	1,938 (195)	887 (69)	—	5,967 (514)	安芸区瀬野地区1名増、矢野地区2名増
平成19年12月1日	3,142 (250)	1,935 (195)	887 (69)	—	5,964 (514)	一斉改選
平成19年4月1日	3,142 (257)	1,935 (195)	887 (69)	—	5,964 (521)	安佐南区沼田地区の区域3分割により主任児童委員4名増
平成18年3月1日	3,142 (257)	1,931 (191)	887 (69)	—	5,960 (517)	神辺町が福山市と合併、主任児童委員4名増
平成17年4月25日	3,236 (260)	1,931 (191)	789 (62)	—	5,956 (513)	湯来町が広島市と合併
平成17年2月1日	3,267 (262)	1,900 (189)	789 (62)	—	5,956 (513)	沼隈町が福山市と合併
平成16年12月1日	3,302 (264)	1,900 (189)	754 (60)	—	5,956 (513)	一斉改選
平成15年4月1日	3,342 (281)	1,898 (187)	754 (60)	—	5,994 (528)	旧新市町の区域2分割により主任児童委員1名増
平成15年2月3日	3,342 (281)	1,898 (187)	753 (59)	—	5,993 (527)	内海町、新市町が福山市と合併

(注) () 内は、主任児童委員数で内数である

第3表 民生委員・児童委員の活動状況

(単位 件、%)

区分		内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数															
		在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	計	
令和5年度	件数	5,523	2,147	4,300	726	3,974	2,977	929	249	280	2,308	898	3,670	14,961	18,633	61,575	
	構成比	9.0	3.5	7.0	1.2	6.4	4.8	1.5	0.4	0.5	3.7	1.4	6.0	24.3	30.3	100.0	
令和4年度	件数	5,328	2,049	5,331	811	3,542	2,601	1,107	365	361	2,353	979	4,017	16,375	19,060	64,279	
	構成比	8.3	3.2	8.3	1.3	5.5	4.0	1.7	0.6	0.6	3.7	1.5	6.2	25.5	29.6	100.0	
区分		分野別相談・支援件数					その他活動件数							訪問回数		連絡調整回数	活動日数
		高齢者に関すること	障害者に関すること	子どもに関すること	その他	計	調査・実態把握	行事・事業・会議への参加協力	地域福祉活動・自主活動	民児協運営・研修	証明事務	要保護児童の発見の通告・仲介	訪問・連絡活動	その他	委員相互	その他の関係機関	
令和5年度	件数	37,030	3,160	9,750	11,635	61,575	44,136	49,861	102,311	67,643	2,815	413	485,359	157,651	98,306	67,548	357,471
	構成比	60.2	5.1	15.8	18.9	100.0											
令和4年度	件数	38,849	3,527	9,040	12,863	64,279	42,550	40,742	97,926	70,804	2,573	402	480,370	168,596	99,399	69,554	327,986
	構成比	60.4	5.5	14.1	20.0	100.0											

2 5 健康増進対策

〔現況及び施策の方向〕

近年、高齢化や生活習慣の変化により、広島県においても、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加している。

このような状況に対応し、健康寿命の延伸を図るため、県民一人ひとりの主体的な健康づくりを基本とし、望ましい生活習慣の定着に向けた意識啓発や、情報提供・人材育成・市町や関係団体との連携により、県民が健康づくりに取り組みやすい環境整備を行う。

〔事業の内容〕

1 健康ひろしま 2 1 推進事業（予算額 22,171 千円）

令和 6 年 3 月に策定した健康ひろしま 2 1（第 3 次）に基づく施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、健康ひろしま 2 1 推進協議会を開催し、計画の進捗管理や推進方策の協議を行う。

また、「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」と連携しながら、県民の主体的な健康づくりの取組を支援する。

2 健康づくりの体制整備

(1) 市町健康づくり推進協議会の組織育成

市町の実情に応じた健康づくり対策を推進するため、行政機関、保健医療団体、福祉関係団体及び住民組織等からなる健康づくり推進協議会の組織育成を促進する。（昭和 53 年度創設、市町地域保健対策協議会を活用）

第 1 表 市町健康づくり推進協議会（令和 6 年 3 月末現在）

保健所（支所）名	管轄市町数	設置市町数	保健所（支所）名	管轄市町数	設置市町数
西 部	2	0	東 部	3	0
西 部（広島）	7	1	東 部（福山）	2	0
西 部（呉）	1	0	北 部	2	0
西 部 東	3	1	計	20	2

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

(2) 市町健康増進計画推進支援

市町の策定する健康増進計画について、所管の県保健所を通じ、その推進を支援する。

〈参考〉市町保健センターの設置状況（令和 6 年 3 月末現在）

保健所（支所）名	設置市町名	設置数	保健所（支所）名	設置市町名	設置数
西 部	廿 日 市 市	3	東 部	三 原 市	1
西部（広島）	海 田 町	1		尾 道 市	1
	坂 町	1		世 羅 町	2
西部（呉）	江 田 島 市	3	東部（福山）	府 中 市	1
				神 石 高 原 町	1
西部 東	東 広 島 市	4	北 部	三 次 市	3
	竹 原 市	1		庄 原 市	3
	大 崎 上 島 町	2	計	14 市町	27

（注）1 国庫補助金を受けて整備を行った施設のみ記載

（注）2 広島市、呉市、福山市を除く。

3 普及啓発

(1) 健康増進普及啓発の推進

関係者の取組を県民一人ひとりの主体的な健康づくりに結びつけるため、全県的な機運醸成と環境整備を図る。(健康づくりの県民運動化)

また、「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」と連携しながら、県民の主体的な健康づくりの取組を支援する。

(2) 健康生活応援店制度の推進

望ましい生活習慣を広く県民に啓発するため、施設内禁煙や分煙の実施、栄養成分の表示、ヘルシーメニューの提供や運動等の実践支援により県民の健康づくりを支援する店舗を「健康生活応援店」として認証している。

令和6年3月末現在の認証店舗数は、重複を含んだ総数で2,017店舗となっている。(平成14年度創設) また、平成31年度に認証区分の改正を行った。

第2表 健康生活応援店認証状況(のべ店舗数)

(広島市、呉市、福山市を含む：令和6年3月末現在)

禁煙支援(注)		食生活							
禁煙支援	小計	栄養成分表示	野菜たつぷり	塩分控えめ	ヘルシーオーダー	塩分控えめ推進・応援	朝食摂取応援	食事バランス応援	小計
454	454	413	110	51	9	44	6	33	666
運動実践					その他		合計(令和5年3月末現在)		
正しい歩き方ウォーキング指導	ウォーキング勸奨・応援	小計			健康づくり応援等	小計			
22	134	156			741	741	2,017		

(注) 広島市、呉市、福山市においては、禁煙・分煙の認証項目を継続しているが、本表へは店舗数を計上していない。

5 健康増進事業等(予算額 35,261千円)

(1) 健康増進事業(予算額 35,261千円)

昭和57年度から平成19年度まで、老人保健法に基づく保健事業として、市町が実施主体となり、①健康手帳の交付、②健康教育、③健康相談、④健康診査、⑤機能訓練、⑥訪問指導の6事業を実施してきた。

平成20年度から、これらの事業のうち、基本健康診査が、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、医療保険者の責任により実施される特定健康診査・特定保健指導に移行し、その他の保健事業は、健康増進法に基づく健康増進事業として引き続き市町が実施しており、平成25年度からは総合的な保健推進事業が追加された。これら事業に要する費用の一部を負担する。(広島市を除く。)(平成20年度創設)

負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3

肝炎ウイルス検診無料検診メニューの自己負担相当額分：国10/10

事業名	内容
健康手帳	40歳以上の者であって、特定健診等の健診を受けた者、健康教育、健康相談、訪問指導及び健康増進法に基づく健診等を受けた者に利用を促す。 *平成29年度から交付方法が変更(原則として対象者による厚生労働省HPからのダウンロード)
健康教育	(集団)40歳以上65歳未満の者及びその家族(集団)に対して、健康増進等に関する教育を実施する。 (個別)40歳以上65歳未満の特定保健指導等の対象以外の者に対して、健康増進等に関する教育を実施する。

健康相談	40歳以上65歳未満の者に対し、医師、保健師等が健康に関する指導、助言を行い、必要に応じて血圧測定、検尿等を実施する。 (重点相談、総合相談)
健康診査	(基本健康診査) 40歳以上で生活保護受給者等、特定健診の対象外の者を対象として健康診査を実施する。 (歯周疾患検診) 20、30、40、50、60、70歳の者に実施する。 (骨粗鬆症検診) 40、45、50、55、60、65、70歳の女性に実施する。 (肝炎ウイルス検診) 40歳の者及び41歳以上の者であって過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがなく、かつ、本検診の受診を希望する者に実施する。 ※ 肝炎ウイルス検診の個別勧奨メニューは、平成29年度から無料検診メニューに変更(40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者は、自己負担を伴わない受検が可能) 【負担割合：受診者負担相当額：国10/10、検診費及び個別勧奨経費：国1/3、県1/3、市町1/3】
機能訓練	(平成29年度から廃止)
訪問指導	40歳以上65歳未満の者であって、特定保健指導の対象以外の者に対し、保健師等が家庭における療養方法、看護方法、機能訓練方法等の指導を訪問により実施する。
総合的な保健推進事業	健康増進法第19条の2に基づき市町が実施する各健診等の一体的実施及び追加の健診項目に係る企画・検討を実施する。【平成25年度～】

第4表 医療等以外の保健事業の実施状況

(令和6年3月末現在)

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康手帳の交付		—	—	—
健康教育	集団	19市町 延501回	18市町 延851回	18市町 延1079回
	個別	1市町 延1回	1市町 延0回	1市町 延0回
健康相談	総合	13市町 延200回	16市町 延287回	15市町 延314回
	重点	8市町 延130回	9市町 延232回	11市町 延268回
健康診査	基本健康診査	303人	317人	309人
機能訓練		—	—	—
訪問指導		13市町 992人	15市町 808人	22市町 729人

(注) 1 広島市を除く。

(注) 2 健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の4事業については、65歳以上は、平成18年度から地域支援事業(介護予防事業)に移行し、保健事業の対象外となっている。

(2) 特定健康診査・特定保健指導の推進

県民の健康の保持増進を図るため、特定健康診査・特定保健指導を推進する。

事業名	事業内容
特定健康診査	○ 40歳～74歳の対象者に対し健康診査を実施する。 【基本的な検査】 ・身体計測(身長、体重、腹囲等) ・血圧・血液検査(血糖、脂質等) ・尿検査(糖、蛋白)・診察 【詳細な検査：医師の判断で実施】 ・眼底検査、貧血、心電図、血清クレアチニン検査
特定保健指導	○ 特定健康診査の受診者のうち、腹囲、BMI、血圧、血糖、血中脂質検査等の結果により指導対象者を選定。 ○ 「動機付け支援」と「積極的支援」に対象者を分けて各指導を行う。 ・動機付け支援：原則1回の指導後3か月経過した後に生活習慣の改善状況を評価 ・積極的支援：3か月以上の継続した指導後に評価

6 健康経営の推進(予算額 34,240千円)

(1) 健康データなどを活用した健康づくり(予算額 30,090千円)

若い時期からの適切な生活習慣の定着に向けて、県内企業等と連携し、デジタル技術を活用して健診情報から健康リスクを予測し、生活習慣の改善につながる効果的な介入方法を検討する実証試験を行う。(令和3年度創設)

(2) 「健康経営」実践企業の拡大推進（予算額 4,150 千円）

ア 県内企業の経営者等を対象に、「健康経営」を開始するために必要な知識等の修得を目的とした導入セミナー及び「健康経営」を継続するために必要な具体の技術的支援を目的とした継続セミナーを開催する。（令和 3 年度創設）

イ 「健康経営」に特に積極的に取り組む企業を健康経営優良企業として表彰する。（令和 2 年度創設）

ウ 健康増進に関して連携協力協定を締結している企業の営業社員から、経営者等に「ひろしま企業健康宣言」へのエントリーを働きかける。（令和 3 年度創設）

第 5 表 健康経営に取り組む中小企業数
（年度末現在）

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
「健康経営」に取り組む 中小企業数	3,069 社	4,015 社	4,735 社

（注）「健康経営」は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標である。

7 介護予防（予算額 13,068 千円 ※24 地域支援対策 1 地域包括ケアの推進 (1) の一部）

(1) 地域づくりによる介護予防推進支援事業（予算額 4,322 千円）

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて住民が主体的に実施する「通いの場」を立上げるとともに、継続的に拡大していくような仕組みづくりと地域づくりを行うため、広島県アドバイザーを市町に派遣する等の支援を行う。（平成 26 年度創設）

(2) リハビリテーション専門職等人材育成調整事業（予算額 8,491 千円）

高齢者の生活改善や社会参加に必要な視点で助言できるリハビリテーション専門職が、市町介護予防事業・地域ケア会議や住民主体の「通いの場」において効果的な取組が実施できるよう派遣体制整備を図る。（平成 27 年度創設）

(3) 介護予防活動普及展開事業（予算額 255 千円）

生涯現役社会を実現するため、先進的な市町等で取り組んでいる効果的な介護予防の仕組みを展開し、元気な高齢者を増やすことを目的とする。（平成 29 年度創設）

(4) 地域リハビリテーションの推進

地域リハビリテーション広域支援センター等の指定を通じ、地域における専門的な支援体制を確保するとともに、市町の介護予防の取組を支援する。（平成 16 年度創設）

第 6 表 地域リハビリテーション広域支援センター等活動実績

年 度	事業回数	連絡調整等	専門職派遣延人数
令和 5 年度	2,468 回	1,042 回	2,997 人

8 高齢者の健康づくり「通いの場」推進事業（予算額 31,037 千円 ※24 地域支援対策 1 地域包括ケアの推進 (1) の一部）

健康寿命の延伸に向けて、相関性が認められる要支援 1・2、要介護 1 の認定を受けている高齢者の割合を低減するため、介護予防の取組を充実・強化し、高齢者が通える範囲で定期的に集まり、身近な人と関わりながら体操などを行い、運動機能や筋力の維持・向上を図る「通いの場」の設置を加速させる。

(1) ネットワーク構築

各広域支援センターと市町等でネットワーク会議を設置して、各圏域の地域リハビリテーション体制に係る協議を行い、顔が見える関係を構築するとともに、各広域支援センターが「通いの場」の支援機関と協力して地域へリハビリテーション専門職を派遣する仕組みを構築する。

(2) 人材育成の加速

県が人材育成等調整会議を開催し、各職能団体から意見をもらって研修内容を検討し、より実践的な基礎研修・専門研修を実施するとともに、県アドバイザーを派遣し、「通いの場」の支援機関への助言等に併せて、地域のリハビリテーション専門職へのOJTを行う。

(3) 「通いの場」リーダーの育成等

優良事例の紹介等を通じて、リーダーのモチベーションの維持、「通いの場」のマンネリ化の防止、参加者の継続意欲の向上を図る。

(4) 多様な通いの場の推進

通いの場の類型化に伴い、県内の取組の多様な通いの場の好事例を収集し横展開を図る。

(5) 医療職への通いの場啓発

高齢者の身近な医療・介護専門職に対して、通いの場の周知を行う。

第7表 「通いの場」の達成目標

年 度	R2（実績）	R3（実績）	R4（実績）	R5（実績）	R6（予定）
設置数（個所）	1,799	1,920	2,057	2,180	2,250
参加者数（人）	37,356	38,664	41,500	41,837	45,000
高齢者人口に占める 「通いの場」の参加者の割合 （％）	4.5	4.6	5.0	5.1	5.5

2 6 食育推進対策

〔現況及び施策の方向〕

子どもたちが健全な心身と豊かな人間性を培い、全ての県民が生涯にわたって健全な食生活を実践するため、食育基本法及び広島県食育基本条例に基づき令和6年3月に策定した第4次広島県食育推進計画により、食育の普及啓発や推進体制の整備など、食育推進に関する総合的な施策の実施を図る。

〔事業の内容〕

1 食育推進計画の推進（予算額 1,191 千円）

(1) 広島県食育推進会議等の運営

第4次広島県食育推進計画に基づく施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、広島県食育推進会議を運営する。

また、食育に関する情報収集や市町食育推進計画の作成を支援するため、圏域連絡会議を開催する。

（平成19年度創設）

ア 広島県食育推進会議の開催 年1回（委員20名）

イ 圏域連絡会議の開催 年1回

2 普及啓発活動（予算額 1,000 千円）

関係団体で組織するひろしま食育・健康づくり実行委員会を設置し、ひろしま食育の日（10月19日）及びひろしま食育ウィークを中心に、食育に関する普及啓発を実施する。（平成19年度創設）

令和6年度は引き続き、野菜摂取増の取組、栄養成分表示の活用事業、地域における食育の推進を図る食育活性化支援事業により、保健所（支所）を中心に食の関係者によるネットワークの構築を図る。

3 食育功労者の表彰（予算額 54千円）

食育の推進に関する活動の一層の促進を図るため、食育の推進に特に功労のあった者を表彰する。（平成19年度創設）

4 地域における食育の推進事業（農林水産省消費・安全対策交付金事業）（予算額 500千円）

地域における食育を推進するため、事業費の1/2の範囲内において交付金を交付する。

2 7 医療保険制度の安定的な運営

〔現況及び施策の方向〕

本県の国民健康保険事業は、県及び 23 市町並びに 3 組合の 26 保険者によって運営され、令和 4 年度末現在では県人口の 19.0%にあたる約 52 万人が加入しており、地域住民の健康の増進に大きく貢献している。（平成 20 年 4 月から 75 歳以上の人を対象とした後期高齢者医療制度が開始されている。）

国民健康保険事業の実施に当たっては、保険料（税）の収納促進、診療報酬明細書等点検調査の充実による給付の適正化及び保健事業の推進に努め、国民健康保険制度の安定的な運営を図ることが必要である。

〔事業の内容〕

1 国民健康保険事業

他の医療保険と比較して、高齢者や低所得者の構成割合が高く、経済状況の影響も受けやすい、ぜい弱な財政基盤に加え、多様化・高度化する医療需要の増大等もあり、保険財政は厳しいものとなっている。

各保険者は、国庫補助金、県による助成及び保険料（税）の適正賦課等によって、国民健康保険事業の安定化に努めている。（昭和 33 年度創設）

第 1 表 国民健康保険被保険者数等

（単位 人、円、％）

区 分	国民健康保険 被保険者数 (年度末現在)	1 人 当 たり 医 療 費	保 険 料 (税) 収 納 率
令 和 4 年 度	520,264	417,179	95.17
令 和 3 年 度	547,357	410,946	95.05
令 和 2 年 度	565,800	395,709	94.62

（注）1 人当たり医療費について、市町分は 3 月～2 月診療分により、組合分は 4 月～3 月診療分により算出している。

第 2 表 国保事業決算の状況

（単位 千円、団体）

区 分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差 引 額	左 の 内 訳			
				剰 余 (黒字)		不 足 (赤字)	
				保険者数	金 額	保険者数	金 額
令和 4 年度	274,610,237	270,085,074	4,525,163	26	4,525,163	0	0
令和 3 年度	283,217,472	276,699,594	6,517,878	26	6,517,878	0	0
令和 2 年度	282,468,643	275,452,316	14,137,324	26	7,016,327	0	0

(1) 被保険者の資格の適用

国民健康保険は、国民皆保険の下に市町及び国民健康保険組合が保険者となって、各種被用者保険に加入していない自営業者等を対象として必要な給付を行っている。（平成 30 年 4 月から県も保険者となっている。）

第 3 表 国民健康保険の適用状況

（単位 団体、世帯、人）

区 分	保 険 者 数			世 帯 数	被 保 険 者 数
	市 町	組 合	計		
令和 4 年度	23	3	26	352,133	520,264
令和 3 年度	23	3	26	364,246	547,357
令和 2 年度	23	3	26	372,258	565,800

（注）年度末現在の数値による。

(2) 保険給付

被保険者の疾病及び負傷に関して療養の給付（義務教育就学前 8 割、義務教育就学後 70 歳未満 7 割、70 歳以上 75 歳未満 8 割〔現役並み所得者 7 割〕）及び被保険者の出産、死亡等に関して出産育児一時金（488,000 円〔産科医療保障制度加入時：500,000 円〕）、葬祭費（30,000 円）等を支給している。

第 4 表 保険給付の状況

（単位 千円、％）

区 分			平成 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
療養諸費	療 養 の 給 付 費		225,936,415	229,462,805	223,899,414
	療 養 費		1,510,184	1,500,787	1,409,144
	小 計		227,446,599	230,963,592	225,308,558
	対 前 年 増 減 率		▲4.3	1.5	▲2.4
	負 担 区 分	保険者負担	167,413,292	170,318,339	166,106,160
		被保険者負担	52,556,512	52,979,857	51,099,167
		その他の負担	7,476,795	7,665,396	8,103,231
高額療養費・高額介護合算療養費			23,979,172	24,126,344	23,470,696
そ保 の險 他給 の付	出 産 育 児 一 時 金		711,509	686,513	644,209
	葬 祭 費		107,440	109,520	111,100
	傷 病 手 当 金 等		47,856	59,885	111,096
	小 計		866,805	855,918	866,404

第 5 表 医療給付に関する諸率の状況

（単位 件、日、円）

区 分		受 診 率	1 件当たり日数	1 日当たり費用額	1 人当たり医療費
令和 4 年度	広島県	1,141.89	1.89	15,249	417,179
	全 国	1,073.96	1.81	15,659	385,919
令和 3 年度	広島県	1,122.26	1.94	14,911	410,946
	全 国	1,047.45	1.84	15,379	377,253
令和 2 年度	広島県	1,073.90	1.97	14,735	395,709
	全 国	984.48	1.87	15,075	354,393

（注）1 受診率は、「療養の給付」の件数（薬剤支給の件数を除く。）を年間平均被保険者数で除し、100 倍した数値であり、被保険者 100 人当たりの年間受診回数を表している。

（注）2 市町村分は 3 月～2 月診療分により、組合分は 4 月～3 月診療分により算出している。

（注）3 全国の数値は国民健康保険事業年報から引用。

(3) 保険料（税）の収納

保険者のうち市町では、保険料又は保険税のいずれかを選択（国民健康保険組合は保険料に限る。）することができ、本県では、広島市、呉市、尾道市、大竹市が保険料、その他の市町は保険税を採用している。

保険料（税）は、健全財政を確保するため、医療費に見合う額を賦課するよう指導しているが、被保険者に低所得者や無職者が多いため、医療費に見合う保険料（税）の確保は困難な状況がある。

賦課方式は、第 6 表のとおり、ほとんどの保険者が所得割、資産割、被保険者均等割及び世帯別平等割を賦課する方式を採用している。

令和 4 年度の 1 世帯当たり保険料（税）調定額は、第 7 表のとおり 135,243 円となっており、前年度に比べて 6,301 円、4.5%の減少となった。

なお、市町国保における低所得世帯に対しては、第 8 表のとおり保険料（税）の軽減の措置が講じられており、令和 5 年度においては、全世帯の 60.0%が軽減対象世帯である。

第6表 賦課方法別市町数

(医療分・後期分・介護分)

(単位 市町)

区 分	所得割・資産割 均等割・平等割	所 得 割 均等割・平等割	計
保 険 税	7	12	19
保 険 料	0	4	4
計	7	16	23
構 成 比 (%)	30.4	69.6	100.0

(注) 令和4年4月1日現在の数値による。

第7表 保険料(税)の収納状況

(単位 千円、%、円)

区 分	保険料(税)額(現年度分)			1世帯当たり調定額			
	調 定 額	収 納 額	収 納 率 広島県(全国)	金 額		対前年増加率	
				広 島 県	全 国	広 島 県	全 国
令和4年度	46,155,461	43,575,073	94.41(94.14)	135,243	147,905	▲4.5	0.7
令和3年度	49,559,736	46,734,578	94.30(94.22)	141,544	146,899	▲3.3	▲0.5
令和2年度	51,911,888	48,699,847	93.81(93.69)	146,422	147,593	▲0.4	▲1.4

(注) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。

(注) なお、全国の数値は国民健康保険事業年報から引用。

第8表 低所得世帯に対する保険料(税)軽減措置実施状況

(医療分)

(単位 世帯、%、人、千円)

区 分	7割軽減				5割軽減				2割軽減			
	世 帯 数		被保険者数		世 帯 数		被保険者数		世 帯 数		被保険者数	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
令和5年度	105,188	31.3	131,638	26.8	55,385	16.5	90,541	18.5	41,439	12.3	69,247	14.1
令和4年度	106,070	30.4	134,105	25.9	56,899	16.3	95,196	18.4	42,780	12.3	72,735	14.1
令和3年度	107,714	30.3	136,537	25.6	58,305	16.4	98,462	18.5	44,418	12.5	76,697	14.4
区 分	計											
	世 帯 数		被保険者数		軽 減 額							
	実数	割合	実数	割合								
令和5年度	202,012	60.0	291,453	59.4	6,402,616(6,402,616)							
令和4年度	205,749	59.0	302,036	58.4	6,149,271(6,149,271)							
令和3年度	210,437	59.2	311,696	58.5	6,365,022(6,365,022)							

(後期分)

(単位 世帯、%、人、千円)

区 分	7割軽減				5割軽減				2割軽減			
	世 帯 数		被保険者数		世 帯 数		被保険者数		世 帯 数		被保険者数	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
令和5年度	105,188	31.3	131,638	26.8	55,385	16.5	90,541	18.5	41,439	12.3	69,247	14.1
令和4年度	106,070	30.4	134,105	25.9	56,899	16.3	95,196	18.4	42,780	12.3	72,735	14.1
令和3年度	107,714	30.3	136,537	25.6	58,305	16.4	98,462	18.5	44,418	12.5	76,697	14.4
区 分	計											
	世 帯 数		被保険者数		軽 減 額							
	実数	割合	実数	割合								
令和5年度	202,012	60.0	291,453	59.4	2,356,956(2,356,956)							
令和4年度	205,749	59.0	302,036	58.4	2,168,011(2,168,011)							
令和3年度	210,437	59.2	311,696	58.5	2,194,389(2,194,389)							

(介護分)

(単位 世帯、%、人、千円)

区 分	7 割 軽 減				5 割 軽 減				2 割 軽 減			
	世 帯 数		被保険者数		世 帯 数		被保険者数		世 帯 数		被保険者数	
	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合	実 数	割合
令和5年度	43,259	33.5	46,506	31.6	17,972	13.9	21,106	14.3	12,908	10.0	15,245	10.4
令和4年度	43,272	32.6	46,615	30.6	18,256	13.7	21,545	14.1	13,119	9.9	15,655	10.3
令和3年度	43,060	31.9	46,382	29.9	18,530	13.7	21,882	14.1	14,006	10.4	16,769	10.8
区 分	計											
	世 帯 数		被保険者数		軽 減 額							
	実 数	割合	実 数	割合								
令和5年度	74,139	57.5	82,857	56.3	655,178 (655,178)							
令和4年度	74,706	56.2	83,815	55.0	638,647 (638,647)							
令和3年度	75,596	56.0	85,033	54.8	626,781 (626,781)							

(注) 1 市町国保(全被保険者分)のみの数値である。

(注) 2 軽減額の()は、退職被保険者分を除いた数値である。

(注) 3 世帯数及び被保険者数は、4月1日現在の数値による。

(4) 国庫補助の状況

保険料(税)とともに国保財政の主な財源となっているのは国庫支出金であり、令和4年度歳入総額に対する割合は26.9%である。

第9表 国庫支出金の状況

(単位 千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
療養給付費等負担金	47,184,688	44,127,821	42,674,651
高額医療費負担金	1,882,949	1,866,513	1,836,898
特別高額医療費共同事業負担金	98,125	91,021	90,656
特定健康診査等負担金	289,347	285,212	283,190
普通調整交付金	14,750,179	14,353,425	14,789,092
特別調整交付金	3,422,835	2,885,310	2,315,280
保険者努力支援制度交付金	2,933,024	2,917,502	2,816,135
財政安定化基金補助金	78	—	—
計	70,561,225	66,526,804	64,805,902

(5) 保険者の実地指導等

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、保険者の実地指導等を随時行い、事業運営の健全化に努める。

第10表 保険者等の実地指導の状況

(単位 団体)

区 分	一 般 指 導	特 別 指 導
令和5年度	8	0
令和4年度	6	0
令和3年度	5	0

第11表 国民健康保険直営診療施設の決算状況

ア 病院

(単位 会計、千円)

区 分	会計数	損 益 の 状 況			
		会計数	当年度 純利益	会計数	当年度 純損失
令和4年度	8	6	424,933	2	106,447
令和3年度	8	7	1,343,208	1	52,017
令和2年度	8	6	833,579	2	113,462

イ 診療所

(単位 会計、千円)

区 分	会 計 数	黒 字		赤 字	
		会 計 数	黒 字 額	会 計 数	赤 字 額
令和4年度	13	10	64,335	3	30,419
令和3年度	14	12	71,180	2	11,699
令和2年度	14	12	68,234	2	13,402

(6) 保険医療機関等の指導監査

各種医療保険における療養の給付を取扱う保険医療機関等について、保険診療の適正化を期するため、医療担当者を対象とした個別指導及び集団指導並びに保険医療機関等に対する指導監査を中国四国厚生局と連携して実施する。

第12表 令和5年度保険医療機関等指導監査件数及び返還金処理状況

(単位 機関、円)

区 分	機 関 数			返還金額	説 明
	監 査	個別指導	集団指導		
医 科	3	49	580	42,987,329	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、生活保護法の医療に関するものなど
歯 科	1	47	343	540,550	
薬 局	1	60	308	959,574	
訪 問 看 護	0	0	55	474,030	
柔 道 整 復	0	1	33	0	
鍼灸・マッサージ	0	0	61	0	
計	5	157	1,380	44,961,483	

(7) 国保事業等の推進 (予算額 5,392 千円)

適正かつ安定的な国保事業等の運営が図られるよう、保険者に対する助言・指導を行う。(昭和63年度創設)

(8) 国民健康保険事業状況データ作成 (予算額 2,788 千円)

事業状況等のデータ作成業務を広島県国民健康保険団体連合会に委託して実施する。(昭和63年度創設)

(9) 市町国保財政助成事業 (予算額 8,614,500 千円)

市町に対し、保険基盤安定制度(昭和63年度創設)、未就学児均等割保険料軽減措置(令和4年度創設)及び産前産後保険料免除措置(令和5年度創設)に対する助成を行う。

第13表 市町国保財政助成事業の状況

(単位 千円)

事 業 名	内 容		令和4年度	令和5年度	令和6年度 (予定)
保険基盤安定負担金	負担割合	(保険料(税)軽減分) 県3/4、市町1/4 (保険者支援分) 国1/2、県1/4、市町1/4 (未就学児均等割保険料軽減分) 国1/2、県1/4、市町1/4 (産前産後保険料免除分) 国1/2、県1/4、市町1/4	7,912,184	8,280,555	8,614,500

(注) 広島市、福山市を含む。

(10) 国民健康保険事業費特別会計繰出金事業（予算額 14,426,182 千円）

平成 30 年度から、県が国民健康保険の保険者として財政運営の責任主体となったことに伴い設置・運営している特別会計に対し、一般会計から県が負担する費用分の繰り出しを行う。（平成 30 年度創設）

第 14 表 国民健康保険事業費特別会計繰出金事業の状況

（単位：千円）

	内 容	負担割合	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 （予定）
高額医療費 負担金繰入金	市町国保のレセプト 1 件当たり 80 万円を超過する医療費の一定 割合を負担	国 : 1/4 県 : 1/4 市町 : 1/2	1,836,898	1,959,738	1,882,025
都道府県繰入金	市町国保給付費等の 9 % を負担	国 : 41/100 県 : 9/100	11,896,999	11,953,400	12,209,945
特定健康診査等 負担金繰入金	市町国保が実施する特定健康診 査・特定保健指導に要する経費 の一部を負担	国 : 1/3 県 : 1/3 市町 : 1/3	283,190	321,374	329,267
その他繰入金	保険者事務に係る総務費、運営 協議会費等の経費を負担	県 : 10/10	1,566	5,058	4,945

（注）広島市、福山市を含む。

(11) 広島県国民健康保険審査会の運営（予算額 246 千円）

市町等が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う第三者機関として設置している広島県国民健康保険審査会を運営する。

第 15 表 審査請求の状況

（単位：件）

年 度	裁決件数	審 理 結 果
令和 5 年度	0	
令和 4 年度	1	（却下）1 件
令和 3 年度	2	（棄却）2 件

(12) 国民健康保険事業費特別会計（予算額 227,001,209 千円）

平成 30 年度から、県が国民健康保険の保険者として財政運営の責任主体となったことに伴い、国民健康保険法第 10 条に基づき、特別会計を設置・運営する。（平成 30 年度創設）

2 後期高齢者医療制度

平成 20 年度から 75 歳以上の高齢者（65 歳～74 歳の一定程度の障害のある者を含む。）を対象とした新たな医療保険制度が開始された。

この制度は、全ての市町が参加する後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定、医療の給付等を行う。

(1) 後期高齢者医療に係る医療給付費の負担（予算額 37,388,046 千円）

高齢者の健康保持と適切な医療の確保を図るため、後期高齢者医療広域連合が実施する法による医療等に要する費用（一定以上所得者に係る医療等に要する費用を除く。）の一部（12 分の 1）を負担する。（平成 20 年度創設）

ア 対象者

75 歳以上の人及び 65 歳以上 75 歳未満で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けている人

イ 医療費の自己負担割合

一般の人は1割、一定以上の所得のある人は3割または2割

ウ 保険料

令和6年度の年間保険料は、均等割額（被保険者全員が均等に負担）49,621円と所得割額（（総所得金額等－基礎控除）×所得割率9.63%）の合計となる。

なお、所得の低い人は、世帯の所得に応じて均等割額が軽減される。

第16表 後期高齢者医療県負担金給付状況

（単位 人、千円）

区 分	受 給 者 数 (A)	後 期 高 齢 者 医 療 給 付 費 (B)	(B) の う ち 県 費 負 担 額	1 人 当 たり 給 付 費 (B)／(A) 円
令和6年度(予定)	483,485	472,984,013	37,388,046	978,280
令和5年度	462,510	452,055,188	35,515,194	977,395
令和4年度	447,190	425,331,876	34,049,708	959,114

(2) 後期高齢者医療助成事業（予算額 10,218,802千円）

後期高齢者広域連合の財政安定化を図るため、第17表のとおり事業を実施する。（平成20年度創設）

第17表 後期高齢者医療助成状況

（単位 千円）

区 分	事 業 内 容	負担割合	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (予定)
保険基盤安定 負担金	低所得世帯等の保険料（均等割）の軽減措置分を補填	県：3/4 市町：1/4	5,753,958	6,023,546	7,187,461
高額医療費 負 担 金	高額な医療費による広域連合の財政リスクを緩和するため、レセプト1件当たり80万円を超過する医療費の一定割合を補填	国：1/4 県：1/4 広域連合：1/2	2,342,112	2,628,809	3,031,140
財政安定化 基金繰入金	広域連合の財政不足等に対する貸付又は交付を行うため、県に「財政安定化基金」を設置	国：1/3 県：1/3 広域連合：1/3	401	120	201
財政安定化 基金取崩	後期高齢者保険料の軽減を図るため、保険料収納額の減等による財源不足に対し、基金を取り崩し、広域連合に交付	県：10/10	0	0	0

(3) 後期高齢者医療財政安定化基金の運営（令和5年度末基金額 4,009,793千円）

後期高齢者医療広域連合の財政の安定化を図るため、給付の見込み誤りや保険料の未納による財源不足等に対し、県に設置している後期高齢者医療財政安定化基金から、貸付け又は交付を行う。（平成20年度創設）

第18表 後期高齢者医療財政安定化基金の運営状況

（単位 千円）

区 分	積 立 額	貸付・交付額	摘 要
令和5年度	120	0	負担割合 国1/3、県1/3、 広域連合1/3 (積立額は運用益のみ)
令和4年度	401	0	
令和3年度	401	0	

(4) 広島県後期高齢者医療審査会の運営（予算額 246 千円）

広島県後期高齢者医療広域連合及び市町が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う第三者機関として設置している広島県後期高齢者医療審査会を運営する。

第 19 表 審査請求の状況

(単位 件)

年 度	裁決件数	審 理 結 果
令和 5 年度	0	
令和 4 年度	1	(却下) 1 件
令和 3 年度	0	

3 医療費適正化の推進

本県における医療費の適正化を図るため、「第 4 期広島県医療費適正化計画」（計画期間：令和 6 年度～11 年度）に基づき、「県民の健康づくりに向けた取組」及び「適正受診の推進」等の施策を計画的に推進する。

(1) 医療費適正化計画検討委員会の開催等（予算額 5,553 千円）

令和 5 年度に策定した「第 4 期広島県医療費適正化計画」（計画期間：令和 6 年度～11 年度）について、施策の取組状況や目標値の進捗状況の検証などの進行管理を行う。

(2) レセプト点検指導の実施（予算額 1,887 千円）

レセプト点検調査事務の充実に取り組むため、市町の実地指導を行う。また、市町のレセプト点検員等を対象とした研修会を実施する。

第 20 表 令和 5 年度国民健康保険レセプト点検の実施状況

区 分	内 容
実 地 指 導	4 市町

第 21 表 令和 5 年度研修会実施状況

区 分	内 容	回 数
レセプト点検員研修	レセプト点検の事例研究等について	3 回

(3) 後発医薬品使用促進事業（予算額 13,634 千円）

後発医薬品の使用促進が図られるよう、普及啓発活動を行う。（平成 30 年度創設）

2 8 介護保険制度の安定的な運営

〔現況及び施策の方向〕

施行後 24 年を経過した介護保険制度は、今後到来する超高齢社会における介護問題に対処するため、共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、高齢者を始めとする多くの県民に受け入れられ、サービス利用者数や利用量が増加しており、おおむね順調に定着してきたところである。

しかしながら、一方では、制度の持続可能性やサービスの質の問題など解決すべき課題も多く、なかでも介護給付適正化への取組が急務となっており、介護保険制度の円滑な実施に向けて取り組む必要がある。

第 1 表 介護保険第 1 号被保険者数等

(単位 人、団体)

区 分	第 1 号被保険者数	保 険 者 数			
		市町村	広域連合	一部事務組合	計
令和 5 年度	821,524	23	0	0	23
令和 4 年度	822,024	23	0	0	23
令和 3 年度	824,364	23	0	0	23

(注) 1 「第 1 号被保険者」とは、介護保険法第 9 条第 1 号にいう「市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者」である。

(注) 2 各年度 3 月 31 日現在の数値による。

第 2 表 要介護（要支援）認定者数

(単位 人、%)

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
第 1 号被保険者	28,457	23,219	33,740	25,113	19,994	18,129	13,402	162,054
第 2 号被保険者	308	461	383	519	302	278	306	2,557
総 数	28,765	23,680	34,123	25,632	20,296	18,407	13,708	164,611
構 成 比	17.5%	14.4%	20.7%	15.6%	12.3%	11.2%	8.3%	100.0%

(注) 1 「第 2 号被保険者」とは、介護保険法第 9 条第 2 号にいう「市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者」である。

(注) 2 令和 6 年 3 月 31 日現在の数値による。

〔事業の内容〕

「第 9 期ひろしま高齢者プラン」（令和 6～令和 8 年度）に基づき、高齢者の自立を支援し、住み慣れた地域で、できるだけ生活が継続できるよう、適正な介護サービスの提供を推進するとともに、介護サービスの質の確保・向上を促進する。

1 介護保険給付費等の負担（予算額 39,593,923 千円）

介護保険法第 123 条の規定により、介護保険の保険者である市町の介護給付及び予防給付に要する費用の額の 12.5%又は 17.5%に相当する額を負担する。（平成 12 年度創設）

また、同規定により、市町が要介護状態等になるおそれの高い高齢者等を対象に介護予防等の取組を行う地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業）に要する費用の額の 12.5%又は 19.25%に相当する額を負担する。（平成 18 年度創設）

さらに、低所得者が介護保険料を負担し続けることを可能にするため、介護保険法の改正により公費を投入して低所得者の第 1 号保険料の軽減を強化する。市町が軽減した介護保険料の 1/4 の額を負担する。（平成 27 年度創設）

第3-1表 市町の給付額及び県負担金の状況

(単位 千円、%)

区 分	市町給付額	県負担金	県負担割合
令和6年度(予定)	260,259,770	37,164,223	居宅 12.5%・施設等 17.5%
令和5年度(見込)	250,335,644	35,771,012	居宅 12.5%・施設等 17.5%
令和4年度	242,251,072	34,668,622	居宅 12.5%・施設等 17.5%

(注) 各年度の決算額（ただし、令和6年度は当初予算額）の金額である。

第3-2表 市町の地域支援事業に要する費用の額及び県負担金（交付金）の状況

(単位 千円、%)

区 分	市町の地域支援事業に 要する費用の額	県負担金 (交付金)	県 負 担 割 合
令和6年度(予定)	12,429,682	1,709,728	介護予防・日常生活支援総合事業 12.5% 包括的支援事業・任意事業 19.25%
令和5年度(見込)	15,843,144	2,306,975	介護予防・日常生活支援総合事業 12.5% 包括的支援事業・任意事業 19.25%
令和4年度	14,643,937	2,147,838	介護予防・日常生活支援総合事業 12.5% 包括的支援事業・任意事業 19.25%

(注) 各年度の決算額（ただし、令和6年度は当初予算額）の金額である。

第3-3表 低所得者介護保険料軽減強化事業に要する県負担金の状況

(単位 千円)

年 度	市 町 軽 減 額	県 負 担 金	補 助 割 合
令和6年度(予定)	2,879,889	719,972	国 1/2、県 1/4、市町 1/4
令和5年度(見込)	3,632,813	908,203	国 1/2、県 1/4、市町 1/4
令和4年度	3,614,940	903,735	国 1/2、県 1/4、市町 1/4

(注) 令和6年度は当初予算額の金額である。

2 介護保険財政安定化基金の運営

市町の介護保険財政が、予想以上の給付費の増大や保険料の収納不足により財源不足を生じる場合、介護保険法第147条の規定により県に設置している財政安定化基金から、資金の貸付や交付を行う。

なお、平成15年度から基金への積立を一時休止している。（平成12年度創設）

第4表 介護保険財政安定化基金の積立状況

(単位 千円)

区 分	積 立 額	摘 要
令和6年度(予定)	187	貸付を受けた市町からの償還金及び運用収入の積立
令和5年度	112	
令和4年度	373	

(注) 各年度の決算額（ただし、令和6年度は当初予算額）の金額である。

3 低所得者等の利用者負担の軽減（予算額 11,977千円）

低所得者が介護サービスを利用する際の負担について、軽減措置を講じることにより、介護保険制度の円滑な実施を図る。（平成12年度創設）

(1) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業

障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた低所得者について、訪問介護等に係る利用者負担を10%から0%に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第5-1表 障害者ホームヘルプサービス利用者支援措置事業の状況
(単位 団体、千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
令和6年度(予定)	2	277
令和5年度	1	41
令和4年度	2	241

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値
(ただし、令和6年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国1/2、県1/4、市町1/4]

- (2) 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業
低所得者が介護サービスを利用した際に、サービスの提供主体である社会福祉法人等が利用料の軽減を行った場合に支援を行う市町に対して補助する。

第5-2表 社会福祉法人等サービス利用者負担額軽減制度事業の状況
(単位 団体、千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
令和6年度(予定)	20	11,147
令和5年度	19	9,487
令和4年度	21	9,388

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値
(ただし、令和5年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国1/2、県1/4、市町1/4]

- (3) 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業
特別地域加算が行われる離島等地域において、訪問介護等を利用する低所得者の利用者負担を10%から9%に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第5-3表 離島等地域利用者負担額軽減措置事業の状況
(単位 団体、千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
令和6年度(予定)	2	553
令和5年度	2	520
令和4年度	2	367

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値
(ただし、令和5年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国1/2、県1/4、市町1/4]

- (4) 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業
小規模事業所加算が行われる中山間地域等の地域において、訪問介護等を利用する低所得者の利用者負担を10%から9%に軽減する措置を行う市町に対して補助する。

第5-4表 中山間地域等利用者負担額軽減措置事業の状況
(単位 団体、千円)

年 度	対 象 市 町 数	補 助 額
令和6年度(予定)	0	0
令和5年度	0	0
令和4年度	0	0

(注) 対象市町数及び補助額は、各年度の決算時点の数値
(ただし、令和6年度は当初予算時点の数値) [補助割合 国1/2、県1/4、市町1/4]

4 広報

介護保険制度の内容及び県の取組について広く周知を図るため、県の広報媒体等を活用した広報事業を実施する。

5 広島県介護保険審査会の運営（予算額 1,336 千円）

保険者である市町の行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う第三者機関として設置している広島県介護保険審査会を運営する。（平成 11 年度創設）

第 6 表 審査請求の状況

（単位 件）

年 度	裁決件数	審 理 結 果
令 和 5 年 度	2	裁決（却下）1 件、（認容）1 件
令 和 4 年 度	1	裁決（棄却）1 件、（認容）0 件
令 和 3 年 度	5	裁決（棄却）3 件、（認容）2 件

6 介護給付の適正化（予算額 25,974 千円）

高齢化の進展に伴い、介護給付費が増大する中で、「第 6 期広島県介護給付適正化計画」（令和 6～令和 8 年度）に基づき、県、市町及び広島県国民健康保険団体連合会が連携して介護給付の適正化に取り組むことにより、制度の安定的運営を図る。

(1) 保険者（市町）の指導・支援（予算額 663 千円）

県・市町が十分な連携を図り、介護保険制度の適正な運営を推進するため、保険者である市町に対する指導・支援等を実施する。（平成 12 年度創設）

(2) 認定調査員等の研修（予算額 2,363 千円）

認定調査の標準化・適正化に向けて、認定調査員等に対する研修事業を実施する。

（単位 千円）

区 分	研 修 名	内 容	予 算 額
要介護認定	認定調査員新規研修	新規に認定調査に従事する者に対する認定調査の手法・調査の留意点等に関する研修（平成 11 年度創設）	1,106
	認定調査フォローアップ研修	現に認定調査に従事している認定調査員に対する事例検討等による調査の実施方法等に関する研修（平成 19 年度創設）	—
	介護認定審査会委員研修	要介護認定の仕組み・介護認定審査会の審査・判定の方法等に関する研修（平成 11 年度創設）	366
	認定審査会運営適正化研修	審査会事務局職員に対する認定審査の適正な運営のための知識・技能に関する研修（平成 20 年度創設）	891

（注）認定調査フォローアップ研修、介護認定審査会委員研修及び認定審査会運営適正化研修は、隔年実施である。

(3) 保険者機能強化支援事業（予算額 22,948 千円）

保険者である市町の意識改革を促し、保険者による介護費用等の分析、財政的インセンティブ評価指標の取組への支援やケアプラン点検研修の実施により、保険者機能の強化を図る。（平成 30 年度創設）

2 9 災害救助対策

〔現況及び施策の方向〕

我が国は、気象や地理的要因により自然災害を受けやすく、毎年のように風水害や地震等の災害が発生し、甚大な人的・物的被害が生じている。

このため、災害が発生した際には、災害救助法による救助、災害弔慰金、災害見舞金等の支給や災害援護資金の貸付等により、被災者の救助・支援を行うとともに、南海トラフ巨大地震を想定した応急救助物資の計画的な備蓄を行い、災害応急救助体制の確立を図る。

また、避難所の環境改善・運営改善を図るため、避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成を進めるとともに、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対し、平時・災害時の切れ目のない包括的な支援体制を構築する。

〔事業の内容〕

1 災害救助法による救助（予算額 48,662 千円）

災害によって一定規模以上の被害が生じ、被災者が応急的救助を必要とする場合に、県は災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全のための措置を行う。（昭和 23 年度創設）

第 1 表 災害救助法の適用状況

区 分	期 日	適 用 市 町（適用災害）
令和 3 年度	8 月 12 日	広島市、三次市、安芸高田市、北広島町（令和 3 年 8 月 11 日からの大雨による災害）
平成 30 年度	7 月 5 日	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町（平成 30 年 7 月豪雨災害）
平成 26 年度	8 月 20 日	広島市（8.19 からの大雨災害）
平成 22 年度	7 月 14、16 日	呉市、庄原市、世羅町（7.12 からの大雨災害）
平成 16 年度	9 月 7 日	呉市、倉橋町（台風第 18 号）

〔参 考〕災害救助法による救助の適用基準

市 町 の 人 口		住 家 滅 失 世 帯 数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 "	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

- （注）1 市町の人口規模に応じ、住家滅失世帯数が、この表の基準に達した場合、災害救助法による救助を実施できる。
 2 県内で、住家滅失世帯数が 2,000 に達した場合は、市町ごとの住家滅失世帯数は、この基準の 2 分の 1 とする。
 3 住家滅失世帯数の算定に当たっては、全壊（焼）を 1、半壊（焼）を 2 分の 1、床上浸水を 3 分の 1 として計算する。
 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合、災害救助法による救助を実施できる。

2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付（予算額 9,975 千円）

市町が、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき被災者等に対して次のような援護をする場合に必要な財源の助成を行うとともに、制度運営についての指導助言を行う。（昭和 48 年度創設）

被災者等に対する援護措置の概要

区 分	要 件	援 護 の 内 容	負 担 割 合
災害弔慰金の支給	法で定める一定規模以上の自然災害で死亡した場合	生計維持者の死亡 500 万円 その他の者の死亡 250 万円	国 1/2、県 1/4、 市町 1/4
災害障害見舞金の支給	法に定める一定規模以上の自然災害で所定の障害を受けた場合	生計維持者の障害 250 万円 その他の者の障害 125 万円	国 1/2、県 1/4、 市町 1/4
災害援護資金の貸付け	県内で災害救助法が適用された災害で所定の被害を受けた場合	貸付限度額 150 万円～350 万円	国 2/3、県 1/3 (広島市を除く。)

（注）災害援護資金の貸付けには、所得制限がある。

第 2 表 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け

（単位 件、千円）

区 分	弔 慰 金 ・ 障 害 見 舞 金 の 支 給		援 護 資 金 の 貸 付	
	件 数	支 給 額	件 数	貸 付 額
令和 5 年度	1	500	0	0
令和 4 年度	2	5,000	0	0
令和 3 年度	4	15,000	4	8,400

（注）災害援護資金の貸付けは、広島市分を除く。

3 広島県災害見舞金等の支給（予算額 3,000 千円）

自然災害により死亡した人の遺族又は住家に被害を受けた世帯の世帯主に対して、次の見舞金等を支給する。（昭和 62 年度創設）

被災者等に対する援護措置の概要

区 分	要 件	援 護 の 内 容	負 担 割 合
災害弔慰金の支給	災害により死亡した場合	死亡者 1 人につき 50 万円	県 10/10
災害見舞金の支給	災害により住家の全壊又は半壊の被害があった場合	全壊 1 世帯当たり 30 万円 半壊 " 10 万円	県 10/10

第 3 表 広島県災害見舞金等の支給

（単位 件、千円）

区 分	件 数	支 給 額
令和 5 年度	0	0
令和 4 年度	1	500
令和 3 年度	164	19,000

4 被災者生活再建支援制度（予算額 3,250 千円）

(1) 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害により住家が全壊等した被災者に対して、その生活再建のために支援金を支給する。（平成 11 年度創設）

(2) 広島県被災者生活再建支援制度（予算額 3,250 千円）

被災者生活再建支援法が適用されることとなる災害について、被災者世帯数が被災者生活再建支援法の基準に満たない市町において、自然災害により住家が全壊等した被災者に対して、市町と共同し、その生活再建のための支援金を支給する。（平成 12 年度創設）

第 4 表 広島県被災者生活再建支援制度の実績

（単位 件、千円）

区 分	件 数	支 給 額
令 和 5 年 度	0	0
令 和 4 年 度	6	4,813
令 和 3 年 度	15	11,250

被災者生活再建支援制度の概要

支給額は、次の 2 つの支援金の合計額（単身世帯の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金〔基礎支援金〕

住宅の被害程度	全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100 万円	50 万円	—

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金〔加算支援金〕

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅除く)
支給額	全壊、大規模半壊	200 万円	100 万円	50 万円
	中 規 模 半 壊	100 万円	50 万円	25 万円

5 災害応急救助物資備蓄事業（予算額 34,287 千円）

大規模な地震災害等に備え、「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」（令和 4 年 3 月）による備蓄計画に基づき、食料、生活必需品等を備蓄している。（平成 10 年度創設）

災害応急救助物資の備蓄

備蓄想定災害	南海トラフ巨大地震
備 蓄 品 目	食料：乳幼児用ミルク（粉ミルク（一般・アレルギー対応）、液体ミルク）、離乳食、アルファ化米、クラッカー等 生活必需品：毛布、乳幼児用おむつ、成人用おむつ、生理用品、簡易トイレ（ほ乳びん：市町で備蓄） 救急医療セット
備蓄対象期間	2 日分（食料は発災当日及び翌日の 4 食分）を県、市町で分担備蓄（発災当日：市町、翌日：県）
備 蓄 方 法	広島県防災拠点施設備蓄倉庫及び県西部の民間物流施設の 2 か所に備蓄するとともに、民間物流倉庫等の在庫を県の備蓄とみなす流通備蓄方式等を進める。（救急医療セットは県立病院に備蓄）

6 避難所環境改善支援事業（予算額 8,674 千円）

個別又は共通の避難所開設・運営マニュアルをいずれも未作成である市町を主なターゲットとしたマニュアル作成の必要性理解研修・個別市町支援を行うとともに、個別避難所を支援するために、避難所開設・運営マニュアル作成支援アドバイザー及び避難所開設・運営訓練アドバイザーを引き続き派遣する。また、アドバイザーの育成研修を行う。（令和 3 年度創設）

7 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（予算額 5,500 千円）

災害福祉支援ネットワーク事務局を設置・運営し、平時から、災害時に備えた研修・訓練や情報共有等を行うとともに、災害時には、災害福祉支援チーム（DWA T）を組成し、避難所における要配慮者等の福祉ニーズへの対応を迅速かつ適切に行うための支援体制を構築する。（令和3年度創設）

また、災害派遣福祉チームの具体的な活動に備え、先遣チームの派遣や医療・保健分野との連携に関する実践的な研修及び訓練等を実施する。

8 防災と福祉の連携による個別計画策定促進事業（予算額 21,716 千円）

災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の個別避難計画に向けて、「福祉」・「防災」が連携した取組（モデル事業）を市町と協力して実施し、実践事例や活動成果等を取りまとめて広く周知等を進めてきた。（令和3年度創設）

令和6年度からは、これまでの取組や課題等を踏まえて、地域・関係者へのアプローチや協働等について、専門アドバイザーによる助言の実施等、後方支援を行う。

また、要支援者の状態に対応する避難先環境の確保を合わせて進めていく必要があるため、令和6年3月に作成した、「広島県福祉避難所等の確保・運営ガイドライン」を活用して、市町や社会福祉施設向けの説明会を実施し、福祉避難所の整備促進に取り組む。

30 地域福祉活動の振興

〔現況及び施策の方向〕

団塊の世代の高齢化を契機として、高齢化が一層進行し、要介護者、認知症高齢者、単独・夫婦のみの世帯の高齢者が増加する一方で、現役世代人口は減少している。今後も、県民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、自治会など関係機関や関係者の協力と地域住民の協働により、地域の中で様々な支援を受けながら生活できるよう、地域福祉活動の振興に努める。

〔事業の内容〕

1 組織の育成

(1) (社福) 広島県社会福祉協議会への指導援助

地域福祉の推進を図るため、地域福祉の推進を目的とする団体である社会福祉協議会、市町社会福祉協議会の指導、援助機関である(社福) 広島県社会福祉協議会に対する指導援助に努める。

第1表 広島県社会福祉協議会会費

(単位 千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	負担割合
県 分 担 金	400	400	400	県 10/10

(2) (社福) 広島県共同募金会への指導援助

共同募金運動が県民の理解と支持のもとに、更に発展するよう(社福) 広島県共同募金会に対する指導援助に努める。(昭和22年度創設)

第2表 広島県共同募金運動の募金状況

(単位 千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目 標 額 総 数	360,000	350,000	350,000
実 績 額 総 数	303,011	299,646	304,525

(注) 平成21年度から、従来の「赤い羽根共同募金」運動期間終了後、「使途選択募金」運動を3か月間実施

2 地域福祉活動推進基盤の整備(「ふれあい基金」の補助)(予算額 5,000千円)

(社福) 広島県社会福祉協議会が実施している交通遺児就学奨励金給付事業の原資として、「ふれあい基金」のうちの「交通遺児就学奨励基金」に補助する。(平成4年度創設)

第3表 ふれあい基金(交通遺児就学奨励基金)への補助状況

(単位 円)

区 分	補 助 額	摘 要
令和5年度	3,124,823	基金により次の事業を行う。 ・交通遺児就学奨励金給付事業 ・児童養護施設入所児童等就職奨励金給付事業 (平成25年度より)
令和4年度	3,115,294	
令和3年度	13,130,938	

3 地域福祉実践活動の振興

(1) 福祉サービス利用援助事業（予算額 126,130 千円）

認知症高齢者、知的障害者など、判断能力が不十分であることにより、様々な保健・福祉サービスを適切に利用することが困難な人に対して、適切な利用援助等を行い、地域で自立した生活ができるよう支援する体制を整備する。（平成 11 年度創設）

第 4 表 利 用 状 況

（単位 件）

区 分	相 談 件 数	契 約 締 結 件 数
令 和 5 年 度	75,362	192
令 和 4 年 度	76,124	204
令 和 3 年 度	77,251	223

（注）1 広島市を除く。

2 相談件数は、次により計上している。

・相談件数は、同一事案であっても相談 1 回当たり 1 件を計上している。

・平成 19 年度から当該事業に係る問合せについても相談件数に計上している。

補助額	（社福）広島県社会福祉協議会	25,226 千円
	基幹的社会福祉協議会	100,904 千円
負担割合	国 1/2、県 1/2	

(2) 権利擁護支援体制強化事業（予算額 15,514 千円）

市町職員等を対象として、本人の意思決定支援などの権利擁護支援の知識や中核機関の具体的実務を習得する研修を実施するとともに、権利擁護に必要な支援体制等の検討を行うための協議体の運営や弁護士や司法書士等の専門家を市町や市町社協へ派遣して助言等を行うことで、市町の中核機関の整備や機能強化、地域連携ネットワークの構築を支援する。（令和 2 年度創設、令和 6 年度事業名変更）

（第 2 期広島県地域福祉支援計画 「成年後見制度における中核的機能を有し、地域連携ネットワークの構築に取り組む市町数」 令和 11 年度 23 市町）

(3) 福祉サービス苦情解決事業（予算額 8,582 千円）

福祉サービスに関する利用者からの苦情に適切に対応するため、助言、相談、調査若しくはあつせん又は県知事への通知を行うことにより、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援するとともに、福祉サービスの利用者の権利を擁護する。（平成 12 年度創設）

第 5 表 相 談 状 況

（単位 件）

区 分	受 付 件 数	問 合 せ 件 数
令 和 5 年 度	33	599
令 和 4 年 度	23	361
令 和 3 年 度	24	295

補助額	（社福）広島県社会福祉協議会	8,582 千円
負担割合	国 1/2、県 1/2	

(4) 地域生活定着支援事業（予算額 29,135 千円）

高齢又は障害を有するため福祉的支援が必要な執行猶予者等及び矯正施設退所予定者に対して、地域生活定着支援センターによる支援を行い、司法と福祉が連携して、社会復帰及び再犯防止を図る。（平成 22 年度創設）

(5) 広島県社会福祉協議会事業（予算額 33,211 千円）

（社福）市町社会福祉協議会と（社福）広島県社会福祉協議会が協働し実施する、小地域福祉活動の推進のための事業を支援し、地域における住民を主体とする福祉活動の推進を図る。（昭和 43 年度創設）

第 6 表（社福）広島県社会福祉協議会に対する小地域福祉活動を支援する事業補助の状況
（単位 千円）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	負 担 割 合
小地域福祉活動の支援に係る事業 （福祉活動指導員費，活動費等）	27,583	27,583	27,583	県 10/10
	6,688	5,628	5,628	県 1/2 国 1/2
計	34,271	33,211	33,211	

(6) 広島県地域医療介護総合確保事業（予算額 34,900 千円）

地域において、認知症高齢者等を支える市民後見人の養成等を行う。（平成 27 年度創設）

第 7 表 補 助 状 況

（単位 千円）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
権利擁護人材の担い手養成・確保事業	19,349	17,135	23,975
補助額	（社福）広島県社会福祉協議会 12,108 千円 広島市 12,372 千円 福山市 5,238 千円 三次市 1,420 千円 廿日市市 3,762 千円		
負担割合	国 2/3，県 1/3		

4 ボランティア活動の振興（予算額 9,360 千円）

（社福）広島県社会福祉協議会が設置している広島県ボランティアセンターが実施する福祉ボランティア活動の広域的推進機能の充実を図る。（平成 6 年度創設）

○ 負担割合 国 1/2、県 1/2

(1) ボランティアセンター事業（予算額 3,160 千円）

県ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置し、福祉ボランティアの相談、斡旋に努めるとともに、インターネットによる福祉ボランティア情報の発信・検索及び福祉ボランティアのための活動の場の提供を行う。（平成 9 年度創設）

(2) 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業（予算額 5,000 千円）

災害ボランティアセンター支援員を配置し、（社福）市町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの研修等に対する助言や災害支援関係者のネットワーク構築を支援する。（平成 19 年度創設）

(3) 担い手づくり・連携支援事業（予算額 1,200 千円）

被災者生活サポートボラネット（災害時に、NPO 団体や行政など関係機関と連携してボランティア活動の支援を行うためのネットワーク）について、課題別の部会を設置し災害時の支援体制を強化する。また、県・（社福）市町社会福祉協議会と大学との連携会議、（社福）市町社会福祉協議会と学生ボランティア等との連携事業を実施する。

5 老人保健福祉月間事業（予算額 8 千円）

県民の間に広く高齢者の福祉について関心と理解を深めるとともに、高齢者に自らの生活の向上に努める意欲を促すため、9月を老人保健福祉月間と定め、市町及び関係団体と協力して、諸行事を実施する。（昭和42年度創設）

第8表 老人保健福祉月間事業の実施状況

事業	事業内容
広報活動	・県ホームページ等による広報 ・百歳長寿者への内閣総理大臣祝状・記念品伝達 ・関連事業の紹介

6 地域共生社会の推進（予算額 1,698,858 千円）

高齢者、障害者、子ども・子育て家庭など、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「丸ごと」つながる、「誰も置き去りにしない福祉のまちづくり」（地域共生社会）の実現を図る。（平成30年度創設）

(1) 地域共生社会推進事業（予算額 38,604 千円）

地域が抱えている生活課題を住民と専門職、多様な主体が連携・協働して取り組むための仕組みと土壌づくりをモデル的に実施するとともに、市町の取組を支援する。（令和2年度創設）

（単位 千円）

区分	事業内容	予算額
地域支え合いコーディネーターの育成（コーディネート機能強化研修の開催）	住民主体の地域活動への支援やアウトリーチによる生活課題の掘り起こし、支援機関のネットワーク化等を推進する担い手の育成研修を実施	722
市町の取組みを支援する体制づくり	専門支援員を配置して、モデル活動への支援や成果・課題等の検証、研修の企画・運営、市町の包括的な支援体制構築に向けた訪問等による支援を実施	8,539
県民理解の促進を図るモデル事業の実施	令和7年度実施に向け、モデル地域の選定・調整や活動計画や検証方法の設定、普及教材の作成や協力ボランティア養成研修を実施	29,343

(2) 重層的支援体制整備事業交付金（予算額 1,660,254 千円）

既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための市町の取組（「重層的支援体制整備事業」の実施）を支援することにより、地域における重層的なセーフティネットの構築促進を図る。（令和 3 年度創設）

（単位 千円）

事業	事業内容	交付市町	予算額
重層的支援体制整備事業交付金 （社会福祉法第 106 条の 9）	「重層的支援体制整備事業」を構成する既存事業 （下記 1、2）及び新たな機能（下記 3）に係る県 補助金を一括交付 【1 相談支援】 ・地域包括支援センター運営事業（高齢） ・障害者相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業）（障害） ・利用者支援事業（子ども） 【2 地域づくりに向けた支援】 ・生活支援体制整備事業（高齢） ・地域介護予防活動支援事業（高齢） ・生活支援体制整備事業（地域活動支援センター機能強化事業）（障害） ・地域子育て支援拠点事業（子ども） 【3 新たな機能】 ・多機関協働事業 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ・参加支援事業	広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 大竹市 東広島市 廿日市市 海田町 坂町	1,660,254

3 1 社会福祉法人等の指導援助

〔現況及び施策の方向〕

社会福祉法人に対してその適正な運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保及び社会福祉施設（事業）の適正な運営の確保を図るため、運営指導及び指導監査の充実を図る。

社会福祉法人が社会福祉施設を整備する場合に、法人の健全な運営を図るため、利子償還に要する経費を助成する。

〔事業の内容〕

1 社会福祉法人等の運営指導（予算額 15,214 千円）

法人等指導監査強化事業

社会福祉法人は、地域における社会福祉事業の主たる担い手として高い公共性を有する団体であることから、その事業が確実、効率的かつ適正に実施されるよう、経営基盤の強化及び提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を確保するため、運営指導及び指導監査の充実・強化を図る。

なお、会計経理及び労務管理に係る監査について、専門的知識を持つ公認会計士及び社会保険労務士を非常勤特別職に任命し、実地にて指導監査を実施することにより、指導水準の向上を図る。

第1表 指導監査（実地）の実施状況

（単位 所、％）

区 分	社会福祉法人			社会福祉施設		
	対 象 数	実 施 数	実 施 率	対 象 数	実 施 数	実 施 率
令和5年度	64	22	34.3	315	173	54.9
令和4年度	65	23	35.4	308	172	55.8
令和3年度	62	1	1.6	308	307	99.7

2 民間社会福祉施設の整備（予算額 1 千円）

独立行政法人福祉医療機構資金借入償還利子の助成

社会福祉法人が、社会福祉施設を整備するための事業資金として、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金に係る償還利子の4分の3以内の額（ただし、平成11年度以降実施事業については、借入利率1.15%を超える部分に相当する額以内の額）を助成し、法人の健全な施設経営を図る。（昭和36年度創設）

第2表 利子補助の状況

（単位 法人、千円）

区 分	補助対象法人数	借入金総額	償還利子額	補助額
令和6年度（予定）	1	45,000	16	1
令和5年度	4	258,900	210	24
令和4年度	4	258,900	406	49

（新規採択は平成15年度事業実施分で終了）

〔負担割合 県3／4〕

3 民間社会福祉施設運営基盤の充実（予算額 618,517 千円）

民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業の助成

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施している退職手当共済事業について必要経費の3分の1を助成する。（昭和36年度創設）

第3表 独立行政法人福祉医療機構に対する補助の状況

(単位 所、人、円、千円)

区 分	加入施設数	加入職員数	1人当たりの補助単価	補 助 額
令和5年度	1,485	12,214	48,770	595,677
令和4年度	1,481	12,451	43,400	540,373
令和3年度	1,470	12,779	43,750	559,082

(注) 広島市、呉市及び福山市を含む。

〔負担割合 国1/3、県1/3、共済契約者1/3〕

4 高齢者福祉保健施設の整備（予算額 2,425,723千円）

(1) 広域型介護保険施設等の整備

高齢者の個性やプライバシーを重視した「個人の自立を尊重したケア」を目指し、「第8期ひろしま高齢者プラン」に基づき、高齢者福祉保健施設の個室・ユニット化を進めるなど、生活環境の向上を推進する。

(2) 地域密着型介護保険施設等の整備（予算額 1,764,086千円）

法人等が設置する小規模介護施設等の整備等に要する経費等を補助することにより、介護施設等の整備促進を図るとともに、介護施設入所者の安全・安心を確保する。（平成27年度創設）

事業名	事業内容														
地域密着型サービス等整備 助成事業	小規模介護施設等の整備に対する補助（県10/10） 新たな小規模介護施設等を設置する経費に対して、施設種別の配分基礎単価に応じ補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等） <table> <tr> <th>対 象 施 設</th><th>配分基礎単価</th></tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ</td><td>4,880千円×整備床数</td></tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>36,600千円／一施設</td></tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td><td>36,600千円／一施設</td></tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>6,470千円／一施設</td></tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>36,600千円／一施設</td></tr> </table>	対 象 施 設	配分基礎単価	地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	4,880千円×整備床数	小規模多機能型居宅介護事業所	36,600千円／一施設	認知症高齢者グループホーム	36,600千円／一施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470千円／一施設	看護小規模多機能型居宅介護事業所	36,600千円／一施設		
対 象 施 設	配分基礎単価														
地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	4,880千円×整備床数														
小規模多機能型居宅介護事業所	36,600千円／一施設														
認知症高齢者グループホーム	36,600千円／一施設														
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470千円／一施設														
看護小規模多機能型居宅介護事業所	36,600千円／一施設														
介護施設等の整備（創設）に あわせて行う広域型施設の大 規模修繕・耐震化整備支援事 業	広域型施設の大規模修繕・耐震化整備に対する補助（県10/10） 介護計画で定める施設を創設する条件の下に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業経費に対して、配分基礎単価に応じ補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等） <table> <tr> <th>対 象 施 設</th><th>配分基礎単価</th></tr> <tr> <td>広域型老人保健施設、ケアハウス（定員30人以上）等</td><td>1,230千円×定員数</td></tr> </table>	対 象 施 設	配分基礎単価	広域型老人保健施設、ケアハウス（定員30人以上）等	1,230千円×定員数										
対 象 施 設	配分基礎単価														
広域型老人保健施設、ケアハウス（定員30人以上）等	1,230千円×定員数														
介護施設等の施設開設準備 経費等支援事業	介護施設等の開設準備経費に対する補助（県10/10） 新たな介護施設等を設置する場合等に、円滑な開設を図るため、開設準備に要する経費を、次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等） <table> <tr> <th>対 象 施 設</th><th>配分基礎単価</th></tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム、併設ショートステイ</td><td>914千円×定員数</td></tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ</td><td>914千円×定員数</td></tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>914千円×宿泊定員数</td></tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>914千円×宿泊定員数</td></tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td><td>914千円×定員数</td></tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>15,300千円／一施設</td></tr> </table>	対 象 施 設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	914千円×定員数	地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	914千円×定員数	小規模多機能型居宅介護事業所	914千円×宿泊定員数	看護小規模多機能型居宅介護事業所	914千円×宿泊定員数	認知症高齢者グループホーム	914千円×定員数	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	15,300千円／一施設
対 象 施 設	配分基礎単価														
特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	914千円×定員数														
地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	914千円×定員数														
小規模多機能型居宅介護事業所	914千円×宿泊定員数														
看護小規模多機能型居宅介護事業所	914千円×宿泊定員数														
認知症高齢者グループホーム	914千円×定員数														
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	15,300千円／一施設														

事業名	事業内容				
大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業	既存の介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入事業に対する補助（県10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等） <table> <tr> <th>対象施設</th><th>配分基礎単価</th></tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等</td><td>458千円×定員数</td></tr> </table>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等	458千円×定員数
対象施設	配分基礎単価				
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等	458千円×定員数				
介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業	介護予防・健康づくり・防災に対する意識共有を図るために必要な備品購入費、出前授業の講師謝金等に対する補助（県10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等） <table> <tr> <th>対象施設</th><th>配分基礎単価</th></tr> <tr> <td>介護予防拠点</td><td>109千円×施設数</td></tr> </table>	対象施設	配分基礎単価	介護予防拠点	109千円×施設数
対象施設	配分基礎単価				
介護予防拠点	109千円×施設数				
介護施設等における看取り環境整備事業	介護施設等における看取り環境を整備する事業に対する補助 介護施設等における看取り対応のため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設改修に対する補助（県10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等） <table> <tr> <th>対象施設</th><th>配分基礎単価</th></tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等</td><td>3,820千円/一施設</td></tr> </table>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等	3,820千円/一施設
対象施設	配分基礎単価				
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等	3,820千円/一施設				
簡易陰圧装置設置経費支援事業	介護施設等における簡易陰圧装置設置経費に対する補助 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、陰圧装置設置に係る経費に対する補助（県10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等） <table> <tr> <th>対象施設</th><th>配分基礎単価</th></tr> <tr> <td>介護保険施設、養護老人ホーム等</td><td>4,710千円/台 (定員数を上限)</td></tr> </table>	対象施設	配分基礎単価	介護保険施設、養護老人ホーム等	4,710千円/台 (定員数を上限)
対象施設	配分基礎単価				
介護保険施設、養護老人ホーム等	4,710千円/台 (定員数を上限)				
ゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業	ゾーニング環境等の整備経費に対する補助 介護施設等における感染防止のためのゾーニング環境等の整備経費に対する補助（県10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等） <table> <tr> <th>対象施設</th><th>配分基礎単価</th></tr> <tr> <td>広域型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ等</td><td> ユニット型施設での玄関室設置 1,090千円/1か所 従来型個室・多床室のゾーニング 6,540千円/1か所 家族面会室 3,820千円/1施設・事業所 </td></tr> </table>	対象施設	配分基礎単価	広域型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ等	ユニット型施設での玄関室設置 1,090千円/1か所 従来型個室・多床室のゾーニング 6,540千円/1か所 家族面会室 3,820千円/1施設・事業所
対象施設	配分基礎単価				
広域型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ等	ユニット型施設での玄関室設置 1,090千円/1か所 従来型個室・多床室のゾーニング 6,540千円/1か所 家族面会室 3,820千円/1施設・事業所				
事業名	事業内容				
多床室の個室化に要する経費支援事業	多床室の個室化に要する経費支援事業 介護施設等における感染防止のための多床室の個室化に要する経費に対する補助（県10/10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等） <table> <tr> <th>対象施設</th><th>配分基礎単価</th></tr> <tr> <td>養護老人ホーム等</td><td>1,070千円/定員数</td></tr> </table>	対象施設	配分基礎単価	養護老人ホーム等	1,070千円/定員数
対象施設	配分基礎単価				
養護老人ホーム等	1,070千円/定員数				
介護職員の宿舎施設整備事業	介護職員の宿舎施設を整備する事業に対する補助 介護施設等の事業者が当該施設に勤務する職員のために宿舎を整備する経費に対する補助（県1/3） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等） <table> <tr> <th>対象施設</th><th>配分基礎単価</th></tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護医療院等</td><td>整備費用の3分の1（介護職員1定員当たりの延べ床面積33㎡を上限とする。）</td></tr> </table>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護医療院等	整備費用の3分の1（介護職員1定員当たりの延べ床面積33㎡を上限とする。）
対象施設	配分基礎単価				
特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護医療院等	整備費用の3分の1（介護職員1定員当たりの延べ床面積33㎡を上限とする。）				

(3) 軽費老人ホームの運営（予算額 661,637 千円）

60 歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下や高齢のため独立して生活するには不安がある人などを対象とした入所施設である軽費老人ホームについて、その運営費を助成する。

第 4 表 軽費老人ホーム運営費補助金の状況

(単位 人、円)

施設種別	令和 5 年度		令和 6 年度	
	定員	決算額	定員	予算額
軽費老人ホーム	1,084	630,864,000	1,084	661,637,000

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

第 5 表 高齢者福祉保健施設整備目標数

(単位 人)

区 分	令和 5 年度末 整備数	令和 6－8 年度 整備予定数	療養病床からの転換 を除く整備予定数	令和 5 年度 整備数	令和 6 年度末 整備目標数
養 護 老 人 ホ ー ム	1,788	0	0	0	1,788
特別養護老人ホーム	14,196	257	257	165	14,287
軽 費 老 人 ホ ー ム	2,341	0	0	0	2,341
介護老人保健施設	8,642	0	0	0	8,642
介 護 医 療 院	2,373	52	52	104	2,373
合 計	29,340	309	309	269	29,431

(注) 広島市、呉市及び福山市分を含む。

5 高齢者虐待予防対策の推進

平成 18 年 4 月に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されたことに伴い、法の趣旨等を県民、事業者、関係団体、市町等に対し、普及啓発を図る。

また、虐待防止施策に反映させるため、県内の高齢者虐待の状況を把握するとともに、集計結果を公表する。

県内 23 市町が「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置して虐待防止対策に組織的に取り組んでおり、引き続き、市町及び関係団体とも連携し、高齢者虐待の防止、養護者の支援に努める。

6 介護サービスの質の確保・向上（予算額 53,244 千円）

(1) 介護保険サービス適正利用推進事業（予算額 3,101 千円）

介護保険サービスに係る相談や苦情に対する市町の体制強化を図るため、市町の苦情処理担当者の研修等を実施して、介護サービスの適正利用を推進し、適切な介護サービスを確保する。(平成 23 年度創設)

(2) 事業者の指定・指導（予算額 33,659 千円）

介護サービス、介護予防サービスを提供する事業者（施設）の指定・開設許可を行うとともに、指導監査を実施する。(平成 12 年度創設)

第6表 指定事業者数

サービス区分	指定件数
居宅サービス事業所	3,204
介護予防サービス事業所	1,793
介護保険施設	348
計	5,345

(注) 1 保険医療機関や保険薬局のみなし指定事業所については、「(介護予防) 通所リハビリテーション」、「(介護予防) 短期入所療養介護」以外は計上していない。

(注) 2 令和6年4月1日現在の数値による。

(注) 3 指定権限が移譲されている広島市、福山市、呉市、三次市に所在する事業所も含む。

(注) 4 居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス及び総合事業のサービスを除く。

(3) 介護サービス事業管理システム運営（予算額 11,906 千円）

介護保険事業者情報管理システム等を運営し、指定・指導等の事業者情報を一元的に管理するとともに、市町との情報ネットワークによる共有化により介護保険事業者の適正かつ効果的な指定・指導事務の体制を確保する。（平成19年度新規改編）

項目	内容
介護保険事業者の情報管理	・開設者情報・事業所情報・報酬情報（加算情報）等の入力・管理、新規指定事業者の事業所番号付番 ・指導・監査情報等の管理
関係システムへの情報連携	次の関係システムへ情報を提供 ・国民健康保険団体連合会システム ・介護支援専門員管理システム
市町オンラインネットワーク化事業	・県と市町を情報ネットワークで結び事業者情報を共有化

(4) 介護サービス情報公表制度事業（予算額 4,578 千円）

介護保険法に基づく制度の円滑な運営、介護サービス情報の利用促進及び介護サービスの質の向上を図るため、介護サービス事業者の介護サービス情報をインターネットで公表する。

また、必要に応じて、介護保険事業者に対して、公表に係る調査を実施する。（平成18年度創設）

3 2 生活援護

〔現況及び施策の方向〕

県内の生活保護の動向は、被保護世帯数、被保護人員ともに昭和 58 年度をピークに減少し、平成 5 年度を底に、その後、微増傾向で推移してきた。平成 10 年度後半からは都市部を中心に顕著な増加傾向を示していたが、平成 25 年度より減少に転じた。

また、世帯類型別被保護世帯数の構成比については、傷病・障害者世帯と高齢者世帯の合計が総数の約 8 割を占めている。

今後とも、関係機関との連携を図り、被保護世帯の自立援助対策の推進に努める。

第 1 表 被保護世帯・人員・保護率（1 か月平均）の状況

（単位 世帯、人、%）

区 分		世帯数	人 員	保 護 率					
				全国	県 分	広島市	呉市	福山市	県総計
令和 4 年度	県 分	5,703	7,258	16.2	8.0	19.5	15.4	13.0	14.3
	広島市分	18,344	23,252						
	呉 市 分	2,638	3,236						
	福山市分	4,709	5,929						
	計	31,394	39,675						
令和 3 年度	県 分	5,680	7,260	16.2	8.0	19.7	15.6	13.2	14.4
	広島市分	18,430	23,553						
	呉 市 分	2,692	3,333						
	福山市分	4,754	6,027						
	計	31,556	40,173						
令和 2 年度	県 分	5,621	7,246	16.3	7.9	19.9	16.0	13.4	14.5
	広島市分	18,454	23,861						
	呉 市 分	2,746	3,435						
	福山市分	4,768	6,087						
	計	31,589	40,629						

（注）保護停止中を含む。

第2表 世帯類型別世帯数（1か月平均）の状況

(単位 世帯、%)

区 分		高齢者世帯	母子世帯	傷病 障害者 世 帯	その他の 世 帯	計
令和 4 年 度	県 分	2,999 (52.9)	253 (4.5)	1,553 (27.4)	860 (15.2)	5,665 (100.0)
	広島市分	8,994 (49.2)	1,005 (5.5)	5,665 (31.0)	2,606 (14.3)	18,270 (100.0)
	呉 市 分	1,473 (56.5)	88 (3.4)	573 (22.0)	472 (18.1)	2,606 (100.0)
	福山市分	2,664 (56.8)	201 (4.3)	1,391 (29.6)	436 (9.3)	4,692 (100.0)
	計	16,130 (51.6)	1,547 (5.0)	9,182 (29.4)	4,374 (14.0)	31,233 (100.0)
令和 3 年 度	県 分	2,996 (53.1)	260 (4.6)	1,564 (27.7)	823 (14.6)	5,643 (100.0)
	広島市分	8,983 (48.9)	1,080 (5.9)	5,599 (30.5)	2,698 (14.7)	18,360 (100.0)
	呉 市 分	1,507 (56.4)	99 (3.7)	579 (21.7)	486 (18.2)	2,671 (100.0)
	福山市分	2,703 (57.0)	204 (4.3)	1,406 (29.6)	430 (9.1)	4,743 (100.0)
	計	16,189 (51.1)	1,643 (5.2)	9,148 (29.1)	4,437 (14.1)	31,417 (100.0)
令和 2 年 度	県 分	2,952 (52.9)	278 (5.0)	1,566 (28.0)	789 (14.1)	5,585 (100.0)
	広島市分	8,905 (48.4)	1,150 (6.3)	5,565 (30.3)	2,763 (15.0)	18,383 (100.0)
	呉 市 分	1,542 (56.6)	109 (4.0)	597 (21.9)	475 (17.4)	2,723 (100.0)
	福山市分	2,698 (56.7)	223 (4.7)	1,406 (29.6)	428 (9.0)	4,755 (100.0)
	計	16,098 (51.2)	1,759 (5.6)	9,133 (29.0)	4,455 (14.2)	31,445 (100.0)

(注) 1 保護停止中は含まない。

2 () 内は、構成割合である。

〔事業の内容〕

1 生活保護事業の推進（予算額 284,804 千円）

(1) 最低限度の生活の保障（予算額 260,832 千円）

ア 公的扶助の実施

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護（生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭扶助）を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立援助に努める。（昭和 25 年度創設）

第 3 表 扶助の状況

扶助別人員の状況（1 か月平均）

（単位 人、％）

区 分		生 活	教 育	住 宅	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭	被保護人員
令和 4 年度	県 分	6,200 (85.4)	389 (5.4)	5,507 (75.9)	1,246 (17.2)	6,292 (86.7)	1 (0.0)	137 (1.9)	11 (0.2)	7,258
	広島市分	19,880 (85.5)	1,297 (5.6)	20,807 (89.5)	3,583 (15.4)	17,060 (73.4)	3 (0.0)	525 (2.3)	47 (0.2)	23,252
	呉 市 分	2,679 (82.8)	129 (4.0)	2,497 (77.2)	491 (15.2)	2,705 (83.6)	0 (0.0)	52 (1.6)	5 (0.2)	3,236
	福山市分	5,037 (85.0)	241 (4.1)	5,218 (88.0)	1,311 (22.1)	4,993 (84.2)	0 (0.0)	112 (1.9)	5 (0.1)	5,929
	計	33,796 (85.2)	2,056 (5.2)	34,029 (85.8)	6,631 (16.7)	31,050 (78.3)	4 (0.0)	826 (2.1)	68 (0.2)	39,675
令和 3 年度	県 分	6,227 (85.8)	393 (5.4)	5,474 (75.4)	1,225 (16.9)	6,251 (86.1)	1 (0.0)	150 (2.1)	10 (0.1)	7,260
	広島市分	20,275 (86.1)	1,369 (5.8)	21,110 (89.6)	3,597 (15.3)	17,192 (73.0)	4 (0.0)	551 (2.3)	44 (0.2)	23,553
	呉 市 分	2,787 (83.6)	144 (4.3)	2,599 (78.0)	499 (15.0)	2,783 (83.5)	0 (0.0)	60 (1.8)	8 (0.2)	3,333
	福山市分	5,133 (85.2)	271 (4.5)	5,297 (87.9)	1,320 (21.9)	5,042 (83.7)	1 (0.0)	112 (1.9)	4 (0.1)	6,027
	計	34,422 (85.7)	2,177 (5.4)	34,480 (85.8)	6,641 (16.5)	31,268 (77.8)	6 (0.0)	873 (2.2)	66 (0.2)	40,173
令和 2 年度	県 分	6,201 (85.6)	397 (5.5)	5,422 (74.8)	1,180 (16.3)	6,152 (84.9)	1 (0.0)	158 (2.2)	9 (0.1)	7,246
	広島市分	20,654 (86.6)	1,480 (6.2)	21,419 (89.8)	3,529 (14.8)	17,280 (72.4)	5 (0.0)	572 (2.4)	46 (0.2)	23,861
	呉 市 分	2,870 (83.6)	155 (4.5)	2,680 (78.0)	499 (14.5)	2,837 (82.6)	1 (0.0)	56 (1.6)	8 (0.2)	3,435
	福山市分	5,210 (85.6)	277 (4.6)	5,357 (88.0)	1,298 (21.3)	5,063 (83.2)	1 (0.0)	130 (2.1)	4 (0.1)	6,087
	計	34,934 (86.0)	2,309 (5.7)	34,879 (85.8)	6,506 (16.0)	31,331 (77.1)	7 (0.0)	917 (2.3)	68 (0.2)	40,629

(注) 1 複数の扶助を受給している場合は、それぞれに計上している。

2 保護停止中を含む。

3 () 内は、各扶助ごとの受給割合である。

扶助別扶助費の状況

(単位 千円、%)

区 分		生 活	教 育	住 宅	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭	合 計
令和4年度	県 分	3,069,686 (26.8)	44,202 (0.4)	1,429,363 (12.5)	237,297 (2.1)	6,621,181 (57.8)	4,713 (0.0)	26,039 (0.2)	24,074 (0.2)	11,456,555 (100.0)
	広島市分	11,390,340 (29.8)	145,053 (0.4)	7,192,194 (18.8)	737,113 (1.9)	18,528,785 (48.5)	18,779 (0.0)	90,069 (0.2)	112,139 (0.3)	38,214,472 (100.0)
	呉市分	1,500,131 (28.0)	13,688 (0.3)	702,727 (13.1)	84,832 (1.6)	3,033,853 (56.6)	1,287 (0.0)	10,868 (0.2)	14,954 (0.3)	5,362,340 (100.0)
	福山市分	2,680,030 (28.6)	30,827 (0.3)	1,551,103 (16.5)	256,828 (2.7)	4,828,310 (51.4)	1,517 (0.0)	16,923 (0.2)	20,736 (0.2)	9,386,274 (100.0)
	計	18,640,187 (28.9)	233,770 (0.4)	10,875,387 (16.9)	1,316,070 (2.0)	33,012,129 (51.2)	26,296 (0.0)	143,899 (0.2)	171,903 (0.3)	64,419,641 (100.0)
令和3年度	県 分	3,087,154 (26.5)	44,732 (0.4)	1,411,369 (12.1)	222,420 (1.9)	6,830,343 (58.6)	4,203 (0.0)	28,668 (0.2)	22,062 (0.2)	11,650,951 (100.0)
	広島市分	11,567,057 (29.9)	145,480 (0.4)	7,263,347 (18.8)	718,054 (1.9)	18,741,211 (48.5)	18,426 (0.0)	88,503 (0.2)	111,176 (0.3)	38,653,254 (100.0)
	呉市分	1,541,099 (28.1)	15,617 (0.3)	719,780 (13.1)	98,254 (1.8)	3,078,165 (56.1)	1,529 (0.0)	12,203 (0.2)	19,880 (0.4)	5,486,527 (100.0)
	福山市分	2,726,782 (28.5)	33,552 (0.4)	1,555,192 (16.3)	259,461 (2.7)	4,944,165 (51.8)	2,724 (0.0)	15,248 (0.2)	14,560 (0.2)	9,551,684 (100.0)
	計	18,922,092 (29.0)	239,381 (0.4)	10,949,688 (16.8)	1,298,189 (2.0)	33,593,884 (51.4)	26,882 (0.0)	144,622 (0.2)	167,678 (0.3)	65,342,416 (100.0)
令和2年度	県 分	3,074,632 (26.8)	45,660 (0.4)	1,377,895 (12.0)	193,964 (1.7)	6,731,438 (58.7)	5,958 (0.1)	27,315 (0.2)	18,768 (0.2)	11,475,630 (100.0)
	広島市分	11,900,354 (30.1)	168,300 (0.4)	7,312,546 (18.5)	683,867 (1.7)	19,275,968 (48.7)	18,718 (0.0)	90,820 (0.2)	118,735 (0.3)	39,569,308 (100.0)
	呉市分	1,590,003 (28.6)	17,544 (0.3)	731,205 (13.1)	105,960 (1.9)	3,086,673 (55.5)	2,649 (0.0)	11,498 (0.2)	18,113 (0.3)	5,563,645 (100.0)
	福山市分	2,791,028 (28.9)	30,415 (0.3)	1,568,092 (16.2)	262,596 (2.7)	4,972,008 (51.5)	1,990 (0.0)	16,923 (0.2)	16,799 (0.2)	9,659,851 (100.0)
	計	19,356,017 (29.2)	261,919 (0.4)	10,989,738 (16.6)	1,246,387 (1.9)	34,066,087 (51.4)	29,315 (0.0)	146,556 (0.2)	172,415 (0.3)	66,268,434 (100.0)

(注) 1 数値は、年度内の累計額である。

[負担割合 国 3/4、県 1/4 (市町 1/4)]

2 () 内は、各扶助ごとの構成割合である。

イ 指定医療機関制度による医療の確保

生活保護患者の医療の確保を図るため、医療機関を指定して治療の委託を行っている。

第4表 指定医療機関の状況 (令和6年4月1日現在)

(単位 所)

区 分		医 科	歯 科	調 剤	計
生活保護法指定	県 分	760	491	559	1,810
	広島市分	1116	606	659	2,381
	呉市分	200	132	136	468
	福山市分	320	210	238	768
	計	2,396	1,439	1,592	5,427

ウ 指定介護機関制度による介護の確保

要介護状態等にある被保護者の介護の確保を図るため、指定介護機関に委託して介護サービスの提供を行っている。介護サービス事業所等が介護保険法による指定・許可を受けることで、生活保護法の介護機関の指定を受けたとみなされる。

エ 保護施設への入所

第5表 保護施設への入所状況（令和6年3月末日現在）

（単位 人）

区 分	施 設 名	定員	入 所 人 員					
			県 分	広島市分	呉市分	福山市分	県外分	計
救 護 施 設	呉 広 風 園	55	9	8	29	0	1	47
	みつぎ清風園	100	63	5	0	24	1	93
	救 護 院	60	7	51	1	0	2	61
医療保護施設	府中みくまり病院	317						
	済生会呉病院	150						

(2) 運営指導の充実（予算額 23,972 千円）

ア 事務監査の実施

市町福祉事務所（広島市を除く。）の事務監査を行い、生活保護事業の適正、かつ、効率的な運営が確保されるよう努める。（昭和27年度創設）

第6表 福祉事務所監査の実施状況

（単位 所、％）

区 分	対象箇所	一般監査	実施率	特別監査	巡回指導	特別指導 監査
令和6年度（予定）	22	22	100.0	1	—	1
令和5年度	22	22	100.0	1	—	1
平成4年度	22	22	100.0	1	—	1

（注）広島市を除く。

イ 指定医療、介護機関の指導

指定医療、介護機関を実地指導することによって、医療、介護扶助の適正な実施に努める。（昭和27年度創設）

2 生活困窮者の自立の促進（予算額 1,391 千円）

(1) 生活困窮者への支援

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の措置を講じ、生活困窮者の自立の促進を図る。

第7表 任意事業の実施状況（令和6年度予定）

（単位 実施自治体数）

区 分	就労準備支援事業	一時生活支援事業	家計改善支援事業	子どもの学習・ 生活支援事業	その他生活困窮者の 自立の促進を図る ために必要な事業
県 分	12	10	19	12	2
広島市分	1	1	1	1	1
呉市分	1	1	1	1	1
福山市分	1	—	1	1	—
計	15	12	22	15	4

(2) 生活困窮者就労訓練事業者の認定

雇用による就業を継続していくことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供する事業者を認定する。

第8表 生活困窮者就労訓練事業者の認定状況

(単位 件)

区 分	件 数
県 分	10
広 島 市 分	15
呉 市 分	5
福 山 市 分	13

(注) 令和5年度末現在

3 行旅病人及び行旅死亡人の援護（予算額 684千円）

市町が、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に基づき引取者のない行旅死亡人等の援護を行った場合に、その費用を行旅病人、行旅死亡人等の援護及び取扱の費用弁償に関する規則（昭和33年広島県規則第11号）によって県が負担（広島市、呉市及び福山市を除く。）する。（昭和33年度創設）

第9表 行旅病人及び行旅死亡人の援護状況

(単位 件、円)

区 分	件 数	費 用 負 担 額
令和6年度（予定）	3	684,000
令和5年度	2	158,842
令和4年度	3	343,811

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

[負担割合 10/10]

4 自立更生のための資金援助（予算額 27,521千円）

(1) 生活福祉資金の貸付

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、経済的な自立、生活環境の改善、在宅福祉や社会参加の促進等を図るため生活福祉資金を貸し付け、当該世帯の生活の安定を促進する。（昭和30年度創設）

- 実施主体 （社福）広島県社会福祉協議会
- 貸付種別、貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第10表 生活福祉資金の貸付状況

(単位 件、千円)

資金の種類		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		貸付申込		貸付申込		貸付申込		貸付決定		貸付申込		貸付決定	
		件数	件数	件数	件数	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総合支援資金	生活支援費	1	450	3	1,158	2	606	1	300	4	1,049	4	1,049
	住宅入居費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一時生活再建費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉資金	福祉費	30	10,535	29	7,289	26	3,840	27	4,992	29	7,543	27	6,438
	緊急小口資金	38	2,075	38	2,078	40	2,010	36	1,595	36	2,260	37	2,360
教育支援資金	教育支援費	13	10,941	12	10,701	7	2,868	8	3,108	10	3,633	10	3,633
	就学支度費	20	8,525	21	8,696	10	4,331	10	4,331	15	5,283	15	5,283
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	4	25,283	4	25,283	0	0	0	0	0	0	0	0
計		106	57,809	107	55,205	85	13,655	82	14,326	95	19,868	94	18,863

(注) 広島市、福山市及び呉市を含む。

(単位 件、千円)

資金の種類		令和5年度			
		貸付申込		貸付決定	
		件数	金額	件数	金額
生活 福祉資金 特例貸付	緊急小口資金	1	100	1	100
	福祉費	0	0	0	0
	総合支援資金（延長）	—	—		
	総合支援資金（再貸付）	—	—		
計		1	100	1	100

(注) 1 広島市、福山市及び呉市を含む。

2 特例貸付は、令和6年能登半島地震に係る特例貸付。

(2) 緊急生活安定資金の貸付

低所得世帯が緊急に必要なとする資金の貸付事業を実施する（社福）広島県社会福祉協議会（貸付償還業務は、市区町社会福祉協議会で実施。）に対し貸付原資を貸し付け、低所得世帯の生活の安定を図る。（昭和53年度創設）

○ 貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第11表 緊急生活安定資金の貸付状況

(単位 件、円)

区 分	貸 付 申 込		貸 付 決 定		原 資 総 額
	件 数	金 額	件 数	金 額	
令和5年度	37	1,406,400	37	1,406,400	50,000,000
令和4年度	33	1,193,500	33	1,193,500	50,000,000
令和3年度	44	1,270,000	44	1,270,000	50,000,000

(注) 広島市、福山市及び呉市を含む。

(3) 臨時特例つなぎ資金の貸付

離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金等が交付されるまでの当面の生活費を貸し付け、自立の支援を図る。（平成21年度創設）

○ 実施主体 （社福）広島県社会福祉協議会

○ 貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第12表 臨時特例つなぎ資金の貸付状況

(単位 件、円)

区 分	貸 付 申 込		貸 付 決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
令和5年度	0	0	0	0
令和4年度	1	40,000	1	40,000
令和3年度	0	0	0	0

(注) 1 広島市、福山市及び呉市を含む。

2 平成21年10月1日受付開始。

3 3 戦傷病者戦没者遺族等援護

〔現況及び施策の方向〕

援護行政は、戦後間もない時期は引揚援護業務が主であったが、現在では、軍人、軍属等の戦傷病者及び戦没者遺族等の援護を中心に、戦没者慰霊事業、中国残留邦人等の援護及び旧軍人等に係る恩給等の進達に関する業務などを行っている。

〔事業の内容〕

1 戦没者遺族等の援護（予算額 19,484 千円）

(1) 公務扶助料、遺族年金等の給付

戦没者遺族に対し、恩給法（昭和 28 年復活）、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和 31 年度創設）及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和 27 年度創設）に基づいて給付される公務扶助料及び遺族年金等に関する事務を処理する。

第 1 表 戦没者遺族等援護給付金の処理状況
(単位 件)

区 分	令和 3 年度までの処理数	令和 4 年度処理数	令和 5 年度処理数	摘 要
公 務 扶 助 料 (特例扶助料を含む。)	54,824	0	0	総 務 大 臣 裁 定
遺 族 年 金 (遺族一時金等を含む。)	59,989	0	0	厚生労働大臣裁定
遺 族 給 与 金 (遺族一時金等を含む。)	12,943	6	3	〃
弔 慰 金	75,708	1	1	〃

第 2 表 戦没者遺族等援護の概要

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

援 護 の 種 類		対象戦没者	死亡の原因	遺 族 要 件	金額 (年額)
恩 給 法 等	公 務 扶 助 料 (昭和 28 年 8 月創設)	軍人、準軍属、 軍属 (判任官以上)	○公務死亡	戦没者の死亡当時、死亡者と同一戸籍にあった遺族 (配偶者、子、父母、祖父母)	2,019,000 円
	増加非公死扶助料 (昭和 28 年 8 月創設)	〃	○増加恩給受給者の平病死亡	〃	1,615,000 円
	特 例 扶 助 料 (昭和 32 年 1 月創設)	〃	○昭和 16 年 12 月 8 日以後の内地等勤務関連死亡	〃	1,615,000 円
	傷病者遺族特別年金 (昭和 51 年 7 月創設)	〃	○傷病年金 (1～4 款症)、 特例傷病恩給 (1 款症以上) 受給者の平病死亡	〃	571,700 円
		〃	○特例傷病恩給 (2～5 款症) 受給者の平病死亡	〃	467,800 円
戦 傷 病 者 戦 没 者 遺 族 等 援 護 法	遺 族 年 金 (昭和 27 年 4 月創設)	軍人、準軍人、 文官、軍属	○公務死亡	戦没者の死亡当時、死亡者と生計同一、生計依存の関係にあった遺族 (配偶者、子、父母、孫、祖父母等)	2,019,000 円
		〃	○勤務関連死亡	〃	1,615,000 円
		〃	○障害年金受給者 (1 款症以上) の平病死亡	〃	1,615,000 円
		〃	○公務傷病併発疾病死亡等	〃	467,800 円
		〃	○勤務関連傷病併発疾病死亡等	〃	343,100 円
	障害者遺族特例年金 (昭和 51 年 7 月創設)	〃	○障害年金 (2～5 款症)、 特例障害年金 (1 款症以上) 受給者の平病死亡	〃	571,700 円
		〃	○特例障害年金 (2～5 款症) 受給者の平病死亡	〃	467,800 円

援 護 の 種 類		対象戦没者	死亡の原因	遺 族 要 件	金額（年額）
戦 傷 病 者 戦 没 者 遺 族 等 援 護 法	遺 族 給 与 金 (昭和 34 年 1 月創設)	準軍属（被徴用者、動員学徒、国民義勇隊等）	○遺族年金に同じ	戦没者の死亡当時、死亡者と生計同一、生計依存の關係にあった遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母等)	遺 族 年 金 に 同 じ
	障害者遺族特例給与金 (昭和 51 年 7 月創設)	〃	○障害者遺族特例年金に同じ	〃	障害者遺族特例年金に同じ
	特 設 年 金 (昭和 52 年 11 月創設)	遺族年金に同じ	○公務傷病併発疾病死亡等	〃	467,800 円
	特 設 年 金 (昭和 56 年 1 月創設)	〃	○勤務関連傷病併発疾病死亡等	〃	343,100 円
	特 設 給 与 金 (昭和 52 年 11 月創設)	遺族給与金に同じ	○公務傷病併発疾病死亡等	〃	467,800 円
	特 設 給 与 金 (昭和 56 年 1 月創設)	〃	○勤務関連傷病併発疾病死亡等	〃	343,100 円
	弔 慰 金 (昭和 27 年 4 月創設)	軍人、準軍人、文官、軍属、準軍属	○公務死亡 ○勤務関連死亡	戦没者の遺族（三親等内の親族）	50,000 円 (一時金 国債)

(注) 弔慰金は、昭和 12 年 7 月 7 日以後の受傷り病で、昭和 16 年 12 月 8 日以後の死亡に限る。

(2) 特別弔慰金、特別給付金の給付（予算額 14,966 千円）

戦没者等の遺族に対し、各支給法に基づいて給付（国債）される次の給付金等に関する事務を処理する。

第 3 表 特別弔慰金・特別給付金給付の処理状況

(単位 件)

区 分		令和 3 年度までの処理数	令和 4 年度 処 理 数	令和 5 年度 処 理 数
戦 没 者 等 の 遺 族 に 対 す る 特 別 弔 慰 金	初 回	26,121	0	0
	二・三 回	38,368	0	0
	四 回	43,897	0	0
	五 回	3,209	0	0
	六 回	48,384	0	0
	七 回	2,863	0	0
	八 回	45,798	0	0
	九 回	2,113	0	0
	十 回	36,372	5	0
	十 一 回	24,039	5,225	757
戦 没 者 等 の 妻 女 に 対 す る 特 別 給 付 金	初 回	18,572	0	0
	継 続	17,207	0	0
	再 継 続	15,262	0	0
	再々 継 続	11,526	0	0
	4 回目 継 続	6,705	0	0
	5 回目 継 続	2,061	0	113
戦 没 者 の 父 母 等 に 対 す る 特 別 給 付 金	初 回	938	0	0
	継 続	775	0	0
	再 継 続	600	0	0
	再々 継 続	440	0	0
	4 回 目	249	0	0
	5 回 目	141	0	0
	6 回 目	54	0	0
	7 回 目	20	0	0
	8 回 目	11	0	0
	9 回 目	4	0	0

(3) 戦没者慰霊行事の実施

ア 戦没者慰霊祭等への参列（予算額 712 千円）

市町等が行う戦没者慰霊祭（追悼式）に参列し、慰霊の言葉をささげる。（昭和 28 年度創設）

イ 全国戦没者追悼式への参列（予算額 149 千円）

政府主催の全国戦没者追悼式へ戦没者等遺族が参列するに当たり、引率業務を行う。

第 4 表 遺族代表参列人員

（単位 人）

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
参列人員	15	中止	60(予定)

ウ 戦没者遺族の団体慰霊巡拝等（予算額 1,995 千円）

沖縄「ひろしまの塔」へ戦没者遺族の団体慰霊巡拝を実施する（一財）広島県遺族会に対し、経費の一部を助成する。

第 5 表 戦没者遺族の団体慰霊巡拝事業補助の状況

（単位 人、千円）

年 度	遺族代表参列人員	県 費 補 助 額
令和 6 年度（予定）	30	220
令和 5 年 度	19	220
令和 4 年 度	23	220

なお、沖縄「ひろしまの塔」（昭和 43 年 5 月広島県戦没者沖縄慰霊塔建設委員会建立）には、広島県出身の南方地域戦没者 34,635 柱が合祀されており、毎年、県主催で追悼式を現地で実施している。（昭和 43 年度創設）

また、塔の維持管理は、（公財）沖縄県平和祈念財団に委託している。（昭和 50 年度創設）

エ 戦没者遺骨収集への参加

国が海外等で行う日本人戦没者の遺骨収集に、本県からも民間協力者が参加している。

2 未帰還者・留守家族・中国残留邦人等の援護（予算額 821 千円）

(1) 未帰還者の調査

未帰還者の生死状況を調査し、生存者については、帰国意思の確認等の調査を行い援護の促進を図る。また、生死不明者については戦時死亡宣告・死亡認定のための事務を行う。

なお、これらの遺族には葬祭料（215,000 円）が支給され（昭和 28 年度創設）、更に、戦時死亡宣告の場合には弔慰料（公務死 20,000 円、非公務死 30,000 円）が支給される。（昭和 34 年度創設）

第 6 表 未帰還者等の推移及び処理状況

（単位 人）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	摘 要
未 帰 還 者 数	2	2	2	各年度の 4 月 1 日現在
増 新 把 握	0	0	—	当該年度中における異動状況
減 帰 還	0	0	—	
戦 時 死 亡 宣 告	0	0	—	
死 亡 認 定	0	0	—	

(2) 中国残留邦人等の援護

中国等からの帰国者は、長期にわたって海外にあったため、言語、生活習慣等の相違から日本における社会生活に困難をきたしている現状にあり、その円滑な社会生活への適応と生活の安定を図るための事業を実施する。

- ア 帰国旅費の支給（中国から定着地までの実費旅費）
- イ 自立支度金の支給（1人 17,400 円、18 歳未満 87,000 円、少人数世帯加算 173,100 円（1.0～2.0 人）又は 86,550 円（2.5 人～3.5 人））（昭和 62 年度創設）
- ウ 知事見舞金の支給
- エ 身元引受人のあっせん（昭和 60 年度創設）
- オ 支援給付金の支給（平成 20 年度創設）
- カ 地域における生活支援事業（平成 20 年度創設）

3 戦傷病者の援護

(1) 傷病恩給等の給付

旧軍人、軍属又は準軍属であった者で、公務又は勤務に関連して負傷（疾病）した者に対し、恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づいて給付される増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等に関する事務を処理する。（恩給法関係昭和 28 年復活、援護法関係昭和 27 年度創設）

(2) 特別給付金の給付

戦傷病者の妻に対し、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に基づいて支給される特別給付金に関する事務を処理する。（昭和 41 年度創設）

第 7 表 傷病恩給等の処理状況

（単位 件）

区 分	令和 3 年度までの処理数	令和 4 年度処理数	令和 5 年度処理数	摘 要
傷 病 恩 給	10,022	0	0	総 務 大 臣 裁 定
傷 病 賜 金	287	0	0	〃
特 例 傷 病 恩 給	110	0	0	〃
障 害 年 金	2,434	0	0	厚 生 労 働 大 臣 裁 定
戦傷病者等の妻に 対する特別給付 金	17,397	9	1	知 事 裁 定

(3) 戦傷病者手帳の交付等

戦傷病者手帳の交付並びに次の各種援護を行う。（昭和 38 年度創設）

第 8 表 各種援護の処理状況

（単位 件、千円）

援 護 の 種 類	令和 5 年度処理実績		令和 6 年度処理予定		摘 要 （令和 6 年度単価）
	件 数	決 定 額	件 数	決 定 額	
戦傷病者手帳交付（再交付含む。）	0	—	0	—	
療養給付、療養費の支給	47	1,442	47	2,000	
療養手当の支給	0	0	0	0	月額 30,700 円
葬祭費の支給	0	0	1	215	215,000 円
更生医療の給付	0	0	0	0	
補装具の交付・修理	0	0	1	500	
JR 無賃乗車（船）券引換証交付	229	—	38	—	

4 旧軍人・軍属の援護

(1) 恩給等の給付（予算額 660 千円）

旧軍人・軍属に対して支給される普通恩給、一時恩給又は一時金に関する事務を処理する。また、本人が死亡した場合、遺族に対して支給される普通扶助料、一時扶助料又は遺族一時金に関する事務を処理する。（昭和 28 年度復活）

第9表 恩給等の処理状況

(単位 件)

区 分	令和3年度までの処理数	令和4年度処理数	令和5年度処理数	摘 要
普通恩給（扶助料）	37,473	0	0	総務大臣裁定
一時恩給（扶助料）	21,866	0	1	〃
加算年算入	29,245	0	0	〃
一時金（遺族）	3,773	0	0	〃

(2) 軍歴の証明

旧陸軍軍人・軍属の兵籍簿（約30万人分）を保管し、軍歴の各種公的年金通算や原爆被爆事実の立証等に当たり、所要事項の証明を行う。

- ・令和5年度処理件数 157 件
- ・令和4年度までの処理件数 87,604 件

5 援護制度の周知と失権防止

(1) 広報活動の強化

ア 制度の普及推進（予算額 284 千円）

恩給法、援護法等は毎年改正され、その内容は複雑多岐にわたっている。そこで、援護施策の普及や各種給付の漏給と失権防止を図るため、広報媒体を活用して制度改正の周知徹底に努めるとともに、受給権者の直接の窓口とされる市町職員を対象として、研修会等を実施する。

イ 戦没者遺族相談員（予算額 1,317 千円）

戦没者遺族の援護、更生等の相談に応じ、必要な助言、指導を行うため、これらの相談員を各地域に設置している。

- ・戦没者遺族相談員 36 人（昭和45年10月1日設置）

第10表 戦没者遺族相談員の活動状況

(単位 件、人)

年 度	戦傷病者戦没者遺族等援護法の年金等の受給	各種給付金等の受給	恩給法等の各種給付金の受給	そ の 他	計	相談指導延人員
令和5年度	8	62	6	161	237	237
令和4年度	10	80	27	193	310	310
令和3年度	11	77	25	170	260	260

ウ 団体活動の助成（予算額 1,747 千円）

一般財団法人広島県遺族会、一般財団法人広島県動員学徒等犠牲者の会が実施する援護相談、広報活動等の事業に対し助成する。

(2) 相談事業の推進

戦没者遺族、戦傷病者等の各種相談に応じるため、県職員による巡回相談を実施。平成28年度以降は、事業休止。

3 4 障害者福祉（「広島県障害者プラン」の推進）

〔現況及び施策の方向〕

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものに対して、「障害者基本法」等の関係法令及び広島県障害者プラン等の各種計画に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

第1表 身体障害者（児）の数（令和6年3月31日現在）

（単位 人）

区 分		視覚障害	聴覚・平衡・音声語 ・そしやく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
18歳未満	県 分	13	64	313	131	521
	広島市分	25	94	512	224	855
	呉 市	5	16	49	20	90
	福山市分	0	47	170	63	280
	計	43	221	1,044	438	1,746
18歳以上	県 分	3,101	3,886	20,180	12,825	39,992
	広島市分	3,172	3,600	19,056	13,717	39,545
	呉 市	643	719	3,829	3,053	8,244
	福山市分	1,170	1,606	8,255	5,580	16,611
	計	8,086	9,811	51,320	35,175	104,392
合 計	県 分	3,114	3,950	20,493	12,956	40,513
	広島市分	3,197	3,694	19,568	13,941	40,400
	呉 市	648	735	3,878	3,073	8,334
	福山市分	1,170	1,653	8,425	5,643	16,891
	計	8,129	10,032	52,364	35,613	106,138

（注）身体障害者手帳交付台帳の登載数である。

第2表 知的障害者（児）の数（令和6年3月31日現在）

（単位 人）

区 分		最 重 度	重 度	中 度	軽 度	計
18歳未満	県 分	272	671	782	1,911	3,636
	広島市分	267	678	670	1,784	3,399
	計	539	1,349	1,452	3,695	7,035
18歳以上	県 分	1,251	4,019	3,340	3,437	12,047
	広島市分	763	2,067	1,721	2,357	6,908
	計	2,014	6,086	5,061	5,794	18,955
合 計	県 分	1,523	4,690	4,122	5,348	15,683
	広島市分	1,030	2,745	2,391	4,141	10,307
	計	2,553	7,435	6,513	9,489	25,990

（注）療育手帳交付台帳の登載数である。

第3表 精神障害者保健福祉手帳の所持者数（令和6年3月31日現在）（再掲）

（単位 人）

区 分	1 級	2 級	3 級	計
県 分	790	12,492	7,826	21,108
広島市分	1,347	13,304	5,590	20,241
計	2,137	25,796	13,416	41,349

（注）精神障害者保健福祉手帳交付台帳の登載数である。

第4表 特定医療費（指定難病）等支給認定承認数（各年度末現在）（再掲）

（単位 件）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定医療費（指定難病）等支給認定事業承認数	23,417	24,195	24,941

＜「広島県障害者プラン」の推進＞冒頭

令和5年度末で「第4次広島県障害者プラン」及び「第6期広島県障害福祉計画」、「第2期広島県障害児福祉計画」が終期を迎えることを契機に、これら3つの計画を統合して「第5次広島県障害者プラン」を令和6年3月に策定した。これまでの取組の成果や課題を踏まえ、人口構造の変化に伴う人材不足や、民間事業者による障害者への合理的配慮の義務化等、障害者を取り巻く環境の変化に対応するとともに、引き続き、すべての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のための施策を推進していく。

1 障害への理解促進（予算額 26,459 千円）

(1) 障害に対する理解の促進（予算額 8,106 千円）

ア 広報・啓発活動の展開（予算額 5,738 千円）

障害者（児）に対する社会の正しい理解と認識を深めるための福祉思想の普及啓発を図るため、「障害のある人びとの福祉」を作成し、ホームページに掲載する。

(ア) 心のバリアフリーの推進員設置

心のバリアフリー推進員設置事業（予算額 5,738 千円）

心のバリアフリーを推進するため、心のバリアフリー推進員を設置し「障害者差別解消法」（平成28年4月施行）に基づく相談窓口、あいサポート運動の推進、ヘルプマーク等障害者に関するマークの普及啓発等を実施する。（平成30年度創設）

○ 相談窓口の設置

障害者支援課内に推進員を配置し、障害者及びその家族や事業者等からの相談に対応する。

○ 普及啓発

講演、会議等により、県民、障害福祉団体、民間企業等に対して説明や情報提供を実施する。
広報物の配布・掲示等によりヘルプマーク等障害者に関するマークの普及啓発等を実施する。

○ 広島県障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別を解消するため、相談事例の共有や解決方策の検討、啓発活動等について協議を行う。

(イ) アンケート・デプスインタビュー調査（2,368 千円）

県民の障害への理解に関する事態を把握し、障害当事者及び非当事者の意見を踏まえ障害への理解および障害者へのアンコンシャス・バイアス解消に繋がる取組の検討を行うため、調査する。（地域社会共生推進課の「県民の安心感に関するアンケート調査」との共同実施）

(2) あいサポートプロジェクトの推進（予算額 7,360 千円）

様々な障害の特性や障害のある方が困っていることを知り、それぞれに必要な配慮を理解し実践することで、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指して、企業や関係団体等との協働による「あいサポートプロジェクト」を実施する。（平成23年度創設）

あいサポート運動の実施（予算額 7,360 千円）

「あいサポーター」研修の出前講座等（令和6年3月末現在 あいサポーター数：255,261人、
あいサポート企業・団体数：840企業・団体、あいサポートメッセージャー養成数：686人）

(3) 各種団体との協働の促進（予算額 1,730 千円）

身体障害者（児）・知的障害者（児）関係団体に対して運営費等を補助し、障害者（児）の福祉を向上させるための活動を促進する。

ア 障害者団体との協働（予算額 1,730 千円）

（ア）団体運営費の助成（予算額 1,730 千円）

第5表 身体障害者（児）関係団体に対する補助の状況

（単位 千円）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
（一社）広島県身体障害者団体連合会	250	250	250
（社福）広島県肢体障害者連合会	140	140	140
（社福）広島県視覚障害者団体連合会	140	140	140
（一社）広島県ろうあ連盟	140	140	140
（特活）広島県難聴者・中途失聴者支援協会	110	110	110
（特活）広島県腎友会	110	110	110
恵 声 会	110	110	110
全国脊髄損傷者連合会広島県支部	100	100	100
計	1,100	1,100	1,100

〔負担割合 県10/10〕

第6表 知的障害者（児）関係団体に対する補助の状況

（単位 千円）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
（一社）広島県手をつなぐ育成会	210	210	210
広島県知的障害者福祉協会	110	110	110
（特活）広島自閉症協会	100	100	100
広島県重症心身障害児（者）を守る会	100	100	100
広島県心身障害児者父母の会連合会	110	110	110
計	630	630	630

〔負担割合 県10/10〕

(4) 権利擁護の推進（予算額 9,263 千円）

ア 障害者虐待の防止

障害者虐待防止・権利擁護推進事業（予算額 9,263 千円）

「障害者虐待防止法」に基づき、県障害者権利擁護センターの運営や人材の養成等により、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応及びその後の適切な支援の確保を図る。

（平成23年度創設）

○ 障害者虐待防止ネットワーク推進会議

障害者虐待防止・権利擁護を適切に実施するための体制整備を行う。

○ 県障害者権利擁護センター運営費

使用者による障害者虐待に係る通報受付、障害者又は養護者からの相談への対応、その他虐待防止等のために必要な支援等を行う。（事業委託法人：社会福祉法人 広島県社会福祉協議会）

○ 障害者虐待防止・権利擁護研修

市町、障害福祉事業所等を対象とした研修会を実施する。

○ 指導者養成研修

指導者養成のため、国が開催する研修に人員を派遣する。

第7表 障害者虐待防止・権利擁護推進事業実績（令和5年度）

事 業 内 容			実 績	
障害者虐待防止ネットワーク推進会議			実施回数	1 回
ワーキンググループ会議				0 回
県障害者権利擁護センター運営	相談援助	問合せ件数	6 件	
		相談件数	身体障害者	5 件
			知的障害者	7 件
			精神障害者	14 件
			不明・その他	10 件
			合計	36 件
	広報・啓発	リーフレット (事業所・利用者)	4,000 部	
		チラシ (一般向け)	7,000 部	
障害者虐待防止・権利擁護研修			実施回数	1 回
			出席者数	1,693 人
指導者養成研修			出席者数	4 人

〔負担割合 国1/2 県1/2〕

2 自立と社会参加の促進（予算額 224,704千円）

(1) 雇用・就労の促進（予算額 90,418千円）

ア 就業機会の拡充と雇用促進

障害者就業・生活支援センター運営事業（予算額 52,440千円）

(ア) 日常生活支援（予算額 52,440千円）

障害者就業・生活支援センターを設け、障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援等を行う。（平成14年度創設）

第8表 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）の実施状況

（単位 所）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	8	8	8

（注）実施か所数は各年度4月1日現在の数値としている。

(イ) 障害者就労施設等の製品に対する優先的発注

障害者就労施設等の活性化を図り、障害者の経済的自立を支援するため、障害者就労施設等の製作した物品について優先的発注を行う。

イ 工賃向上のための取組

障害者の経済的自立支援事業（予算額 37,978千円）

障害者の経済的な自立を伴った地域生活への移行を推進するため、令和6年に策定した「広島県工賃向上に向けた取組（第5期）」をもとに、障害者施設における事業活動の充実及び工賃（利用者が得る事業活動の対価）の向上を図る取組を支援する。（平成21年度創設）

事業名	事業概要	負担割合
専門家アドバイザー派遣事業	専門家による事業所職員向けのスキルアップ研修やアドバイザー派遣による技術指導や経営指導を行い、製品の品質向上だけでなく、事業所の企画開発力や販売力の向上を図る。	国 1/2 県 1/2
事業所製品のブランディング事業	市町、地域の事業所と連携して、事業所製品の認知度向上につながるキャンペーンを実施し、キャンペーン企画を通じて、事業所製品の品質や商品力の向上を支援する。事業所製品や、事業所が提供する役務・サービスの販路拡大に繋がる企画を行う。 事業所製品のブランド力の向上や販路拡大につなげるため、事業所製品やふれ愛プラザの認知度を調査・分析する。	国 1/2 県 1/2
受発注マッチング・ふれ愛プラザ運営強化事業	統括ディレクターを配置し、障害者就労支援事業所製品の販売拠点である「ふれ愛プラザ」の運営強化による販売・情報発信・交流機能の向上とともに、製品及び役務の受注・調整窓口である「共同受注窓口」における企業等への情報提供体制や受発注マッチング機能の強化を図る。	国 1/2 県 1/2
農業分野における新たな就労確保事業	農業分野への障害者の就労促進のため、農業の専門家派遣や農福調整責任者が就農データのマッチングによる施設外就労を成立させるとともに、セミナーや販売イベントの開催等により販路開拓を行う。	国 1/2 県 1/2
事業所適正化事業	指定、取消における審査体制の強化 指定や取消の審査における専門家による県への助言	県 10/10

(2) 情報の保障の強化（予算額 120,114 千円）

ア 情報アクセシビリティの向上（予算額 34,383 千円）

（ア）障害者社会参加推進事業（情報支援）（予算額 32,630 千円（再掲））

（平成9年度創設）

- ・音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業
- ・点訳・音訳奉仕員養成事業
- ・要約筆記者養成事業
- ・要約筆記者派遣ネットワーク事業
- ・盲ろう者通訳・介助員養成・研修等事業
- ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修
- ・失語症者向け意思疎通支援者養成事業
- ・失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
- ・障害者情報アクセシビリティ支援体制整備事業

(イ) 障害者情報アクセシビリティ向上事業（予算額 1,753 千円）

障害者への直接支援のほか、ＩＣＴの導入により日常的あるいは潜在的な課題を解決する手段を習得できるよう、セミナー等の実施など、個々に適したＩＣＴに関する支援を委託により実施する。（令和２年度創設）

イ 視覚障害者等の読書環境の整備

県立視覚障害者情報センターの運営（次項目ウの（ア）参照）

ウ 意思疎通支援の充実（予算額 85,731 千円）

（ア）県立視覚障害者情報センターの運営（予算額 57,454 千円）

県立視覚障害者情報センターは、点字刊行物、視覚障害者用の録音物の閲覧及び貸し出しを行うとともに、点訳・朗読奉仕員の養成事業を行っている。（昭和 37 年度創設）

- 実施主体 社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会（指定管理者）
- 住 所 広島市東区戸坂千足二丁目 1-5
- 電話番号 (082) 229-2320

第 9 表 視覚障害者情報センターの蔵書状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）
（単位 タイトル）

区 分	数
点 字 図 書	11,492
カセットテープ図書	12,015
デ イ ジ ー 図 書	10,120

（イ）広島県聴覚障害者センターの運営（予算額 28,277 千円（一部再掲））

手話や字幕入りビデオ・ＤＶＤの製作・貸出、意思疎通支援者の養成及び派遣、聴覚障害者への生活訓練、相談などの業務を行っている。（平成 12 年度創設）

- 実施主体 一般社団法人 広島聴覚障害者協会（指定管理者）
- 住 所 広島市南区皆実町一丁目 6-29
- 電話番号 (082) 254-0085

第 10 表 広島県聴覚障害者センターの作品所蔵状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）
（単位 タイトル）

区 分	数
ビデオ	2,454
Ｄ Ｖ Ｄ	1,614

(3) 文化芸術活動の推進（予算額 14,172 千円）

ア 文化芸術・余暇活動の充実（予算額 14,172 千円）

- あいサポートアート展等の開催（予算額 4,837 千円）

障害のある方のアート展等を開催して、県民の障害への理解と認識を深め、障害のある方の自立と社会参加の促進を図る。（平成 24 年度創設）

- 障害者芸術文化活動支援体制の整備（予算額 8,098 千円）

広島県アートサポートセンターを設置し、普及啓発や情報発信、人材育成、相談支援等により、障害者の芸術文化に係る創作活動基盤を強化するとともに、障害者芸術施設等の関係機関とのネットワークを構築し、身近な地域で文化芸術活動を行う環境の充実を図る。

（平成 28 年度創設）

- あいサポートふれあいコンサートの開催（予算額 1,237 千円）

音楽、演劇、ダンス等、障害者自らが舞台上で表現者として発表できる芸術祭を開催し、県民の障害への理解と認識を深め、障害のある方の自立と社会参加の促進を図る。（平成 29 年度創設）

3 保健、医療の充実（予算額 8,883,662 千円）

- (1) 保健・医療提供体制の充実（予算額 8,860,055 千円）

ア 専門的な医療の提供（予算額 8,860,055 千円）

- (ア) 自立支援医療（更生医療）（予算額 785,969 千円）

心身の障害の軽減を図る自立支援医療のうち、障害の除去、又は軽減により日常生活を容易にすること等を目的とした医療に公費負担を行う市町に対し助成する。（昭和 24 年度創設・平成 18 年度自立支援医療に移行）

第 11 表 更生医療の給付状況

（単位 人、千円）

区 分		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額
入院	視覚障害	0	0	0	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害	0	0	0	0	0	0
	音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	0	0	0
	肢体不自由	4	610	6	872	4	622
	心臓機能障害	0	0	3	85	0	0
	じん臓機能障害	119	40,734	92	25,656	72	35,460
	小腸機能障害	0	0	0	0	0	0
	肝機能障害	2	112	0	0	1	106
	免疫機能障害	3	1,033	1	1,027	1	113
入院外	視覚障害	0	0	0	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害	1	0	0	0	0	0
	音声・言語・そしゃく機能障害	1	15	0	0	0	0
	肢体不自由	0	0	2	8	2	8
	心臓機能障害	0	0	0	0	0	0
	じん臓機能障害	1,182	440,934	693	423,645	914	419,173
	小腸機能障害	0	0	0	0	0	0
	肝機能障害	45	6,370	42	5,329	50	4,698
	免疫機能障害	79	22,661	83	23,263	80	24,391
訪問看護		0	0	0	0	0	0
計		1,436	512,469	922	479,885	1,124	484,571

（注）1 広島市、呉市及び福山市を除く。〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4〕

2 小数点以下の四捨五入により合計値と合わない。

- (イ) 自立支援医療（精神通院医療）（予算額 3,921,490 千円）

心身の障害の軽減を図る自立支援医療のうち、在宅精神障害者の医療の確保を容易にするために行われる通院医療の医療費を公費負担する。（昭和 40 年度創設・平成 18 年度自立支援医療に移行）

第12表 精神通院医療の給付状況

(単位 人、件)

区 分	通院公費負担	
	通院患者数	年間診療件数
令和5年度	32,708	509,952
令和4年度	31,915	489,404
令和3年度	29,561	476,991

(注) 1 広島市を除く。 [負担割合 国 1/2、県 1/2]
 2 通院患者数については、各年度とも前年度3月から当年度2月分の累計である。

(ウ) 療養介護医療事業 (予算額 135,338 千円)

医療的ケアを必要とする障害者のうち、常時介護を要する障害者を対象に、病院等における療養介護のうち医療に要する費用を給付する。(平成18年度創設)

第13表 療養介護医療給付事業の状況

(単位 市町、千円)

区 分	市 町 数	県費負担額
令和5年度	23	131,050
令和4年度	23	128,807
令和3年度	23	133,884

(注) 広島市、呉市及び福山市を含む。 [負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4]

(エ) 重度心身障害児(者)医療の公費負担 (予算額 3,984,577 千円)

重度心身障害児(者)の健康管理と保護者の経済的負担の解消を図るため、身体障害者手帳1級～3級又は療育手帳㊤(最重度知的障害者)、A(重度知的障害者)、㊤(中度知的障害者)の交付を受けている児(者)の医療費を負担する市町(広島市、呉市及び福山市を含む。)に対し助成する。(昭和48年度創設)ただし、次の場合は対象から除く。

- ・生活保護の適用を受けているとき。
- ・児童福祉施設(公費により医療費が支弁される施設に限る。)に入所しているとき。
- ・障害者又はその扶養義務者の所得が一定額を超えるとき。
- ・国民健康保険法の被保険者で、同法第116条の2に規定する施設への入所措置により、当該市(町)の区域内に住所を有することとなったとき。

第14表 重度心身障害児(者)医療公費負担の状況

区 分	支給者数	助成件数 (A)	障害者医療助成額 (B)	(B)のうち県費補助額 (C)	1件当たり助成額 (B) / (A)
令和4年度	62,495 人	1,934,291 件	8,317,045 千円	3,708,340 千円	4,300 円
令和3年度	62,916 人	1,885,231 件	8,338,138 千円	3,719,865 千円	4,423 円
令和2年度	63,230 人	1,879,042 件	8,185,714 千円	3,679,063 千円	4,356 円

[負担割合 県 1/2、市町 1/2、広島市は県 40/100]

(オ) 精神障害者地域包括ケア促進事業[通院医療費の公費負担] (予算額 32,205 千円)

医療、障害福祉・介護、住まいや就労等を包括的に支援する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け、公費負担医療制度である自立支援医療(精神通院)とは別に、独自の通院医療費助成制度を創設し、再発・重症化による再入院等の防止を図ることにより、地域生活への移行・定着を促進するため、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、かつ、自立支援医療受給者証(精神通院医療)所持者に対し助成する。(令和3年度創設)

対象除外の要件は、重度心身障害者医療と同じ。

第15表 精神障害者医療費公費負担の状況

区 分	支給者数	助成件数 (A)	障害者医療助成額 (B)	(B)のうち県費補助額 (C)	1件当たり助成額 (B) / (A)
令和4年度	936人	25,447件	59,560千円	25,573千円	2,340円
令和3年度	842人	8,900件	11,688千円	3,367千円	1,313円

〔負担割合 県1/2、市町1/2、広島市は県40/100〕

(カ) 広島県障害者介護給付費等不服審査会の運営（予算額 476千円）

市町の行った介護給付費等に係る処分に対する審査請求の事案を調査審議するために設置している広島県障害者介護給付費等不服審査会を運営する。（平成18年度創設）

第16表 審査請求の状況

区 分	件 数	審 査 結 果
令和5年度	1	令和6年度へ繰越1件
令和4年度	3	棄却2件、処分取消1件
令和3年度	6	棄却1件、取下げ2件、令和4年度へ繰越3件

(2) 医療的ケア児（者）支援体制の整備（予算額 23,607千円）

ア 医療・福祉支援体制（予算額 23,607千円）

(ア) 医療型短期入所施設補助事業（予算額 2,240千円）

日常的に医療的ケアと医療機器が必要な医療的ケア児（者）の家族等介護者の病気・出産・学校行事等、介護が困難な期間やレスパイトを含めた在宅支援を推進し、地域で安心して暮らせる環境づくりを構築するため、病院の病床を活用した医療型短期入所事業を展開し、医療型短期入所施設補助事業を実施する市町に対し補助を行う。〔負担割合 県1/2、市町1/2〕

令和6年度は、尾三圏域及び備北圏域において実施する。（令和元年度創設）

(イ) 医療的ケア児支援部会の開催（予算額 400千円）

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、教育等関係機関が連携を図るために設置された広島県障害者自立支援協議会「医療的ケア児支援部会」で、支援の課題や対応策について協議を行う。（平成30年度創設）

(ウ) 医療的ケア児支援センター運営事業（予算額 20,967千円）

医療的ケア児の家族などからの相談を受け止め、必要な機関等へつなげていく仕組みや、支援を行う市町をサポートする体制を構築し、医療的ケア児やその家族が安心して生活できるよう、医療的ケア児支援センターを設置・運営する。（令和5年度創設）

また、医療的ケア児（者）に対する支援者のネットワーク構築等と医療的ケア児（者）に対応できる看護師及び介護従事者の育成を実施し、在宅の医療的ケア児（者）が安心して生活できる環境の実現に向けた支援を行う。（令和2年度創設）

イ 成人期移行に向けた支援体制

医療的ケア児等コーディネーター養成研修（予算額 1,236千円（再掲））

医療的ケア児（者）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児（者）に対する支援が適切に行える人材を養成する。（平成30年度創設）

4 地域生活の支援体制の構築（予算額 24,334,057千円）

(1) 福祉サービス等の提供（予算額 24,160,916千円）

ア 訪問系サービスの確保および日中活動の場の充実（予算額 23,544,913千円）

(ア) 介護給付、訓練等給付事業（予算額 15,833,432 千円）

居宅介護、同行援護、短期入所、共同生活援助等の障害福祉サービス事業を実施する市町に対し負担する。（平成 18 年度創設）

第 17 表 介護給付、訓練等給付事業の状況

（単位 市町、千円）

区 分	市 町 数	県費負担額
令和 5 年度（見込）	23	16,237,840
令和 4 年度	23	15,140,455
令和 3 年度	23	14,564,239

（注）広島市、呉市及び福山市を含む。

〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4〕

第 18 表 指定障害福祉サービス等事業者数の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

サ ー ビ ス 種 別	県 分	その他市町分	合 計
居宅介護（ホームヘルプ）	16	567	583
重度訪問介護	13	526	539
行動援護	3	85	88
同行援護	5	133	138
療養介護	8	3	11
生活介護	138	172	310
短期入所（ショートステイ）	12	255	267
重度障害者等包括支援	0	1	1
共同生活援助（グループホーム）	6	203	209
施設入所支援（障害者支援施設）	36	28	64
自立訓練（機能訓練）	4	1	5
自立訓練（生活訓練）	13	26	39
宿泊型自立訓練	2	2	4
就労移行支援	18	44	62
就労定着支援	7	31	38
就労継続支援 A 型	24	65	89
就労継続支援 B 型	150	246	396
自立生活援助	1	3	4
一般相談支援	2	199	201
特定相談支援	0	262	262

（注） 1 休止中・廃止の事業所は除く。

2 「施設入所支援（障害者支援施設）」は、児童福祉法に規定する福祉型障害児入所施設で、18 歳以上の入所者も利用させることとした障害者支援施設を除く。

(イ) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業（予算額 32,447 千円）

重度訪問介護サービス等に対する支給額が、国庫負担基準額超過の市町に対し、財政支援を行い、重度障害者等の地域生活を支援する。（平成 24 年度創設）

第 19 表 重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業の状況

（単位 市町、千円）

区 分	市 町 数	県費負担額
令和 5 年度（見込）	2	79,152
令和 4 年度	1	66,611
令和 3 年度	1	60,029

（注）広島市、呉市及び福山市を含まない。

〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4〕

(ウ) 障害児通所給付事業（予算額 5,805,442 千円）

障害児に対し、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援事業を実施する市町に対し負担する。（平成 24 年度創設）

第 20 表 障害児通所給付事業の状況

(単位 市町、千円)

区 分	市 町 数	県費負担額
令和 5 年度(見込)	23	5,183,430
令和 4 年度	23	4,829,011
令和 3 年度	23	4,293,837

(注) 広島市、呉市及び福山市を含む。

〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4〕

(エ) 障害児入所施設等への入所措置等 (予算額 1,075,452 千円)

障害のある児童が、日常生活の指導や治療等を受けるために障害児入所施設等へ入所 (措置・契約) するための費用の一部又は全部を負担する。(昭和 22 年度創設)

児童福祉施設措置費 (予算額 733,886 千円)

障害児施設給付費 (予算額 341,566 千円)

(オ) 身体障害者 (児) 及び難病患者等の補装具の交付・修理 (予算額 158,906 千円)

身体障害者 (児) 及び難病患者等の身体的機能の障害を補い、職業活動や日常生活を容易にするため、義手、義足、車椅子、補聴器、視覚障害者安全つえ等の補装具を交付・修理し、その社会復帰の促進を図る。(平成 18 年度創設)

第 21 表 補装具の交付・修理の状況 (令和 5 年度)

(単位 件、千円)

種 目	種 別	交 付		修 理		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
義 肢	装 具	40	18,094	84	21,027	124	39,121
座 位 保 持 装 置		65	6,906	29	795	94	7,701
視 覚 障 害 者 安 全 つ え		54	28,218	127	17,111	181	45,329
義 眼		64	309	0	0	64	309
眼 鏡		2	166	0	0	2	166
補 聴 器		51	1,169	3	37	54	1,206
人 工 内 耳		247	18,204	130	2,525	377	20,729
車 椅 子		10	306	10	306	10	306
電 動 車 椅 子		152	40,852	325	18,123	477	58,975
座 位 保 持 椅 子		17	12,149	117	10,883	134	23,032
起 立 保 持 具		15	1102	5	395	20	1,497
歩 行 器		0	0	0	0	0	0
頭 部 保 持 具		14	674	5	75	19	794
排 便 補 助 具		15	110	2	13	17	123
歩 行 補 助 つ え		0	0	0	0	0	0
重度障害者用意思伝達装置		18	156	3	5	21	161
計		14	10,114	13	2,417	27	12,531
		768	138,223	850	73,712	1,618	211,935

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4〕

(カ) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 (予算額 2,333 千円)

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入又は修理等に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発達を支援し、福祉の増進を図る。

(平成 25 年度創設)

(キ) 特別児童扶養手当の支給 (予算額 26,021 千円：支給事務費)

特別児童扶養手当は、身体、知的又は精神に障害のある児童を家庭において監護している者に対し国が手当を支給して、その障害児の福祉の増進を図ることを目的としており、県及び市町が、これらの手当の認定、支給に関する諸事務を行う。(昭和 39 年度創設)

項 目	内 容
支 給 要 件	重度若しくは中度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父母等に支給。 ただし、次の場合は除く。 ○児童が施設等に入所しているとき。 ○児童が障害を支給事由とする年金を受けているとき。 ○受給者やその者の配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以上であるとき。
手 当 額	○1 級（重度）児童 1 人につき月額 55,350 円 ○2 級（中度）児童 1 人につき月額 36,860 円

第 22 表 特別児童扶養手当の認定及び支給状況

(単位 人)

令和 4 年度末 受給者数	令和 5 年 度 中 の 異 動											令和 5 年度末 受給者数
	新規認定	支給停止解除	他県から転入	資 格 喪 失						支給停止	他県へ転出	
				20 歳到達	児童死亡	障害が軽度 に	受給者死亡	そ の 他	計			
2,752	458	61	46	160	6	60	1	101	328	98	56	2,835

(注) 広島市を除く。

第 23 表 特別児童扶養手当の障害別受給児童数

(単位 人)

区 分	受 給 児童数	障 害 別 受 給 児 童 数					
		精 神 障 害		身 体 障 害		重 複 障 害	
		重 度	中 度	重 度	中 度	重 度	中 度
令和 5 年度	3,078	769	1,886	208	212	1	2
令和 4 年度	2,952	748	1,790	209	219	2	4
令和 3 年度	2,977	741	1,771	232	226	3	4

(注) 1 広島市を除く。

2 各年度末の人数である。

(ク) 心身障害者扶養共済制度（予算額 610,880 千円）

心身障害者（児）を扶養している保護者の死後、残された障害者（児）の生活の安定を図るため、心身障害者扶養共済制度を実施する。掛金の全額を納付することが困難と認められる加入者に対しては、掛金の減額を行う。（昭和 45 年度創設）

〔制度の概要〕

- 加入資格 心身障害者（児）の保護者で 65 歳未満のもの
- 掛金の額 保護者の加入時の年齢に応じて条例で定める額
- 年金の額 月額 20,000 円（口数追加加入者の場合 月額 40,000 円）

第 24 表－1 心身障害者扶養共済制度の加入状況

(単位 口)

区 分		加 入 口 数	年金受給口数	弔慰金受給口数 (累計)	脱退一時金受給 口数 (累計)
令和 5 年度	県 分	1,118	1,416	806	641
	広島市分	673	629	261	296
	計	1,791	2,045	1,067	937
令和 4 年度	県 分	1,173	1,401	798	640
	広島市分	734	608	251	296
	計	1,907	2,009	1,049	936
令和 3 年度	県 分	1,257	1,378	785	640
	広島市分	740	606	249	296
	計	1,997	1,984	1,034	936

(注) 1 県分に呉市及び福山市を含む。

2 各年度末現在の数値である。

第 24 表－2 心身障害者扶養共済制度の異動状況

(単位 人)

加 入 者 数					年 金 受 給 者 数				
令和 4 年度 末	新規 加入 ・他 県 から 転 入	資 格 喪 失			令和 5 年度 末	令和 4 年度 末	年 金 支 給 開 始	資 格 喪 失	
		脱 退 ・他 県 へ 転 出	(障 害 者 死 亡 ・ 弔 慰 金 請 求)	(加 入 者 死 亡 等 ・ 年 金 請 求)				受 給 者 死 亡	令和 5 年度 末
805	5	1	6	44	759	1,137	44	38	1,143

(注) 広島市を除く。

イ 地域生活を支えるサービス等 (予算額 616,003 千円)

(ア) 障害者社会参加推進事業 (予算額 60,288 千円)

在宅の障害者に対し地域社会への参加を推進するため、次の事業を福祉団体に委託するなどして実施する。(昭和 39 年度創設)

第 25 表 障害者社会参加推進事業 (県実施事業) の状況

(単位 千円)

事 業 名	事 業 内 容	令和 4 年度予算	令和 5 年度予算	令和 6 年度予算
社会参加支援員等育成				
●手話通訳者養成・研修事業 (平成 2 年度創設)	専門技能を有する手話通訳者及び手話奉仕員の養成に指導的役割を果たす手話通訳者を養成する。	3,088 【1,668】	3,102 【1,673】	3,111 【1,679】
○身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (平成 10 年度創設)	相談員の相談対応能力の向上を図るため研修を実施する。	368	373	376
○盲ろう者通訳・介助員養成・研修等事業 (平成 10 年度創設)	視覚及び聴覚に重複した障害がある盲ろう者とのコミュニケーション手段の技術等の指導を行って、通訳・介助員を養成する。	2,589 【1,422】	2,599 【1,427】	2,131 【1,430】
○盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (平成 18 年度創設)	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。	12,238 【8,491】	12,242 【9,118】	12,293 【9,337】
○盲ろう者向け相談・訓練事業 ()	盲ろう者に対する相談対応、生活訓練等を実施する。	466 【234】	472 【236】	478 【239】
○身体障害者補助犬育成事業 (平成元年度創設)	就労等により社会活動への参加に効果があると認められる重度の身体障害者に身体障害者補助犬を貸与する。	6,502	6,501	6,502
○点訳・音訳奉仕員養成事業 (昭和 45 年度創設)	点訳または音訳に必要な技術等の指導を行って、これらに従事する点訳奉仕員・音訳奉仕員を養成する。	476	477	481
○要約筆記者養成事業 (平成 24 年度創設)	専門技能を有する要約筆記者及び要約筆記奉仕員の養成に指導的役割を果たす指導者を養成する。	2,422 【1,020】	2,413 【1,016】	2,425 【1,020】
視覚障害者移動支援従事者資質向上研修 (平成 20 年度創設)	視覚障害者移動支援従事者の資質向上を図るため、社会福祉法人日本盲人会連合が実施する「視覚障害者移動支援従事者資質向上研修」の参加者の旅費を負担する。	209	205	209
○失語症者向け意思疎通支援者養成事業 (平成 30 年度創設)	失語症者向けの意思疎通支援者の養成を行うとともに、これら支援者を指導する者の確保が必要であるため、支援者指導者の養成も併せて行う。	2,415 【1,618】	2,431 【1,631】	2,453 【1,646】
○失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 (令和元年度創設)	養成事業において養成した失語症者向け意思疎通支援者を派遣する。	4,245 【3,251】	4,250 【3,132】	4,300 【3,247】
社会参加支援サービス				
○障害者社会参加推進センター設置事業 (平成 2 年度創設。平成 10 年度改組)	障害者の社会参加を推進する拠点として設置する障害者社会参加推進センターの運営に要する経費を助成する。	6,224	6,229	6,236
○生活訓練事業 (昭和 47 年度創設)	オストメイト (人工肛門、人工膀胱造設者) に対して、ストマ用装具や社会生活に関することについて講習等を実施する。	430	432	434

○音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業（昭和47年度創設）	疾病等により喉頭を摘出した音声機能喪失者に対して、発声訓練を行い、また、この発声訓練に携わる指導者を養成する。	325	329	328
○点字による即時情報ネットワーク事業（平成4年度創設）	重度の視覚障害者に対して、新聞等による最新の情報を点訳し、提供する。	1,763	1,763	1,763
※2 字幕入り映像ライブラリー等製作貸出事業（平成2年度創設）	字幕・手話を挿入したテレビ番組等のビデオ・DVD等の製作、貸し出しを行う。	584	584	590
●手話通訳者派遣ネットワーク事業（平成元年度創設）	手話通訳を必要とする者が、社会生活上必要と認められる外出をする場合、その目的地において必要となる手話通訳者を確保するためのネットワークを整備する。	2,169	2,220	2,234
○要約筆記者派遣ネットワーク事業（平成23年度創設）	要約筆記を必要とする者が、社会生活上必要と認められる外出をする場合、その目的地において必要となる要約筆記者を確保するためのネットワークを整備する。	3,936	3,958	4,010
○進行性筋萎縮症者（児）療養相談事業（昭和54年度創設）	進行性筋萎縮症を原疾患とする身体障害者（児）に対し、検診を行うとともに、療養方法、日常生活、更生援護に関する相談に応じ、必要な指導を行う。	192	194	196
心のバリアフリー推進員設置事業（平成30年度創設）	ヘルプマーク等障害者に関するマークの普及のための広報啓発や、障害者差別解消法の普及啓発・相談対応等により、県民の心のバリアフリーを推進する。	5,201	5,243	5,738
○【新】障害者情報アクセシビリティ支援体制整備事業	関係機関が密に連携・協力し、障害者・支援者のニーズ及び地域の実情に応じて、障害者の情報の取得利用、意思疎通に係る支援を適切に提供することができるよう、障害者の社会参加促進施策を総合的に推進する役割を担う「社会参加推進センター」の機能強化を図る。	-	-	4,000

〔負担割合：国1/2・県1/2、【 】：広島市、福山市、呉市負担金〕

（注）1 ○の事業は、広島県障害者社会参加推進センターに一括委託し、総合的に実施している。

2 ●の事業は、広島県聴覚障害者センターの指定管理業務として実施しており、※の事業は、字幕入りDVD等の製作を（社福）聴覚障害者情報文化センターに委託し、貸し出しを広島県聴覚障害者センターで行っている。

（イ）市町障害者地域生活支援事業（予算額 555,715 千円）

障害者及び障害児等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町が実施する地域生活支援事業に対して補助する。（平成18年度創設）

事業名		事業内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う。
	自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等が、地域において自発的に行う活動に対する支援を行う。
	相談支援事業	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	専門的職員を基幹相談支援センターに配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する。
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等に対する入居支援及び関係機関によるサポート体制の調整を行う。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成する。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を行う法人等の活動を支援する。
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、障害者、難病患者等に対し介護・訓練支援用具、在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具などを給付又は貸与する。
	手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。
任意事業	移動支援事業	個別支援型、グループ支援型などの方法により、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動を支援する。
	地域活動支援センター機能強化事業	障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や、雇用・就労が困難な在宅障害者に対する機能訓練、社会適応訓練等を実施する。
	日常生活支援	福祉ホームの運営
		訪問入浴サービス
		生活訓練等
		日中一時支援
	地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業	地域生活支援拠点等・ネットワークの運営や機能の充実等に要する経費に対し、補助を行う。 ・拠点コーディネーターの配置による緊急時に備えるための相談支援や事前のニーズ把握 ・入所者や施設等への地域移行に向けた働きかけ ・緊急時のための支援や地域移行に関する支援のネットワークづくり等

		相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保	相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制を確保するため、必須職員以外の職員を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。
		協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援	市町村協議会において、社会的資源の開発に向けて、障害児者のニーズ調査等先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組を行う。
		地域生活定着支援センターとの連携強化事業	障害により自立した生活を営むことが困難な起訴猶予者等の抱える課題等を把握し、地域において孤立を解消するための支援や適切なサービスのコーディネートを行う者を市町村に配置し、地域生活定着支援センターとの連携の強化を図る。
	社会参加支援	レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や障害者スポーツ大会等を開催し、障害者スポーツに触れる機会等を提供する。
		芸術文化活動振興	障害者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。
		点字・声の広報等発行	点訳、音声訳等により、広報、事業の紹介、生活情報等、必要度数の高い情報などを定期的に提供する。
		奉仕員養成研修	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員及び要約筆記奉仕員を養成する。
		複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進	意思疎通支援事業について、単独での実施が困難等の理由により未実施となっている市町村等において、近隣市町村等との共同実施による効率的な事業実施の方法を検討する。
	就業・就労支援	家庭・教育・福祉連携推進事業	教育・福祉の連携施策を実施するため、関係者が一同に集う場の設置、合同研修、ハンドブックの作成、地域連携推進マネジャーの配置などの施策を実施する。
		盲人ホームの運営	あん摩師免許等を有する視覚障害者であって、雇用・就労が困難な者に対し、施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行う。（本県該当なし）
知的障害者職親委託		知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導や技能習得訓練等を行う。	
特別支援事業		必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実。	
促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業	発達障害者の特性を踏まえた先進的な取組を行い、自治体の取組として実施可能な条件等を整理するためのモデル事業を実施し、全国への普及につなげることを目的とする。	
	障害者虐待防止対策支援	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業に要する費用を市町村に補助。	
	成年後見制度普及啓発	成年後見制度利用促進のための普及啓発。	
	発達障害児者及び家族支援事業	発達障害児者の家族同士の支援を推進する観点から、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を拡充。	
	意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業	現任の手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の資質向上のための研修、地域において計画的に意思疎通支援者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立と社会参加を推進。	
	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度訪問介護の利用者が大学等に就学するにあたって必要な身体介護等を、大学等における支援体制が構築されるまでの間において提供する。	
	地域における読書バリアフリー体制強化事業	点字図書館と公共図書館等の連携強化、視覚障害以外の障害者に対する利用促進に対する支援、地域における図書等の点字化、音声化、テキストデータ化ができる人材育成の強化を図る。	
	雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を実施する。	
	特別促進事業	上記以外の事業であっても地域の特性等に応じて市町の判断で実施する重要な事業の支援。	

（注）広島市、呉市及び福山市を含む。〔負担割合 国 1／2 以内、県 1／4 以内、市町 1/4〕

（ウ）施設サービスの利用等

第 26 表 指定障害者支援施設数の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

種 別		県 分	広島市、呉市及び福山市分	合 計
施設入所支援		36	28	64
サ 昼 ー 間 ビ ス ス 施	生活介護	34	27	61
	自立訓練（機能訓練）	0	1	1
	自立訓練（生活訓練）	2	1	3
	就労移行支援（一般型）	1	0	1
	就労継続支援 B 型	3	1	4

第 27 表 指定障害者支援施設の定員及び利用人員の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分		施設数	定 員	利用人員	利用率
施設入所支援		64	3, 172	2, 952	93. 1%

（注）広島市、呉市及び福山市を含む。

第 28 表 指定障害児入所施設等の定員及び利用人員の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

(単位 所、人、%)

区 分	施設数	定 員	利 用 人 員				利用率
			県 分	広島市分	他県分	計	
福祉型障害児入所施設	9	202	93	36	3	132	65.3%
医療型障害児入所施設	8	497	237	152	5	394	79.3%
指定発達支援医療機関（重心）	2	220	103	71	23	197	89.5%
指定発達支援医療機関（肢体）	1	10	3	2	0	5	50.0%
合 計	20	929	436	261	31	728	78.4%

- (注) 1 県分に呉市及び福山市を含む。 [負担割合 県分 国 1/2、県 1/2]
 2 定員、利用人員及び利用率は、障害福祉サービス分を含む。
 3 指定発達支援医療機関（肢体）の定員については、全体の定員（120 人）から療養介護の定員（110 人）を除いた数。

第 29 表 指定障害児通所支援事業の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

(単位 所)

区 分	事業所数	支援の種類				
		児童発達支援（センター）	児童発達支援（センターを除く。）	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援
県 分	304	11	71	194	1	27
広島市分	385	8	91	264	1	21
呉 市 分	60	1	21	35	0	3
福山市分	238	5	59	155	2	17
計	987	25	242	648	4	68

(注) 休止中の事業所を除く。 [負担割合 国 2/4、県 1/4、市町 1/4]

(2) サービスの質の向上等（予算額 18,165 千円）

ア 相談支援従事者等研修事業（予算額 18,165 千円）

○ 相談支援従事者研修（初任者・現任・主任）（平成 20 年度創設）

相談支援従事者の養成・資質向上を図るため、研修を実施する。

(令和 5 年度研修開催実績)

区 分	初 任 者 研 修	現 任 研 修	主 任 研 修
対 象 者	相談支援事業所職員等（新規従事者を対象）	初任者研修の修了者（実務経験概ね 5 年程度）	現任研修の修了後、相談支援専門員として従事した期間が通算して 3 年（36 ヶ月）以上である者
研修修了者数	207 名	161 名	20 名

○ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に係る研修（令和元年度改定研修）

利用者の状態に応じた適切な支援を行うための個別支援計画の策定等を行うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修を実施する。（平成 20 年度創設）

(令和 5 年度研修開催実績)

区 分	基礎研修	更新研修	実践研修	専門別研修
対 象 者	市町職員、相談支援事業所職員等（新規従事者を対象）	平成 30 年度以前にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に係る研修を修了した者	基礎研修を修了した者で、実践研修受講までに 2 年以上の実務経験がある者	基礎研修修了者のうち受講を希望する者
研修修了者数	425 名	520 名	452 名	51 名

○ 指導者養成研修等（国相談支援従事者指導者養成研修等への派遣）

県が実施する相談支援従事者研修等に係る講師の養成を図るため、国が実施する相談支援従事者指導者養成研修及びサービス管理責任者等指導者養成研修へ人材を派遣する。

イ 強度行動障害支援者養成研修

○ 強度行動障害支援者養成研修

強度行動障害がある人に対して、障害福祉サービス事業所等において適切に支援を行うため、支援者（事業所従事者）に基礎的な知識と技術に関する情報を提供する。（平成 26 年度創設）

（令和 5 年度研修開催実績）

区 分	対 象 者	研修修了者数
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	事業所職員等	2,109 名
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	事業所職員等	1,112 名

(3) 相談支援体制の構築（予算額 113,938 千円）

ア 身近な地域における相談（予算額 20,340 千円）

（ア）児童発達支援センター等機能強化事業（予算額 20,035 千円）

○児童発達支援センター機能強化事業

地域療育の拠点である児童発達支援センター等において、障害のある子供や疑いのある子供への支援内容を検討し、医療機関等への適切な支援につなぐコーディネート体制の確保や保育所等地域の子育て支援機関等に対し、障害特性に応じた支援技術等に関する研修等を実施する。

（令和 2 年度創設）

第 30 表 事業実施施設一覧

主たる施設・事業所種別	主たる施設・事業所名	住 所	法 人 名
福祉型児童発達支援センター	呉本庄つくし園	呉市焼山北	（社福）呉福祉会
児童発達支援事業所	デイサービスひろば	竹原市中央	（社福）中国新聞社会事業団
福祉型児童発達支援センター	あいあい	尾道市木ノ庄町	（社福）尾道さつき会
福祉型児童発達支援センター	あづみ園	尾道市久保町	（社福）あづみの森
福祉型児童発達支援センター	「ゼノ」こぼと園	福山市沼隈町	（社福）「ゼノ」少年牧場
福祉型児童発達支援センター	草笛学園	福山市加茂町	（社福）こぶしの村福祉会
	ひかり園	福山市多治米町	
医療型障害児入所施設	子鹿障害児等療育支援事業所	三次市栗屋町	（社福）ともえ会
医療型児童発達支援センター 医療型障害児入所施設	若草園	東広島市西条町	（社福）広島県福祉事業団
福祉型児童発達支援センター	広島西こども発達支援センター くれよん	廿日市市四季が丘	（社福）くさのみ福祉会
福祉型児童発達支援センター	柏学園	安芸郡府中町	（社福）柏学園

（注） 広島市を除く。

〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕

○スクリーニング機能強化事業

① 健診前後を含めた関係機関の連携強化等による効果的な健診の実施

② 療育的支援による子どもの適応の改善と、ペアレント・トレーニング等による経過観察層・育児不安層への支援による保護者の困り感の解消

により、不要な受診を減らすとともに、早期の専門支援の充実を図る。（令和 2 年度創設）

（イ）障害福祉サービスの利用決定等に係る研修（予算額 305 千円）

障害福祉サービスの利用決定等を円滑に行うため、障害支援区分認定調査員、市町審査会委員の研修を実施する。（平成 26 年度創設）

(令和5年度研修開催実績)

区 分	障害支援区分認定調査員研修 (初任者研修)	障害支援区分認定調査員研修 (現任研修)	市町審査会委員研修
対 象 者	市町職員、相談支援事業所職員 等(新規従事者)	市町職員、相談支援事業所職員等 (初任者研修修了者)	市町審査会の委員 市町職員
研修修了者数	60 名	26 名	40 名

イ 専門的・広域的な相談支援(予算額 93,598 千円)

県立身体障害者更生相談所、こども家庭センター(児童相談所、知的障害者更生相談所)における相談指導

知的障害児、重症心身障害者(児)に対し、生活、教育、職業及び医療等の各種の相談に応じ、施設入所の委託等の必要な措置を行う。また、身体障害者及び知的障害者について、同様の措置を行う市町を支援する。

第31表 障害児・知的障害者の相談・措置等の状況(県分)

(単位 件)

区 分		こども家庭センター		
			知的障害者更生相談所分	児童相談所分
令和5年度	相談指導	2,987	1,027	1,960
	施設措置	97	—	97
令和4年度	相談指導	2,635	861	1,774
	施設措置	104	—	104
令和3年度	相談指導	2,754	913	1,841
	施設措置	97	—	97

(注) 広島市を除く。

第32表 身体障害者の更生相談の状況

(単位 人、件)

区 分		相談等実人員	相談件数	判定件数
県立身体障害者 更生相談所	令和5年度	2,979	3,876	1,612
	令和4年度	4,276	4,990	1,931
	令和3年度	4,054	4,099	1,864

(注) 広島市を除く。

(ア) ろうあ者専門相談員の設置(予算額 23,531 千円)

次の機関に、ろうあ者専門相談員各1名(計6名)を設置し、手話によってろうあ者の相談に応じている。

障害者支援課・西部厚生環境事務所呉支所・東部厚生環境事務所(昭和56年度設置)、東部厚生環境事務所福山支所(昭和47年度設置)、北部厚生環境事務所(昭和49年度設置)、県立身体障害者更生相談所(昭和45年度設置)

第33表 ろうあ者専門相談員の活動状況

(単位 件、人)

区 分	家族関係	生活・生計	職業職場関係	住 居	健康・医療	教育・育児	福祉サービス	日常生活用具 補装具・	年金・保険	各種制度	災 害	通 訳	そ の 他	計	相談指導実人員
令和5年度	138	221	42	20	347	44	138	376	7	33	6	224	262	1,858	839
令和4年度	82	167	25	10	231	8	55	235	5	31	3	94	238	1,184	500
令和3年度	89	366	35	22	416	18	38	106	29	37	8	169	186	1,518	654

(イ) 発達障害者支援センター運営事業（予算額 33,050 千円）

発達障害児（者）及びその家族等に対する支援体制の充実を図る。（平成 17 年度創設）

- 実 施 主 体 県
- 事業委託法人 社会福祉法人 つつじ（東広島市八本松米満）
- 事 業 概 要 相談・療育・就労支援、普及啓発・研修、関係機関の連絡調整

第 34 表 発達障害者支援センター事業実績（令和 5 年度）

事 業 内 容		実 績			
相談支援・発達支援	実支援人数・延支援件数	実支援人数	197 人	延支援件数	1,059 件
	医学的診断、心理学的判定	実診断人数	0 人	実判定人数	3 人
	夜間等の緊急時保護、行動障害による一時保護	実支援人数	0 人	延支援件数	0 件
	相談支援・発達支援に伴う情報共有等（調整会議）	13 件			
	相談支援・発達支援に伴う関係機関職員への助言（機関コンサルテーション）	94 件			
相談支援・就労支援	実支援人数・延支援件数	実支援人数	69 人	延支援件数	348 件
	相談支援・就労支援に伴う情報共有等（調整会議）	2 件			
	相談支援・就労支援に伴う関係機関職員への助言（機関コンサルテーション）	0 件			
	職場拡大のための企業等への啓発活動	31 回			
地域住民に対する普及啓発	パンフレットの作成等	0 件			
	地域住民向け講演会の開催等	63 回			
関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	センター主催又は共催で企画した研修	実施回数	24 回	延参加人数	801 人
	外部から講師依頼を受けた研修（講師派遣）		104 回		1,635 人
	（再掲）教育関係者との合同研修会		28 回		536 人
関係施設・関係機関等の連携	連絡協議会の開催状況	実施回数		0 回	
	障害者総合福祉法第 89 条協議会等への参加状況			1 回	
	他の協議会への参加状況			0 回	
職員の研修派遣状況		参加回数		27 回	
職員の支援等に関する専門性の確認状況		評価回数		0 回	

〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕

(ウ) 発達障害地域支援体制推進事業（予算額 37,017 千円）

発達障害児（者）とその家族が地域で安心して生活できる体制を整えるため、次の事業を行う。

○ 発達障害地域支援体制マネジメント事業（平成 27 年度創設）

発達障害児とその家族にとって身近な市町、事業所、医療機関、学校等において、本人の障害特性に合わせた個別の支援が重層的に行われる体制づくりを推進するため、発達障害者支援センターに発達障害地域支援マネジャーを 2 名配置し、市町への巡回指導や助言を行うとともに、支援人材の養成研修などを実施する。

○ 支援者人材の育成（平成 24 年度創設）

- ・ 発達障害支援基礎研修
- ・ 発達障害支援スキルアップ研修
- ・ 発達障害教育支援スキルアップ研修
- ・ 医師対象研修

○ 家族支援体制の整備

発達障害児等の子育てを担う保護者が、障害の特性を早期に理解し、適切な対応ができるよう家族支援体制を整備するため、ペアレント・トレーニング実施者、ペアレントメンター、ペアレントメンターコーディネーターの養成等を行う。（平成 27 年度創設）

- ・ ペアレントメンター養成研修
- ・ ペアレントメンターコーディネーター養成研修
- ・ ペアレント・トレーニング実施者養成研修

- ・ 家族支援関係者連絡会議

地域生活のあらゆる場面で、発達障害が理解され適切な配慮が受けられるよう、地域住民を対象としたセミナーやイベントを開催する。

- ・ 県民向け発達障害啓発事業

○ 発達障害の医療ネットワーク構築事業

発達障害について適切な診療を確保するため、専門的医療機関を中心としたネットワークを構築し、高度な専門的医療機関を拠点医療機関と位置付け、発達障害医療コーディネーターを配置し、発達障害の診療医を増やすための陪席研修や困難事例に対する相談支援を実施する。
(平成 30 年度創設)

○ 発達障害診療円滑化支援事業

① 圏域に拠点医療機関が不在の地域における取組

診療に必要なアセスメントや保護者等へのカウンセリングを支援機関で行い、医療機関へつなぐことで、診療の円滑化を図る。(令和元年度創設)

② 地域ネットワーク構築事業の取組

発達障害児・者とその家族が、身近な地域・市町で個々の発達障害の特性に応じた適切な支援を切れ目なく受けられるよう、専門性の高いアセスメントの実施及び実施結果の医療機関への適切な引継ぎ、学校や相談・支援に関わる機関への指導・助言、関係機関が連携できる地域ネットワーク体制の構築等をモデル的に実施する。(平成 30 年度創設)

(4) 地域生活への移行支援（予算額 41,038 千円）

ア 地域生活支援拠点等（システム）の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を市町において構築する。

イ 医療と福祉の連携による地域生活への移行支援

(ア) 精神障害者地域生活支援事業（予算額 41,038 千円）

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する。(平成 30 年度創設)

- ・ 措置障害者の地域生活支援に係る事業
- ・ 保健・医療・福祉関係者による協議会開催
- ・ 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
- ・ 精神障害者の家族支援に係る事業
- ・ ピアサポーターの養成・活用に係る事業
- ・ 入院患者への訪問支援事業

5 暮らしやすい社会づくり（予算額 21,167 千円）

(1) バリアフリーの推進（福祉のまちづくりの推進）

「広島県福祉のまちづくり条例」（平成 7 年条例第 4 号）に基づき、福祉のまちづくりが円滑に推進されるよう県民意識の啓発・醸成を図るため、行政、事業者団体、当事者団体等で組織する「広島県福祉のまちづくり推進協議会」と連携して各種普及啓発事業を実施する。

(2) 災害・感染症対策の推進（予算額 21,167 千円）

ア 災害対策の推進（予算額 21,167 千円）

(ア) 防災と福祉の連携による個別計画策定促進事業（予算額 21,167 千円）

- 福祉専門職と連携を図り、自力避難が困難な高齢者や障害者の個別避難計画を策定し、それに基づいて避難訓練を実施するほか、県主催の個別避難計画作成に係る研修を行い、市町への支援を行う。（令和3年度創設）

(イ) 災害発生時に備えた避難訓練等の確実な実施

- 障害福祉サービス事業所では、災害発生時に備えた非常災害対策計画の作成及び定期的な避難訓練が義務付けられ、また令和3年度からは、業務継続に向けた計画の策定、定期的な研修や訓練（シミュレーション）の実施が事業所の努力義務とされたため、各事業所の対応状況を指導監査実施時に確認し、担保する。

6 社会福祉施設の整備等（予算額 852,085 千円）

(1) 障害者施設等の整備（予算額 80,663 千円）

障害者の地域生活移行、就労支援等を図るため、計画的な整備を推進する。

令和5年度の整備実績は、次表のとおりである。（平成17年度創設）

第35表 令和5年度施設等の整備実績

施設種別	施設名	設置主体	整備区分	整備概要	定員	整備場所	備考
共同生活 援 助	（仮称）ありん この家	（福）倫	創設	木造平屋造	10人	東広島市	R4から 繰越
共同生活 援 助	ライフサポート 大日	（福）静和会	改築	老朽化対応・ 耐震化対策	12人	府中市	R4から 繰越
障 害 者 支援施設	障がい者支援施 設ニューライフ 君田	（福）備北福祉会	避難スペース 整備	利用者の避難 スペースを増 築して整備	52人	三次市	R4から 繰越

（注）広島市、呉市及び福山市の所管分を除く。

〔負担割合 補助基本額に対し、国2/3、県1/3〕

(2) 県立社会福祉施設の運営（予算額 771,422 千円）

社会福祉施設を設置し、これらの施設を総合的かつ効率的に経営するため、平成17年度及び18年度から、指定管理者制度の導入により、運営の委託を行っている。

- ・ 指定管理者 社会福祉法人 広島県福祉事業団
- ・ 指定管理者 社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会（視覚障害者情報センター）
- ・ 指定管理者 一般社団法人 広島聴覚障害者協会

第 36 表 県立社会福祉施設の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

（単位 人）

施 設 名		定 員	施 設 の 目 的
総合リハビリテーションセンター	医 療 セ ン タ ー	病床数 160	障害者に対し医療を行うとともに、更生のために必要な相談及び指導を行う。
	若 草 園	入所 60	肢体不自由児を入所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を与える。
	若 草 療 育 園	入所 53	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
	わ か ば 療 育 園	入所 52	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
	在宅障害児（者）支援センター	通所 10	肢体不自由児を通所させて治療するとともに、児童発達支援を提供し、家族等関係者に対し、相談その他必要な援助を行う。
	あ け ぼ の	入所 40 日中 60	障害者に対して施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練又は就労移行支援を行う。
	ス ポ ー ツ 交 流 セ ン タ ー	—	身体障害者に対して各種の相談に応じるとともに、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進、及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。
福山若草園	福 山 若 草 育 成 園	通所 20	肢体不自由児を通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を与える。
	福 山 若 草 療 育 園	入所 54	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
松陽寮	松 陽 寮	入所 148 日中 163	障害者に対して、施設入所支援を行うとともに、生活介護又は自立訓練を行う。
視覚障害者情報センター		—	点字刊行物、視覚障害者用の録音物の閲覧及び貸し出しを行うとともに、点訳・朗読奉仕員の養成事業を行う。
聴覚障害者センター		—	手話や字幕入り DVD 等聴覚障害者用の録画物の閲覧及び貸し出しを行うとともに、意思疎通支援者の養成・派遣、相談業務を行う。